

VI、
參
考
資
料
編

a、古碑文

① 「正宮造替」の石燈碑文

正宮造替の碑文は鹿児島神宮拝殿と神饌殿との中庭に石の常夜燈があり、その脚に刻まれているが石質がもろく風化しつつある。判読しがたく保存の方法を考えなれば、数年を出すして殆んど風雨に侵蝕されるものと思う。

宝暦六年に寄進された常夜燈であつて、藤原為貞誌とある。碑文は鹿児島神宮（正宮）の造替の記録であつて、文中四所とあるは四所宮の意で大御前、若宮、若姫、宇礼姫、四坐が祭神。武内とあるは武内社、隼風とあるは早風社で日本武尊熱田大明神で未社である。

正宮造替の碑文

正宮ノ宝殿ハ慶長六年ノ造営ナリ。
星霜六十余年ヲヘテ白蟻ノオカス
所トナリ、寺社奉行ニ下命アリ、
建造ヲ始ム。
牧園ノ楠ヲ真幸ノ松ヲ切り用材ト
ス。
藤原為貞

正宮之宝殿拝殿四脚向拝及四所武内隼風宮三宮者慶長六年辛丑造替也星霜六十余年
乙亥春率庶吏役既□斧斤至丙子首夏造修理成焉仍四月六日ト而有遷宮祭礼也四脚向拝四所武内兩宮既欲敗壞故悉新造矣隼風宮亦更修石壇而新彩功總剛法故或漆脈具青具以潤色之皆夫函成之功□人人尋來之勸豈非依神明支持者也因謀建立常夜燈一基於願君臣永安率邦內有倍熙□威靈不朽也

藤原為貞誌之

宝暦 六丙子年

奉寄進常燈

五月吉日

御作事詰

寺社方相中

(2) 「正宮山植杉記」の碑

正宮山植杉記の石碑は、鹿児島神宮の裏山の杉林の中に通する、稻荷神社参道の右脇に現存する。碑文に欠字があるが心なき者のいたずらと思われる。

碑文の日域とあるは、皇國日本又は天子の住む所の意であるが、当地石碑文に「日域」とあるは正八幡宮即ち鹿児島神宮をいう。

正宮山植杉記

慶長六年造営ノ宝殿ナリ。

百五十年経テ諸殿白蟻ニオカサル。

造営六年ヲコエテ又石体宮ノ造替ニカカル。

日秀上人ハ南海ニ渡海シ屋久杉等ヲ正宮社殿ノ用材トシテ運ビ、杉ノ種子ヲ拾テ社山ニ播種セリ。ソノ樹木百八十余年ヲ経テ巨大ニ成育ス。日秀上人ノ勤労ニヨル木材ニヨリ社殿造営ノ功ヲトグ衆徒ノ協力ニヨリ新シク數万本ノ植林ヲナス（杉）。

山神ノ加護ニヨリ植杉ノ育成ヲ願ウ。

大隅州桑原郷正八幡宮則日域開神也茲以措不論□其宝殿拝殿四脚向拝者慶長六年有造理也當□至辛未一百五十有余年而諸殿尽壞可為長太□己故奉公命來而為造替之營□六踰年而或繼而丁丑秋有石体宮造替亦持旧符來而為之初有日秀上人者泛槎南海□杉及栢於屋久島為正宮社殿之柱榦且拾杉子而□種之於社山許多其意謂豫□将来盡社修造今也去其世一百八十有余年而其樹頗及連抱故癸酉春果伐之以為拝殿一字信上人之勤勞也誠敬白思惟恍惟惣神如在其左右因欲□其功績其德顯於不朽則與社□衆徒戮力□叢棘夷蔓新植□万余杉矣冀撫山神之威德歲々盛茂長為正宮社殿之□林者也因記事以刊石

宝曆七年丁丑歲次一月 藤原為貞謹誌焉

寺社取次 男 為鄉書之

寺社取次 小田善兵衛為貞

筆者 吉□源右衛門泰房

宮内組頭 愛甲十兵衛廉雄

留守市郎左衛門秀命

最勝寺源右衛門清雄

山見廻 音堅常顕彭辺

田口半兵衛実有

隈州富隈新松林記の石碑は隼人町浜之市住吉の富隈城址の東門（隼人放送所の入口）右側に建立されている。心なきもののいたずらか、太平洋戦争の犠牲か、或は明治十年西南戦争当時の戦火のためか、或は風化のためか欠字を見受けるのは誠に惜しい事である。国道二二三号線と国道十号線との交点に富隈山心王院童蓮寺があつた。住吉崎という。

現在松林はなく、近年迄残存したもののように切株を所々に散見する。

隅州富隈新松林記

富城故城ハ国分郷トノ堺ニアリ、亦赤松大夫ハ國分地頭タリ。

コノ地ハ貢明公ノ元邸宅デアル。

寛政八年高千穂ノ峯ノ松百余株ヲ

移植ス。

繁茂セル高林ヲ望ミ村人共ニ戒メ

アツテ曰ク

コノ樹木ヲ伐採スルヲ後人ニ戒メ

ルタメ徳持貞藏ニ起草ヲ依頼ス。

コノトキ（子）

国分郷ハ曾於郡デ小村ハ桑原郡ノ内デアル。

小浜雨乞イノ碑モ徳持清定謹書デ

アル。

④ 六觀音再興の碑

国分市公民館の庭内に石塔が残存するが、その脇に六觀音像を彫った古碑がある。正面にその像があり、他の三面に碑文がある。

刻字が磨滅し判読しがたいが、収録して参考とした。建立は永禄五年壬戌の春彼岸の吉日と誌されている。碑文中「百億毫光」

以下は詩文となり、清水楞嚴寺十一世の住僧近沢和尚の作にして、名文という可きものである。

再興 桑国西海路隅州

大隅国ノ国分寺正像ノ六觀音像年

国分寺觀音大菩薩沙弥生正像者已同堂宇之脇從古有六觀音像粉碎中絕歲久矣依之□里信男

古クシテコワレテ久シクナル。

信徒コレヲ見ルニシノビズ。

門徒激励シテ六体ノ石像ヲ造ル。

ツツシミ

毫光＝光線ガ四射シテモノ如シ。

簇簇＝ムラガルサマ。

毫光＝光線ガ四射シテモノ如シ。

簇簇＝ムラガルサマ。

信女豈堪視其処乎諸壇越励造之志彫刻石像六体亦仰兼依此善修國家豐饒□□□施主如意
快樂常安樂何疑有之□□愿作果識長篇以聊述感應之□情焉百億毫光成妙術鶴般變化
規茲容池辺楊柳枝交綠洞裡桃花簇々紅塊雨霏々飭瑞處條風鋼々布祥豐碧杉篠々普門憶紫
竹々園寶宮所有罪障扶所有円遍教住說圓遍尚斯帝德幾千歲檀越庶民樂莫東北補陀岩窟
鑿西南弘誓海以深大悲字眼思量外靈驗最明□念□

近沢叟当海□

大願主淵脇安□

永禄五年王仲春彼岸吉日作者誌

守比丘永尼家貞

雨ツチクレヲヤプラズ。

⑤ 林氏の由来記碑文

国分市正覺寺跡墓地内にあり。林氏の祖中国（支那）より来朝せる旨を記し、寛政元年に林昌孚が建立したものである。碑と並んで祖鳳山道人、至尊妙理大姉の墓二基がある。碑文によると、浜之市から正覺寺と俱にこの地へ移されたものである。

林氏は殷の王子比子から出て、周の時代から林氏を称している者は皆この一統であるとされている。林鳳山と言う人が妻子と共に乱を日域に避け、その祭祀を全くしたと書かれている。長崎の崇福寺に林氏の墓（文化財）がある。

殷ノ紂王ノ諸父、紂ヲ諫メテ殺サル鳳山ハ明朝ニ仕エル高官デアツタ。妻子日本ニ乱ヲサク。天文年間ノ初藩主浜ノ市ニ来历招聘ヲ受ク。明人浜ノ市ニ來り拝謁ス。浜ノ市ヨリ寺ト共ニ当地ニ移リ本家連綿トシテ繁栄ス。

林氏姓為字者其原由出於殷之王子比子也自周以来称林氏者蓋皆是也曩祖林鳳山仕於明朝而貴顯也且伝言尚公主既而携妻子避乱于日域而全其祭祀矣吾天文初年ト居隅州桑原郡浜市之邑於越太守公辱尊命有召之者可謂榮矣往時明人每有到此處莫不嘗拝謁平鳳山道人也其所崇親也如此道人謚鳳山常薰居士其妻号至尊妙理大姉及有数子長子曰林市藏次子成僧曰日雅市藏謚泰窓常安居士其妻即花春妙種太姉是也歟

墓昔時浜市從当寺俱移于斯地然而林氏之孫□子繁茂聯綿而到于今也且夫若此邑之商家亦称林氏者頗多則其支流余裔也方今建石灯一字以欽記其梗概將垂之於不朽也

林昌孚欽焉

⑥熊野大権現碑（安樂）

桑原郡踊村安樂之温泉之傍在宮社謂熊野大権現何年□人不知建造也天正十年壬午年肝付彈正謂復□□□□之而不詳審諸國雖多所溫泉出治病之効□□□□夫溫泉之為効哉助氣溫體安血通滯□□□□宜暢皮膚明眼目私上氣治諸病脾□□□□內者可□之溫泉之性不等一如是溫泉氣味柔順而無所咎障而治病甚速也以此考之必可依伸之氣麻□予文化二乙丑暮秋來於此地浴溫泉其功驗□證明也亦其功能人々□所稱譽溫泉之功驗記

其事刻石建石奉神前

丁時文化二乙丑暮秋

西藩元蘭阜記

⑦小浜邑雨乞いの碑（昭和五年移築）

小浜邑早鈴宮祈雨乞銘大守貫明公為黎民患旱魃於小浜之邑而詠御歌驟然有得膏雨逮此時也豈唯農夫而已歟抑都鄙之臣民欣躍而周褒与乎君德者應想見矣既而將夫尊詠而納早鈴之社壇自爾已來雖星霜已尚然每有遇平亢旱必奉尊詠以雩則莫不有驗矣於戲妙哉昔時此處雖称當干之南汀有攸謂冲玉於其傍有赫々一巨石矣是所謂其勝狀乎邑吏安樂兼深暨于後世懼忘失之豎碑以錄其梗概欲示之於不朽此寔非不失美義之古風而耳以永世之勸戒也鄉司林昌英亦聞其言而諾之焉丁時文化六年春三月上瀚

德持清定謹記

⑧水天測水神碑

宮内原新田用水ニ閑スル碑ハ十基
ヲコエルガ、ソノ代表的記念碑ヲ
集録スル。

夫水天測之於開鑿也蓋已久矣謹於正徳辛卯九年國主島津吉貴公夙國家之審於盛衰察興廢而開營水利布設石堰則久遠不朽之大功業也其而其興於國益愛於衆庶之仁惠誰浴於恩澤而未嘗有不仰於功德者也矣爾來歷代之國主恐先君功績之負愛國之誠意矣可謂豫防之注意已所修理

而能繼公之遺志者也焉嗚乎始何明治十八年六月天災時麥悶哉萬世之偉勲一朝而屬於水泡泡矣豈不惜哉抑地者万民塗炭之苦難所者關係而大約三百有余町之田地灌溉之水源也矣然而分秋不可附忽諸者不得論也雖然切恨寒邑乏於其資果民力之不耐負擔也矣於是万不得止至為幫助之歎願幸宦視察於其哀情至垂得恩矣衆民之慶渴加之哉焉即本年四月就業了時工事掛有故不果遺憾無窺矣於是每村水受耕田地主惣代投票三名更總代中選舉代人六名為工事員連統勤勉中豈困哉縣府直接之奉命也總地主當惑直現今工事員為委任者也而基於成規村受之至命之展示力指揮周到更能幹其轟工事員等亦將固欲盡勤括據奏聞全無缺之功皇帝陛下之報於鴻恩併慰開築國主島津吉貴公之神靈工事員等今也聊賴貫徹微衷完得於竣功官民之幸福起業之本源也焉時維明治十九年十一月十三日也

隅在住吉 甲泉蕃兵謹撰繪

本県地理課九等屬監督草野甚七大隅國桑原郡西襲山鄉西光寺村外三村戶長監督野村綱紀全國曾於郡國分鄉真孝村外七村戶長監督森元真管全國全郡野口村戶長監督山内俊良
大隅國桑原郡西襲山鄉東鄉村水受耕田地主總代工事掛園田彥左工門全國曾於郡國分鄉住吉村水受耕田地主總代工事掛山本定義全國全郡全鄉全村水受耕田地主總代工事掛瀬戸山長保全國全郡全鄉內村水受耕田地主總代工事掛川野方之丞全國全郡全鄉真孝村水受耕田地主總代工事掛重久万治全國全郡全鄉全村水受耕田地主工事掛野村綱藏全國桑原郡西襲山鄉西光寺村水受耕田地主總代夫長吉村休次郎全國曾於郡國分鄉見次村水受耕田地主總代夫長鎌田新一同内山田村同秋丸休次郎同小田村同寺園熊助同野久美田村同松元八十八同野口村同永島善右工門同國桑原郡西襲山鄉西光寺村世話人東吉太郎同水受耕田地主總代竹下武彥同東鄉村世話人鶴丸八兵工路畠太郎全國曾於郡國分鄉内村水受耕田地主總代森豊喜右工門永重市太郎世話人木房万右工門福重十次郎永重休左工門全見次村水受耕田地主總代桑幡半左工門崎長太郎世話人春花善右工門新田次郎左工門全内山田村水受耕田地主總代谷口世盛永

重休兵工世話人丸山宣左工門塙福喜平次全小田村水受耕田地主總代野村伊助山下太次郎世話人大迫弥助種子田善兵工本丸龍右工門全郡野久美田村水受耕田地主總代野辺金次郎東村金助全住吉村水受耕田地主總代有川貞孝世話人徳満太郎太森伊右工門全野口村世話人川西長藏万福善右工門水守永島金太郎住吉村水守久保五郎助真孝村水守田中次郎助野久美田村水守松崎利左工門水守上和田助市上和田次郎助内山田村水守今田甚左工門田中道助工門内村水守新富休四郎見次村水守津武休四郎中園畠次郎東郷村水守今村休太水利土功會議員住吉村森山正徳野久美田村世話人宮下新兵工永里金太郎同真孝村水受耕田地主總代高木吉三次山口仁兵工

⑨ 大隅国桑原郡西国分郷鑿溝崇水神記

夫西國分郷鑿溝也以安樂川為頭浜市為尾其流可二里半為開新田而所設也原其所與從汾陽盛常始矣溝首多大巖其險難不可測衆皆以難之盛常前請曰若承國老奇之不敢輕許蓋謂裂而不崩恐煩民力而無成功矣盛常憂而不已以所稽考詳說土師経貞大信之繼告種子島久基國老聆其言親往而相其便宜实當盛常所該□也於是告君下命以蒲生清賢伝其命使盛常経貞二士奉行焉國毫於職不亦宜乎時維正徳元年辛卯冬十二月始事於大巖至六年丙申夏四月畢功於浜市其水潺々不舍昼夜潤之地可為新田者暨六千余石矣民以喜君以為賞二士之功可謂大也噫巖々磐石豈能易治弁其勢而用其工得其意而行其術以可裂而裂之以可崩而崩之以可転之以鑿而鑿之終闢其溝而導其水至若積石而為高垣禦備而固其底或流土而築堤防或開而貫丘陵或構門而為壅激或架橋而通往来件件之營僉是出盛常所經始悉成矣熟亦不為大焉乎茲建水神祠以禱溝永久有司令鱗錄其來由文記之且祝水神歌曰水哉能從所鑿浸灌田間永年安樂時享保二歲次丁酉秋九月穀旦 倪金鱗字宗因謹識併書

宝曆七年丁酉二月板戸前石水道改造

自正徳元年冬至六年夏之間係此溝事者記姓名并付錄焉 郡奉行汾陽四郎兵工盛常土師孫右

工門經貞檢者川上源助親川上長右工門親淨四本八郎左工門為行有馬清兵工純謙奈良原源助
称速水五郎右工門政盈加世田孫左工門筆者肱岡藤左工門□□和田伊兵工築瀬權右工門宗次
東鄉慶右工門伊東小右工門祐為有村吉左工門檢見崎次右工門永吉藤兵工日當山曇有川与三
右工門貞榮浜崎三右工門兼厚最勝寺甚左工門俊宗郡見廻有川次郎兵工貞德鶴丸武右工門資
尚松脇半右工門成富園田越右工門秀宣中島太郎右工門景當國分曇岩切与右工門信歲肥後周
右工門盛樹野村権五左工門安純坂本休左工門清栄家村源四郎住意平田利右工門宗則郡見舞
野村五左工門盛叔豎郷兵工利良津曲善左工門兼居德持市兵工家当前田覚左工門清親溝見舞
小川周兵工重榮取払堀切弥左工門益滿覺兵工永強帖佐東条万兵工

⑩空順師入定石室記

延宝三年乙卯歲薩隅日前大守吉貴公誕於鹿兒島城先誕節二階堂行朋詣霧島山抽丹誠祈維
岳陵神吾師之師賴盛住花林寺憑行明獻平產符也天和辛酉吉貴公東上時老師發心誓願伏請証
明於神社三宝今年十九歲若有殘年至六十二謝世緣入定石室其心無他專祈國家永久吉貴公福
壽增長者也老師入定誓願島津中務久輝奉告吉貴公老師雖不幸求之使名越右膳恒渡召老師於
殿中引見國君涵濡德化也命二階堂八太夫行增于櫻島西道村賜入定地也大守繼豐公実母於須
磨賢叔德造立入定石室賜之請書檀施于定石島津豐前久達比志島隼人範房奉旨詳之後卜隅州
宮內獅子尾山正福院觀音堂左邊之地從桜島移石室於此地為終焉地也獅子尾境界四圍八町三十間
賜公券至末代住持使老師濟孫補席是亦公命也御老師隅州人坂本氏少年而出家剝情絕欲
不求於人已之所以施入炎暑不弄扇祝狂風不傷禾稼也攝州理觀坊大德希世高僧也懷仰□□
□三禮加行千日歷十年然後近侍三年傳阿字觀大德謝世拜別塔前四国西国高野山閑東名山無
不遊歷也三十五歲帰郷住紫尾山宝永元年甲申歲為吉貴公三百日對久不言語唯誦不動真言千
万遍初赤色稻荷回老師草庵三稻荷神國家守護神也有益護國家之和歌或無水處唱神呪則清泉
湧出或盲聾者不言者加持之則見聞言語暫如常入或旱魃乞雨則應旨霖雨或夢先島津久典之誕

獅子ノ尾山麓、空順石室ノ境内ニ
アル。

節称天通男子生果生賢男後為福寿安寧誦觀音經三万三千三百三十三卷也或庖瘡疾疫到志布志檳榔島上自府君親族下至庶民祈除災安全三十五日也先信櫻島西道村時夜事夢毘沙門天弁才天乘輿來臨草庵使老師乘輿曰葬礼來而夢覺也翌日吉貴公儀於須磨賢叔德亦來臨也光陰倏息已至五十三吉貴公預不詳六十二歳之入定自其歲以二十年為期至六十七歳弥勒院奉公命以十年為期及六十九歳又命島津久季過十年為入定之期也強欲遂素志忿違公愛憐之情進退維谷待時送殘年耳于定石入定沙門空順之六大字久奉老人書焉吾師之名千載之下不以可朽也弟子等欽記之并刻于石以備來鑑云享保十七年壬子五月二十八日奉行伊東伝左工門藤原祐由檢者肱岡利右工門賴起正徳元辛卯年五月二十八日作者川添清右工門藤原利連永田五右工門藤原重次同性四郎右工門

○水神碑

松永用水路ノ取水口ハ松永下小鹿
野（現在ノ戸ノ口）デアツタガ、
川床ノ関係テ現在地津曲字ノ下ニ
落シロアリ、ソコニ水神碑ヲ建ツ。

地方検者 阿久根 善助	石切鹿府 久保金藏
郷士年寄 本田安左工門	同 権之助
右 同 小川善兵工	同 鉄之助
文化六歳己巳	権右工門
右 同 細山田十左工門	早左工門
郡見廻 貴島嘉右工門	助太郎
右 同 島田喜平太	同
右 同 川越理右工門	次良左工門

二月二十八日

用水掛西 田兵右工門
庄屋稻富彥右工門

(11) 石墓石塔

この地方には古墓石塔石仏その他宗教的な刻文、彫刻が多く散在し、往時を偲ぶ貴重な資料であるが、稿を改めて「石文化」として八幡山の支石墓、朝日地区の環状石、小田居細工の環状石、三光院殿の石仏を始め、水神、田神、道祖神等民俗的な資料として紹介するが、今稿は参考迄にその二・三を紹介することとした。

隼人内山田寺跡ノ正国寺ノ紀年銘
ハ、康治元年九月。

(一)、大隅国分寺五重塔建造の年号

康治元年壬戌

十一月六日

(二)、国分市重久剣之宇都橘城にある供養塔

南無阿弥陀仏

庸 阿弥陀仏

建武三年丙子八月十五日

(三)、同 所

南無阿弥陀仏

曆応四季九月八日

弟十三廻忌辰

印阿弥陀仏

(四)、同所笠石銘

弘安三年

仏工淨顯

(五)、隼人町姫城七ヶ所天神（菅原神社篇額銘）

延喜二年

天満宮

(六) 同所參道石塔銘

禪進石
願主貞享己丑歲

維持□享二七己歲

霜月九日

(七) 右同所東方百米畠中にある卵塔銘

文祿二年癸巳

妙法四世□□溪玄和尚

十二月二十八日

(八) 国分市向花(山田越前入道灰塚、六地藏塔)

維時慶長十四己酉歲 六月
十四日

利安慶哲居士

山田越前入道

(九) 国分市重久止上神社入口に在

寛延二己巳壬月

止上六社大權現

覺遍

(十) 国分市外姫城重久溝脇にある水神碑銘

元祿己四月八日

南無水妙神

当村中施主

(十一) 国分市府中祓戸神社境内の石像銘

石工 小倉鹿之助

○大穴持神社献灯

御勘定方小頭

御趣法方調師

四本八郎左工門為康

御作事方下目付與

永山善左工門盛谷

御大工頭阿蘇鉄矢政辰

十月十一日

郷士年寄服部權兵工貞富

組頭市来宗兵工政智

相談役山元市左工門盛陣

十月二十八日

藤原久治抱節弁

慶長十二丁未年

十月二十八日

(国)、正国寺三十三世卒塔婆（隼人町正国寺址に在）

地藏サンカクレコスルテタ能見マス

早ク弥陀シティシタマハレ

我願以此功德普及一切
我等与衆生皆共成仏道
正国寺住三十三世

一見卒都婆永離三惡道
何況造立者必生安樂
當時住尊稱和尚

(國)、水之神・山之神碑（浜ノ市堤防）

掛□奉行汾陽次兵工掛郷方檢者石原金兵工掛郷士年寄市来新助右同郡見廻新橋藏之進右同
住吉村庄屋鰯島孫八名主
新太郎助兵工権右工門
用水掛下役源八

真孝村庄屋宮原権左工門

名主長兵工与千次長助

用水掛下役新一

元禄五壬申年一月吉日

府中 次良□□

(国)、国分市野口、伊集院抱節在銘の六地蔵塔

伊集院下野入道

興善院殿龍岳盛直居士

藤原久治抱節弁

b、古文書

「正宮文書」

仁明天皇綸旨案

承和九年八月仁明天皇綸旨源々承
ヲ如來御前法橋職ニ補任ス

仏事神ヲ懇ニ奉行スベシ

天氣カクノ如シ、コレヲツクセヨ

補源々永如來御前法橋職 任符立宮柱奉祭日月星宿 領一天四海應懇祈天下仍諸官并座主
經官 等補器用輩可進止育被令仏神事奉行 耀神皇宝前之由天氣如是悉之
(八四二)
承和九年壬戌八月日

左中將小楓

『清水臺明寺文書』

廳宣 贈於郡司

可且加制止、且擄進其身、臺明寺山邊所在雜木伐運雜人等事。

右、得彼寺住僧解狀稱、謹檢案內、當山是修行者建立、不獲定之擅越、然而靈驗無喻、祈禱有感、如此之間遍滿遠近、非無其驗、隨卽爲公家御願寺、勤修法華三昧、斬米每年立用、公帳五十餘斛、然而深山之甚、依不被下合夕、住僧也少、荒廢尤多、借住無人之間、所在堂舍顛倒及數十年、不蒙公恩、敢不可修造、隨卽相期公家造木之程、今月二日大風、一屋不遺、皆悉掃地顛倒又了、因之制置此山所在雜木、擬免件造事析之處、里邊雜人不隨制止之斷寺邊殺生畢、今如聞、時序稍遠、禁斷遂薄、若違犯、卽以違勅論、春蒐秋獮、釣而不網、事不得已、期兮止殺、況乎仁祠之邊、精舍之前、從來解脫之界、非是漁獵之地、如聞、勢家豪民、無憚憲章、國宰講師、不存檢校、遂使寺內馳馬、佛前屠禽、如此淫濫、不可勝言、夫妖孽之臻、未必自天、民自取焉、可爲太息、宜重下知五畿內七道諸國司、嚴令禁斷寺邊二里殺生、如有犯者、六位已下科違勅罪、五位已上錄名言上、不得阿容、三月壬申朔、勅、大和國添上郡春日大神神山之內、狩獵伐木等事、令當國郡司殊加禁制、

旨、欲伐失矣、仍言上如件者、可停止之狀、所仰如件、宜承知之、依件行之、故宣、

二〇四二
長久二年十一月十二日

大介惟宗朝臣在御判

3 『清水臺明寺文書』

國符 贈於郡司

可任先符旨、重以制止、臺明寺傍示內山野狩獵雜人等事、

先ノ符ヲ守リ、臺明寺山野ノ狩獵
ヲ重ネテ制止ス。

右、如聞者、件山國內第一之勝地、靈驗無比砌也、所住僧侶等致鎮護國家之祈、而間先々
依彼山辭狀、件狩獵制符已明、而今愚暗雜人等、不憚制止、動致狩獵之計云々、佛法陵遲
只在於斯、仍重所仰如件、宜承知之、任先符旨、早以停止、若不憚制止者、懲召進其身、
將以糾決、符到奉行、

大介藤原朝臣在御判

長久四年八月十一日

4 『清水臺明寺文書』

國符 贈於郡司

4 可慥制止臺明寺山傍示內山野狩獵雜人等事
(ママ、下向)

右、得彼山住僧等辭狀備、請被下知在地、停止傍示內山野狩獵雜人等狀、右謹檢案內、當
山贈於郡部中、雖有猪鹿之堵、建立此寺之後、言上事由之日、傍示之內、前例被停止件狩
也、而今往來山中雜人、任意致殺生之計、一向結重罪之胤、仍言上如件、望請國裁、停止
件狩、靜致念佛讀經之勤、將爲國家鎮護之祈者、今檢案內、件山佛法興隆之基、經論流布
之砌也、須往來雜人、發歸依渴仰之心也、而今如聞者、爲宗殺生、結惡業煩惱之胤云々、

是尤重在可制止、仍所仰如件、宜承知之、早以制止、若背制旨、強有狩獵之輩者、因准強竊盜之犯、可捕進其身者也、事爲善根之上、已緣鎮護之祈請、可紀行、不得疎略、符到奉行、

大介惟宗朝臣在御判

長久(元カ)六年八月八日
(二〇四五)

奉行
大領藤原

5 「調所恒範譜中」

天喜二年甲午初、

一條帝時、高麗賊來、劫掠邊陲、乃奉幣諸社、以犒饗之、為長德三年十一月事、頃歲第宮荐火、且天變多、見日本史、於是乎、參議正三位大宰大貳源朝臣資通字多帝皇子照長德三年例、崇加管內諸神爵一級、及二月二十七日、正六位上行大典山宿禰某、抄寫其在大隅諸郡大小神名於副諸神位記、爲簿一通、以授恒範、奉行之時、方恒範居主神司故也、今其原本久歷年、所上方殘欠、僅余三郡、所謂肝屬馴謀熊毛等也、而他五郡既亡無見、可惜哉、

(8)

(7)

6 「在清水臺明寺」
贈於郡司

可任代々廳宣旨、永停止臺明寺山四至內狩事、

右、件山、是佛法興隆之地也、因之代々宰吏、件狩永可停止之由所下知也、而如聞者、背彼起請之旨、近來有好狩輩之由傳言云々、仍重所仰如件、郡司宜承知、永以停止、若不憚制旨、猶有好狩輩者、且攝進其身、兼亦注姓名、可言上事由也、隨則現世重可召禁之、後生止ス。

清水臺明寺山内ノ狩獵ヲ重ネテ禁

永断佛種者也、故宣、

(二〇五五) 天喜三年七月廿五日

大介高橋朝臣在御判

臺明寺山内ノ狩獵殺生ヲ禁ズ。

7 「在清水臺明寺」

「ロウラニ」
橘成友状当山傍示之事此案文税所
□

橘成友謹言

不可自今以後狩獵、臺明寺山禁制殺生堺、須波留加多毛止の西訓木尾より内佐古狀、

右、禁制傍示之堺、元者是須波留加多毛止也、而今傍示之近、猶不可狩件訓木尾内之由、
山内住僧所令制止給也、隨制止旨、自今以後、不可狩獵件訓木尾内之狀、起請如件、仍勒
事狀、謹言、

天喜四年六月廿九日

橘成友在判

8 「写本在清水臺明寺」

廳宣
贈於郡司

可且加制止、且以停止、臺明寺山内恣好遊獵輩事、

右、彼寺庄嚴雖舊、靈驗日新、而如聞者、郡内之雜人等、恣爲宗遊獵、多斷生類、逞欲畋
鮫效獲覽慶、自今以後一切禁斷、若制止之後、重有此之聞、且言上事由、兼揭進其身、事
功德也、諸佛讚諸、宜承知、永以停止、仍宣、

(二〇六〇)
康平三年一月廿六日

大介内藏朝臣在御判

(12)

(11)

(10)

後三條天皇諱尊仁四年

延久元年己酉二月廿三日、可停止寛德以後新立之庄園、縱雖彼年以往、立券不分明、於國務有妨者、同停止之由、宣下、閏二月十一日、始置記錄庄園券契所、定寄人等、於官朝所始行之

(14)

10 「權執印文書」

八幡正宮

永暹大德

右人、補任權惣檢校職既畢、

應德四年二月八日

惣檢校法師大和尚位

執印兼講師傳燈大法師位判有

權惣檢校權大掾藤原

御供所檢校佛子

修行所(檢)檢校佛子

御馬所(檢)校大法師

御前檢校大法師位

御前檢校大法師位

御前檢校大法師

辨印柒嶋別吉

辨印山則永

辨印山武依

祝部檢校柒嶋

主神檢校高白

宮主僧

宮主僧

宮主僧

執當大法師

權座主大師(法)

座主大法師

辨印源爲季

辨印高田爲永

辨印大宅友任

檢校午口安道

檢校法心幸行

檢校藤井壹依

別當安卫佐具

別當立橘友成

別當藤行正

※嘉保元年十一月十二日、正宮焼失以来未が造営の功なりがたき時であった。

(二〇九四)

※左衛門尉惟宗(島津忠久)の七社參は一、開聞、二、新田、三、止上權現、四、正宮、五、霧島、六、妻万、佐土原カ大崎、七、島津稻荷(坊ノ津一乘院、賴盛法印の書付)

賴盛法印ハ霧島華林寺、宮内彌勒院、獅子之尾正福院住僧ヲ歴任スル。

11 「正宮文書」

(端裏書)
「修理所檢校奉季男」

八幡正宮

酒井季時

右人補任修理所職既畢

保安二年二月二日祝部漆嶋(花押)

執印伝燈大法師(花押)

権政所息長(花押)

酒井季時(隈本ノ祖)ヲ八幡正宮
修理所職ニ補任ス。

権執印内藏朝臣(花押)

御前検校大法師（花押）

修理所檢校酒井（花押）

御供所檢校平朝臣（花押）

御馬所檢校藤原

檢校日下部

弁官山

宮主法師
宮主法師

宮主法師（花押）

五師大法師（花押）

權座主大法師（花押）

座主大法師（花押）

12 「写本在清水臺明寺」

廳宣 贈於郡司

可任代々廳宣旨、永停止臺明寺山四至内狩事、

右、件山、是佛法興隆之地也、因之代々宰吏、件狩永可停止之由、所下知也、而所聞者、
背彼起請之旨、近來有好狩輩之由傳言云々仍重所仰如件、郡司宜承知、永以停止、若不憚制
止、猶有好狩輩車、且擗進其身、兼亦注姓名、可言上事由也、隨則現世重可召禁、後生
亦可斷佛種者也、故宣、

延久元年二月十五日 大介藤原朝臣在御刊

延久元年（一〇六九）

13 「清水臺明寺文書」

（端裏書）
（曾乃墓町本券）

（外題）「任本主并郡司等判、可令領掌也、（花押）」

宗岡重武謹言

沽渡相傳所領田地事

在

曾於郡二条二里廿七坪壹町 字桑町也、

(13)

大治五年（一一三〇）

右、件所領田壹町、依有要用之直、限永年所沽渡於成心房也、仍爲後日沙汰、沽券如件、
大治五年十二月廿八日 散位縣（花押）

「郡判」

件二条二里廿七坪一丁本領主沽券明白也、仍加署了、

僧（花押）

(16)

14

「清水臺明寺文書」

八幡正宮執印僧行賢敬白

（由久留蘭）ナドヲ臺明寺ニ奉寄ス。

寄進臺明寺毎年九月中旬三箇日夜不斷大念佛燈油佛聖僧供析、贈噉郡止上居取内方得領
水田捌段内貳段者、止上御供析奉寄畢、残陸段并畠地壹所宇由久留蘭事、
四至限渡瀨者 但古渡瀨

副進調度文書伍通

右、十方淨土之中、尋往生因、西方念佛殊勝第一之行娑婆穢濁貴賤、誰不願安養乎、于茲
鎮西隅州有所部、号贈噉郡、其中有靈窟、稱臺明寺、有別所、銘衆集院、有住僧、名曰臺
房、興隆佛法、爲法界衆生、以每年九月中旬之比、三箇日夜之間僧供析等、勸進十方檀那、
始修不斷大念佛及十六个年、爲一番僧供之頭、每年聽聞之處、堂僧十二口析束帶、以自力
構置、堂庄嚴爲軒丁寧之條、隨喜之至、渙難禁、值遇之志、尤切也、然則遙期未來際、爲
往生安養、件大念佛燈油佛聖僧供析、限永年彼居取内田畠、奉寄既畢、但其内宮前二段坪
者、依爲止上御前之砌、御供析所分寄進也、所念無他、佛神照見、行賢敬白、

天承元年（一一三一）

「任寄文旨、早可爲臺明寺不斷念佛僧供析田之、
天承元年九月十七日 正宮執印僧行賢敬白」

大介中原朝臣在御判

大判官代藤原

大判官代惟宗在判

諸司檢校縣宿祢在判

稅所檢校建部在判

惣檢校

任用

目酒井

權大掾藤原

權大掾建部

15 「正宮文書写」

大隅国序解案

大隅国司解 申請 府裁事

言上 八幡正宮牒送御石体式基子細狀

副進彼宮牒一通

右今月二三日宮牒、同日到来云云者、抑御石体可奉拜見之由、雖被牒送、依不能國司之進

止、所言上也、具見宮牒狀者、勒在狀、以解

(一一三二) 天承二年四月二十五日

正六位上行目 酒井忠末

從五位下行守

正六位上行大掾(建力) 藤原輔末

正六位上行大掾達部清定

中原朝臣信俊

天承二年四月大隅国序解文正八幡
宮ヨリ大隅国衙ニ石体發見ノ由ヲ
通報シテ來タガ、在序官人デ裁決
不能ナタメ大宰府ニ決裁ヲ仰グ

大宰府在序官人等解案

大宰府在序官人等解 申請 府裁事

天承二年四月大宰府官人解文大宰
府在序官人等大隅国司書言上ノ文
書ニツイテ大宰大式ノ決裁ヲ仰グ

御石体式基、奇特由狀

副進

大隅國解壹通

右得彼解状稱、右今月一二三日宮牒同日到来云云者、抑件御石体可奉拝見之由、雖被牒送、
ノ文書ハ調印恒範譜中、禰寢文書、
百鍊抄、小朝熊社神鏡沙汰文、帥
記、後愚昧記、中右記、石清水文
書、宮内多門天伝記、清水台明寺
文書、桑幡文書等ニアル。

天承二年潤四月日

大典清原

監代藤原資成

監代紀重永

監代上毛野俊元

監代伴貞安

監代奏宗貞

監代直

監代藤原元忠

監代小野元助

監代源朝臣

監代大中臣朝臣

少監惟宗朝臣

大監御春朝臣

大監紀朝臣

大監藤原朝臣

大監紀朝臣有賴

「正宮文書写」

17

大宰大弐藤原卿大宰官人等注進解案

言上 大宰府在序官人等注進顕現

大隅国正八幡宮御正体式基子細状

副進

在序官人等解状壹通

大隅国司解状壹通

正八幡宮牒狀壹通

右、彼府去閏四月日解状、今月十二日到来傳、件御正体式基事、已為奇異、不可有不言上、
具旨見次第解状等、為被裁下、相副言上如件、謹解

天承二年六月十三日從三位行左京大夫兼大宰大弐藤原朝臣経忠

○天承二年

宇佐宮神人が石体出現を怪しんで來宮、論争した。

同年正月石体文字出現により、国司万膳村を正宮に寄進す。

宇佐宮神人
万膳村
性空上人

石体顕現ニ関スル文書宮寺縁事抄

ニアリ。

天承二年六月大宰大弐ノ解文、大
宰大弐藤原卿大政官へ正八幡宮ソ
ノ他ノ文書ヲ送致セシム

性空上人（橘諸兄六代の後胤、上総介方角）正宮に參籠す。

18

「ロウラ」
「ミやなかのさやく支配状」

就有里名社役事

「此一卷加一見候了、

留守從五位下行紀幸範（花押）
「應永十七年七月十六日」

一武内宮御修理役支配事

参間西 但本陸間 舍籠橋隱

中津河拾捌町

一丈四尺

久樂玖段

五寸一分

山口田玖段

五寸二分

秋松柒段

四寸一分

与榮陸段

三寸五分

友永柒段

三寸一分

是國肆段大

二寸七分

恒久參段

一七寸分

小濱伍町捌段大

三尺三寸七分

千与丸壹町柒段

九寸三分部

妙當貳町

一尺一寸六分

乃力壹町一段

五寸八分

大田壹町

弘永壹町柒段

九寸三分

宮恒壹町陸段

釤丸壹町陸段

九寸三分

春恒五段

二寸九分

綾武壹町捌段

九寸八分

智乃壹町伍段

八寸七分

土与丸壹町貳段

六寸四分

有里壹町一段三百步

六寸九分

恒久壹町

五寸二分

延久壹町

五寸八分

安松壹町

四寸一分

永松玖段

五寸二分

福丸柒段

四寸一分

實道柒段	四寸一分	得力柒段	四寸一分
一別當伍段	二寸九分	惟吉伍段小	三寸一分
三郎冠者伍段	二寸九分	勢得陸段	二寸九分
宮与丸柒段	四寸一分	秋恒肆段	三寸五寸
來得伍段	二寸九分	葦原田肆段	二寸三分
鬼次參段半	九分	宮法師參段	一寸七分
加万參段	一寸一部	末正參段	一寸七分
宮王丸參段	一寸七分	安丸參段	一寸七分
常得參段	一寸七分	安枝伍段	二寸九分
一成肆段	一寸六分		
加治木郷内	宮永		
一同宮御修理御遷時菓子注文事			
合菓子伍合	白米五舛		
拾町別分米	九合九夕八才		
町別分米	九夕九才		
九段別分米	八夕		
八段別分米	七夕一才		
七段別分米	六夕一才		
六段別分米	五夕二才		
五段別分米	四夕		
四段別分米	三夕一才		
三段別分米			

中津河

小濱

二段別分米
一段別分米

二夕二才

宮永

一同東郷

中津河

山口田

与樂

是國

秋次

一同西郷

小濱

妙當

大田

宮恒

春恒

智乃

有里

延久

永松

實道

宮丸

得樂

惟吉

一夕一才

九夕

一舛九合

六夕

五夕

三夕

宮永

八合九夕

二合

一合

一合

一合六夕

五夕

一合五夕

一合一夕

一合

九夕

七夕

五夕

五夕

五夕一才

久樂

秋松

友永

恒久

末吉

乃力

千与丸

弘永

綾武

釤丸

土与丸

安松

福丸

得乃

一別當

勢得

九夕

七夕一才

三夕一才

一才

一合八夕

一合一夕

一合六夕

一合八夕

一合九夕

一合一夕

一合六夕

一合九夕

一合

七夕一才

七夕一才

一合

五夕

五夕

六夕一才

六夕一才

來得	一成	鬼次	加万	宮王丸	常得	一加治木鄉内	崎守	一同御修理御遷時御酒注文事	合御酒壹舛代三舛	拾町別分米	九段別分米	七段別分米	五段別分米	三段別分米	一段別分米	大分米	小分米	山口田	中津河	一同東鄉	与樂		
五夕	四夕一才	四夕一才	四夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	四合二夕七才	三夕八才	三夕	二夕二才	一夕三才 <small>(オカ)</small>	二才	七合六夕二才	宮永	宮永	八合	宮法師	安丸	秋恒	
四夕四才	四夕四才	四夕四才	四夕四才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	町別分米	八段別分米	六段別分米	四段別分米	二段別分米	三百步分米	半分米	久樂	秋松	友永	安枝	末正	革原田	
四夕一才	四夕一才	四夕一才	四夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	四夕三才	三夕五才	二夕五才	二夕七才	九才	三才	一才	三夕九才	三夕九才	三夕	三夕	五夕	四夕四才	
四夕四才	四夕四才	四夕四才	四夕四才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕一才	三夕九才	三夕七才	三夕五才	三夕三才	二夕二才	一夕三才	二才	七合六夕二才	宮永	宮永	八合	宮法師	安丸	秋恒

安枝	安丸	末正	宮法師	草原田	秋恒	惟吉	得樂	勢得	得力	福丸	延久	有里	智乃	春恒	宮恒	大田	妙當	小濱	是國	秋次	一同西鄉	二夕	一夕三才
二夕二才	一夕三才	一夕三才	一夕三才	一夕七才	一夕七才	二夕三才	二夕六才	二夕一才	二夕一才	三夕	四夕三才	五夕一才	六夕五才	二夕一才	四夕三才	八夕三才	二合五夕	宮永	千与丸	末吉	恒久	六才	一夕三才
常得	永松	宮王丸	加万	鬼次	來得	三郎冠者	一成	一別當	宮与丸	實道	安松	土与丸	綾武	釤丸	弘永	乃力	七夕三才	七夕三才	七夕七才	四夕九才	六夕九才	七夕三才	一夕三才
一夕三才	三夕九才	一夕三才	一夕三才	一夕五才	一夕三才	二夕一才	二夕一才	二夕一才	二夕一才	三夕	四夕三才	五夕一才	七夕七才	七夕一才	四夕三才	四夕三才	七夕三才	七夕七才	六夕九才	七夕三才	七夕三才	七夕三才	一夕三才

右、
目錄支配如件、
保延元年乙卯二月一日
(二一三五)

小濱

一加治木郷	宮永	一合六夕
崎守		
一同御遷時筵支配注文事		
合筵壹枚代用途貳拾文		
一同東郷		
中津河		
山口田		
与樂		
是國		
秋次		
桑西郷		
妙當		
小濱		
大田		
宮恒		
春恒		
智乃		
有里		
延久		
永松		
實道		
一分	一分	一分
一分	一分	一分
一分	一分	一分
二分	二分	二分
一分	一分	一分
三分	一分	一分
一分	一分	一分
宮永	五文三分	宮永
一文		
一分		
一分		
二分		
二分		
千与丸		
乃力		
恒久		
友永		
秋松		
久樂		
未吉		
惟吉		
得樂		
得力		
福丸		
安松		
恒久		
土与丸		
綾武		
釘丸		
弘永		
一分	一分	一分
一分	一分	一分
一分	一分	一分
二分	二分	二分
三分	二分	二分
二分	三分	三分
二分	二分	二分
一分	一分	一分
一分	一分	一分

三郎冠者

宮丸

來得

一
成

卷六

71

10

當行

力活木綿內

卷一百一十五

保延元年乙卯一月一日

「在清水臺明寺」

外題任沽券之旨，可領知之。

國司代散位中原朝臣（花押）

御前檢校僧嚴禪謹言

沽渡進田地壹町事

五

曾於郡貳條貳里貳拾柒坪
字幕町者

副進
本領主重武沽券一通

右、件田地、依有要用之直、限永年所占度進於財田畠富實也、乃爲後日少太古券、以解

長承四年五月廿七

僧
花押

田地壹町ヲ売り渡ス。

19

右、目錄支配如件、保

保延元年乙卯二月一日

宮永	一分	一分	一分	一分	一分	一分	一分
崎守	安松	安松丸	末正	加万	葦原田	秋恒	勢得
二分	一分	一分	一分	一分	一分	一分	一分

二二三五
長承四年五月二十七日ノ財田稻富
ノ沽券（壳り渡シ狀）アリ。

「写本清水臺明寺」
「ロウニ」
「墓町國判」

（外題）
「任沽券之旨、可領掌之、

國司代散位中原朝臣（花押）

財田稻富解 申請 國裁事

請殊任本領主沽券、賜國判、令領掌曾乃郡内貳條貳里貳拾柒坪宇墓町壹町子細狀、

副進 調度文書二通

一通 正宮御前檢校僧嚴禪沽文

一通 本領主重武沽券 在前司國判

右、謹檢案内、件田地以指要物、限永年所買得也者、任本領主等之沽券之旨、賜國判、爲
令永代之證文、相副券書等、言上如件、以解、

長承四年六月 日 財田稻富上

「有沽文之上、國都与判明白也、仍在廳加署、但有訴者、可依券契也、

大判官代藤原（花押）

惟宗

建部（花押）

諸司檢校縣宿祢（花押）

稅所檢校建部（花押）

（ロウニアリ）
三通

同かたのうりけん墓町國判」

「口ウラ
「ミやなかの御修理支配状」

就有里名社役事

「此一券加一見候了、

留守從五位下行紀幸範(花押)
〔一四一二〕

應永十七年七月十六日」

一早風御修理支配事

柒尺間臺間

町別一寸九分

七段一寸二分

四段六分

一段一分中

桑東郷 宮永

中津河拾捌(マニ)

山口田玖段

与樂陸段

是國肆段大

秋次參段

桑西郷 宮永

小濱伍町捌段大

妙當貳町

大田壹町

三尺六寸一分	久樂玖段	一寸六分
一寸六分	秋松柒段	一寸二分
一寸	友永柒段	一寸二分
七分	恒久參段	四分
四分	未吉壹段小	二分

一尺一寸三分	千与丸壹町柒段	三寸一分
三寸九分	乃力壹町一段	二寸一分
一寸九分中	弘永壹町捌段	三寸一分

宮恒壹町陸段	二寸九分中	釤丸壹町陸段	二寸九分
春恒五段	八分	綾武壹町捌段	三寸三分
智乃壹町伍段	二寸七分中	土与丸壹町貳段	二寸二分
有里壹町一段三百步	二寸一分	恒久壹町	一寸九分
延久壹町	一寸九分中	安松壹町	一寸九分
永松玖段	一寸六分	福丸柒段	一寸二分
實道柒段	一寸六分	得力柒段	一寸三分
一別當伍段	八分	得樂伍段	八分
三郎冠者伍段	八分	惟吉伍段	八分
宮与丸柒段	一寸二分	勢得陸段	一寸
來得伍段	六分	秋次肆段	六分
一成肆段	八分	葦原田四段	六分
鬼次參段半	五分	宮法師參段	四分
加万參段	四分	未正參段	四分
宮王丸參段	四分	安丸參段	四分
常得參段	四分	安枝伍段	八分
加治木内 宮永	四分		
用丸捌町	四分		
右、目録支配如件、 <small>(一一三五)</small>			
保延元年乙卯二月一日			

中津河

桑東郷 宮永

貳拾参町

中津河拾捌町

七尺五寸六分

久樂玖段

三寸七分

山口田玖段

三寸七分

秋松柒段

三寸一分

与樂陸段

二寸七分

友永柒段

三寸一分

是國肆段大

三寸三分

恒久參段

一寸五分

秋次參段

一寸五分

末吉壹段小

六分

小濱

桑西郷 宮永

千与丸壹町柒段

三寸七分

小濱伍町捌段大

一尺一寸五分

久樂玖段

一寸五分

妙當貳町

一尺五分

乃力壹町一段

一寸五分

大田壹町

四寸二分

弘永壹町柒段

一寸五分

宮恒壹町陸段

七寸二分

釤丸壹町柒段

一寸五分

春恒五段

二寸一部

綾武壹町捌段

一寸五分

智乃壹町伍段

六寸三分

土与丸壹町貳段

一寸五分

有里壹町一段三百步

五寸三分

恒久壹町

一寸五分

延久壹町

四寸二分

安松壹町

一寸五分

永松玖段

三寸七分

福丸柒段

一寸五分

實道柒段

三寸七分

得力柒段

一寸五分

一別當伍段

二寸一分

得樂伍段

一寸五分

三郎冠者伍段

二寸一分

惟吉伍段

一寸五分

「末キル、」

○保延二年

○二二四、二
康治元年

日吉山西光寺を天台宗行玄上人建立す。同日吉山王社に神鏡を寄進せり。

同年九月二〇日正八幡宮執印行賢、台明寺へ仏聖料田を寄進す。(清水臺明寺文書)

同年十一月六日国府国分寺跡の觀音堂左脇に七層石塔を造立せり。

西光寺
行玄(賢)
日吉山王社
台明寺
国分寺

「写本清水臺明寺藏」

〔外題〕
任寄文之旨、可爲佛聖斬田之、

大介菅野朝臣在御判

22 正宮執印僧行賢敬白

阿弥陀堂毎日仏聖料トシテ田九段

ヲ寄進。

奉寄臺明寺衆集院阿弥陀堂毎日佛聖斬万得領田玖段事在贈於郡

一条三里九坪捌段 字楠本

同条四里十九坪内壹段 字久保山

右、行賢以去寛治元年親父惟宗朝臣在任之時、下向當國、有事緣、時々參詣於彼寺矣、住僧等尋舊跡、致二季彼岸不斷經勤之處、本自爲無依無怙之洞、只雖相憑十方檀那之助成、豈以難遂將來哉、因茲、買得便宜水田、取國判等、施入於彼供斬先畢、而於每日佛聖者、依無其斬田、爲便宜之故、雖不足年中之相折、永以所施入件領田九段也、仰乞、植善苗於身田、結雅果於心樹矣、仍奉寄如件、

〔二二四、二
康治元年九月廿日
執印僧行賢敬白

(24)

23 九州雖爲遠土、隅州太郎院七百餘町、爲深心一儀也、就中爲藤家攝政太政大臣政、訪朝家古法處、伯父惠左府依爲崇德院之御味方、須有清盛存旨、先應一旦之時節、可令遠國

者也、

(二一五〇)
保元元年丙子十一月朔日

(本文書疑フペシ)

(31)

按ルニ、建久四年幕府菱刈氏ニ菱刈院ヲ賜ヒ、五年ニ至リ、太良院ニ居リ、菱刈ヲ氏トスルコト見ヘタリ、照考スヘシ、保元ヨリ建久ニ至ル三十八九年ヲ経タリ、

24

「清水臺明寺藏」

國留守所移　臺明寺衛

青葉笛竹ヲ私用スルタメ調進不能
トナル。

副彼御使解狀一通

移、件　貢御笛竹、任先例、可切調進之由、所令下知也、隨差副御使於國、祇承貢御所仁
令參會之處、解狀如此、如解狀者、住僧所行尤不穩便、且爲蒙府裁、且爲令經奏聞、移送

如件、以移、

(二一五九)
平治元年七月十一日

目大中臣(花押)

權大掾檜前

權大掾紀

(32)

25

「在清水臺明寺」

「口ウラニ
「盜切竹申牒」

國牒　臺明寺衛

欲被早任府宣　且令參府、且令參上國廳、陳申子細、藏人所召物使惟宗真忠訴申二箇条
内子細狀、

牒、今月十八日府宣同廿八日到來傳、一臺明寺青葉笛竹爲住僧等恣切用奉穢事云々者、件笛
竹之事、且任府宣、且令參廳、可陳申子細如件、以帖、
(二一六二)

永曆二年八月廿九日

國司代勾當源在判

目大中臣在判

權大掾建部在判

權大掾檜前

26

「臺明寺文書」

〔任次第證文之旨、可下知之、(花押)〕

台明寺住僧等申請ウ、行賢寄進ノ
二町六段ノ田地ヲ私用スル篤房ノ
非道ヲ制止サレルヨウ。

副進

調度文書等案

右、謹檢案内、臺明寺無依無怙往古靈崛、山修山學聖跡、精蘆草創以來、不知幾許、但
天智天皇御宇之時、被定範竹貢御所後、逕四百餘歲根本大伽藍也、住僧等雖邊鄙、顯也崇
持天台教迹、釐四教三觀利劍、密也傳授真言秘術、挹三密五瓶智水、宰府爲佛法、蓋賜
裁下哉、焉正八幡宮執印故行賢大德、爲紹隆佛法、買取篤房之祖父篤定并檜前篤季之田地
在當山傍至内、相副本券、當山每年二季彼岸之勤并燈油析寄進貳町陸段田地、又以年來傳
領戒勢之田園、當山三箇日夜不斷常行三昧析蘭壹所并田地陸段、同以寄進畢、其後七十餘
箇年之間、敢無他沙汰、隨代國司被加免判畢、國衛在廳郡司等皆悉所承知也、其旨見於
調度文書等、而今篤房雖爲篤定末孫、不受繼郡司職、私訴阿多平權守忠景、以彼之武威、
乍直相傳郡司、分領半郡事、僅及四五箇年之間、謀計之心甚、欲分取逕多年寺領田、於有

(38)

限本券田地之頗廣、稱新開加作之由、今申成府判、始分取寺田、或押領四至有限寺蘭之條、非理沙汰也、誑惑之甚也、就中於彼岸田燈油田者、臺明寺榜至內也、他領田地全不相交、設雖加作新聞、榜示內全不可有篤房之沙汰乎、而榜至內燈油田壹段者、今年春既分取畢、兼又以之爲元起阿黨、住僧等不令切山木、不令刈野卉、於曠野所耕植物等一一押取、不与山之本作人、京都仁波本寺叡岳、鎮西仁波本山內山、被崇國內、被析郡內、雖然聖朝外朝國司郡司、全不令制止山野草木等乎、以之思之、篤房一人非例非法也、加之篤房違代代國判、背往古舊記、狩勝至內禁野、殺伽藍邊猪鹿之條、付冥付顯、有危有過者也、又去去年篤房之所進府解狀稱、篤房先祖有指宿願、申請國司、以私田蘭寄進臺明寺云々、是大無實也、大虛妄也、其旨見於故行賢寄文狀、以一推万、誑惑甚也、宰府依不令知案內、於彼解狀被成御外題欵、但御外題仁波但可付證文云々未敢定判御外題也、臺明寺公驗寄文證文明白也、篤房者、不帶一紙書狀、不取出可爲證文指本公驗、而於四至有限寺領田蘭押分取之條、實以罪科不輕乎、望請 鴻恩、且爲佛法、且任實正、令停止篤房之條條非法一一誑惑給者、捧恒例不退佛事之功、忝奉祈

(二一六二) 府國安寧之由、靜念誦讀經勤行之心、高奉仰正理憲法之貴、以解應保二年五月十五日

臺明寺住僧等謹止

大法師「覺心」

大法師「弁海」

大法師「教意」

大法師「範耀」

大法師「長慶」

大法師「勝賀」

大法師「源耀」

大法師「賴暹」

「スル、
御外題」

「在山裏
臺明寺住僧解」

大法師「遍覺」

「此原書、旧御番所御文書二番箱中ニ一巻アリ」

仏子真寂ガ子息不動丸ヘ田畠ヲ譲
渡ス。

27 「写本在清水臺明寺」

佛子真寂謹辞 謂与字不動丸田畠事

合

田地陸段

在桑東郷一条二里字竹原田陸段者

四至東限三林堂峯 南限三林堂田大繩

北限三林堂峯

畠地壹所

在同郷葦上村字古川園者

四至東限主丸田 南限主丸田
西限三林堂 壱根 北限三林堂園根

右、件田畠等、依爲主丸先祖相傳私領、子息不動丸所讓与實也、但致本役公事者、本名留
了、雖然、爲母於不致教養子息者、爲母沙汰、可領知之狀如件、
(二一六二) 應保二年四月二日

佛子真寂(花押)

嫡子紀助房(花押)

「日裏ニ在り
「進了」」

28 「臺明寺文書」

(前号文書ト同之)
(花押)

(39)

(40)

下 大隅國雜掌

可任次第證文旨、令停止篤房妨、臺明寺住僧等訴申當寺四至內作田等事、

副下調度文書等

右、得臺明寺住僧等解狀稱、謹檢案內、臺明寺者、無依無怙靈崛、山修山學聖跡、精蘆草創以來、不知幾許、且天智天皇御宇之時、被定籠竹貢御所後、逕四百餘歲根本大伽藍也、住僧等雖邊鄙、顯也崇持天台教迹、瑩四教三觀利劍、密也傳授真言秘術、挹三密五瓶智水、宰府爲佛法、蓋賜裁下哉、焉正八幡八宮執印故行賢大德、爲紹隆佛法、買取篤房之祖父篤定并檜前篤季之田地在當山榜至內、相副本券、當山每年二季彼岸之勤并燈油析寄進貳町陸段田地、又以年來傳領戒勢之田蘭、當山三箇日夜不斷常行三昧析蘭壹所并田地陸段、同以寄進畢、其後七十餘箇年之間、敢無他沙汰、隨代々國司被加免判了、國衙在廳郡司等、皆悉所承知也、其旨見調度文書等、而今篤房雖爲篤定末孫、不受繼郡司職、私訴阿多平權守忠景、以彼之武威、乍置相傳郡司、分領半郡事、僅及四五箇年之間、謀計之心甚、欲分取遷多年寺領田、於有限本券田地之頗廣、稱新開加作之由、今申成府判、始分取寺田、或押領四至有限寺蘭之條、非理沙汰也、誑惑之甚也、就中於彼岸田燈油田者、臺明寺榜示內也、他領田地全不相交、設雖加作新聞、榜示內全不可有篤房之沙汰乎、而榜示內燈油田壹段者、今春既分取畢、兼又以之爲元起阿黨、住僧等不令山木、不令苅野卉、於曠野所耕植物等一一押取、不与山之本作人、京都仁波本寺叡岳、鎮西仁波本山內山、被崇國內、被祈郡內、雖然聖朝外朝國司郡司、全不令制止山野草木等乎、以之思之、篤房一人非例非法也、加之篤房違代代國判、背往古舊記、狩榜示內禁野、殺伽藍邊猪鹿之條、付冥付顯、有危有過者也、又去去年篤房之所進府解狀稱、篤房先祖有指宿願、申請國司、以私田園寄進臺明寺云々、是大無實也、大虛妄也、其旨見於故行賢寄文狀、以一推万、誑惑甚也、宰府依不令知案內、於彼解狀、

被成御外題狀、但可付證文云々、未敢定判御外題也、臺明寺公驗寄文證明白也、篤房者、不
帶一紙書狀、不取出可爲證文指本公驗、而於四至有限寺領田園押分取之條、實以罪科不輕
乎、望請鴻恩、且爲佛法、且任實正、令停止篤房之條々非法一々誑惑給者、捧恒例不退佛
事之功、忝奉祈府國安寧之由、靜念誦讀經勤行之心、高奉仰正理憲法之貴、以解者、如證
文者、事爲功德、早停止篤房妨、可令勤行恒例佛事之狀如件、

(二一六二)
應保二年十月廿九日

少監惟宗朝臣(花押)

大監大藏朝臣(花押)

大監紀朝臣(花押)

大監大藏朝臣(花押)

大監藤原朝臣(花押)

監代大中臣朝臣(花押)

監代紀朝臣

監代藤原朝臣(花押)

監代御春朝臣(花押)

監代豐嶋

監代紀(花押)

監代藤原(花押)

監代紀(花押)

監代清原(花押)

監代源(花押)

監代紀

監代紀(花押)

權大典藤原

〔此原文ハ、旧御番所御文書二番箱中ニ一巻アリ〕

29

「写本在清水臺明寺」

臺明寺大眾等解 申請 國威事

藏人所召物使、笠重實ノ青葉笛竹

ニ対スル濫行ヲ制止サレンコトヲ
訴ウ。

竹、依度度云煩寺家、永停止彼非理沙汰子細狀、

右、謹檢舊記、當山者尤緣孤獨靈窟、朝庭鎮護道場也、爰天智天皇御宇之時、被定笛竹貢
御所後、逕四百餘歲根本大伽藍也、自往古以來、興隆佛法地、廣作佛事砌也、然藏人所召
物使笠重實、以永曆元年秋之比、爲奉切備笛竹、參上當院時、巧誑惑謀計、稱切穢籠竹、
云煩寺家之處、既請神祭畢、其後猶以不懷心、申成府宣、令付當山府使宇五郎大夫、依令

勘責過析、住僧等可令停止彼御藏(マ)重實非例濫行由、蒙府裁處也、望請、國衙宜承知、被停
止彼非法狼藉者、住僧等弥以恒例不退善根、必奉祈聖朝府國安隱泰平由、仍勒子細、以解、
(二一六三二)應保三年二月十日

臺明寺住僧等上

大法師「弁海」

大法師「教印」

大法師「範耀」

大法師「勝賀」

(42)

(41)

「写本在臺明寺」

〔外題〕
下 留所

件佛聖燈油析田貳町陸段檢田入部、永可令免除之狀如件、

大介中原朝臣(花押)」

臺明寺住僧等解 申請 國戒事

請被殊蒙 鴻恩、永停止當山二季彼岸勤并燈油析田貳町隆段每任檢田入部子細狀、

(續)

右、謹檢案內、臺明寺者、無依無怙往古靈堦、山修山學聖跡、精蘆草創以來、不知幾許、但神武天皇御宇之時、被定籠竹貢御所、根本大伽藍也、住僧等雖邊鄙、顯也崇持天台教迹、瑩四教三觀利劍、密也傳授真言秘術、搃三密五瓶智水、物者奉祈 聖朝外朝天長地久之由、別者奉禱當國當任万歲千秋之誇、而代代檢田使等、於不幾田地、致勘益勘出、時時云煩住僧等之條、難堪之愁也、仍且爲佛法、且爲祈禱、始自當御任、限永代令停止件檢田入部給者、正理憲法之聞、遙施朝野山里焉、就中間傍例尋舊跡、當郡止神御領田者、号居執而從昔以來、被停止檢田入部、於彼社既有此事、於此寺何無免判乎、望請 鴻恩、且奉爲玉牸安穩、

且奉爲壽命長遠、近者爲現世、遠者爲後世、令停止件檢田入部給者、捧恒例不退佛事之功、
恭奉祈 府國安穩之由、靜念誦讀經勤行之心、高奉仰 正理憲法之貴、以解、

〔二一六九〕
嘉應元年十月九日
臺明寺住僧等謹上

大法師「春有」

大法師「行西」

大法師「良兼」

大法師「安源」
大法師「弁禪」

大法師「覺心」

大法師「教意」

大法師「勝買」

大法師「源豪」

大法師「遍覺」

(46)

31

「写本清水臺明寺文書ニアリ」

〔外題〕
「代々國判明白也者、早可停止件坪々検田入勘之狀如件、勘濟使散位藤原(花押)」

臺明寺住僧等解 申請 國裁事

請被且依代代國判、且賜當任御判、備後代證文、停止當山二季彼岸田并燈油析田等坪坪
檢田使等入勘子細狀、副進代々御判等

右、謹檢案内、當山者、是無依無怙往古靈壇、山修山學聖跡、精蘆草創以來、不知幾許、
但神武天皇御宇之時、被定箇竹貢御所、根本大伽藍也、住僧等雖邊鄙、顯也崇持天台教迹、
瑩四教三觀利劍、密也傳授真言秘術、挹三密五瓶智水、惣者奉祈聖朝外朝廷長地久之由、
別者奉禱當州代代國吏千秋万才之誇、而代代檢田使等、於不幾田地、致勘益勘出、時時云
煩住僧□條、難堪之愁也、仍且爲佛法、且爲祈禱、代代國吏御□明白也、因之、限永代
令停止件坪坪入勘給者、正理憲法之聞、遙施朝野山里焉、就中間傍例尋舊跡、當郡止神御
領田者、号居執而從昔以來、被停止檢田入部、於社既有此事、於此寺何無免判乎、望請
鴻恩、且奉爲玉軸安穩、且奉爲壽命長遠、近者爲現世、遠者爲後世、令停止件檢田入部給
者、捧恒例不退佛事之功、忝奉祈府國安穩之由、靜念誦讀經勤行之心、奉仰 正理憲法
之貴、以解、

二一七三
承安三年十一月十五日

大法師「安覺」
大法師「春有」

大法師「良兼」
大法師「弁禪」

大法師「辨勝」
大法師「辨海」

大法師「勝賀」
大法師「源豪」

大法師「源耀」
大法師「遍覺」

大法師「源耀」
大法師「遍覺」

32

「写本在清水臺明寺」

謹言

起請

臺明寺四至内不可狩由事

有、任先祖親父起請之旨、重令起請了、若違背此旨、於令狩之輩者、召誡其身、可行過怠

之狀、起請如件、

安元二年八月廿九日

權掾藤原篤持

散位藤原篤道在判

(56)

(48)

「加治木桑波田氏藏」

右近衛府牒 薩摩國衙

欲被早任先例并傍例、停止相授人大秦元光先祖相傳所領田畠、為家道・重綱并國吉等、以非道致妨事、

使番長和氣光里 火長二人

牒、得彼元光解狀傳、於件郡者、元光先祖元平去康和二年依貞節之功、始賜本府牒、補郡司之後、迄于元重、帶代府牒并宣旨等、知行郡務來之間、去應保年中、敵人家道構取國司廳宣、知行僅四箇年也、然而任道理、元重

(一一七七)
安元三年四月 日

將曹惟宗朝臣「清景」

將監藤原朝臣「定經」

番長中臣宿禰「近成」

權中將藤原朝臣(花押)

〔右近衛印三アリ〕

(51)

○治承四年(一一八〇)

六月十一日桑幡助清、神主として從五位下豊後守に任せられ、正八幡宮神宮事奉行をせり。保元三年日当山城内妙見碑建立。

舉狀宮主僧垂誠

〔右近衛印三アリ〕

「正宮文書」

正八幡宮

右人補任殿上一命婦職之狀如件

(一一八二)
養和元年十一月七日祝漆鳴

留守散位藤原朝臣(花押)

宮主法師(花押)

座主大法師

宮主法師(花押)

政所檢校散位源朝臣(花押)

京主法師(花押)

修理所檢校散位酒井宿禰(花押)

宮主法師(花押)

御馬所檢校大藏

宮主法師(花押)

宮主法師(花押)

權座主大法師(花押)

權政所大法師(花押)

35 「正宮文書写」

鎌倉殿御教書案

源平争乱ニテ人心不安ノタメ、鎌倉殿ヨリ八幡宮地頭アル斎院次官式部大夫藤原親能並石清水成清法印ニ教書ヲ送り、仰ノ条々ヲ守リ、神事執行ノ事ヲ命ジタ。平トハ北条時政ナリ。

可早任下知旨、停止武士狼籍、為宗仏神事當寺御領庄園等之事
右當寺者正八幡宮御在所也、不准他社、仍可為宗仏神事旨之由、自鎌倉殿仰下也、然者、
停止武士違乱、令安堵所司神官等加寺家修造、可勤仏神事也且下而武士其旨下知畢、更以
不可有違乱者、所司等宜承知不可違失、故下也

二一八六
文治二年十二月三日

平在判

36 「清水臺明寺藏」

座主僧覺源謹辭

沽渡進傳領田地事

在贈於郡

内取条壹里

字花车礼田建段脩捌拾步

内二段半者南峯副、字藤二郎作

内二段者北東峯脇、字矢伴太作

右、件田地者、自講泉故常圓房之手、所傳領得也、雖然、依要用天、相副沽券、限永年、
宮主應運房所沽渡進實也、但於本役等者、除畢、彼沽券之狀^(渠カ)明白也、仍爲後日沙汰、沽券
如件、

文治三年二月廿五日

座主僧在判

〔在口ウラ〕「花車札田文□等案」

〔在裏〕「曉了代郡領（花押）」

有他人沽与者、本主返付、可致沙汰、以解、件文請取了、

〔二一八七〕文治三年十月廿五日

伴三子（花押）

37 「清水臺明寺藏」

〔萩原田本證文案文〕

散位檢前篤平謹言

渡進 先祖相傳私領田地字萩原田事

在曾野郡内糸丸名壹町伍段事

但内蘭貳段 加石本壹段在判

右、件田地、依奉憑現世後世之師匠と、限永年、所假名大樂、
所令渡進實也、但除万得御名卜公田之内畢、於所當物者、
依爲止上居取内、不可弁濟之、兼又於本役雜公事、
付本名畢、仍爲後代之證文、渡文如件、

文治三年四月十一日

嫡子僧在判

地頭散位檜前

「伊地知季安考」

攝津檜前忌寸、坂上大宿禰同祖石古忌寸同祖、火撫直、
後漢靈帝四世孫阿智王之後也、

「全」

姓氏錄檜前舍人連、火明命十四世孫波利那乃連公之後也、
(ヒノクマ)

季安云、火明命ハ瓊々杵尊ノ兄ニテ、其子ハ天香山命ト云ヒ、
此檜前舍人連・笛吹連等ノ祖ト言ヘレハ、今國分郷ニ在ル

鹿子山モ此命ノ由縁カ、富ノ隈テフ地モ、此乃玖麻ヨリ訛レルノ地名カ、
此ヨリ上ノ承安三年十一月ノ解状ニ云ル、神武天皇ノ御宇、

笛竹貢御所ニ定ラレシト伝ヘタルモ、笛吹連ラカ由縁ノ遺跡ニ寺ヲ創セシ乎、

又酒井姓モ大隅ニ上古ハ繁昌ス、火明命八世孫(ニヘタラネ)邇倍足尼之後トテ、
(サカアイ)

坂合部宿禰ヨリ此レヲ後ニ酒井トツツメタルカ、皆瓊々杵尊ノ御兄ノ流也、又右京神別ノ
坂合部宿禰、則火闌降命八世孫邇陪足尼之後也トモアリ、

38 「正本在加治木桑波田氏」

(源賴朝)
(花押)

下 大秦元光

可早如元令安堵薩摩國牛屎院事

右、件所相傳知行、至于去年云々、而小城八郎重道依申有證據、仰鳴津庄惣地頭惟宗忠久左兵衛尉、宛給郡司弁濟使訖、然而重道已無相傳之由歟、早停止重道之沙汰、以元光如元可令安堵院内、但云庄方、云國衙、任先例、無懈怠、可令勤仕課役之狀如件、以下、

(二七八)
文治三年五月三日

〔此文書御譜中ニ在リ〕

〔薩摩國牛屎院司

右大將源賴朝御判也、前ニ在
大秦元光ノ代安堵御下文也」

〔張紙〕
此正文ハ、旧御番所御文書二番箱中御宝鑑三帖ノ内ニ在リ」

³⁹「清水臺明寺藏」

宮主僧壽覺謹言

渡進水田肆段百捌拾步

在增於郡

内取条宣里

字花季礼田内肆段百捌拾步

内二段半者南峯副 字藤二郎作

内二段者北東峯脇 字矢伴太作

右、件田地ハ、自故成田房之手、被免除本役、當座主買取之了、而壽覺自座主之手、猶買得之了、而相副本主等之證文貳通、千部讀誦法花經内百部布施新、義雲房限永年、所渡進之實也、仍爲後日證文如件、

(二七八)
文治三年九月十九日

宮主僧在判

下 公文所

定補田所職事

僧永耀

右以人、補任件職畢者、可隨彼所堪之狀、所仰如件者、神官等宜承知、不可違失、故以下、
(二一八八)

文治四年正月十二日

判

(125)

大隅国図田帳

薩藩田記録に収載あり、省略す。本文中にもあり。

※建久年間薩摩国伊集院の野田六町、大田十五町、寺脇八町の旧正八幡宮方得領は島津寄
郡として正宮と係争中なり。

○建久八年（一一九七）

七月右大将より安堵の下文を八幡宮神事奉行桑幡清道に賜わる。

○建久九年（一一九八）

八月右大将より重ねて安堵の下文及社家の下文を賜はる。

41 「正宮文書」

（外題）

如解状者 尤可然事缺

早於國召問彼此 任道理可

令致沙汰狀 如件

正八幡宮貫主酒井道吉謹 大介 藤原朝臣（花押）

陳申 為當宮修理所為宗 不帶指一紙証文 恣任

自由巧出謀計 相構今案 道吉箕箒相伝三代

領掌田畠等 擬令濫妨 令致非撻越奏

不当子細狀

右倩案事情 田畠領掌之道以相伝為先 以手継為宗爰道吉件田畠相伝次第 所謂自高祖父
太郎大夫季宗之手 即舍弟次郎貫主季時令伝領之後 又嫡男酒大夫末吉讓得之 領作年久
又自親父末吉之手 道吉令伝領畢相計其年序四十余箇年 全以無異論 其旨當宮公文所并
守護所仁訴申此子細之日 依道吉之道理 可停止為宗橫論之由 蒙裁判畢 凡為宗之所行
言語道斷次第欵 偏構謀略 巧令案 不顧次第之由緒任自由企濫妨之條 尤可足御遷迹者
早止非論 任道理 欲被下憲法御政道仍勒子細以陳
二二〇二

建仁元年八月日 貫主酒井道吉上

「正宮文書」

（花押）

寺家公文所下 正宮公文所

正宮公文所公神宮侍職事

右件之職者任相伝之旨所令補任也隨神領宮侍四至內宮侍每月三ヶ夜宿直番役可令催役於闕如
之輩者可有其科將又宮侍菌内用帳一所停止地利物課役宮侍所司可為家數自余於菌々等者有限

神役成物等任先例可令勤仕於下地者道吉可進退領掌之狀依長吏仰下知如件

(二二〇五)
元久二年十月 日

公文伊勢介(花押)

少別当藤(花押)

43 「正宮文書」

寺家公文所下 正宮公文所

可早任先御下知領掌酒井道吉

訴申神領溝部本村外田畠荒

野等事

右先日雖成賜 御下文重所被

仰下也 停止為宗 非據之妨

道吉可領知之狀依 長吏仰

下知如件

(二二〇五)
元久二年十月 日

公文伊勢介(花押)
権寺主法師(花押)

少別當藤(花押)

溝部本村

野等事

右先日雖成賜 御下文重所被

仰下也 停止為宗 非據之妨

道吉可領知之狀依 長吏仰

下知如件

(二二〇五)
元久二年十月 日

公文伊勢介(花押)
権寺主法師(花押)

少別當藤(花押)

44 「正宮文書写」

官宣旨案

左弁官下

大隅国桑原郡彌勒寺自余国国庄庄略之

全国ノ神社仏閣等戰乱ニヨリ荒廢シ、又租稅モ多ク滞ル有様デアル。大宰府ノ政ヲヨク奉行セヨ。

右近日都鄙罷騷擾、援丁状共軍旅、俗之凋弊、職与斯由、就中五畿七道諸国神社仏事已下庄領、或民庶不當租稅、已令山沢、大納言源朝臣通具宣奉勅、宜令下知彼荒廢寺、停止狼籍、但若有子細者、言上聽裁者、同下知諸國既畢、府宜承知、依宣行之、綺在機急、暫莫延怠。

(二二二二)
承久三年七月二二七日

大史小槻宿禰在判

中弁藤原朝臣在判

45 「正宮文書写」

六波羅御教書案

彌勒寺領大隅國正八幡宮並寺領等事

承久三年八月、六波羅下知狀、彌勒寺領正宮ノ社領ヲ侵ス者嚴重ニ
處断サルベシ
違乱アルベカラザルノ状、下知件
ノ如シ

北条泰時
北条時房

右、件正八幡宮并寺領等、不可有武士狼籍、又遼遠之境、如此之時、寄事於左右、結構新儀濫妨、对押有限之所当、好濫行非法者、自出来歟若愁者、可注進交名、可处罚科也、別當大法師覺祐以下諸司神官等、更不可有事順之状、如件、以下

(二二二二)
承久三年八月二十五日

武藏守在判
相模守在判

46 「正宮文書」

(花押)

寺家公文所下
正宮公文所

可早如元酒井道吉令領掌西郷之内

溝部田畠山野并散在田畠等事

右道吉云証文道理云問注御成敗先年事切畢 而去年神輿御上洛之時前執印法橋成兼聊有私意趣欵之間一旦申宛為宗 雖然道吉 不誤之由 進辱狀畢 仍停止為宗濫妨 道吉可令領知之狀 依長吏仰 下知如件

二二二二
承久三年五月十一日

左近將監中原（花押）

權寺主法師（花押）

少別當大法師（花押）

少別當大法師（花押）

法橋上人位（花押）

47

「正宮文書写」

六波羅御教書

正宮社領二対スル狼籍ヲ停止セシ

メル。

武藏守ハ北条泰時（六波羅探題・
北）

相模守ハ北条時房（六波羅探題・
南）

48
「正宮文書写」

正八幡宮領大隅国桑原郡并彌勒寺領事

早任宣旨状、停止武士狼籍、庄務之間、不可有違乱之状、不知如件

二二二二
承久三年九月十七日

武藏守在判

相模守在判

覺祐讓狀案

正八幡宮經官覺祐辭

讓与嫡弟永祐先祖相伝経官職講衆

宮内沢文書、建長年代ノ年貢米、

小浜村弁済使職等ノ文書多數アリ。

□領田畠男女一所役

○官職在調渡証文等、但蒙上宣、可知行之長日落花経參拾口内壱口、但居一円御免、毎月五箇新大般若経在社曰与判次第証文等、三箇日彌勒講式町并善賢講在証文等、諸堂行事職在調渡証文

枉領壱所、在曾野郡藤十郎居蘭

○蘭者本師竜円房引文理性房許在之状之理性房命之後者可依竜円房弟子地藏丸之田、難有契狀、依被悔返、覺祐得分

一神川於彼蘭有、覺祐得分仍可領掌也

一曾野郡直垂田壱町

但當時者理性房領治被命也
授可領掌也

一神川問事

紀之得分覺祐所職得替有所領得分頃也
時可為覺祐沙汰

一男女所役等、命婦佐伯三子处分外可服記也

右件所職并私領田畠所役等讓与嫡弟永祐之状、如件

(二二三三) 貞応二年七月二三日

経官大法師

神川ハ正八幡放生大会浜下りノ御旅所、神輿、ノチ神構、今ノ神川

(シンコウ)、転ジテ真孝ト変ワル。正政所別当ノ所領ナリ。

小渡ノ津ハ浜ノ市ト名付ク。姫木

ガ浦トモイフ。

小渡ノ津ヲ上之瀬、是宮浦大明神ノ前。中之瀬ハ鹿児島ノ神瀬、下

之瀬ハ佐沙御崎ノ前ナリ。

正嘉元年(一二五七)台明寺鐘鑄造ス。大檀那大隅国守護代藤原朝

臣兼頼

○建長五年三月十五日、正八幡宮焼失す。大日本史は三月十二日、編年記は四月晦とす。

同五月八日、石清水八幡宮に奉幣、正宮焼失を謝す。

○亀山院の宇、蒙古襲来に備え、宗尊親王將軍をして、壱岐、対馬の警戒を厳ならしむ。

正宮別當法印妙清、神前にて、蒙古降伏の祈願をなす。神事は講衆の勤行と同時に出来ないので、講衆、經官職を舍弟祐栄に譲る。正宮の宮寺、彌勒寺にて、異國降伏の仁王大会を執行せり。此時より正宮別當は經官を除き、別に家をたてる。

(二二七七) 建治三年八月鎌倉幕府ヨリ正宮へノ下知状、敵国降伏ノ祈願ノタメ仁王経ヲ講説スベシ。

- (二二七七) 建治三年、鎌倉殿の下知により正宮の神宮寺淨土院を建立す。其綺耀天、別当は妙清の一子源守経落髮而令補任山上執行法印覺弁、則神宮寺淨土院被補座主、而令神事執行、正宮祭主始執行セリ。

49 「正宮文書」

下

正宮公文所

可早以修理執行覺順直免園并北小園

等引募石體宮毎月參箇度仁王講説

(ツトムル)
免事

右園等任覺順申請為國土泰平、本家執印所司神官神人土民息災安穩福壽增長圓滿於石體宮
毎月參箇度可勤行仁王講説之狀如件

(二二七七年)
建治三年八月九日

執印法橋上人位(花押)

○建治三年八月、藤原義祐、正宮政所職并帖佐餅田村預所職に補す。
(用)

○建治三年九月十九日、一遍上人正宮へ參籠、敵国降伏を祈願せり。

建治二年八月、大隅国石築地支配
状、調所氏注進に石軸藤太郎と見
ゆ。

○弘安四年七月二七日、蒙古人之船數万艘博多津迄攻之由告來、別當覺弁於神前、令執行
異國降伏祈禱、□経官大法師弁祐於神宮寺講衆六十餘人共被行仁王大会也、日滿朝御託
宣曰異賊滅亡今夜半也、其朝御殿鳴動神扉開、如日輪、光行飛西方其音如雷、閏七月一

日覺弁法印嫡子備前守源守能石清水訴也其日子刻神風吹來蒙古船壹艘不殘令破損畢、依

御神力功鎌倉殿豊前國勤原村被寄附

50 「正宮文書写」

鎌倉幕府執權連署奉書案

祈願成就ニヨリ地頭職ヲ正宮ニ寄進ス。
祈願成就ニヨリ地頭職ヲ正宮ニ寄進状遣之、可送進正八幡宮也、御願成就異国降伏之由、
可啓御宝前之旨可令相触當宮官之狀、依仰執達如件

(二二八四)
弘安七年二月二八日

駿河守在判

相模守在判

大宰少式殿

51 「正宮文書写」

鎌倉幕府執權連署寄進奉書案

奉寄

正八幡宮御宝前

豊前國上毛郡勤原村地頭職事

為右

弘安七年二月鎌倉殿惟康親王寄進
状勤原村地頭職ヲ正宮ニ寄進ス

勤原ハ勘原カ?

惟康親王は鎌倉幕府七代將軍

北条業時(引付頭人)

北条時宗(執權)

聖朝安穩異國降伏殊有御祈願被避進也、者依鎌倉殿奉書如件

弘安七年二月二八日 正五位下行駿河守平朝臣業時在判

○(二二八七)弘安十年三月幕府全国宗社に敵国降伏の祈願文の下文あり。

52 「正宮文書写」

鎌倉幕府執権連署奉書案

奉寄

正八幡宮

肥後国水間庄甥小保町村事

右、為宇佐領豊前国上毛郡勤原村皆所被寄進也者、依仰奉書如件

(二二九〇)正応三年十月四日

陸奥守平朝臣在判

相模守平朝臣在判

市
小保村ハ東寺領莊園デ現在ノ大川
北条時村ナリ(引付頭人)
北条貞時ナリ(執権)
田八幡ト争論アリ。

○(二二九三)正応六年二月、鎮西諸国守護各管内一之宮に祈願あり。
○(二二九八)永仁六年十二月、幕府大社以下を修造せり。

53 「正宮文書」

鎌倉幕府執連署奉書案

奉寄進

正八幡宮

日向国臼杵郡田貫田村尾藤左衛門尉時綱領

正安三年十二月
幕府執権連署奉書
田実田村尾藤某領ヲ寄進ス
田貫田

右為

北条師時（執權）
北条時村（引付頭人）

聖朝安穩異國降伏所奉寄進也、雖為向後就社務令管領、可致御祈禱者、依鎌倉殿仰奉書如件
（二三〇一）
正安三年十二月二十四日

正五位下行相模守平朝臣師時在判

正五位下行陸奥守平朝臣時村在判

54

「正宮文書寫」

鎮西探題施行状案

（宛行）アテオコナウ

北条実政

慧星出現事、於大隅國、為宗之寺社不日致天下泰平御祈願、可被執進旨卷數也、仍執達如件
正安三年八月二三日
前上總介在判

越前九郎殿

55

「正宮文書寫」

鎮西引付衆越後九郎施行状案

正安三年八月、鎮西引付衆施行状
天下泰平ノ祈禱ヲナシ卷數ヲ執進
スベシ。

越後九郎ハ鎮西引付衆一番ナリ。

正安三年八月二十五日
越後九郎在判

○延慶三年二月、同四年六月二日、敵国降伏祈願をなす。
正八幡宮別當備前守殿

（一三一〇）

(一三一六)

(一三九四)

○正和五年十月二一日、幕府正八幡宮を修理せしむ。

○康永年中本所御曖依一旦雖和睦猶有遺恨乎触時

触事及違乱争論之儀依之亦自本所石清水使留

主康俊大隅前司忠貞康永之和睦之契約状守可合

体旨康安元年四月八日賜御教書下、依之社司等

是畏服同年重契約書懸神明而昌進忠武

(帖佐平山氏系譜)

56 「正文在宮内社司澤氏」

「引返シウラニ
中津河上津守神田事 守護所殿免状覚進嘉曆元」

中津川上津守神田壹段半事、爲神敵仁知行之由、聞及之間、雖加惣札(点カ)、依無其儀、本主田所(沙汰カ)殿所主日付也、仍狀如件、

（二三二六）
嘉曆元年八月十五日

沙弥（花押）

(1471)

57 「清水臺明寺文書」

正宮ノ神王面・御鉢ヲ破損ス。

大隅國正八幡宮雜掌尚円并神官所司等申、兼意以下輩破損神王面・御鉢、致殺害刃傷放火由事、今年正月廿九日閑東御教書如此、早任被仰下之旨、爲處流刑、不日可召進兼意・永壽・慶喜・慶円・能兼・兼幸・永譽・覺增・覺榮・增範・貞兼之狀如件、

（二三二六）
正中三年三月八日
修理亮御判

守護代

「口ウラ」
「鎮西御施行案」
「口ウラ」
「清水大明寺」

(1465)

58
「全」

大隅國正八幡宮雜掌尚円并神官所司等申、兼意・永譽・慶喜已下輩破損神王面・御鉢、致殺害已下狼籍事、任去正月廿九日閑東御教書、爲處流刑、可召進其身之由、施行守護代畢、次社頭守護事、兩度被仰處、一向無沙汰云々、甚不可然、所詮、社家靜謐之族者、自身令參宮、嚴密可致警固、若有緩怠之聞者、殊可有其沙汰之旨、相触日向國地頭御家人等、可被進着到之狀如件

正中三年三月八日

修理亮御判
(英時)

守護代

薩摩國同前

「口ウラ」
「被下日向國守護代鎮西御教書案」

59
『臺明寺文書』

(本書ハ一四六五号文書ト同文ニツキ省略ス、但シ後書ノミ掲グ)

正慶元年十二月廿五日

比丘尼妙阿

坂上介三郎村秀也

勝吉入道亨阿

(1466)

(1465)

60
「國分宮内澤氏藏」
御供所本公司職事、早可被奉行之旨、其沙汰候也、仍執達如件

正中三年五月十二日

道澄在判

御供所百增殿

61 納 用途事

合伍貫文者

62 「國分宮内澤氏文書」

正宮公文所下

可令早御供所本司息長百增丸領掌、御供田七坪貳段・筒口貳段・馬渡園壹所事、

右、件田園等、爲神事興行、所宛行也、殊可令抽忠節之狀如件、

(一三三二七)
嘉曆貳年三月 日

留守沙弥在判

63 「池端氏文書」

西宇佐弥勒寺造營米錢事

合米
錢百五十文

右、大隅國祢寢南侯得富五分一内女子壹人分、祢寢弥二一

64 「重久篤兼譜中」

十五日、篤兼及守護御代官森三郎次郎行重、其他地頭御家人等合兵與攻日當山城十八日、

肝付兼重・野邊盛忠率薩州賊、騎百發出自鼻連山、築瀬左衛門太郎宅放火燒之、篤兼乃發
兵即捕
木城

65 「正文在國分宮内澤氏」

円也方畢矣、

有里名大下符米事、

右、大下符米、年來雖有員數相論、是又相互令承諾之間、
至于向後者、每年伍斗陸升加桑丁定可被弁濟之也、

同名方々御公事濟物等事

右、御公事濟物等事、

右、御公事濟物等、雖有田數相論、是又相互令承諾間、
至于向後者、每年濟物并臨時所役、以陸町可被勤仕之也、
但於正宮御修理役者、任先例、可被勤之矣、

和与地御公事濟物等事、

右地者、溝部内本田七段分可弁勤之由、円也被申之上者、
可存其旨也矣、

以前条々、承諾和与之子細如斯、若有變改之儀者、正八幡三所大菩薩御罰各可罷蒙也、又
子孫等中有破彼狀之輩者、可為死骸敵對之間、不可令知行為治遺領、仍為後日和与之状如
件、

元徳元年十二月廿六日

修理所檢行酒井為治（花押）

沙彌蓮意（花押）

名、可言上事由也、隨則現世重可召禁、後生■亦可斷佛種者也、故宣、

(二三三六)
延久元年二月十五日

大介藤原朝臣在御判

67 「賴久傳」

(二三三八)
五年戊寅正月廿七日、足利尊氏教書油賜賴久大隅桑東鄉・桑西鄉、以賞其勳功也、又註略

(1997)

68 「兼重傳」

三月十八日、兼重及野邊盛忠率薩徒衆、圍築瀨左衛門太郎於其宅、乃橘木・姫木・荒瀬等兵發出救之、兼重等退保鼻連山、二十日、兼重・盛忠帥兵攻橘木城、及森行重等戰於姫木崎○平山式部少輔等拋日州大和田城、在南或作大岩田城應兼重師、七月十一日、畠山直顯率禰寢清成、清種・清道等、師于南鄉日：

(2008)

69 「重久篤兼譜中」

三年十二月、篤兼乃赴屬直顯師、攻兼重城有戰功、○四年于丑十一月、前此肝付兼重及野邊孫七盛忠・大隅助三郎忠國・谷山郡司當五郎鹿兒島郡司當矢上隆信也・知覽郡司當又四郎忠世等、率數千騎、入我大隅、築壘於郡田・清水寺・鼻連山、至是二十九日、同攻我橘木城、篤兼迎戰禦之於吉水、吉地名在水曾於郡家僮多被疵者、○應元年戊寅三月十四日、兼重黨人滝谷吉岡孫次郎入道祁答院祖等、夜取日當山城、西光寺衆徒覺乘法眼所守、而今遺墟在西光寺村將兵據之、十五日、篤兼及守護御代官森三郎次郎行重、其他地頭御家人等合兵、與攻日當山城、十八日、肝付兼重・野邊盛忠率薩州賊、數百發出自鼻連山、圍築瀨左衛門太郎宅放火燒之、篤兼乃發城兵、木城

及姫木城・荒瀬城等矢俱續救之、兼重・盛忠退保鼻連山、二十日、兼重・盛忠帥薩兵、騎數百復攻橘木城、篤兼及森行重地頭御家人等俱拒戰、禦諸姫木崎悉却之、篤兼殊戰、躬亦被疵、二十三日、以聞主將、主將^未乃加花押、還賜篤兼、

(2009)

70

「正文重久氏家藏」

大隅國重久孫八藤原篤兼軍忠事

一、去年十一月廿九日、肝付八郎兼重・野邊孫七盛忠并薩州谷山郡司・鹿兒嶋郡司・大隅院忠國^{(降信)(天正高澄)}・^(伊集院忠世)知覽郡司以下凶徒等、率數千騎、取郡田・清水寺・鼻連山於向城、押寄御方城橘助三郎・木之間、出逢吉水、依致散々合戰、若黨等數輩被疵訖、

一、今年三月十四日夜、兼重・盛忠之黨類、并澁谷吉岡孫次郎入道以下凶徒等、押取西光寺衆徒覺乘法眼之城、^{山當}櫛籠彼城之間、同十五日、當國守護御代官森三郎次郎行重并地頭御家人相共押寄當城、^{山當}致散々合戰畢、

一、同十八日、兼重・盛忠并薩州凶徒等、率數百騎、取鼻連山於向城、押寄篠瀬左衛門太郎本宅、燒拂之間、御方城^{橘木・姫}軍勢相共懸出致散々合戰、即凶徒等追籠鼻連山畢一、同廿日、兼重・盛忠并薩州凶徒等、率數百騎、押寄橘木城之間、當國守護御代官森三郎次郎行重并地頭御家人相共、出逢姫木崎、數討致懸逢合戰、篤兼懸先、追落凶徒等、隨而自身被疵訖。

右合戰軍忠之次第、守護御代官森三郎次郎行重見知訖、然早被經御注進、浴(給力)恩賞、為令成向後弓箭勇、粗言上如件、

(二三三八)
建武五年三月廿三日

藤原篤兼

(2010)

○暦応元年正月二七日、足利尊氏、三郎在衛門尉頼久に大隅桑東、桑西郷を賜ふ。

梅靈山無量寿院正国寺ハ南都律宗
西大寺ノ末寺ニテ正宮三ヶ寺ノ一
ナリ。

(一三三八)

71 「正宮文書写」

状案

正八幡宮議衆殿上等謹言上

欲早被經嚴密御沙汰且依 公家武家代々御寄進且任本家執印度々御下知被修造堂舍仏閣

被下行諸供料米弥奉抽恒例臨時御祈禱忠勤条々子細事

副進

一卷 本家執印代々御下知状等案十二通修造堂舍可令
供料田事

一、当社神宮寺淨土院仏閣寺任先例可被修造事

右諸堂内彌勒寺者建宮最初之靈場當社無雙之精舍也然間奉安置三所之尊体令精祈

一、天擁号此太多羅子女每度之御節

本社之神供以前奉備進之是則依大菩薩御本□歟爰年来破損之上去建武四年八月二二日依
大風恙穎倒仏像神体共被侵雨露給之間奉遷于他堂舍之興頭之恐不可不言上歟然者彼堂舍
寺顛倒損之間所訴申也仍嚴密被遂造當欲全御願

コトヲ訴ウ

神宮寺デアル淨土院ノ仏閣修造ノ

コト

太多羅（知）女

東堂院造営最中
最勝寺半作
三休堂仮作
九休堂同前但仏像
分二体
迎構堂朽損十休堂
四天堂同前
釋迦堂一向頽倒

百 堂 同前 新 堂 同前 二王堂 同前 鐘 樓 同前

経 藏 卍損 法樂寺 仏体焼失 最勝寺新堂 仏像焼失

御宝前、日仏性米ノコト。

御宝前、正月修正檀供不法ノコト。

長日、勤行供料ノコト。

右仏性者為每朝不闕之神供以新入由御米内被除疊之条先例也雖然役所遲怠時者為執印御沙汰被進宮之處近年有名無實之条神慮依有其恐所申子細也早任先例不闕之旨欲被備進之一、御宝前正月修正檀供不法寺

右勤行者為年始最初之御祈禱自正月元日一七ヶ夜不斷懃勤之勤行也而於帖佐彼檀供者住古以來依被除御米內為村二役所令進宮之也爰於帖佐十余ヶ村之外神敵押領所所者恐彼等惡行濫妨不及催役其外僕丁之村々對捍之条爭可漏其科哉 任先規可進宮之由欲被仰下焉一、長日勤行供料事

右御勤寺者為每日不闕之御祈禱所奉致丁寧也於彼供料米者以曾野郡御佃米之内被下行之条先例爰如本家連々被仰下者不下行有限供料米者差遣公人等任法可令沙汰下行日米未進者定本行遂結解可令致沙汰且又可停止所帶所職或村々弁濟使沙汰人等乍引募有限京進御米令点止供料之条付冥頭可恐可悼旨 嘉祿正嘉文永建治永仁以下代々御下知御教書明白他仍所備于右也而近年不法之間可全下行之旨欲被下御下知矣

一、百日大般若同最勝講供料麦二四石事

右供料者去保安年中奉為 大菩薩御崇敬

知足院禪定天下以帖佐鄉御寄進當宮之間以供

料米二四石五斗無退転被下行衆徒畢而中古御相伝四至内麦二四石之間彼麦内拾之時者先例經官相共遂其節時行帳令知員數全供料之處近年無其儀之間有名無實之条難堪之次第也所詮新講顛倒之分並故壱岐前司入道尚円以神敵闕所地僕丁五所被寄附四至内之上者任先例經官相共遂其節時行帳令知員數全供料之處近年無其儀之間有名無實之条難堪之次第也故壱岐前司入道尚円

百日大般若同最勝講供料ノコト。

八日供料米ノコト。

一、毎月八日供料米十三石事定

加国月

右御勤者毎月以古請僧所奉講読百座仁王般若經也然間於彼供料者往古以来以宮永大下符米内被下行之上者可為嚴密之所近年不法之条難治之次第也停止自由抑留任先例如員數欲被下行矣

四季転読ノ般若經供料二四口ノコト。

弁濟使

桑幡若宮阿弥陀經供料米末進ノコト

行賢上人御忌日

ト

一、四季転読大般若經供料二四口事
季別六口請僧
右大般若經者 吾神御崇敬之余去長久年中国司□始良庄奉寄御宝前四季転読大般若經供料所之處中古御相伝神領内所之為村々名主弁濟使等令抑留嚴重供料之條奉為神為君不忠至極之上者任御下知之旨被處其身等於罪科於有限供料者任員數可令下行之由欲被仰下矣
一、桑幡若宮阿弥陀經供料米壹石未下事

右件御勤者毎年十一月十五日為伝灯行賢上人御忌日之間於若宮御宝前令讀誦阿弥陀經四十八卷之條此命不令斷絕而於彼供料米壹石者為執印御沙汰被下行之處近年無沙汰之條無供勤行難儀之間所令言上也早任先例欲被全下行矣

一、関東御寄進異國降伏御祈禱供料事

ノ事。
関東御寄進の異國降伏御祈禱供料事。

右供料者奉為聖朝安穩異國降伏御祈禱自關東被寄進筑後國甥小保之處本所又以御佃米參拾石為其替所可下行之旨御教書嚴密也無退転可下行之由欲被仰下矣

一、同御寄進日向国田貫田供料事

日向国田貫田供料事。
土持一族押領

右料所者當時土持一族等仮武威令押領之條顯然也雖然於御勤者以六十口請僧每日六口之

勤行所無退転也被經嚴密御沙汰欲全供料矣

一、毎年十二月十八日仏名会導師供料事

右勤行者奉為 天長地久 本家執印御祈禱為每年月迫之御勤就奉致丁寧勤行以長史御分作稻參束被下行之條先例也而近年末下之條頗御祈禱退転之基也早任先例欲被下行焉

仏名会ノ導師供料ノ事。

凡絹ノ未進ノコト。（ナミギヌ）

一、凡絹末下事

弁濟使押留。

聖人大般若經ノ供料米ノコト。

右件凡絹者正月十五日最勝講供養御布施十疋毎月一日大般若一部法華經仁王經心經供養
御布施十二ヶ月分 同一日最勝講供養御布施十疋已上四十四疋且注文任先例欲被下行矣

一、寺中講演僧膳等近年為寺領弁濟使等令押留無謂子細事

右僧供等者自行賢上人以降恙宛堂領等毎月之会同令勤仕之事已及二百余歳事以無闕怠之
處近年大略及闕如之条且無供之勤行也且仏事廢怠之基也早任先例可備進之由欲被下知焉

一、聖人大般若經供料米事

右件料者以曾野郡之御佃米内被下行者先例也而寄事於余名毎年不法之間所申子細也仍可
全下行之由欲蒙御成敗矣

一、浮免經由供料等為御領名主弁濟使等令押留無謂子細事

右經講田者代々國司御敬神之余被奉寄 当宮之条嘉祿仁治寛文建長以下社國勘合之請文
明鏡也而名主弁濟使等違背代々御下知致對押之条難遁其科歟早任先例云年々未進云向後
供料以公人等可沙汰渡之由被仰下弥欲被全御祈禱焉

一、当宮御宝前毎月御仏聖米不法事

神敵能清以下押領。

当宮御宝前毎月ノ御仏聖来。

右仏聖米者數部經王誦誦轉誦之時奉備 当宮神前令祈精誠之御願之處於神敵能清以下押
領之所々者神供仏聖以下諸供料米等皆以所令退転也此事被經御奏聞最中也至于其外儘丁
之村々寺者又名主弁濟使等依令對押之不備仏聖致無供御勤之条奉為本所為社家不可然早
被下御下知欲全仏聖矣

一、万善村経田七町□丁定 分供料毎年七石弁濟使等年々對押

清道ハ承久二年（一二三二〇）、八

十四歳デ死去。建久九年三月大隅

御家人交名ニ、「長太夫清道」トア

万善村経田

右當村者為当宮御宝前四季転誦大般若供料米料所之条天承二年國司御寄進狀並嘉祿仁治
寛元建長社國勘合請文曆然也衆徒等鎮守國司服代寄進狀雖致丁寧之勤行弁濟使等違背本
家執印御下知令對押年々供料之間併所致無供勤行也為神君不忠之至極也然早守代々御下
供力

ル。「姓氏家系大辞典」ニ、息長宿
祢四十余代ノ孫、大隅正八幡宮神
官公文執当權政相助清ニシテ、ソ
ノ子政所御供所檢校權法印長太夫
清道、清道始メテ吉田ヲ号ス、國
分宮内ノ桑畠家ハコノ庶流ナリ、
清道ハ鎮西八郎為朝ノ二男為重ノ
外孫。本家ヨリノ使者、留守康俊
ハ康安（一三六一）年中大隅ニ下
向、奢ニヨリ留守職ヲ召上ゲラレ
ル。留守氏系図デハ貞治二年（一
三六三）四月、大隅ニ下向、石清
水善法寺ノ出自、石清水祇官ノ主
流ハ「清」ガツク。疏黄島カラ赦
免ノ成経、康頼帰京説話（一一七
九成立）後トナル。西遊記説話（一
七八二年頃）記録デハ、清道が留
守氏ニ当ル。長門本伯耆局説話成
立不明。執印行賢ノ奪ツタ吉田ノ
地ガ為重ヲ経テ、外孫長太夫清道
ニ譲与サレテイル。清道ハ執印職
ニアルコト。執印職ヲ繼承シタノ

跡之初宮一天擁護之靈廟也公家武家御崇敬異他之余被奉寄郡鄉院之上累世之本所數代之
國司為經講供料或被寄附庄園田畠或被除宛御米年貢之次第且戴申此先斷歟然間衆徒等鎮
抽慇懃之丹誠專仰尊神之玄應昼夜且募之勤行所奉祈者御願也身□中之衣食所令輩者供料
也而近年名主弁濟使等違背本家嚴重御下知捍留恒例有限供料米衆徒等致無供之勤行合數
箇之□訴空送年序之處今不因簾直御使下向併冥慮之所令然歟然者等之年來愁吟被垂高察
可然之様被經御注進且依國日御寄進狀且任本家代々御下知之旨云以前未進云向後供料以
公人等可被沙汰下行之由嚴密被成下御教書様奉祈公家武家之御願專欲致神事仏事之勤行
仍粗言上如件

（二三三九）
暦応二年十一月 日 講衆殿上等

記云已上十七ヶ条本家御使越中前司入道道延放、生大会可遂行之旨賜院宣並御教書同十月
十三日宛刻下向十一月十九日帰洛之時付進也

此時留守親道可出舉狀云云十八日豈義結願以後以宛時御前入寺祐笑与山上執行祐震為兩
人上公文所□留守有対合不審等回答云云

注進

當社本地垂跡之事

正八幡宮三所大菩薩 神社次第

本宮御宝殿

一、東 本地觀音 垂跡女体

二、中 本地釈迦如來 垂跡法体

三、西 本地阿彌陀 垂跡俗体

同若宮殿壱宇四所御座

四所本地普賢 垂跡 文殊
地藏 龍樹 御身異說多也云

八留守氏デアル。清道ハ庶流宮内

ノ桑畠氏ト留守氏ノ接合点ガコノ

附近ニアルト思ウ。ソレニヨツテ

始メテ二本ノ相違点ガ接近シテク

ル。桑畠氏・留守氏ハ大体從五位

下デアリ、留守氏ハ「景」ガ名ニ

ツク、執印留守職ナリ。

武内本地十一面觀音異説毘沙門垂跡大明神

早風本地馬頭觀音垂跡隼人打給御鉢也

両社社本地 大日如來 異説聖觀音

左右善神王本地北多門天南持國天

左右三社本地右二字
黒長菩薩
馬鳴菩薩

同石体社より丑寅ノ角二天承二年天始メテ石上ニ奉見顯八幡之銘字金色ニ云云

四所別宮 始良庄 栗野院 荒田庄 蒲生院

同其以後 鹿屋恒見若宮 吉田院善神王 加治木若宮 善神王 禅寢院若宮

弥勒寺大多羅知女御座又御願所

一、諸堂塔 一淨土院 社頭近辺

法華三昧堂尺迦三尊像御願所昼夜二時ヲ打也

弥勒寺大多羅知女御座又御願所

東堂院藥師三体堂大日尺迦弥勒皆金色

釈迦堂釈迦皆金色丈六并普賢文殊丈六

迎接堂来迎寺身様陀并三尺之二五菩薩

新堂 採色弥勒菩薩

四王堂東方持國天
西方增長天

九体堂皆金色丈六
八尺觀世音

十体堂五大力五體
不空羅索

百堂字別二門
各一体
以上百仏

一切經藏 七重石塔在四天王石像
大門二字二王

東方 最勝寺 藥師靈驗所同新堂阿彌陀像

一、御四至境內所

南方 法樂寺 觀音像御願所

西方 朝日寺 觀音像靈驗所

北方 哭隈寺 全 全

西光寺阿彌陀堂

山王御社 山寺在

(留守文書)

72 「重久篤兼譜中」

曆應二年己卯南朝興國元年、八月、篤兼屬直顯師、入三侯院、十三日、與圍兼重於高城、連日數戰攻之、城且陷、兼重欲死之、江田式部少輔家重嘗有恩於兼重、乃諫代之、二十七日、自呼三侯八郎兼重、伏劔死之、以遁兼重、兼重乘間乃走笠野、直顯遂拔高城、篤兼有功、於是九月五日、以聞直顯、直顯乃加花押、還授篤兼、

73 「重久文書篤極家藏云」

大隅國重久據兼自去建武三年十一月、奉屬當御手、致肝付八郎兼重城攻、至于去月廿七日、當城破却之時、連日致合戰、抽軍忠候之上者、急速被經御注進、可預恩賞候哉、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

(二三三九) 曆應二年九月五日 藤原篤兼上(花押)

進上 御奉行所
承了(畠山直顯)
(花押)

(2063)

(2062)

「正文在國分宮内澤氏」

「京都進請文案」

西加礼河ノ内辺木山村（嘉例川ノ
内表木山）。

正八幡宮御領西加礼河内、辺木山村名主職事、被下安堵御教書候、畏入候、云仏神役、云本所御年貢以下任先例、無懈怠可致其沙汰候、且奉爲本所不可存不忠腹黒、於事可抽忠慤候、且又以當職、不可讓与沽却權門他所輩候、若輩此請文候者、被召放所職、可被處別罪科候、此条僞申候者、日本國中大小神祇冥道御罰（二三四一）お可罷蒙候、仍請文如件、

曆應四年十一月廿二日

山上執行祐嚴在裏判

正八幡宮新御領板越保事、今年十月廿日御教書、同十一月卅日御施行、謹拜見仕候訖、任御教書之旨、今月三日、莅彼所、遂實檢、彼檢注帳進上之、若此条僞申候者、正八幡大菩薩御罰各可蒙候、以此旨、可有御注進候哉、恐惶謹言、

曆應四年十二月五日

田所檢校永珍

所司執當長澄

「正文在國分宮内澤氏」

「在御刊」

板越保事、任先例、田所等相向彼所、遂實檢、云下地、云土貢、任實正、載起請之詞、可注進之由、可被下知候旨、依長史仰、執達如件、

（二三四一）曆應四年十月廿日

沙弥尚順

謹上
正八幡宮留守左衛門入道殿

花園法皇院宣施行狀案

院宣 御袖判

康永二年十二月花園法王院宣施行
状当石清水八幡宮神輿動座ノ院宣
が重ネテアリ、コノ仰ニ從ヒ神輿
奉納ノ沙汰ヲ所司神官ニ触レシメ
ヨ。

當宮神輿動座事重院宣如此畢任被仰下之旨奉納神輿可為次第沙汰之由可被相触所司神官等
之旨依長史仰執達如件

(二三四二)

康永二年十二月七日

沙弥 当膳

謹上正八幡宮留守左衛門入道殿

沙弥 道延

78 「載重久篤兼譜中」

(二三四六) 貞和二年丙戌十一月二十一日、幕府_{直義}賜公教書、使以募兵擊伊集院道忍・鯨島蓮
道郎_次等、三年丁亥公得教書、屢撤兵不至、於是二月十三日、公賜篤兼書

(2241)

79 「重久氏文書」

薩摩國凶徒誅伐事、任去年十一月廿一日御教書之旨、先度催促之處、于今遲參甚無謂、所
詮、相催一族、今月中可被馳寄當陣、猶以過彼日限、於令不參者、任被仰下之旨、可注進
所帶、將又可取寄陣々之間、具足等事、注文一通_{別紙}在之、急速致用意、可被持參之、仍執達如
件、

(二三四七)
貞和三年二月十三日(貞久)
沙弥 (花押)

重久孫八殿

(2242)

四月、野邊孫七盛忠聞四國中國海賊蟻三十餘艘、自目井浦_(在肥南鄉内)入内之浦、付郡、恐會賊兵、乃馳使報公、於是二十七日、公賜篤兼書、使速來會以追伐之、

81 「重久家藏文書」

四國中國海賊等三十餘艘、自厭肥南鄉内目井浦奔通肝付郡内之浦_(主)崎之間、定可相加區徒欽、急速可致用意之由、野邊孫七盛忠以使者所馳申也、仍書狀如此、不廻時尅馳寄當陣、可被致合戰、仍執達如件、

○ 貞和五年（正平四年）二月廿七日
 貞和三_(五カ)
 重久孫八_(カ)
 殿

沙弥_(道鑑)
 （花押）

（一三四九）

82 「載重久篤兼譜」

六年庚寅_(元觀応)四月、公聞賴仲・兼重等寇于大隅、乃十一日、賜篤兼書、使速敵兵來會伐之、

83 「正文在西侯氏」

大隅國野心輩事、爲誅伐所打立候也、急速馳參、可被抽軍忠之狀、仍執達如件、

○ 二三五
 貞和六年卯月十六日
 修理亮_(花押)

滿家西侯弥平三殿

（2317）

（2315）

（2244）

（2243）

凶徒榆井四郎賴仲・肘付八郎兼重等、可寄來大隅國之由、治定之旨、自方々所告申也、致用意、如然之時者、不廻時剋、馳寄彼所、可被致合戰、仍執達如件、

貞和六 四月十一日

□弥（花押）

重久孫

□六殿

「道鑑公御譜中」

「正文從祢寢右近重永出」

鳴津庄大隅方寄郡田數七百十五町八段三丈内

一道鑒當知行分

下大隅郡 九十五町九段

大祢寢院 四十町五段四丈

鹿屋院 八十五町九段

串良院 九十町三段二丈

西俣村 廿四町六段二丈

曾小川村 十二町六段四丈

以上六箇所田數三百四十九町九段三丈

寺社御寄附分 但道鑒拜領九ヶ所之内

横河院 三十九町五段二丈 安樂寺天満宮御寄附
建武三年二月日

百引村 十三町四丈 博多聖福寺御寄附
同年同月日

小原別府 二十三町三段三丈 常国大智寺々院興行新所
直和二年三月日

以上三箇所田數七十八町九丈

一同寄郡内他人拜領分

肝付郡

百卅町二段三丈一色入道殿拜領
貞和二年五月日

菱薈院

百卅八町一丈當都名主等拜領之
建武三年五月云々

ツツハノ村

筒羽野村

四十八町五段一丈島津大隅式部小三郎義久
拜領建武二年二月日

以上三箇所田數二百六十八丁二反二丈
三百十六町七段三丈

惣都合田數七百十五町八段三丈

右、嶋津庄日向大隅薩摩三箇國本家一乘院寄郡、地頭加徵米

86 「道鑑公御譜中」

「正文在清水衆瀬戸口彈兵衛」

嶋津上總入道々鑒以肥後宮令旨、引率薩摩國囚徒并所々惡黨等、遂落大隅國隈本城・栗野(遂カ)
北里城間、爲退治所發向也、致用意、可抽軍忠之狀如件、

(二三五二) (廿九) 觀應三年七月一日

(畠山直顯) 修理亮(花押)

姫木弥四郎殿

87 「調所氏敦恒譜中」

觀應三年壬辰、前此足利右兵衛佐直冬尊氏庶長子、爲直義養子、爲鎮西探題、畠山直顯聞 道鑑公奉肥後
宮親王命帥薩兵等、入大隅國攻陷隈本城及北里城、在栗謀退治之、二十日、直顯乃與敦恒
及姫木十郎・姫木五郎四郎等書各一通、使以戒兵皆抽軍忠、二十四日、遂遣其子畠山民部
大輔重隆、至大隅國、時蓋敦恒亦偕稅所介等迎而降之、義不通、然推以朱補、故補
其所存書、触減残缺僅存二三十字、文義不
書体以校比、諸其与姫木氏書如合符契

(2433)

(2431)

(2321)

(懷良親王)

隈本城・栗野北里城

鳴津上總入道々鑑以肥後宮令旨、引卒薩摩國囚徒并所々惡黨等、遂落大隅國隈本城・栗野
(遂力)

北里城間、爲退治所發向也、致用意、可抽軍忠之狀、執達如件、
(富山直頭)

觀應三年七月廿日

修理亮

調所彦三郎殿

91 「正文在清水瀨戸口彈兵衛」

(懷良親王)

鳴津上總入道々鑑以肥後宮令旨、引卒薩摩國囚徒并所々惡黨等、遂落大隅國隈本城・栗野
(遂力)

北里城間、爲退治所發向也、致用意、可抽軍忠之狀、仍執達如件、
(富山直頭)

觀應三年七月廿日

修理亮(花押)

姫木五郎四郎殿

90 「正文在帖佐船津村百姓軍右衛門」

(遂力)

鳴津上總入道々鑑以肥後宮令旨、引卒薩摩國囚徒并所々惡黨等、遂落大隅國隈本城・栗野
(遂力)

北里城間、爲退治所發向也、致用意、可抽軍忠之狀、仍執達如件、
(富山直頭)

觀應三年七月廿日

修理亮(花押)

姫木十郎殿

(2436)

(2435)

(2434)

大隅國於御方致軍忠之輩交名注文可被成下之事
御感入數一事

平山左京亮

加治木中務入道

池袋弥五郎

同弥六

木房太郎

同三郎二郎

「写有之」

築瀬左衛門太郎 小田次郎 同平四郎
 別府次郎兵衛尉 菱刈平良彦太郎一族
 同重富藤平今者死跡輩 牧右衛門次郎入道 栗野郡司
 鎌田藤内兵衛尉 床并宮内左衛門尉

〔全〕

大隅國佐殿御方凶徒等交名注文

稅所一族 加治木彦次郎一族
 沢寢郡司一族 修理所弥太郎一族
 姫木郡司一族 羽月孫太郎一族
 小川郡司一族 蒲生彦太郎一族
 小濱十郎一族 敷根村預所
 岐村預所 肝付八郎兼重今者死去
跡輩一族
 末次六郎入道今者死去
跡輩同一族 溝邊孫太郎一族
 野邊孫七盛忠今者死去
跡輩同一族 平山因幡前司入道一族
 正八幡宮先社務 弥勒寺執當房道慶
 同舎第九郎左衛門尉 杉五郎
調所彦三郎教但ノ事ヲサス
 正八幡宮神官所司分 同舎第十郎三郎
 東郷藤左衛門入道
 吉田左近藏人但清忠參
于御方云々
 右、注進如件、

「道鑑公御譜中」

「写有之」

※文和三年
(二三五四)

大隅國於御方致軍忠之輩交名注文
可被成下御
感人數事

平山左京亮 加治木中務入道 池袋弥五郎

同弥六 木房太郎 同三郎

簗瀨左衛門太郎 小田次郎 同平四郎

別府次郎兵衛尉 菱刈平良彥太郎一族

同重富藤平_{今者跡輩} 討死

栗野郡司

鎌田藤内兵衛門尉 床并宮内左衛門尉

床并宮内左衛門尉

牧右衛門次郎入道

右、注進如件、

94 大隅國佐殿御方囚徒等交名注文

稅所介一族 加治木彥次郎一族

泉諸太郎兵衛尉、彼等三人者、自觀應三年、爲佐殿御方、畠山匠作同心之囚徒等、

大隅國分

祢寢郡司 稅所介 蒲生彥次郎

姫木郡司 修理所弥太郎 羽坂弥太郎

小河郡司_(二三五四) 吉田左近藏人

文和三年八月一日

「朱カキ」
薄葉入道殿鎮西持下也」

(二三五四) 文和三年甲午八月十三日

上井富福丸解謝御馬毛付事、於敷祢假屋于時道乗之家遂之、御使權惣

檢校兼舜、奉行人田所檢校永琮、覆勘使兵衛次郎定與、于時既小使乙太郎弁官御供所添五郎等、別當檢校・栗所麥太郎檢校等、

同日申剋着于當假屋、會頭方困幡八郎富福丸之從父兄弟有對合天酒肴行之、五獻之後、覆勘使立天、

馬ノ毛於檢見シテ、口付ノ名字ヲ申ス、同十四日午剋、百疋ノ御馬毛付、次第仁自社頭池緣、

至于述堂之鳥居邊仁引立之、口付面々持御榾於、兼舜・永琮等者、中間左右仁座ス、祝部柒

鳴則弘着束帶、中門ノ階際仁座ス、中門前三間ノ竹棚檻祭物等於積、但散供米糉并清濁酒

等者、棚下仁置之、御馬八疋者中門ノ東面仁引立、祝部則弘棚南前仁御賓殿仁向天荒薦於

着シ、蒔散供於致清祓天、於同薦上申宣命於、御幣者彦王富福丸之從父兄弟、於之乎棚上、祭物等者稱

政所得分、長所請取之、散供米以下并膝突布者、祝得分、御幣紙金紙當番ノ宮主得分、四

手、櫛ノ刀者當番殿守得分、仍請取之、同日御馬以下祭馬等引進、大公文所奉行

人永琮、任先例、支配早、

一御馬八疋准錢事、

任心淨橫川解謝之例、被定三十貫文早、

一公文所分祭馬九疋准錢事、

任借馬之例、合三百文宛請之、

一四所若宮政所祭馬事、

始良・栗野・蒲生之分三疋者、定使等請取之、荒田庄

分者、依不相從神役等、被留奉行方早、

一御使得分事、

(ママ) 准二疋御馬分五貫文、所爲先例也、

一小使得分事、

檻(ジンカウ、蜜香樹)

任正和例、可爲十貫文之由注申之、依役人等歎申、爲小使等之計、被直沙汰之、

一支配餘殘之祭馬者、任先例、稱奉行得分、永琮被請取之、

一借馬准錢各三百文宛、

參詣之講衆、成祿入寺、阿闍梨成觀法眼、山上執行法橋、御前寺主、當番宮主宗白、爲後記大概如此、

96

「師久公御譜中」

「写在日當山之土谷山右近」

※(二三五五)

御感 縱旨所望輩

野依三位房 道玄

小木彥三郎入道 覺淨

同弥三郎入道 覺忍

子息討死

同弥五郎入道 淨圓

親父討死

光富又五郎入道 道惠

上益山孫七 末純

下益山四郎 忠清

島津三郎左衛門尉 直久

佐竹彈正左衛門尉 忠景

同新左衛門尉 忠秀

同掃部允 家住

(2552)

野本布袋丸

親父討死

牛屎大藏丞

貞信

小提藤五

貞國

入來新三郎

廣純

澁谷下野權守

重純

小木孫王丸

親父討死

一持一城輩并親類手物注文

鮫島彥次郎入道

蓮道

谷山五郎左衛門入道

(隆一)

澄信

島津長門入道

道忍

矢上參河權守

高純

指宿彥二郎入道

成榮

子息討死

頴娃左近大夫入道

通願

去三月參御方

智覽讚岐介

忠元

別符右馬權助

忠香

(手一族以下輩脱力)

一属鮫島又二郎入道蓮宗

同駿河權守

同掃部助

同初王丸

同孫石丸

親父討死

同三郎左衛門入道

蓮性

同三郎兵衛尉

家俊

親父討死

同松王丸

同太郎兵衛尉

家武

同八郎右衛門尉

家近

同右衛門五郎

家雄

97

「正文在吉利祢寢丹羽家臣角内藏左衛門」

(花押)

正八幡宮領大隅國上小河村弁濟使職事、以宗道・宗継可令相傳之由、任領家代々御契狀之旨、同子息宗久令知行之、於有限御年貢者、可令弁濟之由、依領家之仰、執達如件、
(一三五六)
文和五年三月十一日

沙弥通賢奉

上小川五郎殿

98
「臺明寺文書」

凶徒退治事、急速可遂其功也、此時分殊以可被抽祈禱精誠之狀如件、

(二三五七)
延文二年三月廿九日 治部大輔(花押)

臺明寺衆徒御中

99
「權執印文書」
(花押)

御供所職事、清直任雅意、依令質券沽却、彼料田御供闕意之間、被收公其職^主、若買得之輩等、有申子細事者、可令注進交名、可有嚴密之御沙汰之由、可令承知、永賢給之旨所候也、仍執達如件、

(6)

(2617)

(2583)

二三五八
延文三年九月四日 沙弥道順

謹上 正八幡宮執印法橋御房

100 御供所職事、就質券沽却地事、所被成御教書也、早任被仰下候旨、相觸權執印、若有

申子細候輩者、可令注進交名之由、可被下知也、仍執達如件、

延文三年九月十日

執印「不明」元（花押）

正宮留守左衛門入道殿

101 「氏久公御譜中」

「正文在清水衆瀬戸口彈兵衛」

（被參か）
參御方被致忠節者、本領事、不可有相違狀如件、

二三五八
正平十三年十月廿日

修理亮
氏久（花押）

姫木弥四郎入道殿

102

「帖佐船津村森永ノ仲太郎藏」

被參御方候者、本領不可有相違之狀如件、

正平十三年十一月九日

修理亮
氏久（花押）

姫木又次郎殿

(44)

(43)

(42)

(41)

○延文三年二月 畠山国明、本田重親の守れる溝辺城を攻む。島津氏久は野元秀安を攻む。

国分邑宮内正宮の社人和を畠山に求む、是に於て島津氏久と畠山国明和睦をなす。

「正宮文書」

正宮政所下文

延文三年正月正宮政所下文

正宮政所下

上小河

仰下

參箇条

一、可早勤行仏神事等事

右治政之始以仏神事為先者可勤行之

一、可早修固井溝堤等事

右治政之道以井溝堤為宗者可修固之

一、可早殖加苧桑漆等事

右治政之習以苧桑漆為要者可殖加之

以前參箇条任下知近日宜承知依仰行之
(二三五八)

延文三年正月十八日 修理執當息長

修理執行綾力

(八幡宮印八顆押ス)

104

「道鑒公御譜中」

(花押)

栗野南里当年々貢以下為催促、所被下遣預所使者也、早無末進懈怠、可致其沙汰、次使者在庄之厨雜事、上洛之衣裳草手等、任先例、可沙汰与之由、可被下知之旨所候也、仍執達(缺)

如件、

(二三五九)
延文四年八月十七日

沙弥道順

謹上 正宮執印法橋御房

桑西鄉内鏡原

105
「氏久公御譜中」

「正文在清水衆瀬戸口彈兵衛」

大隅國桑西鄉内鏡原參段事、由緒云々、爲囚徒知行分者、於兵糧斬所、領掌不可有相違也、若又有子細者、可有其沙汰之狀如件、

(二三六〇)
延文五年二月十八日

修理亮
氏久（花押）

目弥四郎入道殿

(70)

(62)

桑西鄉内鏡原

106
「調所氏譜貞恒傳」
申請 正八幡御供稻米事

合參石定

質ヘレシテ來秋、利子六分ヲ加工ルコト
右、件田者、來秋之時、加六利可弁申候、但質券ニハ、當山折田副柳壹町之内伍段於御前
執當御房方所入置実也、若此內有違亂之時者、雖爲何折田、此內不劣田お可入置候、仍爲

後日之狀如件、

(二三六一)
康安貳年三月廿六日

書生在判
政所在判

100)

「写有之」

「藤野氏四十四通ノ一」

鳴津上總入道々鑒申大隅薩摩兩國寺社本所領半濟并闕所事、氏時・賴尚等分國共以被任用
早、右大將家以降、就九州事、兩人并道鑒之曩祖、每事及一准御沙汰之處、始中終軍忠之
道鑒漏彼烈(列)之条、失面目之由、所歎申也、雖非無子細、鎮西下向之時、被除氏時等分國并
日向國、所殘之四ヶ國二鳴分、可被預置軍勢之旨、被下事書早、道鑒分國爲隨一之間、難
及京都之沙汰、許否之段、依時宜可有計沙汰之狀如件、

貞治元年十月十七日

(義詮一)
御判

(斯波氏統一)
左京大夫殿

(花押)

正八幡宮領帖佐・加治木・吉田・栗野・小河院内散在御供田等事、御供所卽令知行下地、
宛行器用之百姓、令直納御供米、召仕公事定之處、去延文以後、彼鄉院郡司名主等、寄事
於左右、乍令押作下地、不弁濟御供米之間、式日有限□御節年々大略退轉云々、事実者、神
慮尤難測、早以所下遣坪付注文相尋之、所申無相違者、於下地者、□沙汰付于奉行人、至
多年抑留之御供米者、任員數、嚴密責立之、可被全御供也、凡彼郡司名主等、神用米以下
濟物等年々對捍事、追可被經御沙汰之由、依 長吏仰、執達如件、

康安三年三月十一日

法眼朝実

謹上 留守左衛門入道殿

「正文有之」

氏久分

大隅國守護職付守護領

薩摩國指宿郡

肥前國倉上庄

筑前國今津村

同國本庄内多称嶋

岩河村南但於南方者、女子祖塲房
北一期之後可知行

同國寄郡内

大祢寢院

深河院

鹿野院

下大隅郡

串良院

筒羽野村

曾小河村

薩摩國鹿兒島郡地頭職但除水吉村、

日向國高知尾庄

日向國高知尾庄

右所々者、限永代所讓与也、有限於御公事者、守惣領帥久支配、任先例、可令勤仕之狀如
件、

「南朝正平十八年」
貞治貳年卯月十日
(二三六三)

道鑒

岩河村三分二五十町御供米工事析引役事

合

御供米三十石工事析十三貫 十一十五請取下了

十石工事析七貫 井十一十八

二石伍斗工事析三百五十 十一廿一

三石工事析八百 十一廿一

十二石工事析九貫三百 壬三

一石五斗工事析二百五十 壬廿一

四斗百五十 (工事析脱力) 壬廿三

八斗工事析三百 壬廿二

五石六斗工事析五貫 壬廿四

一石三斗工事析二百五十 壬廿四

四石二斗工事析三貫五十 壬廿七

四石七百 (工事析脱力) 壬廿七

同三年正月八日二

三石七斗工事斯一貫百 正八

二石一斗 (工事析脱力) 五百五十 正八

四斗百五十 (工事析脱力) 正八

二石伍斗工事析四百五十 正十一

別納分

一石一斗工事析五百岩屋谷 正十一

四斗并工事析二百 任山十一

正八幡宮御供所検校法橋大和尚位永賢（花押）

111
「調所氏文書」

古河田蘭以下所々崩渡堺實檢帳　貞治六十廿七

注進

彌勒寺土器免

守公神講師隆幸申請當屋敷・同古河田蘭以下所々崩渡堺事
一所　隆幸分東者限故安慶蘭内崩渡、北者限彌勒寺土器免
當知人前權執印法橋永賢

一所　故安慶蘭内東北者限東鄉内之畠
西者限隆幸之畠

東郷内ノ畠

香丸溝免
一所　澤蘭内東者限東郷内之畠、南者限
開發并宮主免之畠

一所　宮主免東者限染屋、南者限隆幸畠
并實舜北蘭内及四至内

一所　染屋東者限開發、南者限隆幸之畠

一所　開發東者限彌勒寺土器免并隆幸之畠、
南者限染屋、北者限澤畠

一所　開發東者限實舜北蘭内崩渡、
南者限染屋、北者限澤畠

一所　四至内東者限實舜北蘭内崩渡、
北者限宮主免蘭之崩渡、

右、依隆幸并面々領主之訴、遂檢見、爲後代注進之狀如件、

（二三六七）
貞治六年十月廿七日

實檢使

留守沙弥康俊（花押）

權執印兼大檢校法橋道与（花押）

田所検校法橋永琮（花押）

御前執行兼秀（花押）

政所検校道世（花押）

(花押)

田所永穏万善・曾恒見・東恒見三ヶ所已令知行、不進上御年貢等抑留候条、何様事哉、猛之至以外次第也、嚴密加催促、可被執進也、若猶令難澁者、可有嚴密御沙汰之由、可被□所被仰下候也、仍執達如件、

(二三七五)
永和元年七月十八日

法眼朝実
（守脫力）

謹上 正宮留左衛門入道殿

法眼定禪

(一三七六)

○永和二年總大宮司北村河内守入道了覺の記に、毎歳八月十五日正宮浜下り放生会の時神事に供奉する騎馬武者二百六十人なり云々。

113 「國分宮内澤氏藏」

正宮公文所

補任 惣四至内檢斷（康後之時）具官職事

田所檢校兼御供所檢校永穏

右、以彼人、所令補任當職也、早抽參直之忠勤、可被致公平之沙汰也、所補任之狀如件、
(二三七六)
永和四年十二月十三日

留守沙弥判アリ

(399)

114 「調所氏譜中貞恒傳」

康暦三年辛酉、先是 鹿岳公使本田氏親攻取姫木城及清水城等、正八幡神官等亦悉服之、

(301)

至是二月十三日、公賜主神司書、使氏親為之坪付、應必公也、書凌考爾以國衙料田捐薦于守公神、乃使氏親為坪付、以授之、凡貳町八段、賜書所謂主神司殿、推時蓋貞恒也、

115 「全文書」

寄進

依有敬神爲國□令知行、守公神□

御油御供田等□所奉寄進之狀□

二三八二
康曆三季二月十三日

藤原□

主神司殿

(統目)
(花押)

116 大隅國々衙新田、且寄進坪付□

五段小河院功德丸内

一所四段御油蘭

三段曾野郡德丸名内

一所三段

五段松長(永)、武安名内

三段青毛田、反越田

五段姫木有桑東郷内

五段

右者、重寄進田蘭等坪付之狀如件、

康曆三年二月十三日

氏親

(412)

(411)

(410)

そのつねみならひしんかうの事、もとより景本にゆつりたるところにて、當知行相違なし
といへとも、すでに死去の上ハ、其子ふくら丸ニ永代ゆつりあたふるところなり、但康俊
らうもうにて、しよの子孫等にゆつるといふとも、此狀を本として、たのさまだけなく
ちきやうすへきなり、よて讓狀如件、

〔二三八八〕
嘉慶二年一月十一日

康俊判

(466)

118 「正文在宮内社司澤氏」

夫正八幡大菩薩者、阿弥陀仙變作也、和光同塵之結縁、衆生濟度悲願、本地垂跡惟同、爰
義祖累代爲當國守護人、至于今相續已年久、然則神慮御加護有何疑哉、就中屬世上無爲達
多年本望、以知行分所領内、最前所可奉致敬神沙汰也、且爲敵方退治、國中安全、且爲息
災延命、子孫繁昌、願文如斯、

嘉慶二年卯月十一日

藤原孝久敬
〔元久〕
〔花押〕

(467)

119 「正文國分宮内社司澤氏藏」

敬白

正八幡大菩薩御寶前立願事

右、元久當病令平癒者、急速御假殿事、所可奉致造營之沙汰也、仍立願如件、

〔二三九〇〕
康應二年卯月十一日

〔ママ〕
奥陸守元久〔花押〕

(480)

ようゑうあるによて、本錢かへしのちけんニ入をく、たいらの大川分八たんかうち、ひかしの四たんか事、

合 八貫六百文者

右、件水田ハ、やうおん重代相傳のところなり、しかるをしろのようとう八貫六百文ニさためて、しゆとくのかたに、かのすいてん四たんを、たうざくよりほんせにかへしのしちけんニ入をく事實也、もしこのたにいらんワつらひあらん時ハ、もとのようとうをきたすへき也、但三年すきバかはりのいてきしたいに、もとのようとうをもて、うけかへすへきしやうくたんのことし、

明徳四年のとり
（二三九三）みつとのと
六月八日 やうおん（花押）

(498)

(一三九四)

○本所石清水八幡の御曖により、新正八幡と正宮との争い和睦す。応永年間（帖佐、平山系図）

(498)

本錢返
(請戻し)

「正文國分正八幡宮社司澤氏家藏」

奉寄進

正八幡宮御寶前於在國司跡内、
水田參町蘭一ヶ所、

右、立願意趣者、爲當敵城同澁谷對治、所致丹誠也、足本意者、最前可寄進也、仍願書如件、

應永二年七月十七日
（二三九七）

陸奥守藤原元久（花押）

(589)

契約

間事（十カタガヒ）

右、旨趣者、澤殿与幸範間事、自元御殿人一分候上者、不可存疎略不忠之儀候、於自今以後、彌成一味同心之思、付大小事心底不殘可申承候、就中世上怨劇時分、自何方、云所領之事、云非分侘傺之事、一身浮沈出來時者、相互身存大事可支賴申候、此中若有凶害仁、讒言承候ハん時者、直仁不審可散候、深奉憑神慮候、聊正路之儀可申談候、此条々偽申候者、正八幡三所大菩薩（二三九九）若宮・武内・早風雨社等御罰お可罷蒙候、仍狀如件、
應永六年十二月十九日
幸範（花押）

123

「國分宮内澤氏藏」

契約

右、旨趣者、重而如此之御一筆、殊喜存候、於向後者大小事可申承候間、聊不可有疎略之儀候（猶缺）、（候脱カ）世上雖爲轉變事候、可爲一味同心之由承、又申候上者、御大事之時者、可存身之大事候、若此条々偽申候ハ、
正八幡三所大菩薩御罰お可罷蒙候、

（二四〇〇）
應永七年三月五日

了阿（花押）

澤殿

(649)

(636)

124 「元久公御譜中」

「正文在垂水衆野口孝左衛門」

下 大隅國姫木中城之村一所之事、野口重代相傳之爲居屋敷、被宛下所也、仍爲後日之狀如件、

姫木中城ノ村

(二四〇二)
應永八年十月九日

(元久)
(花押)

野口太郎兵衛尉殿

125
「正文在清水楞嚴寺」

「道通妙祐」

奉寄進
惣勝寺

水田貳段弟子丸名之内新田北村

右、志意趣者、爲親吉之二親道通妙祐頓證菩提也、但彼之水田本主請被申時者、本来以六石可有御訪候、仍爲後日之寄進狀之如件、

(二四〇二)
應永八季辛十二月廿三日

「大山道賢寄進狀」
「新田二反」

(682)

(679)

126
今度時節候、志之至難申盡悅入候、隨而永々御用心痛敷存候、日州事者悉御方候之間、
はや一方暇おあけ候、兼々御本意お可被達事不可有幾候らん、就其一所うちあけ候ハん
時者、最前可致合力候、此段吉牟田申合候之間、定可申候哉、恐々謹言、

(応永八九年ノ比カ)
五月九日

元久御花押

隈本殿

(683)

127
「正文在楞嚴寺」
「ウラ」
「忠家」
（花押）

「新田」

寄進

右、大隅國弟子丸名内新田壹段、池袋宮内殿方ヨリ本物返ニ米壹石壹斗五升ニ買得仕候而、
爲忠家二親(生脫ガ)後菩提所奉寄附也、若本主致本物之沙汰之時者、以彼米二親(忌)歸日お可有御吊之
狀如件、

應永九年二月十八日

伴忠家(略押)

128 「野田感應寺文書」

長樂寺住持職事、任先例、可被執務之狀如件、

應永九年六月十八日

大相國源義滿判

129 大隅國宮内万得房跡功得丸事、爲析所陸奥所宛行也、早任先例、可領知狀如件、

應永九年八月十二日

陸奥(元久)守御判

限本石見守殿

130 「正文在文庫」

鎮西辺賊船等、連々令渡唐以使宜在所乃狼籍

招罪科歟、於風聞之輩者、不廻時日差遣軍勢、可加治置、況至現形之族哉、彼是嚴密可致

其沙汰、更不可有緩怠之狀如件、

應永九年八月十六日

義滿將軍(花押)

鳴津(伊久)上總入道殿

「伊久公御譜中ニ在リ」

薩摩國加世田別符之内大浦村事、任先例、知行不可有相違之狀如件、

(伊久)

二四〇四 應永十一年卯月五日

(伊久) 久哲(花押)

薩摩國加世田別符之内大浦村事、任先例、知行不可有相違之狀如件、

(伊久)

二四〇四 應永十一年卯月五日

(伊久) 久哲(花押)

桑東郷内澤津水口

132 「調所氏譜忠恒傳」

寄進狀

奉御守公神寄進仕水田事

□者大中臣忠通爲祈禱、泰通永代限、桑東郷内澤津水口二反、被奉寄進仕所也、忠通□領之段甚以不當也、泰通□進狀奉返所也、毎年御年貢□三斗五升筒以上二反(五)無未進可納申也、若無沙汰之時□、任此狀、可有御沙汰歟、殊更□神恩者、彌可致神忠也、仍爲後日寄進狀如件、

133 「元久公御譜中」

姫木右馬助大中臣忠通□

「正文在垂水衆野口孝左衛門」

(元久)
(花押)

大隅國守護所本職事、守先例、可致其沙汰之狀如件、

二四〇五 應永十一年卯月五日

野口太郎兵衛尉殿

(733)

正八幡宮十二度ノ祭り
一月九日、射去祭(イザリ)

○応永の乱で破れし菊池左馬守正勝并菊池肥後守兼朝大隅に潜行す。正宮弥勒寺に匿る。
菊池兼朝の石棺、西光寺に在り。

一一日、庫開祭

二月、臨時祭

三月、蒙古退治祭

四月、藤原祭

五月、お田植祭

六月、夏越祭（ナコシ）

七月、晦、浜下り祭
八月、流鏑馬祭（ヤブサメ）

九月、卯ノ祭

十月、若宮祭

十一月、丑ノ祭

十二月、

長谷名

○応永十四年正宮造営（一四〇七）

134 「正宮文書」

酒井姓限本家由緒覚書

当家氏文古今記録条之事上古之輪旨院院宣閏東御教書寺家御下知代々手継之状之当家先祖異説有当国桑西郷開發領主桑原郡廳總檢校曾太良号然雖中古以□称酒井氏八幡大菩薩於当郷奉崇敬神忠抽者也須上代之靈跡略之累代先祖友行友直友季也此友季齊□被官人成親能他腹為舍兄八幡暫居住事善法寺方在

縁子細此友季父子不快謂洛外栖爰草部光依当社執印在国之刻叔父候間大菩薩御參詣候得申上西国一見之為下向中間阿芸之巖鳴參宮候彼内侍齋院御出候之間就中縁逗留之間芳志難尽其内瑞想多々有聞当家巖鳴氏神奉^崇保安年如任補狀親孝事乍成仁舍兄程大方御公事以下代官計申程之子細增際不可然取放光賴申季時幼少御事季宗成長候本領以下御知行尤修理所職大綱神役候季宗御預候而一期過候者如元御計可目出候強被歎申之間如家替願申之処季宗死去後無息成惣領方不返執印之威勢借舍弟岡本之四郎子息弥太郎助宗同弥次郎友宗有養子修理所知行用丸名助宗被讓其内長谷名友宗被讓欽彼是僻事也代相論此口伝也如此経年月之処大友先祖掃部頭親能當国地頭時節兄弟余流申極其後代伝通能博多石築地時大番役時分又十二年奉公分在鎌仕惣領方巨細申入守護狩奉行大友方引回当国諸人鎌倉上仕之施面目者也幕文相続通能之御代也而修理所一圓神官云執印恩徳云幕文不改中葉号草部氏欽其後人被難酒井氏本覆就中当家可号藤原氏之処母方所領相続仕之間家非家以繼又家者哉酒井氏也御家人役其外規模之所役多分大友方被申沙汰云云

溝辺本村并在里名玉利

一溝辺本村并在里名玉利在行村散在山野宮侍職守護守奉行職向鳴東方此等者惣領知行云云

曾小河弁済使職

一当郷之内余名一町并栗野北里村者舍弟吉綱知行分

一鳴津庄曾小河弁済使職并河辺井田一町余二郎季能知行分於末代聊無異論可有相続之間如

件

季廣
在判

右上代注文曆前也古紙之習問多々然其外見在檢分之為披見近先蹟全所写記如件

前出雲守入道 酒井正俊

(二四一〇)
應永十七年八月三日

花押

135
「正文國分宮内社家澤氏」

寄進

正八幡三所大菩薩御寶前

右、大隅國竹子小山村者、爲往古神領有重色社役云々、而或由緒掠知行之、或依奉公之忠熱、申成恩賞地之條、旁以回測神慮者哉、所詮、於當敵加退治、專國家安全之道、彌可奉仰神威之旨、比心底之上者、爭不令守給久豊之武運哉、然間彼兩所之事、歸本源、今又所奉寄附之狀如件、

(二四一三)
應永廿年十一月十五日

修理亮久豊(花押)

(916)

136
「國分澤氏文書」

永万ニ惣領職讓たひ候上ハ、御契約之条々一事もちかふましく候、たといちきニ米錢お入たる所領にて候とも、永万かためにてこそ候へ、たとへハ田所永算の吳乱、のちのむつかしき事をやめられ候ハんとてまいらせぬ代を、かうちきニ文ニのせ、武法師か母の方ニと文句ニ、此ハ口ニ書付たひおき候、一ちう一反にても候へ、子ともの中ニも、又したしミ

の中ニもくれましく候、若おもふ事候ハ、永万ニ申あわせかのをんとしてくれられへく候、永万のゆるしなくしていさゝかもはからふましく候、らうもうして後々そむく事候とも、女の身として御神領おはからふへきもあらず、ゆつり状と申ミつからかやうに申さため候上ハ、すこしもかわる事候ハ、正八まんくろしまの御はちをかふるへく候、惣領ニ申あわせず候ハ、この状にまかせ御やふり可有候、いさゝかけ□やくかわるましく候、仍狀如件、

(一四二四)
應永卅一年二月十一日

紀氏女千あみたふ(花押)

(1025)

137

「澤氏文書」

讓与本職所帶等可御供所檢校永万存

（純）

右、本職御前檢校事、依無力永穩不取御下知、以幸□折紙爲其職、永万任（出カ）神慮可申給彼職也、田所職者彼職代官職也、雖有永算申旨、於補本職者、自永算可爲御前檢校進上上者、永万一家一圓管領勿論也、次所領等弁濟使職本所御下知就器用一家中仁雖給之、可爲一代儀、惣領一圓可進退、永算無親讓手次狀、雖於文言、可爲盜人科、所詮、永耀證文、永慶大間帳、永賢御前法橋補任致忠節百餘貫文有御免、請取狀慥渡田所職田、限東恒見可付由御下知、諸恒見望事□判、執印御外題綸旨御教書聖朝 符國執事并■題并國司目代守護所御判正御供田（取）當職管領上者不及注、万善・中津河・小濱惣領寺田講田、荒田・栗野若宮・中津野宮所向島次諸職帶其外爲一圓上者不及注、可惣領永万進退、中田所永賢請析御下知、万善御下知案文出時、永算号手習未還、但無手次讓狀、於後日雖出之、如前申、可盜人科（供）条、則社例先例也、次文書箱十三在神寶藏、就神□永算用段之時者、永万以和合致一見、後者如元可奉納神藏也、但補本職時者、永万一圓可相計歟、次所領等欲宛行武法師時、永算内々腹立申間、所詮、爲契約母義号質券不取米錢仁、遣數通狀、只永万一圓宛行儀也、

若爲吳篇時者、与請文相副讓与了、又永穩雖讓自余子共中、任本條悔還、任親心條無子細、此守讓證文、永方可管領也、又代々國司爲師範上者、号國司申談守護上者、社田以不可有妨之儀、於成吳亂輩者、不可有永穩子孫之儀也、仍讓證文如件、

應永卅一年二月十一日

權執印兼御前法橋大和尚位永穩(花押)

138 「正文在國分正八幡宮社司澤氏」

正八幡宮領大隅國內本領并所々田畠等事

右、任親父永穩證文等、領掌不可有相違之狀如件、

(二四二四) 「八代久豐公」

應永三十一年八月九日

存忠(花押)

(永方)
澤殿

139 「正文在正八幡宮社司澤氏」

御親父永穩之證文等、義天御時御披見候て、任理運旨、披成御下知候之間、同於當御代も

御判書候之間、執進之候、目出候(、恐々謹言、

(二四二五) (本田)

應永卅二年十月十七日

重恒(花押)

澤殿

140 「山田氏藏書」「在久興譜中」

畏言上

大隅國小河院内一成村六町 見作十二町 同持富三町山田内上別符村五町五反 中村内入
久四町

(1051)

(1028)

(1026)

已上廿四町五反之段錢四貫百文

(二十四)

應永三十一年潤六月九日

(山田久興)
沙弥玄威(花押)

141

「本田元親伝」

奉寄進

玄久禪尼靈供免事

合五段者 在所五反畠

右、彼畠者、妙榮大師(姉)限永代買得地也、禪尼之後菩提、被寄進楞嚴寺上者、聊不可
有他違亂妨、隨而相除方雜公吏、所奉寄附之狀如件、
(本田元親)

應永卅二年丁未六月一日

(山田元親)
沙弥安了(花押)

(二十四)

楞嚴寺

(花押)

(1066)

142

「載本田元親譜」

「ウラ」 「ウラ」

「妙榮」

「安了寄進」

「ウラ」 「大山五反」

奉寄進

妙榮大師位牌田事

合五段者 在所大山

右、件水田者、爲妙榮大師之後菩提、相除諸役、奉寄附楞嚴寺者也、若後日致違亂煩輩者、
永可爲不孝之仁、仍寄進之狀如件、

應永卅二年丁未六月一日

(本田元親)
沙弥安了(花押)

楞嚴寺

(1067)

(1046)

「載本田信濃守重恒譜」

「ウラ」

「安貞」

「長田四反」

143

奉寄進

實翁貞公庵主位牌田事

合四段者 在所長田

右、彼水田者、爲安貞庵主、別而依致志、奉寄進楞嚴寺、永欲令訪後菩提者也、隨而不可
有萬雜公事、若重恒於子孫聊致違亂煩輩者、可爲不孝之仁、仍寄進之狀如件、

應永卅二年丁未六月一日

〔本田〕
藤原重恒（花押）

144
「載重恒譜」

「ウラ」
「了哲」
「濱崎四反」

奉寄進

了哲禪定門位牌田事

合四段者 在所濱崎

右、件水田者、爲了哲禪定門之後菩提、相除諸役、奉寄附楞嚴寺者也、聊不可有他之違亂

妨、仍奉寄進狀如件、

應永卅二年丁未六月一日

〔本田〕
藤原重恒（花押）

145

栗野八幡

應永卅二年丁未三月二日、願主崎津留道金正若宮鉢籠栗野院
(二四二七)

(1064)

(1069)

(1068)

「載本田元親譜」
「ウラ」
「道親妙壽」

「ウラ」

「寄進安了」

奉寄進

道親妙壽兩靈位牌田事

合三段者 在所雉车田

右、彼水田者、爲道親妙壽之後菩提、相除萬難公事諸役等、奉寄附楞嚴寺者也、聊不可有他違亂妨、仍寄進之狀如件、

應永卅二年丁未六月一日

楞嚴寺

(本田元親)
沙弥安了(花押)

(ウラニ安了)
(花押)

(1065)

147 「今国分郷上小川村
上小河里の山野境内の事
※(一四二九)

「古ハ清水ノ地也、今国分の新城也」
一西ハはや人城の西のさかりひおとり山おさかう、いぬゐのすミハてしまるミやうをさかう、

(毛無野) 「今清水川原村ノ内也」
「子丸」 「今清水ノ内也」

一北のさかいハはや人の城の北のさかりよりしてけなしの、城をさかう、うしとらのすミニアしたにしりをさかう、梅谷のほりまち、中のさこのほりまち、つぶろ

(1094)

148 「調所氏文書恒房傳」

初任勘析引出物廳宣

留守所下 諸郷院

可早任先例、弁濟任一庄御引出物并小神田小寺□合

一郡役

御館御分上馬壹疋准百疋引副馬壹疋准卅疋
准五十疋日代方馬壹疋准卅疋

家子御方中壹疋

先使馬壹疋准十疋

曾野郡 小河院

祢寢南侯 帖佐東郷

小名分

御館御分中二馬壹疋准五十疋得九弟子九任但曾

家子分馬壹疋准廿疋 智能 小河

御館御分中二馬壹疋准五十疋內重武十疋

修理所付任析五十疋

千手丸

勅析

曾野郡

長徳寺四段代八疋 大樂寺 勝樂寺一町四段廿八疋

尚佐寺五段代上疋

^(廿)新千軸阿弥陀堂三町六十疋

勝善寺一丁二反□四疋

九廿疋 石殿寺三反六疋

尺迦堂一丁三反廿六疋 大王四疋

城阿弥院堂一丁廿疋 千軸阿弥堂三段六疋米九疋

小神田

重富

立神一町廿疋 飯富一反二疋 七社一町廿疋

重杖

又立神二段四疋 元行(北カ)此辰一丁十疋

用杉松

立神二段四疋馬方明神五段十疋

重久七社一丁廿疋 棟木二反四疋

大迫内

安与四段八疋 久樂二段四疋

隨善寺房三段六疋 力善三段小六疋四丈

智能北辰三段六疋

小河院

寺田

門藏一町廿疋 不田子山七段十四疋

河内山中寺三段六疋 禪林寺壹町廿疋

小河田

八龍神田一段半米三疋隈崎明神

勁宮五段十疋 城子五段十疋六疋

永野神田一町廿疋 楠藤明神三段

明神七段二疋 七石神田二反四疋

北辰五段十疋 歳宮三反六疋

加志仇五段十疋 劲宮三反半五疋

大王二段半五疋 北辰二段半五疋

二车禮一町廿疋 平宮三段六疋

大王二段四疋 永利永野神田五段十疋

得丸荒神四反八疋

桑東郷

寺田

阿弥陀堂一丁廿疋

藥師堂五段十疋

釋迦堂三反六疋

勝福寺壹町廿疋

新福寺三段六疋

福王寺一反重富四疋

石崎寺二反四疋

青蓮寺二反四疋

小神田

府召草薙馬力

松永上津家形三段六疋 武安下津家形三反六疋

禪定房三段六疋

秋松下津守一反二疋

山田三反六疋

葛坂明神二段四疋

秋重河良谷三段六疋

津久谷三段六疋

断方

重武落水三段六疋 万善北辰三段六疋

主丸竹腋三段六疋 同名三水尻三段六疋

松永大神三反六疋 重富國玉三段六疋

中津河

宮永大渾三段六疋 内志上岐田一段二疋

内古家三段六疋 貞次二车礼一反二疋

重富上津山三段四疋

松永上津・武安下津

上津聞岐

大牟四反八疋 軍神二段四疋

金木山一段二疋 志上岐一段二疋

桑西郷

寺

西明寺三段六疋 満福寺五段十疋

朝日寺三段六疋 長壽寺一町二反廿四疋

薬師堂二段四疋 中山寺三段六疋

文殊山半疋

小神田

府召草刈馬方

牟曾木三段六疋 邊世莉三段六疋

有河一段半三疋 用丸石神六疋

小濱早鈴三段六疋 青山崎三段六疋

有里漏部六段十二疋 有河神田五段半十一疋

皆尾神田三反六疋

蒲生院

寺田

大日寺二丁五段内重清
一疋廿疋 帛疋

牟礼石一丁廿疋
米九

薬師堂一町廿疋 九軒堂二丁四疋四十疋

久得二丁四十疋

(無) 无量壽院三町五反内 恒久一丁五反卅疋

小浜早鈴

目大中臣(花押)

厨家書生

惣切手檢校(花押)

田所檢校達部(建)(花押)

惣檢校藤原(花押)

大介兼稅所檢校(花押)

目代藤原(花押)

「正文在喜入志々目正兵衛義辰」

鳴津御庄大隅方祢寢院大祢寢内瀬簡村地頭職、爲給分所宛行也、早任先例、可領知、并先
知行代地事、闕所次第可致其沙汰之狀如件、
(二十四年三月)

永享五年五月十九日

好久(花押)

富山殿

「此文書、薩州家用久ノ譜中ニ在リ」

「在樺山氏」

きやうとへあづらへ物

一てうしひさけ一く 内しろく外くろ しやくとう もんハまる二十もんし 一貫百五十

文 代七百文

一れゐしきたち二ふり 一貫百文 代八百文

一すいはし一そく 四百五十文 代三百五十文

一すみ五ちやう 代五十文 一かきあわせ

150

(1140)

(1103)

佐聞寺五町百疋

吉田院

帝釈寺七段十四疋

称寢南侯

寺田 石殿寺五段十疋

小神田得富

歳宮三段四疋 開聞五段 部世河一段二疋

御靈宮三段六疋 志加天五反十疋

部墓神田一段二疋

武安

歳宮二反四疋 戸柱神田二反四疋 若宮一反二疋

松澤御崎神田一丁三反廿六疋 直世神田一丁廿疋

元行稻車禮一反二疋

安行

天留御子一反二疋 歳宮一段二疋 智口神田二反四疋

若宮神田一反二疋

加治木郷

崎守五段三十疋 永谷三段六疋

鍋倉五段十疋

右、件御引出物并勘析、任先例、可令弁濟狀如件、

(二十四年三月 日)

調所書生(花押)

武安

一 こすちのおり物一上 代二貫三百文

一 ねりぬきかた／＼上 代一貫三百五十文

一 きぬ一上 代二貫文 以上れうそく七貫五百文

永享五年六月十一日

の、ミたに(花押)

151 「樺山氏」 「在源三郎久清」

鳴津御庄日向方諸縣庄之内入名并宮原村、爲析所々宛行也、任先例、可被領掌之狀如件、

永享五年七月八日

陸奥守(花押)

梶山次郎^(孝久)三郎殿

「此御書、樺山氏四代孝久譜中ニ在リ」

152

「正文在楞嚴寺」

「寄進状 中道玄祐」^(ウラ)

奉寄進

本錢返シノ質券師子神人馬四郎檢
校

右、意趣ハ、善神王富一段事、代用途一貫五百文ニさため候て、本錢かへしのしちけんニ
師子神入馬四郎檢校手より中道玄祐取て候を、本文書相そへ、二親爲後生善^(菩提)、清水のれう
こん寺ニ奉寄進處実也、何時も本主うけ申候する時ハ、此析足にて別在所をもめされ候へ
く候、本文書相副奉寄進状如件、

永享五年九月八日

宮内中道玄祐(花押)

(1143)

(1142)

(1141)

奉寄進 正八幡宮御寶前

大隅國帖佐鄉寺師村内水田八段向田、二段青木、以上一町事

右、旨趣者、爲天下泰平、國土豐饒、殊者信心大施主藤原重經武運長久、壽命長穩、子孫繁昌、所願成就、号正宮每年正月二日御供新田、限盡未來際、奉寄進所也、然者不可有相違社家知行、仍寄進之狀如斯、

永亨六年六月二日
(享)
(二三四四)

(本田)
藤原重經判

154 「正文在宮内社司澤氏」

奉寄進

正八幡宮御寶前帖佐濱益田村内御供田六段、以上一町事、
浦生米丸内四段

右、爲志者、天下泰平、國土豐饒、殊心信大施主平氏宗子孫繁昌、武運長久、号正宮御供田、限盡未來際、奉寄進者也、不可有祐家知行相違、仍寄進狀如件、

永亨六年二月一日
(享)

(平田氏)
平氏宗(花押)

澤殿

(1146)

155 「忠國公御譜中」

「正文在澤永賢」

鳴津御庄大隅方栗野院内

正宮御神領之事、四季之

大般若田四町南郷一町、北郷一町、有、

同仁王經田二町四段南郷町二反、北郷町二反、有、

佛聖田六段南郷三反有、北郷三反

以上七町之事不可有相違所也、

(一四三六)

永享八年壬五月廿日

陸奥守貴久(忠国)
(花押)

澤殿

「忠國公御譜中」

「正文在澤水賢」

鳴津御庄大隅方栗野院内

正宮御神領之事、八月彼岸初日五段、同二日五段、十一月

正御祭田壹町、以上二町之事、不可有相違所也、

永享八年壬五月廿日

陸奥守貴久(忠国)
(花押)

岩下
龍圓坊

157

「全」

奉寄進

正八幡宮御寶前

大隅國帖佐郷餅田之内十町

右、意趣者、天長地久、殊者國土安穩、武運長久、子孫繁昌故也、然早可有彼地知行、仍限永代、奉寄進所如件、

永享八年五月廿日

(忠國)
陸奥守(花押)

澤殿

158 「正文在樺山氏」

於如御意趣我等も、今度奥州御用罷立候上者、後；
ても以前之御契約、又者此刻之忠節御忘候者、衆中訴
可申候、若於私に御大綱之時者、無二心可罷立御用候、
此条；僞申候者、

伊勢天照大神 熊野三所權現 八幡大菩薩 諏訪之上下
大明神 天滿大自在天神御罰各；可罷蒙候、

永享八年六月廿日
(孝久)

樺山殿

(伊集院)
熙久(花押)

159 「正宮文書」

正宮政所下文案

吉田町東・西佐多浦

仮神事ノ勤行

正宮政所下
仰下
佐汰浦
參簡条

一、可早勤行仮神事等事

右治政之始以仮神事為先者可勤行之

井溝・堤ノ修造

苧・桑・漆ノ増産

一、可早修固井溝堤為宗者可修固 堤等事

右治政之道以井溝堤為宗者可修固之

一、可早殖加苧桑漆等事

右治政之習以苧桑漆為要者可殖加之

以前參箇條任下知之旨宜承知依仰行之
(二四四二)

嘉吉元年十二月十八日 修理別當大法師

(八幡宮印九顆押文)

160
〔正宮文書〕

正宮政所下文案

正宮政所下

佐汰浦三ヶ条

仰下

一、可早勤行仏神事等事

右治政之始以仏神事為先者可勤行之

一、可早修固井溝堤等事

右治政之道以井溝堤為宗者可修固之

一、可早殖加苧桑漆等事

右治政之習以苧桑漆為要者殖加之

以前參箇條任下知之旨宜承知依仰行之
(二四四四)

嘉吉四年正月十八日

修理別當大法師

權執印兼大檢校法橋上人位

田所檢校法師

前御前執當大法師花押

惣檢校大法師

權大檢校大法師花押

政所別當息長

御供所檢校法橋上人位花押

御前執當藤原（花押）

權政所兼國分寺別當散位息長宿禰花押

少別當源（花押）

（八幡宮印十四顆押入）

（一四四七）

○文安四年正宮炎上す。

161
〔正宮文書〕

正宮政所下文案

禰寢院南侯（佐多町郡）

正宮政所下
禰寢院郡本

參箇条

仰下

一、可早勤行仏神等事

右治政之始以仏神事為先者可勤行之

一、可早修固井溝堤等事

右治政之道以井溝堤為宗者可修固之

一、可早殖加苧桑漆等事

右治政之習以苧桑漆為安者可殖加之

以前參箇條任下知之旨宜承知依仰行之

（一四四八）
文安五年正月十八日

修理別當大法師花押

（八幡宮印九顆押入）

162 一 本田重恒譜曰、文安五年戊辰十二月廿九日、信税所等與清水戰、

終於石原口爲國親被殺、法名義翁忠公云々、

163 「正文在大隅宮内最勝寺右京」

正八幡於四ツ足二忠國ほろ御さうてん、御しやくに最勝寺俊道御參候、去年八月ひかん程なく、当年三月廿四日、伊東・北原の人数廻に引とをし、三ヶ所へ同日に衆をつかひ申、さつまの人数めくり、敷根・上井打入被申、ひき申處ニきり付被申、山崎のあたりにかつせんはしまり候、社家の人數よこ入めされ候て、数千人てきほろひ候、御屋形様御しつけん被召候くひ千三百四にて候、御しやくに被參候、きつきう依目出度ニ、俊道望（徳カ）をたつし候へと御老中へ被出仰候、國親ニ矣見として内状を進候、万前・中津川・下久□まちりまちりのはく地水田坪付書付候て、鹿児島江御參上候へ、御判を申受望をたつし可申候、巨細は御面語時可申達候、恐惶謹言、

三月廿九日 藤原国親（花押）

〔上書〕
最勝寺俊道

本田因幡守

參御宿所

(1341)

(一四五七)

(一四五九)

○長祿元年島津忠国正宮を造宮す。

○長祿三年伊東、北原両将と上井、敷根に衆を被仕之處、山崎辺途彼軍勢伐出に付八幡山の諸司神官留守・桑幡・最勝寺・沢・此四家を分四手即時追退、加之干三百四之首大守忠国卿備実檢銘被下褒美給於最勝寺家司万膳十五町時之大老本田因幡守國親・町田周防守忠胤・大寺美濃守忠幸等云々

（宮内・最勝寺氏系譜）

(1340)

正宮政所挙状

明年六月晦の夏越祭御饗膳並に酒

頭職のこと

正八幡宮御宝前

差定明年六月晦日夏越御祓饗膳并酒頭職事

貢首祿寂郡司達部男

右任例守巡次所差定如件

長祿四年七月五日

修理執行綾力

權執印兼御供所検校法橋上人位

權政所兼国分寺別當散位息宿禰(花押)

田所検校兼最勝寺別當源朝臣

惣檢校兼少別當散位源朝臣(花押)

修理別當大法師

御前執当散位藤原(花押)

政所別當息長

(八幡宮印十顆押入)

165 「國分宮内澤氏藏」

下補任權執印職事

法橋永万

右略ス

長祿四年卯月廿八日

正八幡宮權別當法眼大和尚位判アリ

神領坪付

野久美田ノ永綠

朝日ノ野上

姫城ノ落水田
内山田ノ落水田
小浜ノ落水

六反	六反	四反	四反	四反	四反	四反	四反	六反	六反	六反	六反	六反
なかゑた	なかゑた	いなはた	いなはた	てらさき	てらさき	つかあな	つかあな	のさきた	のさきた	そゑまち	そゑまち	しあわせ
ぬんめいあんよりゐらん	ぬんめいあんよりゐらん	めうしゆふんゐらん	めうしゆふんゐらん	當知行	當知行	同	同	同	同	同	同	同
二反	一町	一町	一町	一町	一町	五反	五反	八反	八反	○五反	○六反	○六反
へんさいてん	ひわたし	ひしかりまち	かきもと	すみよした	くわはらた	しもくすた	しやしどき	かとくらた	よした <small>一あり</small>	ちうなふた	しもくるすた	しあわせ
二反	一町	一町	一町	一町	一町	五反	五反	八反	八反	○五反	○六反	○六反
へんさいてん	ひわたし	ひしかりまち	かきもと	すみよした	くわはらた	しもくすた	しやしどき	かとくらた	よした <small>一あり</small>	ちうなふた	しもくるすた	しあわせ
同	同	同	同	同	同	不知行	不知行	當知行	當知行	不知行	不知行	不知行
						本久なかた不知行	本久なかた不知行	本久なかた不知行	本久なかた不知行	本久なかた不知行	本久なかた不知行	本久なかた不知行

五町 一はし

四町 くりの二あり
きたさとみなみさと正御供田不知行

以上三十町五反、此内當知行十二町六反、

神役田

○一町

○三反

○二反

○三反

○八反

○四反

○二反

○一町

○五反

○二反

○一反

○一反

○一反

○一反

○一反

○一反

○一反

○一反

○三反

○一町

○四反

なひた

水田その一所
いとハラ田

あせい井

こもワらた

當知行

やさか田

同

さこた

同

井丸

同

のまくち

同

つくた

當知行

ふちさき

神人析

つくた

當知行

なはた

當知行

あふくてん

當知行

なひた

當知行

ときてん

當知行

かきもと

當知行

つるはたけ

當知行

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

安貞寺領

當知行

○四反

四反田

たからへのふせん方ニしち
けん

五反
五反
五反
五反

もりのその
くはた

大つふりワたくし、かく
たかはたけくはたあり

五反
三反
二反

つかはたけ
くこまくら
せとくちはたけ

ときてん

二反
五反
二反

みなくち
ミやその、前あれ
かわさきその三ヶ所

三反
六反
一反

ちのつく
うゑた
きたミとり

二反
二反
二反

ほひはたけ

にしのそのたうちやのもち
「不明」

いのうへゐらん

ちきめん寺早衛門

きたみとりはたけ

さやのまへ

三反 こうやのそのこつとみらん
二反半 いのうへのてん

四反 さやのまへ

二反 六反はたけ
一反 たうせんつる

○一反 こしき田

一町五反 かきの木はたけ

一町三反 下のつるはたけ

中津河

一 そのたか所

一反 くのつら

一反 つくたに

二反 おにさし川

以上五反

まへ田か所

二反 まゑた

四反 たにくち

一反 たかた

以上七反

むかへ田か所

三反 なら木

三反 もりた

一反 つくた
□^(御)くしょさこの分

一反半 正御供てん 山野あり

まんせんのふん

ふとりその

一反 ふとり

五反 下ふとり

四反 同ふとり

三反 犀の木た

二反 かわほね

以上一町五反

みやその

二反 てらまへ 神田

一反 かなきやま 同

三反 くわはらた

ほり町一

以上六反

ひかしその

三反 ふちわき

一反 ミツヤマ 神田

以上四反

犀の木その

			四反	ゑの木た
			三反	せのくち
			大その	
		二反	せのくち	
		一反	ふちわき	
			くらその	
		ほりまち一	いはした	
		あふきつる		
		ほりまち一	すたの木	
		かりやぶん		
		一反	こひらた	
		一反	いなはた	
		三反	まゑた	
		二反	くわはらた	
		二反	かわほね	神田十一月まつり
		御きしん	もちいたの内	
		ふちわき	當知行五町	
冊	二反	四反	てらのうしろ	
	二反	四反	つしてん	
	二反小	四反	つ木の木	
	二反	二反	きたのさき	
			ふかた	

一反半	すなこま地
冊	せとくち
半	よつせ町
大	こと
一反	とりこゑ
三反半	なたハラ
二反	ミヤのまへ
二反	いけそへ
二反	しんにうてん
五反	此内二反あれ いちこさき
一反	たなか
二反	ミヤのまへ
六反	こなかた
三反半	ミヤのうしろ
五反	ゑみまし
以上五町	
惣以上十九三反 <small>當知行十一丁八反 不知行七丁五反</small>	
寺家之分	
上	ほうふハシ
一ヶ所	しき地
一町	なかもとり
九反半	ゆりこし

正宮御はらいてん

五反 おうハリ

二反 あまこさこ

五反 さいせうしの寺前

やしきのふん

一ヶ所 ふくしま さんやあり

一ヶ所 水田一反 あさいゑもんのせう

一ヶ所 中のその八郎四郎

一ヶ所 はまかわ

一ヶ所 しちくり
「不詳」

一ヶ所 犬わら

一ヶ所 もりの下

二反 五郎ありはんくわん代

きちしやうし

一ヶ所 しき地

一町 うきハしきやうてん

一町 むきた同

正すいし
以上水田二つ

三反 しき地さんや

たうちやう正行寺

一ヶ所 しき地

三反 ミミミた

一町三反あれ きやうてん

五反 なはた

以上三町四反半

とんけい分

二反 寺しきち

六反 六反田松本

一反 おふゝてん まつのきた

四反 はたけ まつもと

二反 かきけん

以上七反 畠二反

大ちかん寺領いせんはらすちかいの時けつ所時けつ所ニ爲へし、
その時御さんてんニもけつ所ならす候分今度るらん

二反 しき地

五反 水田 やさか田

五反 きたミとり

一町 しわらた

一反 ミやすた

五反 はたけ さか井かミ

五反 やけミたし

二反 ふゑふき

小田ノ上笛吹・下笛吹
内山田ノ笛吹

以上水田二丁三反畠二丁九反その五ヶ所

三反さすてん「本のまゝせとくち

二反

たへ

一反
はなけ
五反
はしきち
さつしやふてん

以上水田六反畠五反

以上水田六反畠五反

長禄二年壬九月廿六日
（二四六〇）

賴玄在判

〔藤野家文書〕

〔ハリシ〕
〔ウラニ〕

〔藤野久右衛門ら書〕

寺家政所下 正宮公文

補任 御供所職事

源朝臣澤三郎丸

右人以、補任彼職、一事以上任先例、□奉行之狀所仰

如件者、社家宜承知、敢勿違□、故以符、

（二四六二）
寛正參年九月 日

正宮檢校兼石清水八幡宮權別當法印大和尚御判

(1408)

(1434)

168

『正文國分正八幡宮社司澤某藏』

右之者、（口キレ）康正三年三月以来、於御造榮最中現不忠、既及御神寶之御沙汰候之際、先日奉籠怠狀云云、仍解謝等事

及數ヶ度、依歎佗申、以別儀蒙御優免、如形所奉遂解謝
之節也、仍祭物等并御馬進宮如件、

(一四六二)
寛正三年九月

稅所檢校藤原敦辰(花押)

169 「國分宮内澤氏文書」

補任 御供所識吏 源朝臣澤三郎丸
寛正參年九月 日

170 「國分宮内澤氏文書」

(一四六七)
應仁元亥十月廿五日於鹿兒嶋御供宛事

正八幡宮御供御節宛事

八月

一日

十五日

かちきより

九月

一日四反

ふなはし

九日七反

ほんし分

十月

一日四反
しきねのかとくら

十五日一町二反
ほんし分

十六日夕五反

たかた

(1407)

(1409)

一日内祭四反

つちあな田

御祭一町五反

こもわら田
本くりの、北さと
本御供田脇三郎間

若神主祭四反

てらさき
ほんし分

十六日四反

下井大ハラ田

十二月

一日四反

のかミ田

本御供田不作之間
小河柳田

十八日四反

岩河より納候米

一日八反

こもわら田五反よし田しもくるす田
本御供田懈志の間

二日六反

かとくらわき也五反吉田本名なかた
本御供田懈志之間

三日六反

岩河より納米本御供田不作間のさきた

四日六反

ほんし分

五日六反

岩河より納候米在所不知、尋出候ハんする間

六日六反

ところ作屋地より

171

「國分宮内澤氏文書」

御前法橋源兼御供所検校永觀
兄田所永算

御前法橋源兼御供所検校永觀ニ讓与条々事、先日雖定置重々書付候、種々文句ハ永穩の讓
状ニのころところなく候、我等又其ことくニ候、返々幸阿近代ハ渭川のせいもん、永穩之
請文兩通ニ見え候上ハ、今我等此ニ申事なく候、所詮、永万か兄田所永算候しか共、御
前法橋の代官職たるニよて、永穩之讓ニまかせ一圓惣領職ニ補して候、義天、貴久の御判、

權執印法橋永万

讓狀如件、

(一四七〇)
文明貳年二月卅日

權執印法橋永万判

(1460)

「正文在本田作左衛門宣親」

上井・敷根・池袋其外其方之人々同前ニ可被申候、大友方豈前國進發候由、其聞候、於御忠節之儀者可爲一味之由、兼日申定處候、然者先々國界及打出、彼方之時宜可聞合候、
其支度共可然候、委細者重而可申候、恐々謹言、
〔文明三年〕

五月廿三日 立久(花押)

(兼親)
本田殿

立久

〔上包〕
〔兼親〕
本田殿

「立久公御譜中ニ在り」

(一四七五)

(一四七六)

○文明七年十一月 忠昌公国分に行き、正宮に謁す。

(1461)

守護代判、社家執印善範の御判、先日の 縱旨御教書種々文書等、一巻も不残永觀ニ手次ニ讓渡候、一家の中ニおんふとして遣候、又其在所の代官職共もたせ申候、武内殿造營、其後京都判共俊道しんらう候よて、代官職ニさへくらせ申候て、徳分共二三ヶ年としてさしき申候、此間も如此子細申度候しか共、とても惣領職を永觀持候上ハ、何時もと存候て扶持候しか共かく遣候、永穩・渭川状ニまかせ、一家の物共皆々永觀か申することくみるへく候、万一も無理之子細共存する一家之物共出來候ハ、讓与文書等ニまかせ、永穩・渭川兩通讓を任、神慮も、任先例、守護所ニ申、永万か時のことく可目出也、仍手次之

(一四七七)

(一四七八)

○文明九年正月二七日 帖佐・加治木の兵宮内に入る。桑幡氏及正興寺住職に因り、御壇を攻め社家を撃つ、其の汲道を絶つ、樺山氏・北郷氏・村田氏・宮丸氏を救ふ。閏五月五日咲隈に戦ひ、六日帖佐加治木の兵引去り、桑畠氏正興寺住持帖佐加治木に奔る。宮内は寇と隣をなす、社家の輩、復侵るるを恐る。共に自全之策を議し、或は帖佐加治木に附かんと欲し、或は公家に倚らんと欲して決する所を知らず。よつて正宮に謁して、籌を探ぐる。公家に倚る方三なり、衆志即ち定まる。

○文明十年戊戌九月十二日 祥桂庵正宮に謁り小詩を賦し、以て青詞に代う。

千年廟倉古祠深 家因競傾崇仰忱

不用周人論戰栗 宮前松柏翠森々

173
「國分宮内澤氏藏」

正八幡宮符 補任 御供所職事

〔廿代永音〕

大法師永音

（一四八一） 文明十一年十二月十八日

權執印紀朝臣景照

「豊州家二代忠廉譜中」
「正文在本田作左衛門宣親」

今度上井城就退治、一段御動、誠爲悦不少候、仍敷祢六町進所也、恐々謹言、
〔朱カキ〕
〔文明十五號〕三月十九日 忠廉（花押）

174

(1550)

(1550)

上井城攻略
敷根六町

御供所職廿代永音

一去程に二月一日、祁答院院其身は鹿兒島へ御用被立之由被申入而、忠昌様の御内の人々に被籠候、水引の城を東郷左馬丞高城衆寄合而被責程に、東郷手に荻野孫三郎・日出岳彦次郎・原田太郎三郎打る、といへとも、城衆無勢なるに依而落居し而、宮内のことく被落行、同日ニ入來院又五郎、碇山之城江押寄而可攻落處に、城を可渡由依被申、差置打歸^{〔イ原田是ナリ〕}「イ七日城ヲ去渡ス、去程ニ匠作・都ノ城ヲ被立候て平山ニ帰ト有リ」^{〔イ日ノ内ニ攻落ス〕}去程に同五日、修理亮都之城を打立、平山ニ歸る、同十一日、吉田に打越、尾張守侯て河田ノ城ニ押ヨセ侯へ共^{〔イ滿家小勢を遣され〕}父子・正八幡宮留守同心ニ而、都合貳千騎ニ而、川田の城に押寄而攻候、其城主川田飛彈守^{〔忠堅〕}を始とし而、くつきやふの人数を鹿兒島より被籠置間、未城の落居なき處に、村田肥前守^{〔イ来テ〕}市來・伊集院の勢を催し而、八百餘騎ニ而郡山の上の原に被打上たる由告來る間、川田の城をは差置而、匠作・吉田尾州・同治部太輔・正八幡宮之留守方を同心し而、僅ニ貳百ニハ不足勢ニテ馳合切勝而、町田六郎左衛門・厚地・阿地坂左衛門次郎・寺田平七・木下彥太郎五人打取る間、吉田治部少輔を始として、手負百人ニ餘れり、同十九日、匠作・入來院下野守・吉田治部少輔、祁答院・蘭車田之城ニ押寄て、一時の中に切崩す、□たらめ右京亮・蓑毛五郎左衛門を初として切掛而、頭十三、切捨卅五人なり、去間帖佐・入來・吉田衆手負八拾貳人ニ及へり、同日、東郷右馬允祁答院江勢を遣而、於一木合戦して勝利を得、敵一人名井五郎打取て引退く處ニ、祁答院衆重度付送りて、於山田又合戦有り、相互ニ自身太刀打有り、此度ハ東郷切負而、兒玉・同五郎右衛門被打而、同日に加治木左衛門佐・日置美作守横川より祁答院江勢を遣而引退處を、長野衆付送而合戦す、祁答院衆得勝利、加治木親類枝次民部少輔・同藤次郎・鍋倉五郎四郎・門^{〔イ六字ナシ〕}「イ三人」^{〔イ表〕}山下三郎次郎四人被打而引歸ル、同廿六日ニ高尾野より東郷衆得勝利、穗比父子打留、同晦日、匠作平山へ被歸而云々、

上井ノ戰・隈本五郎三郎

二月十一日、町田六郎左衛門慰盛久郡山川田城攻の時戦死し、下の五人も同・町田左京亮忠重・厚地半左衛門尉・鰐坂左衛門二郎文明記阿地坂に作る寺田平七・木下彦太郎、

廿日、枝次民部少輔より入て加治木右衛門祐満久か一族にて、横川枝次彦次郎・鍋倉五郎右衛門尉、
二十六日、穂北舍人佑父子薩州國久の臣にて、東郷師と高尾野に戦ひ死之

三月五日、本田彌左衛門尉島津忠廣の臣にて、上井隈本五郎三郎・菱刈右京亮、

四月十四日、中侯九郎左衛門尉鹿児島の衆にて、吉田二入り、吉田の兵と飯山に戦ひ死之、吉田にも中

中侯十郎・宮原四郎左衛門尉、

六月廿一日、猿渡筑前守信宗東等と既肥川原に戦ひ死之、下の十人も同し、伊作久逸・伊猿渡刑部少輔信有の子

な、飯牛禮又九郎光茂・本田又次郎・富田彌六或作川俣小太郎モ作ル、中龟五郎四郎・長濱

掃部介或白濱、末弘尾張守・大寺彦左衛門尉・山内藤八・松崎至左衛門貞隆、此日、新納

駿河守是久修理亮忠治の二男、大岳公の命に依て志布志城を守、鎌田伊豆守・鎌田至の助政常・八木筑

右衛門盛廣・野村次郎五郎・玉里次郎左衛門尉或ハ田間里とかく、左或右に作る、都城の臣なり、肥後郷右衛門

尉作右、肥後帶刀・上井筑前守・岩切甲斐介信尚・大田彦兵衛・鳥取源二郎・竹井又十郎

・土肥助太郎或作上井、加藤七郎・草瀬五郎・屋ヶ代平右衛門尉も作る、入佐孫六・繩下六郎左

衛門尉・同藤左衛門尉・古野尾六郎左衛門尉・中間又九郎・八幡大宮司父子伊東方に長修理亮・北

原長門守等也、

二十五日、鎌田尾張守政年伊作久逸柄間にて危急のとき、

伊作久逸の姓名を冒し、半田道に戦死、

九月十三日、柳田對馬介信就口に戰て深創を蒙り、五日ならずして死之、馬比尾最の

一十七年乙巳三月三日、依忠廉之催促、攻上井城有功、故同十九日、得敷根六町、

今度上井城就退治、一段御動、誠爲悅不少候、仍敷祢六町進所也、

三月十九日

忠廉（花押）

（兼親）
本田殿

進之

（本文書ハ一五五一号文書ト同一ナルベシ）

179

「見于文明記」

一同年三月三日、加治木右衛門佑忠敏・吉田尾張守・本田又左衛門尉・正八幡宮社家同心、而構陳於上井、故爲後圍、薩摩守重久成久出羽守久遠・北郷讚岐守・樺山安藝守・平田美濃守其外日州之面々着陣于敷根、同五日、將攻登於城之四面、城衆赤盡筋力相戰、窺其間隙欲取城之水路、城衆防戰散火、于時本田彌左衛門尉・隈本五郎三郎・菱刈右京亮被討殺、而陣方引退、爰日置助四郎・同助六・柏原源右衛門尉、其外若武者等、追入防禦之軍勢於城裏、終取水路令警固、故上井城同十六日令降參者也、於于今後攻之軍勢亦無益、故悉令開陣畢、

180

一同三月十七日、三郎太郎忠興（薩摩守重久男）、自出水至高城令發向、同十八日、陷於湯田城、同廿日、押寄于水引、同日、祁答院衆・川内衆渡川、風江・小松尾令着陣于兩所、雖然水引城失防禦之術、致降參、如東郷令退散畢、

(1602)

(1601)

(1600)

(1599)

同廿一日、祁答院以計略、使東郷右馬允退去于帖佐、息男松法師丸取立畢、

「正文在肝付氏」

182

加冠

兼久

二四八五
文明十七年三月廿八日

武久在判

「文明記」

183

一三月三日に加治本・吉田・正八幡宮一社中寄合而、上井之城に陣を被取間、爲後卷薩州
「イニ字ナシ」
 「イハ宇ナシ」忠徳「義久」長久
 國久・同三郎太郎兄弟、同羽州・北郷・梶山・平田美濃守其外日州之面々敷根に雖被打
 寄、同五日、城の四方に詰寄て責登る隙に、水の手を取て城衆打下而戰程ニ、帖佐方に
 ハ本田弥左衛門・隈元五郎三郎・菱刈右京亮被打而引退く處に、日置助四郎・同源六・
 柏原源右衛門を始として、若者共城主衆を内江切籠而、終に水の手を取によりて、同十六
 日、城ヲ去渡し畢ぬ、同十七日ニ鳴津三郎太郎成久和泉より高城へ被打越、芋野に築立
 有而、同十八日、湯田の城を責落而、同廿日に水引に打寄、同日ニ祁答院衆重度川内衆
 川を渡し而、風口と小松ヶ尾兩所江陣取而責ル程に、去渡而、城衆如東郷落行也、同廿
 一日、祁答院重度之計策ニ而、東郷松法師丸を取立而、親父如帖佐開落せらる、云々、

(1604)

(1603)

184

「見于文明記」

一文明十七年閏三月一日、修理亮令越山於菱刈、有所以賴於道秀入道父子之事、又相良二
 郎五郎長輔兼日有内通之儀、而二郎五郎長輔其外牛屎之面々悉爲參會畢、同九日、求麻

(1605)

與牛屎之堺於稱國見之地、忠廉與長輔遂對面畢、如斯亂逆之企、可謂國家滅亡之基也、當此時薩摩守・北郷・樺山有內談之儀、三ヶ國皆同廻和平之謀、令國泰民安者、各何有讐敵乎云々、以件之旨告于相良爲續、為續亦令應諾也、

(1606)

185

「文明記」

一去程に閏三月朔日、匠作押而同心して菱刈へ被打越、道秀の父子を頼らるゝ間、相良長輔も内々口入有ル間、彼是以而無余儀て、相良次郎五郎を始として、牛屎の面々不残現形有り、同九日、求磨と牛屎の境に國見と云處に而、匠作・長輔對面有り、ケ様ニ弓箭大になり行こと、當家滅亡之本なる間、薩州・北郷・樺山内談有て、三ヶ國皆同意ニ和與可然之由、相良爲續へ申心見らるゝ處に、無餘儀同心の返事有りける間、此ヨリ以下異本同晦日、薩摩守國久鹿兒島ヲ立テ、四月一日、和泉ニ着シテ、

(1607)

186

「正宮文書写」

正宮坪付注文案

正宮 上人大般若經田之坪付

一町 山家元(之カ)まち

高寺之後有

三町 小河にあり

四反 そのこほりあり

五反 内山田ニあり

一町 畠はし口ニあり

高寺
裏ノ郡
内山田
橋ノ口

大般若經田の目録

(二四八六)
文明十八年十月二〇日

正宮政所源宿禰記是

「島陰雜著」

187

奉再興八幡大苦薩靈祠一字

夫以、日州島津庄者、我高祖豐後守忠久領刺史於薩隅日三州權輿之地也、然則當社亦基于我高祖者乎、文明乙巳夏、與薩摩守國久赴飫肥戰場之日、肅詣于祠下、積年不修大敗難起、竊念我軍速獲凱旋、本祠豈不修復、於是神威所施敵陣忽亡、可敬信哉、依是茲歲與國久宵謀、新建一字之廟貌、以抽還願之丹誠、伏希上棟之後、柱礎堅固、梁棟安全、神德增光、一門共熙、武功之弘大、仁政歸厚、三州長致民業之康寧者也、長享三年己酉、願主薩摩守藤原國久・修理亮藤原忠廉、司役助工權大僧都寶壽坊快扶、

188
〔正文在梶山源三郎久清〕

(1670)

日向國嶋津庄郡本四拾町・同山田三拾町・同薄壇五町
合七拾五町

爲忠節之賞宛行所也、早任先例、可有知行之狀如件、
(二四九五)
明應四年六月廿一日

忠昌(花押)

〔上包〕
樺山安藝守殿

忠昌

「此書、樺山氏六代長久譜中二在リ」

(1736)

一明應四年乙卯六月廿九日、加治木大和守反、掠取於帖佐城、七月朔日引退、翌日責加治

木城、

「正文在肝付伴兵衛兼屋」此御書御譜中ニ無シ」

今朝辰刻帖佐城へ從加治木切乘候之由聞候、無是非次第候、然者此番手仕可入候、社家之衆中本田・日置美作守被相談、一途了簡憑入候之外無他、恐々謹言、

〔明応四年六月廿九日〕

忠昌(花押)

肝付次郎左衛門尉殿

忠昌

〔上封〕
肝付次郎左衛門尉殿

(兼固)

「全」

就當城之時宜、別而用狀候、就其一昨日朔當所取向候半、合戰候て敵七人討執候、仍敵退散本望候、然處宮内衆日置美作守至加治木、同日遣勢候、町村里燒拂候て合戰候、得勝利敵數輩討執候、翌日從此方又加治木へ勢遣候、本安國寺破候て、城之坂口迄責入候、是も太刀打候、得敵數輩討候、物深所之間頸三執候、身方も三四人討死候、爰本如此破候半、殊近所之事候、丁寧之由承候、喜悅無申計候、於弥憑入候、委細者美作守へ申候、可被申候、恐々謹言、

〔明応四年加治木氏攻帖佐時也〕

七月三日

忠昌(花押)

忠昌御判

肝付次郎左衛門尉殿

(兼固)

(1739)

(1738)

(1737)

192

「忠昌公御譜中」
「正文在宮内澤永賢」

正八幡宮之永代御供田

大隅國帖佐鄉中餅田町五、雖爲、正八幡宮之永代御供田、頃日據爲相論中絕云々、忠昌加思案中分、以定預所於兩人彼水田二町餘、坪付在冀感冥助於丹惣之深、令得國家安全、萬民豐樂、子孫繁榮、壽福康寧之誠、仍爲後證寄進狀如件、

(二四九五) 明應四年九月十三日 薩隅日三州、牧藤原忠昌(花押)

澤殿

(1742)

193

「見于本田信濃守重親傳」

一 加治木一本作萩之嶺城主有礼部之老臣野本藤内者、氏久主圍之、當此時隅州之社家合心於溝邊城、守護方、故重親社領據溝邊城拒凶徒、礼部之殘黨却攻重親於溝邊城、如斯則進退失度、兩城相共治難儀、故互解圍去、不經幾程而加治木亦陷、是則賞重親之忠節、宮内神講之賜塚之門、得伊地知周防守重貞之狀、

(1749)

194

今度加治木萩嶺之軍、已及御難儀候處、御手人數被動敵退散、然者無機程加治木之事被入御手裏候条、偏二貴所御揚名之由被思召候、仍雖少分之儀候、爲彼御忠節之賞、宮内神講之内塚之門之事、被宛行之由候、早々御知行可目出候、賀事、恐々謹言、

(明応五年也)(一四九六)

二月廿八日

重貞(花押)

二月廿八日

重貞

本田殿

御宿所

伊地知周防守

本田殿

御宿所

重貞

(1750)

溝邊城

宮内神講之内塚之門

「國分宮内澤氏藏」

又二貫文

何時そへまちをうけ申候ハんするニ、此分をくハへてうけ申候、文龜三年八月廿六日

ニ參候、

依用之候、本物返しのしちけんニ入置申候水田之□

右、水田ハ、そへまち田のうち二段六貫文、上おちミ田之内二たん、以上水田四段を代のようとう十一貫文ニ定而、つちとのとひつしのとしの作より、とりのとし作三ヶ年をさして、香乘坊の方へしちけんニ入をき申候事実也、さ候間、就此下地候て、いらんわつらいの儀有

へからす候、若いらんわづらひ候ハんする時ハ、任此狀、御沙汰有へく候、酉年之さく過候ハ、何れも有よりにうけ申へく候、其時ハ兩所一度にもうけ申へく候、たひくにもうけ□さ候、そへまちハ去年戊霜月代分之程、霜月中ニ返し申へく候、おちミたハ當年二月中有ほど、二月中ニ返し申へく候、錢ハ十一貫之内ふるせに二貫五百、其外□

□ゑひらくきうくハラの清錢ち、こらふの小錢ましハて、如其ニゑひらひ候てうけ申へく候、仍爲後日之狀如件、

明應八年己未三月廿八日

つかい 土屋次郎左衛門尉

澤水觀(花押)

(1763)

澤水觀

御供所職事、就被成御教書候、施行申候了、如仰其後うちつ、き物急之事等之間、於申承候處、如比承候條悅入候、兼又八木一石給候了、思食寄候之条、難有存候、然事期面謁之時候、恐々謹言、

五月十日

忠貞(花押)

(1764)

なをく、やかてくまかりくたるへく候、せいこんにて申候うへハ、いつわりあるましく候、状のてい御めんあるへく候、

一日めんにて申候、われらものまいりつさまつり候、おそらくまかりくたり候するやうニ、との、おほしめされて候、なにニより候てさやうニ候ハんニ、いぬせういまたちのねをしきわへたる事にて候、又おんなこもいまたありつけす候、かた／＼御心もとなく存候へとも、五十日百日の事ハ、との、心さしほとに御たのもしくこゝろやすく候、その、ちハやかてまかりくたり、ことものかくこ申へく候、せいこんおもつてすこしも御とうかんニなく候、又内のものニはしあての一りやうもとらせ候事ハ存のことく、このはるハ大かしにて候、内のもの、中にもはやせうくうへしにするへきものとも之候、さやうなるものはかりくれ候へハ、かたうしやミにて候つるミねニミナズくれ候、はしあて一りやうにてせんとをとつけ候するにてハなく候へ□、一日のうへおもやすめへく候也、かやうなるしさいにより候て、おそらくまかりくたる事ハすこしもあるましく候、せいこんにてかし、やかてくまかりくたるへく候、よくく御心へあるへく候、恐々謹言、

正月卅日 俊道(花押)

こしまとのへ

〔上宛〕
さいせうし
こしまとのへ
俊道

(1766)

尚以御代參之人を定、公家衆達可被仰付かと存候、是又爲御納得候、以上、

正月小節句、十八日、
正月小節供之儀、御辛勞之段從是令察候、就其日取之儀、此十八日可然由候、御代參之衆追而御意可被成候、將又爲入具、青銅壹貫二百文、中紙一束三貼、只今持せ令進之候、猶諸慶期後面之辰候、恐惶謹言、

霜月八日

重房(花押)

伊地知少左衛門尉

謹上澤水澄老

重房

「右ノ三通年間無之、此ニ載テ考ヲ俟」

澤水澄

199 「國分宮内澤氏文書」

正八幡末社大平良八幡大宮司職并万善村之沙汰人職事

右
（二五〇七）

永正四年十月廿八日

御前法橋上人位永觀

200 「國分宮内澤氏藏」

權執印職吏

御前法橋永觀

右
（二五一二）

永正八年二月七日

石清水八幡宮惣檢校權大僧都法印大和尚位判

(1830)

(1803)

(1766)

女子

肝付河内守兼績室

樺山安藝守善久室

虎壽丸 又三郎 三郎左衛門尉 修理大夫 從五位下 隆奧守 齊稱伯固、
(二五一四)

永正十一年甲戌五月五日誕生、父相模守忠良法師

日新齋、母島津薩摩守重久女也、

『調所氏譜恒房傳』

(二五一四) 永正十一年甲戌 公命國老、割田五段於曾於郡薦之守公神、乃九月五日、國老伊地知縫殿
殿助重周・桑波田讚岐守景元・鳥取播磨守政茂・伊地知周防守重貞・本田因幡守兼親裁之
之坪付、以授恒房、凡祭田係調所氏先例也、

(1849)之

202 『全文書』

奉寄進

守公神 坪付

大隅國曾於郡之内

うち水 四反 八反田

中音 一反 松木田

以上五反

永正十一年
九月五日

本田因幡守
兼親

伊地知周防守
重貞

鳥取播磨守
政茂

桑波田讚岐守
景元

伊地知縫殿助
重周

203
『調所氏譜恒房傳』

永正十三年丙子正月二十日、留守所下政令三章於諸鄉院如例、

204
『全文書』

留守所下 諸鄉院

仰下 參箇条

一可任例勤行佛神豆等事

右、治國之法、佛神事爲先、尤致禮具、可勤行、

一可修固池溝築堤事

右、初春要池溝堤爲宗、尤可修固、

一曳殖苧桑柒等事

右、治務之道、苧桑柒爲要、尤可曳殖、
以前參箇條、任下知之旨、可致沙汰狀如件、

(二五一六)
永正十三年正月廿日

大中臣篤則(花押)
權大挾

(1867)

(1866)

(1850)

不寄存預御證文候、此間不申合事候間、雖可斟酌申候、遙々示承候條致頂戴候、過分之儀候、當時不宜氣分候て罷居候、平癒仕、追而以精進可致御報候哉、從都城之御使僧モ先以返申候、委細此御使僧令申候間、閣筆候、恐々謹言、

七月二日

忠朝(花押)

樺山太郎左衛門殿

〔廣久〕
御込報

「此書、樺山氏七代廣久後信譜中ニ在リ」

206 「宮里孫太郎正豐傳」

一
(二五二〇)永正十七年庚辰七月廿四日、於大隅比目木石跳、新納殿衆卜合戰、

姫本有躍

207 「勝久公御譜中」

「見于年代記」

一同年八月廿一日、着陣於曾於郡、十一月廿七日、伊集院尾張守・新納近江守忠武之士卒降、去其城、屬無爲也、

208 『福昌寺文書』

大隅國曾野郡郡田名之内

谷頭之門 二反 一條 三反 道近

一反 堀町 辻之屋敷 二反

屋敷付
笠淵

二反 小祿 二反 小松田

畠地之分

(1931)

(1930)

(1929)

姫木

忌ノ點心・茶ノ子

五反

姫木

五反

西福寺

都合水田一町二反畠地一町

右、彼田畠、愚老百年之後、年忌之半劑月忌之點心茶子
可備每朝佛餉并菓子者也、依爲後日誌之、

于時永正十八年辛巳孟櫱十二日

現住福昌一門智陸(花押)

○大永年間 築前國大分宮・肥前國千栗宮・肥後國藤崎宮・薩摩國新田宮・大隅國正八幡宮此の五社遠国にあつて拝謁に不便故後柏原天皇、之を一にして山城國北山莊に奉祀云云(神祇拾遺)

209
『調所氏譜恒房傳』

永正十八年辛巳、八月改元大永正月二十日、留守所下政令三章於諸鄉院如例、

『全文書』

210
留守所下 諸鄉院

仰下 參箇条

一可任例勤行佛神事等事

右、(治力)院國之法、佛神事爲先、致礼具、可勤行、

一可修固池溝築堤事

右、初春要池溝堤爲宗、尤可修固、

一曳殖芋桑茱等事

(1934)

(1939)

右、治務之道、等桑染爲要、尤可曳殖、

以前參箇條、任下知之旨、可致沙汰狀如件、

二五二二
永正十八年正月廿日

大中臣篤則(花押)

權大拯

『調所氏譜恒房傳』

永正十八年三月十五日、大翁公賜恒房田二段、在隅州、武安名、國老末弘伯耆守忠臺・肝付越前守兼演・伊地知縫殿助重周・桑波田讚岐守景元・本田因幡守兼親、爲坪付以授之、

武安

『全文書』

坪付

隅州

武安名假屋之内
一反
水口
國衛二引

經田

永正十八年
三月十五日

(本田)

兼親

(桑波田)

景元

(伊地知)

重周

(肝付)

兼演

(未庄)

調所兵部少輔殿

(1937)

(1936)

(1935)

213
「正宮文書」

宮文書
田名缺六

寄進申候名田ハ伊口田三反内山田之内
長田七反ししのおのまへ

以上一町限本殿より桑幡長十郎江ゆつり与へ候を高寺へ寄進仕り候
又彼所領ニ付何方よりも違乱わづらいの儀候する時は此寄進狀をさきて御沙汰可有桑幡長十郎も同前ニあき
らめ可申候 仍爲後日之狀如件

大永五年十月二日 道□(花押)

道直

214
「國史卷十 大翁公」

五年乙酉、是歲執政本田次郎左衛門尉親尚讀兼親於公、收曾於郡而已自取之、兼親怒築清水隼人城而據之、親尚又以橫瀨・波留毛・餅田、易樺山氏小窪・河北・白崎・持松等地、亦自取之、樺山太郎左衛門尉信久築城生別府而據之、與兼親共爲首尾相救之備、據島津支流系圖、樺山計即波留毛・餅田村在帖佐鄉、已見第六卷延文二年注國分鄉小瀬村有生別府城遺墟、在地頭館西南三里許據日波留信久、長久之子、兼親之壻、據島津支流親尚、兼久之曾孫也、久見第七卷水和三年兼

(2001)

215

「樺山玄佐自記」

「樺山玄佐自記」

大永六年霜月廿八日、宮内御社頭天火にや、不残焼失す、從其砌數外、新納殿・本田・北原・肝付越前守以同前、加治木江儀絶す、其比迄横川者新納十郎地頭、曾於郡は新納殿・北郷殿、吉松・西之城を分而、西之城は新納殿、吉松は北郷殿拜領共なり、扱横川を北原切取、みなはをは北原・肝付越州江被遣、其後城三ヶ名を付、越州に遣、日置山名・中野・東之別府は樺山江、西之別府は帖佐江付祁答院江、在川・邊川を高松の樺木へ付、北原領す、其地本田社家領皆々拜領す、堅利西郷名之内社領、其外堅利五十五町

歐利西鄉名

清水ノ隼人城
築城生別府

宮内社頭大火

本田へ、以相談不殘知行、如斯安全之處二、

216

「樺山氏七代信久_初_玄譜中」

「玄佐自書之記二有之」

大永六年丙戌、太守忠兼主以島津三郎左衛門尉忠良之嫡男虎壽殿、爲猶子讓國家矣、時使左衛門尉任相模守、以此佳節、太郎左衛門尉者任安藝守、肝付三郎五郎者任越前守、此時一族家臣等共以對若君虎壽殿、無異心可抽忠節之旨、捧摺紙畢、

新納殿・本田・北原以同意、與正宮社家爲水炭、已及弓箭、大永六年丙戌霜月廿八日、社頭盡回祿、是又天災之所以致乎、數外亦與新納殿・本田・北原・肝付越前守俱、與加治木爲不通、其比橫川者新納十郎地頭也、曾於郡者新納殿・吉松城者北郷殿_(原缺)、同西之城者新納殿領知也、北原陷橫川城、而後三納者免于肝付越前守、其後加治木者北原、帖佐者祁答院、同日陷畢、於茲附二三ヶ名於加治木城、而肝付越前守領、日置・山名・中野・東別符者樺山領、附西別符於帖佐之城、祁答院領、附有川・邊川於高松城、北原領知、本田者社家領悉所以領知也、西鄉名之内社領、其外堅利五十五町相談于本田、而數外爲領知也、如件各遂本懷之時節、豈後守忠朝越山於飫肥曰、不忍聞太守之難儀、催促於一族已下、欲成三州和平之計、應諾之族、新納近江守忠勝・禰寢孫次郎・肝付三郎・本田紀伊守・樺山助太郎十七歲出頭、一瓢・又六郎殿、自實久者治部太輔・阿多飛彈守各候于麿島、雖爲出仕、無時時之有對面、唯有私之會合而已、故一人二人充在在所爲歸宿、忠朝亦歸帆也、於茲太守令驚動、追其後渡海路到于下大隅、雖然忠朝再不立歸、使甥之右衛門大夫爲報謝到于麿島、是亦卽歸帆也、

堅利

(2074)

(2072)

本田か領地曾於郡の土卒等、其比主命ヲ背て過半忠相ニ心を通す、故ニ大永六年五月廿日、忠相一族北郷左京亮・加茂民部ヲ清水ニ差遣し、曾於郡ヲ攻取んとす、時ニ至て新納も又同しく曾於郡ニ出張し、彼城ヲ陥れ、我有となざんと計る處ニ、曾於郡の陳中ニ忠相偏頗の者多て、味方の勢ヲ盡く城中ニ招入けゆゆへ、城郭容易攻落し、加茂民部・有田加賀勇々敷戦功ヲ抽てける、かくて曾於郡ハ忠相の領と也、北郷二郎右衛門尉久利地頭となつて守護しける、

「伊地知季安考云」

一大永六年、本田臣以曾於郡内應於北郷忠相、五月廿日、忠相使北郷左京亮・加茂民部・如清水攻曾於郡、新納忠勝亦會之將取之、城中應忠相、故民部及有田加賀等奮戰陥之、忠相及使北郷二郎右衛門尉久利爲地頭成之、

(2031)

(2030)

尚々北郷殿心替候者、都城ヘ可取懸候、御油断有間敷候、今明日之間ニ物之転みえ候
へく候、

北郷殿以談合、曾於郡格護可有ニ相定候之間、去廿日、以兩計矢被射初候處ニ、本衆北郷殿人衆ニ城戸をひらき成合候、此方之番衆をハ子細候て、少被相待候ヘと被申候間、内々この人衆未吉寄候、万ニ北郷殿心替候者、都城ヘ可懸指覺悟ニ候、爲御心得候、十二九八目出度可成行候哉、万期後音候、恐々謹言、

〔大永六年ナルベシ〕
五月廿三日

匡久(花押)

くまへ

(上書) (忠豐)
山田安藝守殿

御返報

(2032)

220 「玄佐自記」
〔大永六年也〕

一其年卯月、日新様從鹿兒嶋到生別府、被成御渡海、予千代鍋と云ける、十四歳ニ而召出
髮を御はやし、太郎与號せられ、忝も御子ニ召なし、虎壽丸殿御弟と可存之由蒙仰、聟
にめざるへき之由、美濃守へ被仰下、其恐不少、世間雖爲轉變、御奉公之外他有間敷候
旨、深重ニ申定、其時節、鹿兒島かりや付五町、如前々之かりやハがうた薬師堂の下な
り、「以下大永七年ノ場ニアリ」

221 「樺山善久入道玄佐譜中」

〔二五六六〕
大永六年丙戌、島津相模守忠良落飾、稱日新齋、同年四月、渡御于生別符、此時千代鍋十
四歳、加首服被任太郎、且教子爲壻可列、貴久公之弟之旨、告父美濃守矣、其後日新齋之
次女、貴久公之姉君、乘于小舟、解纜於伊作浦、至於市來湊、賴路次之指南於川上上野介
忠克矣、又入來院者以爲緣坐屬味方、是以乳母一人又一人、上下不分駕瘦馬、忍敵路越山
野、著御于生別符、日新齋之深情不可勝言、是亦老父數外不違其約、偏歸心於日新齋之所
致也、

(2027)

222 「北郷讚岐守忠相譜中」

本田某之領隅州曾於郡士卒叛本田、而應北郷、大永六年丙戌五月二十日、使北郷左京進發
向于清水、新納氏亦進兵於曾於郡、時城中有反心者、招入我兵於城中、城終陷矣、家臣賀
茂民部・有田加賀有戰功、北郷次郎右衛門久利爲地頭、從安永新城移曾於郡、

(2029)

223 「島津忠俊臣池内佐渡傳記」

一佐渡者大刀弓勢強根當勝久之由候、忠俊公御近習ニ被召仕、諸所御一戰之節、野太刀爲

御持、御側近爲被召仕由候、其比出水之島津實久公衆市來江被差籠、伯固公者同所平城江御在陣、其節枕山安藝守殿、伯固公江大隅之内小濱之城より御味方トシテ參陣被成候砌右敵城ヨリ出合及合戰候を、忠俊公者藝州公之姉御智之故、御見縫トシテ御掛出、市來大日寺馬場本口ニテ御兩家無比類大合戰之由候、忠俊公敵五六人右野太刀ニテ一打二ナキ刈被成候由、其後出水衆落城爲被申由候、右野太刀于今喜入御家ニ御格護被成候事、

224

「全」

一佐渡ハ依長命二百六歲ニテ卒、年号不知、九月十六日、法名法覺隆信上座、廟所長善寺山ニ有リ、記之木ニ杉貳本有リ、

(2374)

225

「全」

一其比伯固様虎壽様と奉申、乍御若輩、日新様御同心、南方次第／＼に被相靜、數年勝久・實久と御弓箭候、市來江實久人數を出水より差籠候を、伯固様同所平城へ被召乘候得共、本城差こたへ、三年御在陣被遊候、其時迄ハ御味方ニ被參、一所衆なとも無之、御手之衆計之由候處、始而義運參陣候、其後權山安藝入道玄玄佐參陣候、是者御味方被申上候得共、大隅之内小濱之城江居住候處、彼表茂皆御敵ニ成候間、道かよひ難成故、御内通計ニ而、數年御味方被申上之由候、如右之平城へ御着陣之由被承、參陣被申候を、敵城も見およひ人數を出、合戰ニ成候を、攝津守義運者玄佐之姉御智なる間、見次候半と打出、市來大日寺馬場本口ニ而、兩家無比類大合戰、義運者名を得たる大力者にて、敵五人一打になきふせたると于今申傳候、其後出水衆落城申、彼表召平、伯固様者鹿兒島へ御入部と承候事、

(2376)

○大永七年十月二八日 八幡社司桑幡豊後守道延を本田氏・新納氏攻撃す。八幡山にて防禦せり、三角道家を鹿府に遣して救を求む、援軍来る。両姓敗退後正宮後の小舎より失火、北風の為に正宮炎上す。同十一月二八日なり。

宮内二来伐・神宮焼失ス。
留守氏ハ潰走・桑幡氏ハ櫛間ヘ・
崎田氏ハ山東ヘ・恒房及最勝寺氏
ハ鹿児島ヘ遁ル

226
〔二十五七〕
「調所氏譜恒房傳」

大永七年十一月、清水城主本田紀伊守董親及志布志城主新納近江守忠勝等、合師來伐宮内神官等、神官留守・桑幡・崎田・最勝寺等皆據社壇寶殿、構之兵備、号曰御壇、恒房亦自國衙趣偕以拒之、二十八日兵火罹社壇、社壇蕩燼、留守等潰走、桑幡乃奔于櫛間、崎田奔于山東、而恒房及最勝寺奔于鹿府、寓居久矣、於是董親乃掠神領、自清水掌祀事者二十餘年、如守君神、亦渠族人本田刑部少輔親貞入道一恕自姫木領祀事云、凡調所氏自初恒親就職國衙迄恒房、時十有八世五百三十餘年、而遭此亂、亦可謂時運矣、

(2107)

227
『樺山玄佐自記』

其後種々可罷出之旨雖承、兎角申延、美濃守は法躰仕、自号數外、終勝久様江不出頭、如此之處に、新納殿・本田・北原以同前、正宮社家ニ被成御弓箭、生別府加治木堺を茂可成不通、新納殿・本田江内心を通之刻、大永六年霜月廿八日、宮内御社頭天火にや、不殘燒失す、從其砌數外新納殿・本田・北原・肝付越前守以同前、加治木江儀絶す、其比迄横川者新納十郎地頭、曾於郡は新納殿・北郷殿・吉松・西之城を別而、西之城は新納殿・吉松は北郷殿拜領共也、

(2108)

228
『貴久公記』

此紀伊守者、去大永七年丁亥、背先君命ヲ、清水柄籠作御敵ヲ、于時八幡宮衆徒所司ノ神

神宮御壇ニ神官・人民幡籠リ防禦
ス
本田董親宮内一円ヲ支配シ、人民
ヲ使役シ私宅ヲ造作ス。

官等各構御寶前、号御檀國中之人民同籠居ス、本田・新納江州衆ヲ引卒攻來ル事及度々、
佛在靈山時、第六天魔王引無數之夜刃羅刹來テ作佛敵ヲ、至和空垂跡今更如此也、有時從
小家火起魔風忽吹天、神社一時燒失す、其後本田宮中ヲ一分ニ領、徒ニ勞人民、造作己私
宅華、

229
「新納忠勝譜中」

「寫在清水臺明寺」

『字次誠』慎敬白

正八幡宮依炎上 藤原朝臣忠勝

奉寄進鵝眼一万疋其願文曰

夫以神者依人之敬增威、人者依神之德添運矣、先從指掌者乎、抑正八幡宮者、非日域神祇
廟三神之苗裔矣、異朝陳之、大王之息女、稟日天子之陽氣妊胎誕育大王、有叡覽是斯異形
異相、而非可續天子之位者、主天、奉乘虛船放捨空海、居諸數趣轉、仁王四十三代元明天王
之御宇、和同元年着岸之廣頃、隅州桑原之庄、則來下八流之幡、圍繞前後、号曰八幡、而後
出現天弃石、於此鏤不思議之肝文、其頌文云、昔於靈鷲山說妙法華經、今在正宮中示現大
菩薩乎、依此文奉名正宮云云、粵去大永三年癸未不圖兵革發起、然則守護方當方既逮義絕、
然處敵方卒猛兵、此家欲爲對治於愚領楓野之條、家來之士卒少々懸合、相當之禦矢射處仁、
守護方運命聊傾乎、打死虜數百人、得忽軍利之勇於戰場、播既名譽之勢於萬方、從然來諸
篇任心衆人開悅眉事、是併冥見加被之瑞、家運倍增之瑞矣、然處迄于大永七年丁亥十一月廿
八日、正八幡宮之炎上觸傳聞處、卽驚愕仰天、嗚呼言語道斷以外之大災矣、所詮、社家籌
策之先札、弓箭長支者、足輕以下亂入壇所、神殿出火歟、然者至其時者、爲社家非被崩竊
殿乎、文章揭焉也、退倩思之、神職神官之身而、義兵爲宗鋒櫛、爲業計知、是背神慮歟、

所以者何、或寄田代欲爲崇敬菩薩、或於有大望自訴者、假令爲何雖爲義爲敍用之欲、爲自他安全之的據、數ヶ度雖致裁許、終無承引、剩掉讎敵之心、書札不能返答、凡神明佛陀者於家光自樂之於眞都趣、凌得大悲之化、心不倦忍苦堪勞、接強剛難化之機、欲至一實中道之覺臺、兼國家安寧万人快樂之擁護、無懈掛忘至誓自由之非道、豈不令刑罰乎、就中八幡大菩薩之御託、或咄銅焰、或雖爲食鐵丸、心汗心濁之族可捨給見、是世流布之神勅眼前之境、於此豈可不驚乎、可不慎乎、然處被官群兵等社家亂入、終日鬪戰之時、聲震天地、兵火之煙雲覆半天、雖然社頭堅固無橫災^(マス)之條、万吉々々、幸甚々々而已、掛處經數日、從壇處之民屋起猛火、鉢焰遷玉殿刹那破滅之成灰燼、言表意外之災蘖、以凡慮難測、以愚言難述、予寶社之歎滅亡、神慮之慨虛無、雖爲輕薄微少志、所之用却一万疋致寄進、偏抽丹心者歟、所詮、於向後從何家再興有企者、可爲一分之助成、萬一於我家今度一亂、尚々得勝利於官祿增進者、必可勵造社之功、是所謂微塵成泰山、涓滴滿巨海濫觴歟、仰願者神慮廣大之廻於眸丹、祈渴仰之哀、於志武運、於及子孫万葉安全、於蒙國家万品給、再拜々々敬白、

願書之大牘如件、

藤原朝臣忠勝判

(2110)

大永七年丁亥十二月二日

230

慎敬白

正八幡宮依炎上、藤原朝臣忠勝奉寄進鵝眼一萬上、其願文曰、

夫以神者依人之敬增威、人者依神之德添運云々、然處迄于大永七年丁亥十一月廿八日、正八幡宮之炎上觸傳聞處、即驚愕仰天、嗚呼言語道斷以外之大災矣、所詮、社家籌策之先札、弓箭長支者、足輕以下亂入壇所、神殿出火歟、然者至其時者、爲社家非崩寶殿乎、文章揭焉也、退情思之、神職神官之身而、義兵爲宗鉢桶、爲業計知、是背神慮歟云々、敬白、

願書之大軸如件、

藤原朝臣忠勝判

大永七年丁亥十二月二日

(2111)

留守殿廿五、六年逃亡宮内ニカエラズ。

正興寺・正高寺モ類焼

伊東領ノ山東。

231
一兼親之代ごたんと清水きぜつ之時、社等三天火出來りて焼くつれ候へ、留守殿ハ逃失候て、廿五、六ねんも宮内ニあしを入なく候、勝久様の御たいてんの以後、あまり／＼わひ候間、ミやうゆうの内をほん候分五町五段被進直ニ被申候、今度本田殿落城の弓矢に、ミやう十二町三半候うのかうめ木のふさバ、三町曾野郡之内にて候へ共、こゝもかしこも闕所仕候て、水をくませ候する人そくなく候、弓矢道行候ハ、返し可申由被仰候へ共、今まで覺悟候はし、さ候に火のほのめくかとおもへ、正興寺高寺にもとひうつり、又たななどにもうつり、一時にやきくつれ候、桑幡の政所殿ハくしまのことく、最勝寺殿ハかこしまのことく、崎田殿ハ山東のことく被述候、種々わひ事にて被直候、一同代調所殿も同弓矢に、こうの御神のふんをうちすて、ミや内のことく被述候でのちハかこしまに被參、伊作にうつり打死候、神役ハ一如のつかまつられ候、一留守殿たいてんの時ハ、社役等清水よりさせられ候、

(2112)

232

「樺山玄佐自記」

〔大永七年也〕

一扱又八月三日、生別府城責様々の御手立なれ共、最前相州様江廣久奉進上御神判、正直天道に相叶故にや、其日を取延、扱到加治木、勝久様被成御座、樺山可致出頭、美濃守於無其儀者、太郎可罷出之由、〔忠朝〕〔忠秋〕豊州御舎弟備中守、實久御奉行松崎丹波守、從後々福昌寺談儀所御加り、數度被仰懸つれ共、生別府下輩の者迄被廻御手、末弘伯耆守与云人加治木地頭ニ而、種々武略の条、惡事出來一定与見得たり、廣久兎角可抛身上なりと而、太郎〔玄佐〕

生別府ニ上陸

拾五歳、八月十三日ニ加治木江出頭す、其時村田越前守御老中なるをも而、助太郎与号
せられ、十五夜月朗なるに御座船に召列、曉近く御着岸、其年鹿兒島御諏方御祭七月事
延、九月にと有り、其内度々御暇之由雖申上、御祭礼迄可致堪忍之儀被仰下、此折ニ茂
鹿兒島かりや／＼付五町、鶴垣内榎田と云門三ツ、むかしの様にと承候得共、それをも
打捨、九月廿八日、御祭禮事終ぬれば、廿九日夜、以小船不及御暇退出す、其後種々可
罷出之旨雖承、兎角申延、美濃守は法躰仕、自号數外、終勝久様へ不出頭、如此之處ニ、
新納殿・本田・北原以同前、正宮社家ニ被成御弓箭、生別府加治木堺をも不成不通、新納
殿・本田へ内心を通之刻、「以下大永六年二載ス」

・樺山美濃守者日新之爲味方、因茲大永七年丁亥七月七日、發兵船於鹿兒島、雖寄于生別
符、卽防返畢、生別符者去年九月已來、所築之城岸堀未全、又同十六日、以多勢責吾
者太以不緩、雖然運命未至也無悉、同年八月三日、以雲霞之勢、改手易品雖所相攻、防
禦盡筋力、故不得陷徒開陣也、其後勝久主渡御于加治木、於茲樺山有可出頭之命、若
美濃守有難伺候者、太郎參候之旨、遣豈後守之舍弟備中守并實久之執事松崎丹波守告焉、
然而不應命、其後福昌寺大乘院相加于件之兩輩、爲催促者數度、且末弘伯耆守爲加治木
地頭、以小人之心巧言令色獲乎上、讒佞超人、國家招亂逆之基已顯然、以之觀焉、不如
遁今日之急難、全身以俟後來之治世、愚息太郎歲十五、八月十三日、候于加治木、謁太守、
此時以執事村田越前守、改太郎被任助太郎、同十五夜盛朗明月、解纜發櫓聲歸于鹿兒島也、
助太郎亦應供奉之命、乘太守之船、迄曉天倒鹿兒島、其後請身之暇者雖及度度、不能免許、
而曰、今年諏方之祭祀延七月期九月、祭祀終而後可免云云兼有此約、則九月廿八日俟祭
終、而再不爲上達、廿九日之夜乘小舟、所以歸帆也、美濃守者落飾名數外、太守
勝久雖有數度之召、敢不應貴命者也。

(二五四一)
天文十年辛丑

九月三日或ハ三月三日日の事とす、日置美作守豊州忠廣の臣にて伊東義祐の帥とす、平田筑前守宗勝・瀬戸口源兵衛秀勝雜兵三百余人、長倉能登守義祐臣なれとも忠廣に内應して死す、新納孫四郎忠常子孫四郎右衛門なり、忠勝の次男ニテ此死するも新納式部太輔忠郷忠勝の弟、初新三郎と新納伊勢守忠弘・新納十郎左衛門尉忠厚・忠雄長
新納新右衛門尉右二作ル、眞新納安藝守忠行・新納治部少輔濱の市にて討死とあり、
肥南郷地頭なり、年月なし、此に考、忠常等一族戰、忠勝の次男ニテ此、忠廣に屬きて出陣、忠常等一族戰、忠雄長

此年十二月、始良彌九郎忠親生別府戦死とあり、此月豊州忠廣・北郷忠相等兵を合せ樺山善久を討、其時ならん

十二月晦日、邊牟木助四郎國信加世田ニ於て戦死と

234
「長谷場文書」

薩之龍山者、藤氏長谷場公之名字之地也、故其家門之禪侶在寺時者、加常住之扶助爲堪忍者也、仍證文如件、

(二五四二)
天文十年辛丑八月時正

福昌住山恕岳老書(花押)

御朱印二御判

(2414)

(2413)

235
「樺山善久入道玄佐譜中」

天文十年辛丑、島津豊後守・北郷某・禰寢某・伊地知某・廻某・敷根某・上井某・清水・
加治木・蒲生某・祁答院某・入來院某・東郷某共十有三人、以同意、欲陥吾之居城生別府、
貴久主味方者肝付某・北原某・南方而已、使伊集院大和守與麿島・谷山士卒等、入于生別
府、雪月十日、以多勢所責之者甚急也、麿島之土岩永某・周防房碎手蒙疵、而況於我之士

居城生別府

卒乎、號樺山者已下十有餘員爲戰死、蒙疵者不知其數、雖然居城堅固也、是以 貴久主彌增勇士所以爲警固也、

(2415)

236

「玄佐自記」

一天文十年、十三人以談合、生別府へ被取懸、其人衆豊州・北郷殿・禰寢・伊地知・廻・敷根・上井・清水・加治木・蒲生・祁答院・入來院・東郷是也、貴久御方ハ肝付・北原・南方衆迄也、生別府へ伊集院和州・鹿兒嶋・谷山衆少々召列、被指籠候處、雪月十日、以多勢、生別府を責、其日限と見得しに、和州の籠御神慮と覺ゆ、鹿兒嶋衆各々、殊岩長方山伏周防房請痕碎手、所々人衆一段相勵、梶山名字を初とし、十餘人討死す、手負不知數、「一二玄佐」其儘貴久様以御番衆御覺悟之處云々、

(2416)

(一五四二)

○天文十一年六月勅使四辻參議中將季遠天文十一年壬寅六月下旬日州山東に下着せり、後奈良天皇天下安寧の為に金泥の心経を諸国國分寺に奉納せり。

「樺山善久入道玄佐譜中」

237

渡御於生別符、北原祐兼亦入高松城、日新父子與祐兼俱謀而欲攻加治木城、祐兼者屯于札立、日新公・貴久主者共屯于吉原、祐兼到于吉原、見日新父子、于時忽然大雨降下、故所以期後日互退去也、北原之軍丁將引退之期、大隅・祁答院・帖佐・藩生之兵與城裏之軍俱數千餘輩責到、已及合戰、時北原周防介・瀧江兵庫已下數十人遂戰死矣、此事日新公歸陣軍中敢無知者、其後所攻於加治木之以餘勢、生別符爲警固、日新公・貴久主者先歸帆之解纏矣、故凶徒蜂起而侵生別符者數度、臨此時善久蒙疵者不淺、日新公父子并國老已下凝評議、而後召安藝守於伊集院、使喜入式部大輔傳達曰、合戰之勝敗者有天時地利人和不和、

先去生別符、宜俟天運循環、於所領者算生別符之田數、可充給云云、善久報曰、欲拋一命致粉骨、亦爲盡忠功也、何肯日新公、貴久主并國老之評議乎、然則可去界城於何族乎、于時善久曰、吾只獻城日新公、貴久主而已、去孰族賜何族亦非吾之所與知云云、又再曰、徒非去彼城所以後來之思勝利、善久何不謀公私之宜乎、善久曰、然則不得噤口、本田某爲當敵免城於彼、則誇優饒、專橋慢、疎加治木、祁答院之交、如此則隅州大亂、可有近邇云云上下共以許容此議、所賜生別符於本田氏也、安藝守者賜七十五町於數ヶ所、攜衰老之父母、與幼稚之男女、而移于谷山福本、如愚案本田之懦日增月滯、因茲十有三人同意之一揆爲分散者宛如雲霧、及此時、豊後守忠朝之猶子次郎三郎・北郷讚岐守候伊集院、欲使 貴久公爲守護云云、聞此言而有喜悅者、又傍人曰、已受 忠兼之讓爲守護職、則何今將更乎云云、安藝守送七年之春秋於福本、其間窮困不可勝言、

(2423)

238

「箕輪伊賀記」

一天文十一年壬寅三月日、樺山安藝守ノ在城隅州小濱ノ城ニ南方ノ士卒ヲ被籠番兵、同五日、入道日新公・貴久朝臣彼地ニ發向シ玉フ、爰ニ判治木ノ主肝付彈正忠早速ク參相州、前雖致軍勞、北原・澁谷等令謀叛、先加治木ニ可發向トテ被相向之處ニ、日州眞幸郡主北原伊勢守兼孝力家ノ子、眞幸・吉田ノ地頭職北原周防介・澁江兵庫丸・湯ノ尾・粟野・横川ノ勢ヲ卒シテ寄來ル、貴久其奴原トモ寄來レハトテ何程ノコトカ有ベシ、イザ蹴散ントテ已ニ打立ント仕玉フニ、御酌ニ參ル入道舉盃玉フニ蜘蛛ノ靈瑞アリ、誠哉十方ノ諸佛土羅刹不現身、豈圖、於此曠野唯垂大悲分身化トハ此叟ソト宣ヒテ打立玉ヒケル、敵雖猛卒ノ土、早討負、北原八郎左衛門・澁江兵庫助ヲ始トシテ眞幸ノ軍徒七十餘人ヲ打滅ス、既御歸陣有テ鹿兒嶋ノ御祝言万民懲アヘル也、
サ・メキ

(2424)

樺山安藝守、小濱城ニ在城。

一天文十一年壬寅三月、日新入道殿并貴久公催薩摩内之兵ヲ、隅州小濱ニ越給、被向加治木城、同日從日州北原兼孝卒勢彼城下ニ馳來リ、御父子相看シテ主客之礼ヲ成ス、故ニ入道殿ニ進酒、先ツ盃ヲ舉給ニ蜘蛛有來セリ、瑞相誠哉、十方諸國土無利不現身、豈圖於此曠野垂ントハ大悲分ヲ身化ヲ、サレハ敵強シテ北原周防介・瀧江兵庫助爲始ト眞幸ノ軍徒七十餘人雖亡、御幕下一人モ無シテ悉歸陣シ給、

「玄佐自記」

〔天文十一年也〕

一其次春北原溝邊江手遣す、溝邊たまりと云栴を仕拂處に本田衆走續、其人衆を宮内迄追下、上野廣原ニ而本田刑部太輔を初、本田衆五六十、加治木・帖佐之衆五十餘人討死、生別府成勢、かゝる處に、天文十一年生別府へ日新様御渡海、御父子其外各々雖渡海、船路不自由、北原ハ高松城へ打入、加治木へ御衆を遣なり、北原は札立へ差寄、日新様吉原へ御座候處ニ、北原祐兼參上有て日新様被懸御目、其折以之外大雨降出、然者南方へ被成御開、北原衆へ城衆大隅・祁答院・帖佐・蒲生迄之衆數十人切付、生別府方へ不知其由、北原周防介・瀧江兵庫を初として、數度之合戦に北原衆數十人討す、無力先々日新様被成御歸帆、生別府猶以手強御番也、小堡等には何方をもしつめけれ共、敵は多勢此方ハ無勢、鹿兒嶋・向之嶋外續衆なきに、安藝守も深手負、其比劔不達者に、伊集院へ安藝守可參承云々、

(2426)

「蓑輪伊賀覺書」

一同十一月廿七日、入道日新・貴久朝臣樺山安藝守範久ニ被仰遣、近邦ノ凶徒等、彼小濱ノ城ニ寄來ルコト度々也、如今若有失利、昔北狄侵周大王去周遷鄖、遂持天下事ヲ得玉

(2425)

樺山安藝守、本田二生別府ヲ去リ
渡ス。

ヘリ、其上采ハ却テ勝強ト云ヘハ、暫去此地、令休囚徒之情欲、待時之至等不如討之ト
宣ヘハ、安藝守、十二月六日、本田ニ即此地ヲ被去渡、然間大隅國內之士大凡莫不爲本
田家臣、夫ヨリ雖奉服貴久、恣誇榮花、窮驕而已、

(2439)

242

「貴久公記」

一其後彼囚徒等蜂起シ、此城下ニ寄來ルコト數度也、然後入道殿・貴久様安藝守ニノ給テ
云、天ノ時者不如地利ニハト云々、其上勝采却強シト謂ヘリ、暫斯地ヲ去渡囚徒令休爵慎、
以次不如爵セニハトテ、雪月六日小濱之城ヲ被渡本田、然間隅州内之侍一人トシテ莫
不御家臣、抑此貴久様者、先年虎壽丸ト申セシ時、既雖極守護位、勝久同讒僕之輩ニ被
悔、遠天ニ誠不儀、助道理故乎、貴久様再領國ヲ給、雖然居シテ謙ニ施仁恩、責已駐札
儀故未稱守護、

(2440)

243

「玄佐自記」

一安藝守も深手負、其比勵不達者に、伊集院へ安藝守可參承、さてハと參上之處、日新様・
貴久様・御老中其外御家景之人衆以相談、日新様別而喜入式部太輔殿御使ニ而、生別府
御番今分ニテハ難成、一涯身上を取延、可待時節、於其儀者御家景之衆所領進上、當日
生別府の田代を合給ふへき之御意趣、式郎太輔殿も日新様可任御意之旨也、安藝守拋一
命も御奉公、後日御弓箭之御手立に可罷成事、何共御父子・御老中之御分別之外別儀有
間敷のよしを申、扱は何方へ城を可渡かと承、安藝守ハ御父子へ上申まで、何方とは不
存知と申、時こくは御談合と承時、扱はと申上、本田當敵なれハ、本田へ被下御賴之由
候ハ、可令御奉公、其刻力加治木・祁答院ニハ可爲隔心、無程大隅可乱と申上候時、
けにもとて其分也、安藝守小濱・堅利・日置・山名・中野・東之別府・楠原也、七拾五

町此打替御家景在々所々七拾五町は初より拜領す、御坪付于今拜領す、扱本田生別府を被下、無二之御奉公なり、義久様御元服をも北郷讃州江申調へなど、今ハ實久之御事打忘けるかとぞ、人心移安く、三ヶ國本田殿へと無雙人なれば、十三人のくみも古さけ緒殺等ノ十三人也」にや切々になる、

「正文在本田作左衛門宣親」

条々

一如承候、從此方も聊隔心不在候、於御丁囁者、向後可賴存外、不可有他事、

此前梶山殿隣所之間、雜說之儀、我等少も不致同心事、

一諸家此方江可被取懸時者、捨有間敷之由承候、祝着之至候、萬一其方難義之節者、見續可申事。

右此旨於僞申者、

奉始上者梵天帝釋、下者堅牢地神、惣者熊野三山大權現彦三所權現、當國鎮守開門正一位新田八幡大菩薩、別者當所鎮護諏訪上下大明神 天滿天神 稲荷五處等御罰可罷蒙者也、仍起請文趣如件、

二五四二
天文十一季壬霜月十三日 藤原貴久(花押)
〔此年御年二十九才也〕

〔直親〕
本田紀伊守殿

御返報

〔上書〕
本田紀伊守殿

御返報

貴久

〔上包裹ニ有之〕
三郎左衛門尉

「貴久公御譜中ニ在リ」

天文十一年十一月廿日

一所衆三獻之事

川上殿 新納殿 右馬頭殿 佐多殿

右四人しき三こん

北郷殿 桧山殿 領娃殿 喜入殿 比志嶋殿
豊後殿 敷根殿 種子嶋殿

右之御人數者古軸三こん

入來院殿

右者濾谷三獻也、

吉利殿 根古殿 肝付殿兼統 菱刈殿 伊地知殿重武

右之御人數者三ツ肴三獻也、

御老中

右者三ツ肴三獻也、

諸地頭

右者けつりものにてかすのかわらけ參候也、

國衆使之時

右者けつりもの但ひら折敷

談議所

右者先茶子參三はんてんしん吸物三而御參候、但かわらけ盃也、

福昌寺

右同、但天目にてうけ酒參也、

道場

右同、但かわらけ益也

246 「正文在本田作左衛門宣親」

小濱名六町・同城付怒久見田十貳町・西郷八町・小田名六町・加治木郷之内日
町。木山名十二町并加河限之外諏訪山懸前後在之、右都合四拾四町之事、爲奉公賞處宛行也、
早任此旨、可被領知之狀如件、

天文拾一年十貳月六日

〔正五十四〕

〔上包〕
247 本田紀伊守殿

〔董親〕

貴久

「新納氏庶流四郎左衛門忠充譜中」
「案文在新納三河忠徳入道楚弓」

去大永七年丁亥依隅州亂劇、本田方爲與力、於社家遂合戰、御神敵罷成、依其咎、新納之家
風如此候、古語云、例地者依地生云、然者、正八幡大菩薩以御哀憐、此家可繁昌事無疑者
也、抑爲清御寶前、就百度之御祓之儀、澤殿賴入候、依御神德安千代丸分限罷成候者、
應田數御供米可致進獻也、仍願文如件、

天文十一年壬寅十二月十五日

藤原安千代丸

〔上カキ〕
正八幡願文

草案

(2445)

(2444)

(2443)

248

誠ニ似嘉祐之破寺、タマヽ有モ一字蠱落テ霧燒不斷之香、扉破月挑常住之燈、當太守

貴久朝臣聞之玉ヒ、命勸進沙門、被修補神前之四足ノ堂、其後 入道日新造二十五ノ菩薩ノ面貌、美麗之莊嚴而、令致如在之礼奠、如此敬神慮玉フニヤ、於何方モ名利ヲ不得玉ト云コトナシ、然ニ彼大隅ノ地ハ八方ニ連城壇、東ト北ハ野山高ク、南ハ海、其内ニ數千丁ノ有田畠、殊ニ清水岩石數千丈聳ヘ、輒ク可攻様ナシ、又一族姫木ヨリ起乱トハ思ハサリキ、然處ニ山北・眞幸之主北原伊勢守軍兵ヲ差遣シ、日當山ノ椿ヲ攻落シ、澁谷黨ノ者共小濱ノ城ニ寄來ル、廻・敷根・上井等モ連々中惡ケレハ、人衆ヲ出シ、小村・濱ノ市其外浦々放火シテ、一度ニ燒立レハ、如何國中モ可成ヤト、地下ノ者トモ肝ヲ消シ驚也、於爰紀伊守長濱ヲ 太守ヘ奉テ御加勢ヲ頼奉ルノ由申サル、連々疎意ノ人ナリトテハガ／＼シク加勢ナシ玉ハス、是ヲ恨ミニヤ思ヒケン、又北原ニ和談調法シテ中直ナトシテ、鹿児島ヘ御敵ト成ラレケル、然ルニ八幡大菩薩ハ就中當家尊崇ノ御神也、太守稽首シ玉フコト年久シ、忽チ冥感應護シ玉フニヤ、社衆ノ長留守・桑波田道賀沙門ヲ以テ、御人數ヲ宮内ニ被籠ヘキ由申サレケル、於此諸卒ノ云ク、大隅ハ隔海路、其外澁谷・蒲生・加治木カ所存モ如何有ヘシト猶豫スル處ニ、大和守忠朗兵法武略ノ達者ニシテ、忠ヲ重シ身ヲ輕スルノ士也、於其儀不可移時日トテ、數十艘ノ兵船ヲ相調ヘ、同三月四日ニ出船シ、其翌日宮内ニ馳集リ、咲隈ノ城ヲ受取、其夜ヨリ何ツモノ當家嘉運ノ靈火見ルコト幾ニシテ山野ヲ不照ト云所ナシ、諸人目出度トソ歡申ケル、然處ニ、本田紀伊守親廣ハ、小濱ノ城ヲ澁谷ニ去渡ストモ、欲企謀叛彼他カ、地ヘ去ル、天文十一年ニ安藝守範久爲避亂、以謀計先本田ヘ去渡ス、親廣得之雖存君恩、無程欲覆國家、積惡ノ至豈不亡其身乎、彼樺山安藝守・伊集院大和守ヲ爲武將、共ニ大隅ヘ發シ、拋一命被盡軍勞ノ故、已ニ本田ヲ被退治、即廻・敷根・上井モ御慈ニ各參リケル、同清水・姫城有一和之調法、是以欲助紀伊守也、然ニ運命之所盡、曾テ不承引、剩ヘ肝付ヲカラクリ、牛根ニ與シテ、已ニ欲奉傾太守、仍テ五月廿二日、大和守忠朗案内者ヲ取テ清水ノ新城ヲ忍落ス、親廣祁答院・北原ニ相與テ欲防戦、

清水・姫城。

社衆ノ長留守・桑波田道賀沙門。
咲隈ノ城。

日當山ノ椿。
小濱ノ城。
小村・濱ノ市。
長濱。

忠朗廻謀於帷帳之中、同八月晦日ノ夜、日當山ノ椿ヲ忍取、眞幸ノ番兵、平良尾張守・白坂助左衛門ヲ武將トシテ、其勢百余人防キ戰ト云ヘトモ、遂ニ攻破レテ、或ハ討死シ、或ハ落失ケル、爰ニ薩摩ノ手ニ田尻荒兵衛尉ト云者アリ、強兵忍手ノ人數ニ先立テ、數ノ敵ヲ打取ル、其外長井軍助・松下雅樂助・上井甚左衛門・梶原藤七兵衛ナト高名セリ、又同九月五日、姫木ノ主本田刑部丞薩州ノ兵ヲ引入、眞幸ノ番兵ヲ打ントテ、互ニ爲決勝負、葛原合戦ニ田尻荒兵衛・伊集院弥六・肥後掃部左衛門・宅間与八郎・木脇大炊助・奈良原源八郎抛一命防戦フ、是皆嘉名ヲ得タリ、敵一所ニ集リ雖防戦、番兵力盡キ落ヌトスルニ落ラレス、可漏様ナケレハ、江魚ノ如望網外、日新入道彼等ヲ殺シ、罪作り何ノ益カ有ンヤトテ、加賛固躍ノ堺迄送玉フ、其翌日清水ニ發向ス、然間、薩隅ノ軍兵互ニ靡旌旗攻戦フ、竊ニ惟ニ、此本田者、不啻背府君命、神社ヲ焼亡シ、佛天ヲ不敬、人ハ依神德添運ト云、豈可長久耶、日新入道御旗ヲ揚ラル、俊鷹翥天、鈍鳥潛跡ト云カ如シ、同十一日、紀伊守捨清水、莊内へ落去ル、其外ノ一族郎等星ノ分散スル如シ、所謂不義ニシテ富且貴ハ於我如浮雲、此故ニ五十年ノ榮花ハ邯鄲ノ枕上ニ覺メ、南柯ガ夢ニ相同シ、同十四日、太守 貴久朝臣大隅ニ御入部在テ治隅國、慈愛ヲ郡民ニ旋シ、蒙仁恩者合掌シテ手ヲ首ニ不舉ト云者ナシ、然ニ彼本田ハ當家代々ノ隨身也、親廣不義ノ者ナレハトテ、其家ヲ非可断ト宣ヒテ、日新入道殿北郷讚岐守ニ相談シテ、紀伊守カ嫡子左京太夫ヲ被召出、普代ノ臣ノ古キ忠ヲハ不弃玉、大將ノ御心操、臣トシテハ有カタクコソ思ケル、三州大凡雖服御旗下、爰伊東修理太夫義祐領山東「弥著陣丁」此四字不分明、疑クハ缺肥ニ着陣ナラン、已ニ及七八ヶ所、太守貴久聞玉ヒ、然ハ可加勢、大和守忠朗卒人數、飫肥ニ可發向之由被仰、忠朗師ノ勝負ハ勢ノ多少ニ不依、廻武略、士卒ノ志ヲ同スルニアリトテ、宗徒ノ勇士ヲ勝テ三百余人相向ハル、

○天文十二年正宮兵火にて炎上す。

249 『本田氏藏書』

大隅國之内牛祢三町、同城付邊田三町、二川三町、堺三町、合拾貳町之事、爲奉公賞所宛行也、早任此旨、可被安堵之狀如件、

(二五四五) 天文拾四年卯月十八日

貴久(花押)

(上書)
本田紀伊守殿

貴久

250 『全』

大隅國東郷六町并日當山城用富名六町、以上十貳町之事、爲奉公賞所宛行也、早任此旨、可被安堵之狀如件、

(2497)

(2496)

251 『瀬戸口伊豆入道覺書』

(天文十四年也) 一同三月下旬之比、武藏守を始而大隅守其外曆々の人々終に留さいと成給ふ、其よりも忠

親ハおびの御番ニさしはまり、數年の粉骨となし給ふ、さて殿様ハ如此爰より我等か有

さまをはもしながら書はんへるや、さる程ニ豊州の御内ニ瀬戸口源兵衛・大中臣秀勝と

云者あり、豊州の老中ニ日置周防介殿着子ニ美作守殿とてことに一人當千也、かの作州

と同心してひはしらの合戦に一枕に打死ス、其年四十九歳也、さて又秀勝が先祖を委敷

尋に、かミ大すミの住人に姫と申何かしなり、しくう神をつかさとり、國下を守るとか

〔國分ノ府中村ニ守君神社アリ、大隅州ノ宗社往古ヨリ建立、此村府中ヲコトト唱ヘ申候、正字ハ國府ト書候由〕 や、扱いにしへより今迄もこくしかたけと申て、姫木の城のはつれにミへてたけの有け

るハ、其時よりの事そかし、今瀬戸口と申者、忠國の御時瀬戸口名を給りて、其より申

(ヤナセ)
築瀬殿。

ならばしたり、扱其後ニ瀬戸口のおびへまいりし事共ハ、豊州之御先祖に忠幸と申か、
飫肥へ入部の御時御供申せし瀬戸口なり、さて又ゆらいは先おき、秀勝か子供ニ着子、次
男、三男、以上三人有けるか、子細有て着子ハ親の跡をハつかざりけり、其おと、兄弟ハ
鮫島ニ而ありけるか、三男の宗四郎十九歳の春の比、めいよの打死とげてあり、其をい
かにと申に、梁瀬殿を始として、軍の望あるとていつれもはたちの内成か、三十人のれ
んはん衆一人みれん有ましと、かたく談合とけられけり、就中宗四郎一ふに我に打死と
思定ける間、歌をよミ文を書、師將に念佛とこう母に芳恩を延、兄にいとまをこふ、と
もたちに文書數々一々しるすに如此調て、一足はらすに打死す、時に天文廿年三月廿日
也、

252
『調所氏譜恒房』

天文十六年丁未四月、本田因幡守兼親後室吉田氏尾張守泰清之女、寄捐水田貳段在東郷
法名元丹清金大姉妻、於楞嚴寺、

二十一日、代春記其事焉、九世悅傳也

(2494)

253

『正文在楞嚴寺』

〔在口裏〕
寄進狀

〔奉脱カ〕
〔姉カ〕
本田兼親後元丹清金大師

(2543)

東郷薦藁田。

九世悅傳

松永外記九

本田因幡守之後室、戒名元丹清金大師營來際之儀、在坪東郷薦藁田貳段有申合子細、雖爲
本錢十一貫文、松永外記允江六貫五百文渡申候實也、然者相添本文書二通寄進狀ニ、富山
又右衛門尉・村岡中左衛門尉持來度与、當住悅傳和尚・監寺永椿藏主申候實也、於已後、
彼在所本主被請取候者、如本錢十一貫、永樂・洪武・古錢三十文差撰請取、別ニ田地相求、
來際之孝養可爲本望候、仍爲後日證文如件、低頭申述意趣、至末代御覺悟所仰候、寄進狀

筆跡兩人口上之語諾同一舌云々、

富山又右衛門尉（花押）

天文十六年丁未四月念一日

村岡中左衛門尉（花押）

楞嚴寺八世代春

尚更逐而令申候、元丹清金大帥現世安穩、後生善處、子孫繁榮萬々歲、筆者楞嚴寺八世代春老後八十四歲、

254
「年代記」
（五四七）

丁未
天文十六年

六月十八日、大風雨洪水、阿多・田布施ノ間ノ大橋落、閏七月廿一日、大風雨、同廿八日、申ノ魁ヨリ酉ノ末マテ大風、寺社少々吹摧、

(2544)

255
「國分宮内澤氏藏」

正八幡宮中門御造營茶番之事

留守儀景
最勝寺永延・俊延
大津香与・專与。
桑幡道延。
桑幡道門。
田口朝順・崎田朝廷。
神田橋道助。

一番 儀景
二番 永延 俊延
三番 香与 專与
四番 道延
五番 道門 桑幡より
六番 永仲
七番 朝順
八番 道助
直人

(2545)

正興寺

正高寺

正國寺

澤田所検校法橋永仲(花押)

天文十六年六月廿二日

256

國史卷十七

大中公下

(2546)

北原氏、日當山壘ヲ陥ス。
生別府域外郭ヲ焚ク。

十七年戊申春三月朔日、公使龍雲寺領來迎寺三町及間曠地、如節山公時、據大中公舊譜、山公捨來迎寺領及節間曠地、為龍雲寺領、清水領主本田董親兼有數邑、恃勢陵物、多行不義、壇殺伊地知又八郎、見第十一卷文明五年、

本田又九郎等十餘人、群下皆怨、往往叛去、本田式部少輔實親、島田民部少輔相本田又五郎、後改稱刑親知、據姬木城、與上井城主連和、十三日、董親攻姬木城、城中出兵擊破之、據

上井氏、下文有上井筑前守為秋、黃套軍記、上井城主、益親知、本田氏之支庶、實親、親知之叔父也、本田家總譜、因幡守兼親之次子曰因幡守親貞親貞之子曰親知、實親、親自之弟、故於親知為叔父、總譜稱式部大輔、舊稱式部少輔、當時譜名稱異同多此類、舍是可也、本田兼親見第十二卷文明十五年、二十四日、北原氏陷日當山、據日當山玄佐自記、肝付典膳系圖、日當山、生別府、壘、置兵守之、肝付氏、濛谷氏等襲別府、焚其外郭、上井氏、敷根氏、廻氏燒夷小村、實市豪落、皆乘本田氏之敗也、據大中公舊譜、黃套軍記、權山玄佐自記、肝付典膳系圖、日當山、生別府、

咲隈守將財部淡路守。

社家乞兵、奈何辭之、從之、二十五日、遣伊集院忠朗將兵如宮內、又遣幸久、因謂幸久曰、事見上卷天文十一年君之去生別府也、以與本田董親、言他日徐圖之、圖之莫如今日、君豈有意乎、答曰、然、幸久至宮內、與忠朗合謀聲言、此行也、救本田董親、因告董親、所置咲隈守將財

有澤市公聞隅州亂、如鹿兒島、梅岳君亦至、會宮內社家輩乞兵言、欲以衛八幡宮、時水陸多難、士卒皆不欲行、公與梅岳君議之、訪於樺山幸久、幸久勸公助之曰、神明依人而行、社家乞兵、奈何辭之、從之、二十五日、遣伊集院忠朗將兵如宮內、又遣幸久、因謂幸久曰、君之去生別府也、以與本田董親、言他日徐圖之、事見上卷天文二十一年圖之莫如今日、君豈有意乎、答

北原日隆曰當山部少輔、當時譜牒名稱異同多此類、舍是可也、本田兼親見第十二卷文明十五年、二十四日、
壘、置兵守之、肝付氏・瀧谷氏等襲生別府、焚其外郭、上井氏・敷根氏・廻氏燒夷小村、
濱市聚落、皆乘本田氏之敗也、據大中公乾譜、黃套軍記、樺山玄佐自記、肝付典膳系圖、日當山、生別府、
小村、濱市皆係本田董親所領之地、郡村高辻帳、東國分鄉有小村、西國分鄉

姫木城ヲ戻ル。

姫木・日當山

部淡路守曰、請先入城守之、淡路守乃以城授忠朗、忠朗入咲隈、幸久留宮内糺合社家、是時北原氏・肝付氏・祁答院氏等、皆叛董親、北原氏與本田親知連和、遣北原狩野介等、將兵戍姫木城、而忠朗居咲隈城、以救董親爲名、懼爲北原・肝付等所攻、乃欲逃去、告鹿兒島、使具舟相迎、幸久聞之曰、今日棄城亡走、比至乘舟、必爲眞幸・祁答院・加治木兵士所追及、恐不可免、且幸久首唱此行、應社家輩衛八幡宮、只當與留守氏・桑被田氏死於斯耳、因入城中、告伊集院治郎少輔、不見忠朗而出、忠朗聞之、亦不敢去、據大中公舊譜、島津支流系圖、伊集院長門守久俊次子右衛門佑久昌、後世曰下野守久通、初稱治郎少輔、成兵衆城走、與此不二十八日、岩切同、島津支流系圖、伊集院長門守久俊次子右衛門佑久昌、後世曰下野守久通、初稱治郎少輔、成兵衆城走、與此不二十八日、岩切左京亮・野村兵部少輔野村出自佐佐木氏、稻留勘解由次官相良族有稻留氏等率加世田・田布施之兵、至咲隈城、與忠朗議軍事、明日至生別府城守者納之、已而董親與澁谷氏連和、守者長井某欲以城授澁谷氏、謀殺岩切等、潛召清水人、夜至城下、岩切左京亮閉門不納、長井某出奔、董親又欲以生別府與肝付氏、夜遣加治木及帖佐・蒲生之兵、伏於城下、陰使守者舉火爲應、而岩切等守備森嚴、守者計無所施、明日岩切等覺之、益飭守備、謂守者曰、城中之事我爲政、卿曹母復與知、守者岩田某知事不濟、以城授岩切左京亮、而奔清水、據黃套軍記、島津支流系圖、樺山氏五月二十二日、忠朗攻本田董親於清水城下克、而罷曰、俟稔之日、井氏皆降、據大中公舊譜、島津支流系圖、樺山氏夏四月四日、姫木・日當山・加治木・蒲生等、合兵攻咲隈城、忠朗擊敗之、據島津支流系圖、樺山氏五月二十二日、忠朗攻本田董親於清水城下克、而罷曰、俟稔之日、然後殲之、公舊譜、島津支流系圖、樺山氏二十四日、襲清水新城取之、使樺山幸久居之、已而徒諸生別府、復舊邑也、據大中公舊譜、島津支流系圖、樺山氏六月十一日、公賜北郷讚岐守左衛門尉、稱讚岐守忠相盟書、據島津支流系圖、秋七月七日、伊東義祐攻鈴肥城、島津忠親擊敗之、忠廣之養子也、據島津内膳家譜、忠親本北郷忠老忠親立、天文十五年、忠相子見上卷天文十一年、忠相八月晦日、忠朗夜攻日當山壘下之、殺平良屋張守、白坂助左衛門尉。

257

〔右馬頭忠將譜中〕

天文十七年戊申九月十一日、貴久主退治清水在隅州、曾於郡、城代本田董親、忠將與樺山玄佐等爭

(2564)

先、陷清水城、因主以清水及曾小河、賜忠將、從此忠將在城于清水、而守邊境勵忠勤、
佛頂山楞嚴寺^{有于}清水、天眞自性和尚開基之地、本田氏世世崇敬焉、忠將亦歸依渴仰、寺門繁榮
倍舊日、

258 「北郷忠相譜中」

隅州曾於郡者、大永六年以後忠相領之、使北郷次郎右衛門尉久利守之、享祿三年、祁答院
・本田合力攻之、城中力盡終下城、而雖復本田領、天文十七年、本田紀伊守董親背太守
貴久公之命、被攻住城清水之刻、以曾於郡附屬於忠相、雖被憑之、然董親内心依通濱谷、
終不蒙御免、同年九月九日、降清水城來莊内、住忠相之領内、

259 「五十四八」

天文十七年戊申

四月二日、宮原太郎左衛門日州祇肥業母ヶ辻にて戦死、年廿三、

五月廿二日、新納民部少輔忠通常陸介忠苗入道道久齋の長男なり、島瀬戸口十郎清氷にて戦死とあ

同二十八日、伊地知刑部少輔重穂薩摩家の臣にて阿久根導の中峯に戰死、年四十二、敵方歿

六月廿一日、岩切甲斐介信尚日州祇肥田間の陣肥後右衛門に戰死、下同しに戰死、年廿二、敵方歿

・上井筑前守・鳥取源次郎・竹井又十郎・土肥助太郎・八ヶ代平右衛門・田万里次郎右衛門

・下六郎左衛門・同藤左衛門・嘉藤某・草瀬某・古野尾某、

七月七日、北郷圖書介忠茂敏久三男右馬介近久三代の孫也、伊東の兵祇肥八幡馬場に殺する時、手平に拒き戦て死之、日向記に天文廿三年七月二日、山田地頭北郷圖書介を討取とみゆ、孰か

是なりや、註して考を竣、此日竹下某を初め數十人戦死とあり

八月八日、來住源兵衛秀貞北郷家の臣にて、伊東兵の入て新山の井手平に陣するを拒き、奮戦して死之、

十日、山内民部少輔義章同じく井手平にて、伊東兵の入て新山の井手平に戦死とあり、月日なし、考を竣、

十一月五日、入水刑部少輔篤定亦祇肥新山合戦に對死とあり、年月を井手平にて、伊東兵の入て祇肥の新山

大田彦兵衛尉忠泰亦祇肥新山合戦に對死とあり、年月を記さず、同時ならん、子孫都城に有り、野口助五郎直本忠泰と同しく戦死、年月なし、此ニ置竣考

(2590)

十二月四日、或作廿日、村田八郎經廉_{伊東衆また新山城を拒き戦て死之}北臣郷家の臣也。

260

『年代記』

戊申 天文十七年

自二月上旬亂起、本田紀伊守父子崩落、三月廿四日、北原衆奔籠日當山、同廿六日、伊集院大和守打越笑限_{ニ番}、五月廿四日、清水新城奔籠、八月晦日、北原格護ノ日當山ヲ打落、平良尾張打死、九月三日、姫城ヲ切取、同十二日、清水本城渡、

(2568)

(2575)

261

「樺山玄佐自記」

奥之洲着岸
桑幡社家衆
城ノ地頭財部淡路守
麓ノ正壽庵・堅利

ヘ巻込し、年來の内之者共百餘人召列、凌波路奥之洲へ着岸、其邊敵雜兵走めくれとも押通、宮内ヘ夕方ニ着_{〔三月廿六日ノ伊集院忠朗〕}、和州於桑幡社家衆へ參會也、時節なれハ各不案内にて、弓箭之儀無覺、安藝守差寄社家衆ヘ、今夜早々隈之城へ和州可被差籠、城之地頭財部淡路守を呼下、此分可被仰、本田合力之渡海也と云含、和州・鹿兒嶋衆少々城へ被上、安藝守ハ麓正壽庵と云寺へ押入、社家衆可爲一味、此度樺山入部たらば、大隅中之社家領、別而小濱・堅利ハ御神領、過半は皆可致返進之由を云調之處、姫木ハ本田又五郎伯父式部太輔北原衆を乞、日當山ハ北原仕取、本田ヘ敵ハ多勢味方ハ少、和州も其外の人衆も難成勘忍、鹿兒嶋ヘ被乞迎船、安藝守思様、歸帆難叶、舟本ニ而眞幸・祁答院・加治木、又者宮内以下之者も、此人衆を於船本可討殺、從鹿兒嶋も安藝守口故なれハ左右難延_{〔トモカクモ〕}、身上一方に思切、留主殿・桑幡殿是も迎舟之事を被聞、思案最中之處に、行道に池之渡と云所有、鹿兒嶋衆瀧聞九郎右衛門尉に行合、彼人も扱一大事与云に、安藝守留守・桑幡に行用段者、鹿兒嶋を打立時、今度彼是を引ましやと定、正八幡四足を可預腹を可切、是於無領掌、則可捨一命、此由を喜入攝州江可傳、貴方ハ多年知音なれば賴入之由を云捨行に、此事を彼兩人能々被聞、

源正庵。

姫木・日當山。

石躰宮。

我々も守護御人衆を申受、今更せんかたなく、^{イニシ} 桧山其定ならは同前に可極生涯、今二人以
神名云合、扱はと隈之城へ上、明日迎舟雖來、樺山ハ不可歸と伊集院治部少輔殿云置し、
源正庵へ歸、次之早朝、和州其外各々正壽庵へ被下、夜前治部少輔殿へ御物語之旨、御底
雖然、於無御歸帆ハ我々も如何となり、安藝守社家衆之内談をも語に、岩永方同心と云、
次に鮫島方樺山一味と云、和州御頼敷御儀定共なり、大和守始中終御同心と被仰、其日大
風ニ而不參迎舟、從其社家衆江も和州入魂之由ニ而、隈之城取誘之處、姫木・日當山其外
北原・加治木・蒲生四ヶ所衆限之城江指寄、岸半分ニ攻昇りけれども^{ラセキ} 手還す、^{天文十七年} 四月四日に
石躰子細有を不知敵こそあわれなれ、去程に世間無定、從宮内清水へ出手形、麓仕拂板城
月廿一日
隼人城ノコト也
十七年五月廿四日
戸迄仕入、其後新城を忍取、樺山新城へ番仕、彼方生別府へ入部す、其後日當山を切取
十七年八月晦日
らる、和州兵法之計、更無疑、姫木は本田又五郎依若輩、式部太輔・鳴田民部少輔と云者、
以談合雖御奉公、北原衆指籠之間不輒、然其所々に以夜忍、從内心を合けれ共、彼番衆指
合相戰、一番衆を切退、其比從生別府安藝守足輕少々召列續合、北原衆一城へ引籠、難遁
思切氣色なれハ、無寄付人を安藝守自身昔之一味などを云とけて、卅人餘北原狩野介を初
堅固ニ送遣、其後日新様宮内へ被成御發足、正八幡宮へ御參詣、本田左京太夫被召出、清
水七十五町ニ而可致御奉公御懇意之處に、紀州又々起逆乱北原・祁答院・加治木へ云合、
九月五日カ
十七年九月九日遂奔莊内
終不叶清水没落ス、扱清水へ日新様被成御座、伊集院和州地頭ニ而姫木を賜、又五郎ハ谷山
之山田を給、其折樺山へ奥之洲大野原、奥之洲西郷之中道を堺に給る、小濱・堅利之社家
領如御約束之祈進す、四足所望之折、若腹を切延ニ者、以上洛御神軀可令成就、立願せし
ハさずか命も惜かりけるかと、今そおもひしらる、社家領如前所々、在々所々被成御返進、
今度之爲忠節、廻方へ田中半板、敷根方持、今之上井方、下村方名被下、日新様生別府へ
御光儀有之、改生別府之名を長濱と被仰下、

宮崎県北諸県郡高崎町、東(ツマ)

霧島神社金剛作守ニ慶長廿年
(島津家久奉獻ノ名鐘アリ。)

昭和56年、長崎県三和町宝性寺ヨリ返還サレタ。

『小林雛守權現棟札』

眞幸院雛守六所大權現鐘興行、右意趣者、奉爲金輪聖皇、天長地久、御願圓滿、殊者信心之大檀那伴氏朝臣兼守代官伴兼亮并伴賢、武運長久、子孫繁昌、并相氏朝臣桑富大宮司并女大施主、息災延命、各家内安穩、子孫繁榮、院内豐饒、十方檀那、万民快樂、心中求願、皆令一々満足、桑司桑泉安内者四郎三郎、于時天文十七年戊申二月廿七日、作者小幡信續(二五四八)力信直、願主押領司市左衛門五郎次郎、右如件、久興敬白、

263
『正文在宮内社司澤氏』

寫

一正八幡之御神領近年相違之地、社衆中返進上可申事、

一神人至以下、可爲同前事、

一爲新寄進間、御祈念之事、

仍證文狀如件、

伊集院大和守
忠朗在判

天文拾七年卯月四日

留守殿

桑幡殿

澤殿
參

264
「樺山善久入道玄佐譜中」

天文十七年戊申、本田氏恣行暴虐、一族家臣誅戮者多矣、因茲有或離散、或構城郭爲敵者、丁此時、正宮之留守・桑畠、使三角道賀者請 賁久主曰、速送人數守護宮内、則候于旗下可抽忠節也、是以雖有評議、以爲海路更無進人、徒道賀解纏將歸、于時善久逢于參候之途

(2570)

(2569)

中、私留道賀直候于官家、時日新公 貴久主其外一族家臣評議最中也、卽予亦召其席曰、大隅兵亂聞乎否、善久報曰、只今於參上之途中、逢社衆使僧之將歸帆之纜、以愚智慮之、則豈非正宮神使乎、應彼之請速令發向者、入手裏可有不日、敢勿彷徨矣、日新公卽爲許容、使人留道賀、不移時日有發向之命、伊集院大和守率於麿島之勇士數輩、已解纜、其夜泊櫻島、翌日著宮内、加治木・祁答院寄軍勢於生別符、下郭悉放火畢、廻氏・敷根氏・上井氏亦爲本田之敵、小村及濱市所以放火也、善久亦有大隅發向之命、且使右馬頭忠將主爲令曰、善久之入部宜有此時、而後頂戴盃酒令退出、率家臣一百餘員、乘船解纜經海程、著于興洲之岸、敵之雜兵馳走于縱橫、雖然不屑到于宮内、于時大和守者、於桑波田之居處社衆參會之最中也、然而社衆等不及于弓箭之評議、故善久潛謂社衆曰、大和守者爲合力於本田、所_以渡海也、可令早招下隈城_{〔隈隈力〕}主財部淡路守告件旨也、如其言、而後大和守與麿島士衆俱入于城裏、善久者寄宿於正壽庵、而結社家衆一味之盟、姫木城主本田又五郎伯父式部太輔乞北原之兵入城裏、又日當山城者北原氏所以陷而警固也、是以本田氏之當敵多勢而味方少矣、然則今度加勢之軍兵恐無功爲敗、由是僉曰、不如速乞歸陣船於麿島、丁此時、善久情思慮之、則無所欲退、今度之發軍只依予之舌頭也、且雖欲退去、眞幸、祁答院・加治木、又宮内之雜兵等、何可使吾之軍得遁去乎、於茲子扣留守・桑波田之門曰、吾更無退去之念、請免正八幡宮之四足、欲爲所自殺之處、若不免焉者忽可捨一命、佗日以此事、傳喜入攝津守者可也、于時兩輩曰、愚身等乞請守護之軍勢、而今更無是非之可言、樺山之定如此、則何保社衆之命乎、與汝俱可終露命、且以神名爲誓約、勿疑吾云云、因茲登隈城_{〔隈隈力〕}、謂伊集院治部大輔曰、明日若雖有著岸之船、吾敢不可歸、不聞返言所以歸宿也、翌旦大和守已下各到于予之旅宿曰、昨夜所謂治部大輔之深意無可比類者、如此則予之輩非可歸帆之時、各定如何、于時岩永某曰、樺山同心也、次鯨島某曰、樺山一味也、大和守曰、各賴母布議定也、吾亦同心也、其日狂風吹蒼海、宛白浪如蹈天、故無渡海之一船、大和守已下并社衆等構咷

隈城爲警固者不緩、于時四月四日、姪木・日當山・北原・加治木・蒲生之軍衆責吾之咲隈之城、已競登者城岸過半、雖然盡筋力防返畢、今日就石體有故令節也、是故不知之大敵等哀哉、去程天運循環無往不復、却而自宮内至清水發師旅、籠已攻破漸及板城戶致合戰矣、其後襲取新城、善久爲警衛、而自夫地至生別符、所以入部也、又陷日當山城、姪木城主本田又五郎者爲若年、以故伯父式部大輔・島田民部少輔等運計策、警固不怠、今也歸意於貴久主、然而北原氏之士卒同守彼城、以之故未得候旗下也、

(2577)

265

「貴久公御譜中」

當家累代家臣苗裔有本田紀伊守者、爲大隅州國府之令、居清水城矣、渠之先祖以降數代敬君上撫下民、有孝弟忠信、無私慾妄行、可謂良臣也、今也紀伊守續祖業履其地、擅其威於鄉黨、漸增夸奢、專行殘虐、不知所止其分、匪啻使庶民坐塗炭、先是大永六年丙戌、背(一五六二)前太守止出仕、爲暴寇者也、由是神官社衆等構八幡大菩薩寶殿、以號御壇嚴備柵木、而民庶共以籠居也、當此之時、新納近江守與紀伊守俱結黨同意、率衆兵向御壇、所以攻責迄數度之際、大永七年十一月廿八日、社內小舍火災發起、魔風忽吹靈社盡以焦土矣、且復紀伊守拔宮內、費民力造立私屋、無意於修補神社、積惡之後何無恙乎、貴久不忍正宮之聽無殿社、而命勸進之沙門、先建四足社、嚴親日新齋安置廿五菩薩於其社焉、紀伊守之意男有又二郎者、非守護之外舉、而達越訴於公家、任左京大夫、敍從四位下、所超其分之罪不可容誅乎矣、政道不正名分亦紊、大夫天性好逸遊、玩奇物、重色嗜利、且甘殺人、有敗亡之階梯、
(二五四八)無興隆之基計、以故、天文十七年戊申正月十七日、未有犯罪殺伊地知又八郎、同年二月十日、數本田又九郎、當此之時、屠殺於彼此者十有餘人、匪翅於此、放辟邪侈無不爲已、上不懼守護、下不恥士民、於戲不思而已、其舅本田因幡守及故舊之臣等、同意志言至理晝夜諫訓、而宛如私言於語耳聾、故各恐其所害、而同廿五日、共俱遁去矣、雖然紀伊守不能覺

姫木城。

日當山壘
小村・濱市二放火

社衆ノ長留守・桑波田等

悟、而日益驕奢、未知禍殃之將起蕭牆中、同年三月十一日、本田又五郎後任刑部少輔也據姫城城、與上井城主偕謀、拒清水絕通路、已爲讎敵、同十三日、紀伊守率領土之騎步來、欲陷姫城、姫城之於清水也、衆寡強弱、天地懸隔也、不計及兵刃既接之時、紀伊守之兵忽以敗走、實是神罰之所然也、夫國府者八方城郭控引連續、無寸土之不隨本田氏、然而姫城既以作亂、由是同月廿四日、〔五〕北原氏陷日當山壘、又澁谷氏之黨徒襲生別符城、外郭悉次放火去矣、加之、上井氏・敷根氏・廻氏等亦忽爲紀伊守敵逼迫小村濱市、而放火村市、悉以一時之爲灰燼、見者無不驚駭也、夫正八幡大菩薩乃當家專所尊重之神也、以故貴久亦所以敬信異于他者尚矣、爰一社衆之長留守・桑波田等、使三角入道道賀者、請渡騎步之勇士、警衛宮内、守護神社於貴久、貴久聞此之告、則懼靈社及神宮社衆之有害、欲發援兵保宮寺、仍召一族及老輩、令之爲評議、各相議曰、海路渡八九里之滄海、往還未嘗任意、陸路過彼此之山谷、且澁谷氏遮其中間、海陸共以下快于心、而況絕我糧道、則進退無如之何、狐疑猶豫之際、老父〔明カ〕日新齊與貴久偕曰、不可發救兵不保宮寺、以定發軍、使伊集院大和守忠明爲將領騎步、同廿五日之夜、乘船解纜、而先泊櫻島、一名向島、大隅之内翌日著船於濱市、直到於宮内、樺山安藝守善久亦同至矣、忠明已下騎步稱紀伊守之加勢、入咲隈城、堅門壁深城隍之際、連夜有狐火之示佳瑞者、騎步共以爲歡喜之思、夜以續日爲土石之勞矣、此交乘有其隙、先運謀於生別符城、忽入手裏也、老父〔タマウ〕日新齊其性細大不貪、以故、先是天文十一年壬寅、令樺山安藝守善久去彼城界紀伊守、紀伊守得之、而陽雖屬旗下、陰與澁谷氏謀、起亂於國中欲絕宗室、然卻減領地、害將及夫身、生別符之民庶或離、或會、宛類乎諸葛之七縱七擒、善久亦暫欲休士卒之勞苦、所以許當敵本田氏、非得籌策者、孰能之乎、忠明〔明カ〕・善久拋一命抽忠功拔其地、而後廻氏・敷根氏・上井氏等不血刃、而降來屬我之旗下、只北原某・清水・姫城未屬、太守、於茲乎雖有爲和諧之催者、敢不承諾也、夫以一城一介之身、敵太守得勝利、誠如天之不可梯升焉、于時忠明曰、發薩摩之軍衆、陷清水新城之小地、有異於以石擋

襲ノ新城忽子陥ツ。
善久生別符ヲ再領ス。

卯乎、天文十七年五月廿二日、發於宮内向於清水、已進城門兵刃既接、將向陷焉、雖然渠之惡逆滅絕一時、何之如、惜以先退去矣、同年廿四日、^{「朗カ」}襲新城忽子陥之、令樺山安藝守警衛其地、而後善久再領生別符所以入部也、同年八月晦日、忠明運籌策待夜暗、^{「朗カ」}襲日當山壘、當陷之時、眞幸院北原氏之臣守其籬者、平良尾張守・白坂助左衛門尉及精兵百有餘人屠殺者也、于時薩摩軍中有田尻荒兵衛尉者、魁衆兵斬戮強敵實五六人、且勵氣督戰、由是當壘條陷者也、貴賤僉云、忠明知兵術得武略之所致也、

姫木城主本田又五郎

姫城之城主本田又五郎未屬我之旗下、且請援兵於北原氏、而使其兵入守城中、又五郎者幼童、未能辨是非運籌策、同姓式部大輔・島田民部少輔爲後見在同城、渠等密議而請降旗下、

以故天文十七年九月五日夜暗、招入我之精兵於城裏、欲討眞幸之守兵、爰伊集院彌六・肥後掃部左衛門尉・稻富左京亮・宮原掃部助・宅万興八・左衛門尉・池上隼人助・奈良原源八郎・葛原某等與守兵致鬪戰矣、田尻荒兵衛尉超過戰場、登高所爲放火、守兵等防退魁兵、引入一壘堅門壁定必死、無何之如、于時樺山安藝守善久發於生別符來、到於姫城言和諧於守兵者再三、而應諾、故北原狩野介已下三十餘輩加警固送踊堺矣、翌日發軍衆犯清水、本

田氏減其勢、而如網裏魚、似籠中鳥、迨此之時、我之老父 日新齊發於薩陽、詣於正八幡

宮、于時與北郷讚岐守忠相議、而召出紀伊守之嫡子左京大夫、許清水七十五町、令之屬旗下矣、如此則改前非致後忠、可爲公私長久思惟、反之以企陰謀、未經幾程、又合心於北原氏・祁答院氏・加治木等、交締作亂、由是同年十月四日、老父 日新齊率軍衆、向清水已揚旌旗、則宛如俊鷹翥天鈍鳥潛跡、失防禦術、而同九日、紀伊守父子下於清水本城、遁於莊内去矣、其外黨族家臣等所分散者、似曉星之浸沒、而不知其所之也、沒本田本田、非他人也、莊子曰、若人作不善得顯名者、人不害天必誅之、誠乎言也、日新齊不日入清水、貴久亦同十四日、到于其地、而感軍功之異于他、補伊集院大和守於姫城地頭職、移先主本田又五郎於谷山之山田、界沖之洲・大野原於樺山安藝守、且復撫隅州中之逆黨、施恩澤於庶

姫城ノ地頭職、伊集院大和守。

生別符ヲ長濱ニ改メル。

民者也、今度 日新齋渡御善久之宅、於茲乎改生別符稱長濱也、

(2576)

266 「國分宮内澤氏藏」

正宮

宿直之御人數之事
トノイ

一番

留守 儀景
さきのり

二番

最勝寺 永延
さいしょうじ ゆうえん

三番

桑幡 香与
くわはた かよ

四番

桑幡 道延
くわはた どうえん

五番

同刑部 田口
どうけいぶ たんぐち

六番

大津 道門
おおつ どうもん

七番

專与 朝順
せんよ あさじゅん

八番

かはたはし
道助 朝順
どうすけ あさじゅん

九番

岩下坊 祐源
いわしたば ゆうげん

十番

木下 永堅
きのした ゆうけん

十一番

景素 朝榮
けいそく あささか

天文十七年十二月廿日

澤永堅(花押)

267

『調所氏兵部恒房傳』

天文十七年戊申九月、本田董親以清水叛、
十月、封公弟忠將君島津右馬頭、法名大安院、於清水城、諸神官等安堵舊宅、恒房亦還舊衙、領祀守公
神等事頗如舊式、

(2594)

(2593)

御札之旨委細令披見候、仍國衙之就神役候て承候分得其心候、北郷殿代何事も相違有間敷候、早々治候へと百姓可申付候、神事如此間、可召成事可然存候、慶事、恐々謹言、

十一月廿四日 盛春(花押)

調所兵部少輔殿

〔用房〕
御返報

『調所兵部少輔傳』

天文十七年戊申、先是本田董親侵掠宮内、諸神官等多出奔者、如神職亦使族人領之、故留守若狹守及桑幡某等、使三角道貢來乞援於大中公、公乃使弟忠將君命樺山安藝守善久・伊集院大和守忠朗等、俱帥水兵往救之、忠朗等與社衆盟、拔新城・咲隈・姫木等諸城、九月、進攻清水城、董親困疲、九日、遂委城出奔莊内、十四日、公入清水城、宮内神官皆得安堵、而兵部等亦闖族還居國衙如祖先時、公乃封忠將君於清水等、兵部等宅亦係其邑、於是舉族皆事忠將君、既而兵部以其嫡女嫁君、家老伊集院伊賀守久實、招之於宅爲贊壇、而授久實所世掌神職及自昔寶傳調所氏系圖二卷、諸古文書等、以故久實居于國衙、領祀守公神事等如先例云、

(2596)

(一五四八)

○天文十七年三月 貴久公隅州乱るるを聞き、鹿児島に行き梅岳君と会い、宮内社家の輩兵を乞ふ。八幡宮を守らんとす。時水陸の便多難故に士卒行くを欲せず、同二五日伊集院忠朗を将として宮内に派遣す。又幸久宮内に留り社家を糾合して正宮を守る。留守氏桑波田氏と共に死を決して城中に入る云云。

270 姫木城主欲爲旗下、而北原氏之士卒在彼地、警衛堅而不能、由是天之未白、潛進寄彼城邊、

(2595)

北原氏之兵對之防戰、勇魁之士卒爲渠等所禦返、而後渠等引入一城、定必死不敢退、其勇氣不對見、而知城外、故無一人之欲攻討者、于時善久自身前寄、謂已往之不有隔、而宥之無恙、北原狩野介已下三十餘輩所以送行也、

本田紀伊守沒落之後、日新公渡御于清水、此時賜姬木於伊集院大和守、先主本田彌五郎者移于谷山山田、賜沖之洲・大野原於善久矣、小濱・堅利中之社領悉所以祈進于正宮也、是又及難遁之時、得四足之免者、將所自殺之處、若得天之救以得存身、且有人部乎本領之會佳期者、社領如元寄進、且宜請下乎神體、所爲立願者、一向非不惜露命、以之觀焉、言行不能兼全、所謂古者言之不出恥躬之不逮也、豈可不鑑不敬乎、

本田氏没落之時、彼之住宅入清水城裏、而見屋室、則樑柱有歌曰、
たち馴し横のはしらもかへるなよ

めくりあふへき時しありやと云々

於茲玄佐一首をつらね、箭に付てはなつものなり、其歌曰、
なかれいて、かへる瀬もなきみつくきの
あとはかなくも憑ミをくかなとなん、

其後日新公渡御于生別符、于時改生別符、名長濱也、

271

「正文在樺山源三郎久清」

猶々念比之御意畏入存候、不審之時者早々可申入候、御礼之趣委細拜見仕候了、抑姫木城之事、以大野臥取卷城戸江、自是被結塞候之間、城内之者出入堅被留候、上井方より種々儀をもて、手をすり候へ共、不意行候、雖然、落居不可有程様候、猶仍御勢御遣之事、可入時分候者、定可被申候哉、自是も甲斐々敷不越人候、不審連々蒙仰可申舉候、恐々謹言、

(二四四七)
八月廿八日

元式（花押）

(2579)

財部房

元式

「上包
梶山殿
御返事」

御返事

「上包
梶山殿
御返事」

272
「貴久公御譜中」

「正文在曾於郡衆川畑長右衛門篤次」

大隅國於隈城、御忠節之辻于今無忘却候、爲其證據之、知能權現領七段進置、重而明合之時者可致分別候、恐々謹言、

〔天文十七年
十二月吉日
伊集院大和守
忠朗（花押）〕

覺圓坊

まいり

「正文在宮内社司澤氏」

此度飫肥就弓箭、爲御立願成就寄進申候田數之坪付、每年四月二日之爲御慶新、

六反 竹の下

持松名

前田
上西郷名

長田

同名
あしほら

已上一町

〔一五四五
天文十八年己酉五月一日〕

(2600)

(2578)

澤殿

北郷（忠相）
讀岐守

(2601)

「玄佐自記」

一かくて加治木・蒲生四ヶ所衆同前向陣を取、互に難儀之刻、和州之一男掃部助姫木之人
 車踊堺目なれハ、安藝守相談し、踊白坂佐渡介と云者悌にして、剩東郷香田之於宮、掃
 部助以同道、凌敵路菱刈へ越山す、其比菱刈・北原不和之處を令催促、無事を取成、御
 味方之分ニ而敵陣危く見得けるに、貴久様御座之處（北郷左衛門尉豊州之末孫次郎三
 久^{〔天文十五正月廿三日也〕}郎殿依早世、今彼之爲養子、尾張守殿と申せしか、加治木四ヶ所より賴候か、清水へ被
 致參上^{〔忠相〕}、兩陣無爲之儀を被申、日置伊勢守と云者一段馳走しけり、此事いか、と安藝守
 江御尋之間、先可目出、各御奉公、眞實之事ハ不存之由申上、乍去長濱不有付之間、一
 涯成とも無事をとの内心也、さて清水へ浦生自然、祁答院・入來院・東郷使者、肝付越
 前入道・同三郎五郎、從爰者別而御奉公と親子とも參上、其刻越前入道以安と云ける、
 加治木御判を可被下、望日置・山名・中野・楠原等七拾五町之由被申上、從四ヶ所蒲生
 無奉公成共、以安父子拵身上御奉公之旨、以神判被申上、爰許桜山存分御尋被成、御使
 者ハ伊集院掃部助・満石清左衛門尉なり、安藝守御返答、御家之於爲御奉公御意次第、
 彼在所ハ廿町計之處、以是加治木・帖佐者儀絶可爲一定、以安親子能々御頼、彼方眞實
 指顯者、蒲生・平松迄も可入御手様之折ハ、兩御使者頼入之旨申彼兩人、其時定而藝州
 難謐可有、無御心元各々被存候之處ニ、貴久様藝州可被成得候と仰候つる、如其目出度
 之由、韶多云教被歸參、此由尾州江被仰渡、次之日日置伊勢守・平瀬兵部少輔・尾州爲
 使長濱へ來、以安被申上之條、尾張守被申續候處、御心得目出度次第、此時爲可申調加

治木へ罷通之儀也、扱御奉公／＼と而小濱・堅利廿町に成、御敵之人々ハ被付分限、雖然御代たに思召儘なれば、隨分忠節ハ申御頼母しどうなつき居る、谷山鬼塚之門、内門

・御園門、藤野、鹿兒嶋に網屋なとは行末迄と給る、かく而世中靜なるに切成とや、和

州ハ鹿兒島へ立歸り、掃部助在姫本、清水右馬頭殿御給、串木野より御移、樺山別而御

頼之條、魂底致取持、安藝守卅九歳にして正宮爲御尊躰之上洛す、其前立願之由を貴久

様・母公様へ申上、扱ハと依御進与風存立、於京都輒成就、殊天子様御開悟神妙不及短
(天文廿年ニ当ル)
(2630)

筆、天文廿年霜月二日御遷宮、

275

「國分宮内澤氏文書」

此度飫肥就弓箭、爲御立願成就寄進申候田數之坪付、毎年四月二日之爲御慶新、

六反 世戸口名 竹の下

一反 持松名 前田

二反 上西郷名 長田

一反 同名 あしはら

巳上一町

天文十八年乙酉五月一日

澤殿

北郷講岐守(忠相)

「ウラニアリ」
こうせんしかまふうこんとの二人之つかいをもつて、御供田しんきしむめし候、うけとり
候たいい、

永賢
判

(2631)

一 天文十九年辛亥神無月十三日ニ、秀安廿二歳ニして親のかたきを打にけり、其軍を尋に、たくミて敵のかゝりしを、ことにわつかの無勢ニて、よきもなく掛合と心をそろへする程に、誠に、多勢成けるを妄切くつし、立かへす兵を十一人そ打ニケリ、同其日のいくさに、親のかたきを打人の數々、先に申せしことに、日置作州の其子に源六殿と申して、年十七に成けるか、天のあたゆる所かや、川添殿に渡り合、安々打給ふ、野村源七殿是も廿の内成り、親のかたきをうちニケリ、中馬善左衛門殿おやのかたきを打ニけり、

契約

土用鍋殿之事、三郎丸之妹と契約あひちかふましく候上者、從雖有他妨、任神慮、三郎丸と土用鍋殿無二とりたて可申候、仍俊道・俊久兩代覺悟之所領之事、土用鍋殿計不可有相違候、如此申定候上者、

正宮も御照覧候へ、あひかはるましく候、土用鍋殿としても、三郎丸と無二心諸事談合、可目出候、仍契約之狀如件、

文明十九年菊月九日

永觀在判

(1669)

大隅國加治木之事所宛行也、但小濱六町者付長濱城早、此外者早任左右、可致安堵之狀如件、

天文十九年卯月吉日

貴久(花押)

後奈良天皇綸旨案

正八幡宮新刻ノ尊像ヲ収覽ニソナ
ヘ叡感斜メナラズ、益々仏神事ヲ
懇ニスベシ

大隅國桑原郡正八幡若宮四所尊像造立備天覽訖嚴重之神威尤有啟感殊遂造立畢可致天下御祈禱者也悉之皆以狀

天文二〇年九月十九日

左中將御判

鳴津相模入道館

○天文二〇年貴久寤寐、正八幡宮之再興之速かならざるを思ひて云々 而國中未だ穏なら

す徒に年月を送る（貴久公譜中）

〔正宮文書写〕

280

正八幡御尊体御注文目録

正宮御神体ノ造刻ノ目録

大隅国桑原郡宮内

一間俗体冠也黒裝束持物尺之御夕ヶ一尺二寸居夕ヶ也御裀三寸御本地立像聖觀音御夕ヶ八寸持物花女体御夕ヶ同持物付也

二間
积尊立像八寸戸 俗体同前

三間 阿弥陀同八寸戸俗体装束紫御タケ同前

女体持物同付也何モ金也

御本地作立在様如此口伝在之

天文二〇年九月吉日

大仏師法印
康運判

桑幡豊後守殿

三角道家江渡申候

智定坊勢源

○天文二〇年正八幡宮御尊体御造立に付、貴久公命に智定勢源江上京被仰奉り其節一緒に樺山安芸守殿并爰許正八幡宮四家之内最勝寺河内守江上京被仰付御開眼者帝王様御直に被遊御遷殿長橋殿御両所御取成られ右勢源江參内被仰付三益迄成下権大僧都法印之位に蒙上意を御輪旨等頂戴被仰付于今文書等所持仕居申候

281
『正宮文書写』

後奈良天皇輪旨案

大隅國桑原郡正八幡三所大菩薩造立脩叡覽畢嚴重神威尤有叡感弥遂造立早可致天下御祈禱者也悉之以狀

右中將御判

天文二〇年九月十六日 智定坊勢源法師

八幡崎御着船鑰島宮

○天文二十年御尊体御下降於内裏御開眼也御尊体八幡崎御着船之時蒲生八幡宮之御輿を借り鑰島宮に奉移着ありて御遷宮之時日新斎御社參御詠歌十一首、句之上に「なむはちまんだいばさつ」と置たまふ。

なにはつのは春べと神かきに匂へる梅も冬こもりかな
なつまじき世をしら雪の千里までかけてしき地の神の御心

春近きおと露のくれした実を花さき実のる世をやまつらむ
千早振神代にはいさ玉こがね野辺みがきたるこの殿つくり

まもれなを人やりならず慈悲深きちかひの神のはかりなければ
むかしをもかへす袂のにほいかな天津乙女のいとだけのこえ

玉たすきかかるうきよにごりにも心すめとのいは清水かな

いさぎよきすみ家をすててちり深き世にまじはれる神はたのもし

ほとけまた世に出しほの四の海にみちかがやける宮うつりかな

さしも草さらしもしれとやうかりける世をしいとふもなかりける身を
月も日も光をそへて家々の千代のさかには神のまにまに

「正宮文書写」

後奈良天皇綸旨案

新刻ノ尊像ヲ叢覧ニ備フ。貴久ノ
尽力ヲ嘉賞ス。

大隅国桑原郡正八幡宮三所大菩薩神体九体被造立候備叢覧候處神妙思食候綸旨如此候殊檀
那貴久馳走之段被聞召候懇志大切之由内内被仰下之状如件

九月十一日

花押

智定坊御房

※天文二〇年九月十一日なり

「正文在國分社司澤氏藏」

以欽奉(朱印)寄進珠玉三頁

正八幡宮御寶前

宣天文廿年辛亥二月時正日

現住正興寺九高玄章

(朱印)

謹封

大隅州

284 「在栗野德元寺」

大隅國宮内之内正雲禪寺之事、進獻之、仍爲後鑑令啓一籍候也、頓首謹言、

天文廿二年

菊月廿七日

日新公御判

祐田公記室禪師

侍者中

(271)

(2652)

「國史卷十 大中公 梅岳君
貫明公」

二十三年甲寅春三月二十四日、公與頴娃右馬亮盟、據大中公秋七月朔日、與伊地知又九郎盟、
系圖上、秩父十郎兵衛稱又九郎重興、周防介重興初見後永祿四年、祁答院氏、入來院氏、蒲生氏、菱刈氏復反、肝付兼盛勸蒲生範
清、欲共扶公室、範清不從、由是兩家結怨合戰者屢矣、
譜據大中公舊譜、黃菴軍記、島津支流系圖北
天文十八年十二月七日、祁答院又次郎

清水・姫木・長濱・宮内
蒲生軍加治木ヲ攻メ、稻ヲ刈ル。

鄉氏與島津尾張守盟、十九年二月二十日、入來院又五郎重嗣與尾張守盟、此之子、重武見享祿二年、重朝見天文五年、良重云祁答院氏、入來院氏、當是良重、重嗣、良重、重武之子、重嗣、重朝兼演卒兼盛嗣、肝付典膳系圖、天文二十一年肝付以安宰、兼盛、兼演之子、名、而大中公萬譜、黃菴軍記皆言、以安者兼演法肝付以安勸蒲生範清欲共扶公室譜、範清、茂清、茂清之子也、據蒲生十郎兵系衛圖蒲生茂清見大永七年八月一十九日、範清與菱刈・濾谷氏合兵伐加治木、兼盛御之、與戰於網掛川、清水・姫木・長濱・宮内遣兵助兼盛、據大中公萬譜、黃菴軍記、肝付典膳、蒲生十郎兵右馬頭忠將、姫木謂伊集院忠朗、長濱謂樺山幸久、宮内謂川在島津兵庫別館西南六町有餘、九月十日、蒲生軍等復伐加治木、刈稻而還、據大中公萬譜、黃菴軍記十二日、

286

〔貴久公御譜中〕

天文廿二年甲寅、隅州加治木・帖佐之凶徒又起、生其禍根者、祁答院氏・入來院氏等也、
蒲生氏亦通心於濾谷之輩、時々來候於麿島、而窺其間隙條圖作亂、其逆謀既露顯、於茲乎、
肝付入道以安謂蒲生某曰、汝無挾二心於太守者、可以精神之盟表方寸乃作誓文進獻之、然
而敢不承引、且與濾谷氏結黨者如鐵石矣、由是已自蒲生・帖佐至加治木爲仇讐矣、菱刈氏
・北原氏亦合心於祁答院、同年八月廿九日、濾谷氏・菱刈氏・蒲生氏率數多勢向加治木、
于時城主肝付三郎五郎開城門已發出、鬪戰於網掛川、得敵首者四員、此時日當山兵有川新
左衛門・柳田左近、肝付之卒將遂戰死、又清水・宮内・姫城・長濱卒等奔走來、而挑戰市
端欲決雌雄、而清水之土市來彦六・長濱之卒中村舍人戰死者也、

287

〔全上〕

天文廿三年九月十日、敵兵逼進乎加治木、刈捨乎當作毛、于時大隅士卒馳到其地、對敵兵
終日相戰、而討捕敵一人矣、此時長濱之卒一人戰死也、如斯肝付氏父子致粉骨、而漸所以
及危急也、

(2724)

(2723)

長濱ノ卒一人戦死。

幡指、瀨戸口藤兵衛。

肝付越前入道以安父子、不忍聞危急之告、而天文廿三年九月十二日酉時、使長男義久爲大將爲進發、太刀役本田彌六、幡役梶原新兵衛尉、幡指瀬戸口藤兵衛也、率鹿籠・・・・・

・・・・・

289 「貴久公御譜中」

一天文廿三年十月十九日、移二男又四郎忠平於岩劍城也、令法印往彼地爲地鎮矣、

齊去平松渡御麿島、

日新

290 「忠元勲功記」

一天文廿三年寅年、右之肝付兼演加治木をさし上降參仕候處、祁答院良重・蒲生範清等、右之兼演を可相攻と之企ニ而、蒲生方西侯武藏守盛家と申者江岩劍城を爲守置、同年八月、加治木操寄段被聞召及、同九月、大中様并貫明様御直ニ爲御救、日當平迄御出馬、忠元に茂被召列、脇元邊放火三付、瘦五郎坂と申所ニ而合戰有之節、忠元抽衆高名爲仕由御座候、

(2746)

(2745)

(2725)

「調所兵部少輔傳」

天文二十三年甲寅八月、祁答院良重・入來院重朝・蒲生範清・瀧谷重治合帥、二十九日
一說九月十日、伐肝付兼盛於加治木、兼盛迎戰于網懸川、時清水・宮内・姫城・長濱衆續、與敵鬪
多死傷者、蓋兵部亦奮戰死之、舊系、貴久公時而無年月、推時、戰死于加治木云、與事應在此時、法名滿山良盛上座、

(2747)

天文廿三年、隅州加治木・帖佐之弓箭之根本者、祁答院・入來院連々對守護洞ニ致緩怠ヲ族也、然處ニ蒲生モ内々瀧谷ニ乍同意、常ニ鹿兒嶋ヘ祇候シ、世間之待亂劇事遍風聞ス、爰肝付以安蒲生之間心底入魂、太守ヘ於御奉公者、可被捧神判之旨雖被申、蒲生不承引、瀧谷ト一味ト云懸、其互有武略調法之儀、無程從蒲生・帖佐至加治木出手形、其已後、菱刈・北原モ祁答院ヲ見續、然者八月廿九日、瀧谷・菱刈・蒲生催人數ヲ加治木ヘ相鉤之處ニ、肝付三郎五郎網懸河ニ掛向合戦仕、敵四人討取、慈モ日當山有川新佐衛門尉・柳田左近・加治木ニ足輕一人討死ス、同町口ニ清水・宮内・姫城・長濱衆續合、既決勝負ヲ、清水ニ市來彦六・長濱中村舎人討死ス、九月十日、敵加治木鉤散當作ヲ、又々大隅衆馳續、四五日軍有、敵一人討取、長濱足輕一人越度ス、然者大隅之弓箭及大破之刻、以安父子無ニ拋身上ヲ抽忠節、故ニ爲御助成、同年九月十二二十三年也、是ヨリ岩鉤合戦也、至平松ニ、太守様被成御發足、日當比良ヲ物陣トナス、狩集之陣左兵衛尉殿太將タリ、從兩陣對平松、毎日之箭師言語ニ不及述ニ、同十三日、隅州之足輕、早朝西之別府之村々燒拂處ニ指令、敵一人討取、慈モ清水ニ走太兵衛、加治木ニ竹下外記討死ス、各軍衆者帖佐口ニ指寄、敵岩野原ニ出合處、加治木・姫城衆先トシテ各々彼敵ニ合戦碎手ヲ、則敵ヲ追退加治木ニ、春信房足輕一人此場ニ討死ス、兩陣軍衆依繁多成、御陣内逼迫之間、爲多勢ヲ賦力、重テ又四郎殿爲大將、シロカネ銀之陣衆構之日々合戦御勝利也、爰鬼塚吉内左衛門尉ト云究竟之兵有、黒木七兵衛爲案内者間、岩鉤之詰口ヲ猶以爲見檢力、白晝ニ城之麓ニ忍寄、敵見之遮跡ヲ之間、近付敵二三人切付、彼兩人無余儀討死ス、就中同月晦日、平松之麓星原軍有、太守様御父子策駿馬給間、軍旅合力ヲ得大利ト云リ、爰三原次郎四郎・大寺大學左衛門尉・大山織部佐捨一命ヲト云々、同日星原之軍依猛ニ、武衛以下知軍兵多々被遣、相殘人數ニテ被攻敵陣ヲ、其時山口太郎次郎討死ス、然者十月二日、於平松之軍ニ、

帖佐・蒲生・岩鈎之人數敗軍ス、慈ニ有馬次郎三郎一人討死ス、數度之合戦依高ニ立給、無程平松之城御手裏入、從其以來雖有日夜之軍、無指事之刻、蒲生北村ニ内通之者有、於中途何カシ出合相談シ、達上聞之間、「下文末ニ載ス」

(2749)

「樺山玄佐自記」

一其後以安父子安藝守以相談、典厩様押立申、加治木・帖佐及儀絶、祁答院・東郷・蒲生、殊入來院ハ岩鈎を覺悟之間、一當敵に、其前郡山をも押而被召取、故ニ致御恨之處、御屋形様岩鈎上之高山に被成御着、祁答院自身在帖佐、其外四ヶ所蒲生催多勢出合數度合戦、幾度も御陣衆被得御勝利、無程岩鈎被召取云々、

(2750)

「正宮文書写」

石清水八幡御教書

大隅正八幡宮權執印職 以息長朝臣道延所補任被職

早被存知之可被專神事之由石清水八幡宮善法寺法印掌清

依仰執達如件

二五五八
永禄元年八月十六日 駿河法橋充尊

權執印桑幡豊後守殿

○桑幡道隆永禄二 暦上路同八年下京在京七ヶ年歌道稽古所也

(二五五九)

○永禄二年庚申十二月十三日正宮遷宮の時梅岳君（島津忠良）の獻詠
千早振神代にはいざ玉こがねのべみがきたるこの殿つくり

永禄元年八月石清水八幡駿河法橋
充尊教書正宮權執職ニ桑幡道延ヲ
補ズ

むかしをもかへす袂のにはひ哉天津少女の糸竹のこえ
月も日も光をそへて家々の千代のさか江は神のまにまに

※右三句共前の天文二〇年の御詠歌十一首の中にある

295 「正宮文書写」

口 宣 案

上卿中山大納言

永禄七年四月十二日 宣旨

従五位下息長道隆

宜任左馬頭

藏人頭正大弁藤原淳光奉

296 「正宮文書写」

口 宣 案

上卿源中納言

永禄八年三月二日 宣旨

従五位上息長道隆

宜叙従四位下

藏人頭左大弁藤原淳光奉

(一五六五) 三月従四位下ニ任ス

(一五六四) 四月桑幡道隆ヲ左馬頭ニ
任ズ

宜任左馬頭

藏人頭正大弁藤原淳光奉

二

正八幡宮符宮長検校職之事

補任

息長宿禰鬼徳丸

右以人所令補任彼職也

早任先例相從神叟

佛事之役殊可被抽

神忠之狀 如斯

永祿十年拾貳月十三日

留守紀朝臣景親（花押）

○二五六七 永祿三年正宮修造す。

上井伊勢守覺兼ハ島津家老ナリ

298

上井覺兼日記抄

一、天正十一年四月二日 未刻計浜之市へ着候、桑幡殿仮屋へ暫憩候間桑幡殿へ参シ候、轄而三献參候也、弓一張預候、拙者も奥・表へ御酒もたせ候、并中紙進之候それより夕めし候舞也、桑幡殿二人、政所二人、其外親類衆までの座にて候、種々会尺也、此晚、平家など語られ会尺也、今夜桑幡殿へ留候

一、三日、大円坊朝めし振舞也、桑幡殿父子三人同心申候、御酒もたせ候、此日政所殿へ礼申候、御酒もたせ候

一、天正十二年七月二日、早朝出船申候、皆宮内桑幡殿へ御礼之為浜之市へ着岸候、轄而

大円坊

桑幡殿より使者預候、并馬被遣候、然者即桑幡殿へ參し候、先三獻也、其後会尺にて候、
留守式部大輔（藤景）殿被來候、御酒預候也、同座にて種々会尺也、座過候て茶湯など
にて雑話共候、拙者持たせ御酒酌申候て、各々へ申候、此夜治部殿御酒もたせ被來候、
深更まで各閑談也。

一、七月三日毘沙門へ別而読経共申候、留守殿へ使者進之候、海鹿荒巻進之候也、留守式
部大輔殿被來候て物語共也、名乗之字占之易之書持來り見せなされ候、從夫閑談候処、
朝食出來候由候て、廳而桑幡殿振舞也、數篇御酒參候、吏部將禁拙者とさすへき由候間、
四・五番さし候而慰候、勝負いつかたにも不落着候、其後留守殿は帰宅也政所殿へ礼に
参し候、御酒もたせ候、桑幡殿二人も彼方にて候、種々会尺共也

一、天正十二年十二月十二日 此晚宮内桑幡へ着候種々会尺共也、拙者も御酒持せ候、賞
翫共被成候、大円坊御酒持せ來候

一、十三日桑幡左馬頭殿三男拙者頼被成候、元服之由也、數度斟酌申候へ共頻に承候条無
隔心間之事候儘任其儀候、祝言之酒宴共也、又大円坊など御酒持せ也、政所殿へ礼申候、
娘子拙者へ見せなされ候間祝計二百疋進之候也、是にても種々肴にて御酒也、拙者も持
せ候、此晚下井まで打立候すると仕候處、大雨降來候間、桑幡殿頻に留被成候儘此夜留
候、女中、もき仕合え雨にて拙者留候とて御よろこび共被成、如此あそはされ候

かへる人したふ心を知雨にうれしさそふるけふの暮かな（道隆の室）かたしけなさのあ
まりに拙者出かたみけふもやすらふ中宿り雨やあるしの心なるらん（覚兼）

かくの如く申候ハハ、そこに有合人人、皆うたよみ酒のみなとしてなくさみせ留也、式
部大輔殿御酒もたせ被來候、即參会申賞翫仕候、此夜は謂捨てなどにて深更まで雑話共
也。

一、天正十三年五月十四日、未刻計浜市へ着船候、暫小宿へ休居候、別當聞付候て御酒持

來候、即見參仕、賞飴共申候也、從夫桑幡殿へ參候、先之獻如常種々会尺共也、拙者持せ之酒など賞飴共被成候、大月坊など被来物語共也。

正高寺。

養邏手前。
犬飼ノ瀧。

一、十五日、早朝より看経等如例、正高寺食籠肴にて御酒もたせ御座候、即見參申候て賞飴仕候、留守殿酒肴持せ礼儀也、是も同前、政所殿へ礼申候、御酒もたせ候也、大月坊可參之由承候間其分候中幣持せ候、種々会尺也、めし過候て茶湯也、養邏手前也、從夫直に打立候、桑幡殿父子各送被成候、犬飼之瀧通候間立寄見候。

○天正十五年三月朔日、関白秀吉大軍を帥い筑紫を討つ、日州さきに平田美濃守光宗を大將として十二万余騎指向い防戦也、薩州大平寺に四月下旬太閤秀吉公下向、之により東西に人数を配り防戦すと雖も和睦をなす。関白公帰京、因つて茲に日州悉く天領となる。伊藤氏、秋月氏、有馬氏江下し給ふ、此時八町沽却也、くだんの如く国劣るに七十石、五十石、両度百二〇石知行を下し給ふ。天正十九年細川下向、文禄二年に至り寺社勘落せり、代々知行三百五十町沽却也

(上井覚兼日記)

「貴久公記」

天文十七年

〔本田〕

一去程二三月十七日、同名刑部少輔姫城之城ヲ構、組上井向清水手形ヲ出ス、同十三日、紀州卒國中勢寄米ル、姫城与對レハ清水誠九牛一毛也、何故カ紀州打負引退ヲ、偏蒙天罰可傾廢事不遠歟、竊以此紀伊守者、去大永七年丁亥、背先君命清水桶籠作御敵、于時八幡宮衆徒所司ノ神官等、各構御寶前號御檀、國中之人民同籠居ス、本田・新納江州衆ヲ引率攻來ル事及度々、佛在靈山時、第六天魔王引無數之夜叉羅刹來テ作佛敵ヲ、至和光垂跡、今更如此也、有時從小家火起、魔風忽吹テ神社一時燒失ス、其後本田宮中ヲ一分二領、徒ニ勞人民、造作己私宅宇、於正宮中曾テ不動興隆ヲ、似嘉祐之破寺、偶有一

宇、薨落テ霧燒不斷香、扉破テ八月掛常住ノ燈、當太守竊ニ聞此由給て、命テ勸進沙門、被修補神前四足堂、然後日新入道殿端嚴、作廿五菩薩之面貌、美麗之整端上珎御上眼ヲ、令致如在礼會^(儀カ)、抑此隅州者八方ニ城廓相連テ、可謂防胡萬里城トモ、何ソ圖、從姬城致トハ乱、然間同廿五日、北原衆日當山梓ニ切乗、澠谷衆小濱ニ城寄來、從上井小村・濱ノ市放火ス、國中一度燒立、彼三災懷劫之時至乎ト、見ル人身之毛も弥立計也、抑八幡宮大菩薩者當家之氏神也、就中太守稽首シ給テ年久故、員感忽成ニヤ、一社衆之爲長、留守、桑幡以道賀沙門ヲ被寵御人數ヲ、可有守護宮内ヲ由ヲ被申、爰館下諸卒各相顧テ云、隅州者隔海路蒼波遙也、其外澠谷遮中途ヲ間、此事如何と人々猶豫スル處ニ、伊集院大和守窮兵法、爲忠輕命事、韓信、彭越、豈美耶トテ、不移時日同廿五日出船ス、其夜ハ櫻島之内白濱ト云所ニ一夜ヲ明、翌日宮内着、其儘受取ル咲隈ヲ、サテ其比不日夜々二當家員加靈火、此後ニ見工、諸人頗勸喜無申計、然後廻策、小濱之城遂知行早、是偏不貧利欲故也、本田此地ヲ渡澠谷、欲企叛逆、抑此小濱者梶山安藝守在城也、去天文十一年壬寅伏邪氣、爲避亂、先計被渡本田、退已讓人事者無一義^(儀カ)可謂忠至、本田得此城、服御幡下、主君ト雖奉仰、内々ハ組澠谷、欲覆國ヲ積惡之至、豈不亡其身耶、如今遇此災天罰已彰乎、此梶山安藝守・大和守ト共ニ發向隅州、拋一命被致無二ノ忠、既作御領地、其後廻・敷根・上井之面々各參御方、同北原・清水・姫城有一和之調法、是以欲助本田故也、然ニ運命ノ盡處、曾不承引、剩牛根ヲ肝付ニ去渡、將ニ爲奉傾^(儀カ)太守、誠是天階ニ如不可昇、終急流ノ似水沫、千丈堤者從蟻穴潰、故三五月廿二日、大和守率鹿兒鳴之兵、忍取清水新城、即時本城攻平ニ有何難事邪、乍去本田者當家代々隨臣也、爲如何可斷トテ爲和平、佐多半閑齋・鳴津攝州兩人、五月廿四日、咲隈へ打入給、其刻社家衆心々ノ思案出來候間、鳴津攝州・半閑齋正宮於社頭、此兩人ヲ始、伊十院大和守其外、諸侍社家衆以下之者至出家之迄、太守貴久ヘ二心有間敷之神水、四足ニシテ呑之、

其後北郷讚州爲可助本田、清水へ越山シ逗留中、從宮内數度以使僧成談合、殊曾於郡之事、北原ノゾムトイエトモ、國ノ手裏ニ可入事也、自今以後茂其覺有間敷之由、許之同心候間、北郷讚州被付、剝清水於榜嚴寺、攝州・半閑・新納尾張守・伊集院大和守、社家留主若狭守・廻・敷根・上井、從清水ハ北郷讚州、本田左京太夫ヲ召列出合、無事之相談相濟、日新入道殿大隅宮中有御發足、北郷讚州ニ有テ相談、紀州之嫡子左京太夫ヲ被召出、然間上知下睦、陰陽相可隨之處ニ、無程寄意北原・祁答院、起弓箭、然ニ國中之安危可有如何、諸人皆舉手ニ汗ヲ流ス、於爰大和守廻等帷幄之裡、八月晦日夜、忍取日當山ニ桿ヲ、從眞幸番ノ衆平尾張守・白坂助左衛門尉ヲ爲先、宗徒軍兵百余人雖防戰、終ニ其場被討ヌ、爰薩摩ノ手、田尻荒兵衛尉ト云強兵有、先立忍手之人衆、彼城ニ切上、懸一人之手討數人、優劣之輩雖多、事繁故不及記、同五月五日、姫城本田刑部少輔翻逆九號、爲御奉公、引入鹿兒嶋之軍、欲討眞幸之番兵、爰荒兵衛尉ハ拔戦場、上リ高ミニ、懸家二火ヲ、伊集院弥六・肥後掃部左衛門尉・稻留左京亮・宮原掃部助・宅間与八左衛門尉・池上・奈良原源八郎・葛原合戰敵集一處防戰、雖然、似網中犯罪、阿益耶トテ、加臂固躍界迄被送、翌日清水發向ス、然間薩隅之軍兵無不靡旌旗、竊以此本田者、童府君之命ヲ背ノミニ非ス、爲神敵、夫神者、依人敬增威、人者依神德添運、然ニ燒亡神社、經年、豈可長久耶、同四日、衆向入道殿御幡ヲ、俊鷹翥天、鈍鳥潛跡、同九日、紀州父子渡清水本城、如庄内落去、年經て住馴シ宿ナレハ、サコソハ名残之措カリケメ、中ノ間ノ柱ニ一首ノ歌有、立馴シ眞木の柱モ忘なよ廻逢へき時シ有やト、是ヲミテ誰ヤラン、ナカレ出テ歸ル世モナキ水クキノ跡ハカナクモ契置戦ト云テ笑ケリ、其外一族郎等各之如曉星之分散ス、所謂不義富且貴於我如浮雲、此故五十年ノ榮依稀、邯鄲枕彷彿、南柯之夢ニ同シ、十四日、太守清水御光臨有、治薩隅之兩國、施慈愛ヲ群類、令蒙仁恩万民、如此日州大半者雖服御藩下、爰伊東義祐領山東、構日向之守、剝於鳴津豐後守在城伏肥

院、着陣事既及六七ヶ所、去間、太守者乍坐隅州清水、爲伊集院大和守武將、令發向飫肥院、帥之勝負者不可寄勢多少、士卒之志同不同アリトテ、宗徒之勇士勝テ三百餘人ヲ被相向、「以下末ニノス」

「箕輪伊賀覺書」

300

一、三月十一日、刑部丞殿姫木ノ城ヲ取構ヘ、上井ニ與シテ清水ニ向、始テ軍ノ手形ヲ出シケリ、紀伊守親廣ハ聞之、同十三日、卒國中ノ勢寄來ル、姫木ヲ對清水、誠ニ九牛ノ一毛ナレトモ如何シケン、紀伊守打負テ引退ク、偏ニ蒙天罰、其家可傾廢不遠歟、竊ニ慮之、此紀伊守ハ、去ル大永七年丁亥、背先君之命、清水ニ櫛籠リ御敵トナリ、于時八幡宮衆徒諸司神官等、各御寶殿ヲ左右ニ構ヘ是ヲ憑ミ、郡中人民同ク籠居ス、本田新納近江守ヲ相語ヒ、其勢ヲ引辛シテ寄來ルコト及度々、佛在靈山ノ時、六天ノ魔王ガ霧羅刹成佛敵、至和光垂跡、今更又如此歟、或時小家ニ放火ヲ放チ、魔風忽ニ吹掩ヒ、神社一時ニ灰燼ト成リ、多クノ人ヲ滅シケル、其後本田大隅之郡ヲ一分ニ領シ、徒ニ人民ヲ疲弊シ、己カ私宅ヲ造作スル而已、八幡宮曾テ不屬興立、

「正宮文書」

301

島津義弘書状案

(859)

伝書并御祈禱之札究祝念不少候然ハ其地之寺社令勘落諸事不如意之由尤ニ候、併正八幡御事不恒儀ニ而候、来春必可為帰朝候条其刻子細可申達候、恐々謹言

十一月十八日 義弘在判

桑幡左馬頭殿

文禄二年十一月、島津義弘ヨリ桑幡左馬頭宛書状
祈願ノ謝礼ト寺社領沒収ニツイテ
善處ノ旨伝ウ

○文禄元年二月二十九日正宮、霧島社他十社の領田もとの如し。

○文禄四年二月二十九日 太閤、石田三成に命じて薩摩、大隅、日向、諸県郡完丈す。

○文禄元年壬辰義弘公久保公御両殿高麗渡海道純供奉也、同二年八月十二日使者に帰朝肥前呼子津着船名古屋に登陳、木下大膳太夫備上聞、関白出座拜顔直伏見江上路、九月十九日帖佐へ下着、

302
「正宮文書写」

島津義弘御立願文状案

御入唐留主中之間

正八幡宮御法楽

- 一、毎月七ヶ日參籠之事
- 二、毎月一百韵連歌之事(組二回之)
- 一、壹千度參詣之事

右奉為御立願趣者藤原義弘并久保御両殿就御入唐御武運長久得大勝利四海太平船中安全軍兵繁茂殊者公私如意帰国安意一々御願皆令満足奉御申処如右

天正二十年壬辰二月吉日

息長道武

○文禄元年二月桑幡道武
島津義弘并久保公ノ朝鮮從軍ニ當
リ武運ノ長久ナランコトヲ祈ル

石清水八幡御教書案

(一五九三)
文禄二年八月、桑幡左馬頭ヲ正宮
權執印職に補任ス

大隅國正八幡宮權執印職事以息長朝臣道隆所補任彼職也早被存知之可被專神事之由石清水
八幡宮善法寺法印宥清依仰執達如件

文禄二年八月六日

加賀法印收尊

權執印桑幡左馬頭殿

(一五九八)
(一五九九)

○慶長三年伊集院源四郎日州庄内江樋籠依之忠経公向御馬給同四年下城也、忠経公旗本備
道純供奉也。

○慶長四年己亥年十一月十二日 帖佐発足山城伏見へ上附、此時江戸内大臣家康公与石田
治部少輔と濃州関ヶ原にて一戦す。義弘公出馬也、由茲道純に伏見屋形代を仰られ勤仕
之間同五年関ヶ原相破れ石田方勝利を失はれ、義弘公住吉、堺、尼崎之道を経て伏見江
つかれ宰相様も尼ヶ崎へ退却され、尼ヶ崎を出船、日州へ着船、同年十月五日帖佐へ下
着せり、道純供奉也、其後忠恒公御上洛により武運長久国家安全之御誓願同七年八月十
五日結願也。

304
「正宮文書」

薩州郡内 知行目録

吉田佐多之浦村之内

高五拾石但三千四百五十二石之内

右知行之事先年為令立願驗今度先奉寄進候然者從前之為當家之祈願人之故到貴所相付畢十月十五日大放生會中節供如舊規堅於神前奉備無怠慢可被抽精祈者也

慶長四年九月十四日

忠恒(花押)

限元家中

龍伯様 忠恒様より

被仰付本書御記録所江

御用ニ付被差出候ニ付 被召返候ニ付永々為見合書置也

「正宮文書寫」

桑幡左兵衛尉充加增目錄案

薩州祁答院

大村
大居神左工門

(二六〇二)
慶長六年九月桑幡左兵衛二祁答院
大村ノ地等五十石余ヲ加増ス。島

津家老加判

高四十四石五斗六合一夕二才浮免

高六石八斗七升三合

惣高五十石九斗二升

右知行為加增之宛行者也

慶長六年 比志嶋紀伊守国貞

九月三〇日 鎌田出雲守政近

平田太郎左工門増宗

藏書頭長判

島津図書頭忠長紹益

桑幡左兵衛尉殿

島津義弘寄進状案

島津義弘ヨリ祈願成就ノ札トシテ
鳥目ソノ他ヲ寄進ス

正宮左右之善神王殿祭礼事一年兩度之分依御立願龍伯様御一代無怠情可被相勵之由被仰付
畢然間御神事之入目一度ニ付米二石鳥目二貫文宛申付候為後染筆候也仍如件

(二六〇七)
慶長十二年二月十日

宗親

平田久兵衛尉宗親

喜入大炊守久政紹嘉

桑幡政所殿

理安

久正

「正宮文書」

正八幡宮符 官長検校職之事

息長宿禰七郎

補任

右以人所令補任彼職也早任先例 相從神吏佛吏役等殊可被抽忠勤之狀 仍執達如件

(二六二八)
寛永五年十一月廿六日

留守紀朝臣 景展(花押)

島津家久檢地方書状案

(二六三二)
寛永九年檢地竿頭ヲ命ス

今度御家中御檢地相替候ニ付竿頭余多入手候、就夫貴老事常ニケ様ニ振ナラハ不被仰付候
得共無人ニテ候間可被成御雇之条早々爰元參上候可被為聞候 恐々謹言

十二月十二日

川上左近將監

久国

喜入攝津守

忠政

桑幡左馬頭殿

御宿所

309
「正宮文書写」

島津家久檢地方書状案

野里村檢地未済ニ付急イテ彼地ニ
テ助力スベシ

急度令申候如中村与左衛門殿檢地請取之村今月中難調之由被為申候ニ付増手為竿頭貴所事
被仰付候然ハ与左衛門殿當時下大隅之内野里村被居由之間彼地早々被着越熟談候而入念檢
地可有候此方法不及參上候間從貴地直野里村へ被差越尤候為其宿送之手形相添遣候

恐々謹言

御宿泊

岩切六右衛門覚書

桑幡左馬頭殿

(二六四二)
寛永十九年

右者霧島御再興此節被仰付奉行として諸事可被相調達通御方前より可被仰越由申せニ而御座候相役者最上善次郎ニ而候以上

二月十三日

岩切六右衛門

喜入久左衛門殿

311
「正宮文書」

正八幡宮符 宮長修理所職

補任 息長宿祢

右以人令補任彼職處也早任先例神夏仏夏役等可抽忠勤之狀仍執達如件

(二六五〇)
慶安三年十月

留守紀朝臣 景□

(一六六四)

(一七〇五)

○寛文四年より四年の歳月を経て、大津川の河道を改む。国分地頭喜入休右衛門なり、新に新川と名付く。

○宝永二年正月十二日、銀二〇枚島津吉賞正宮へ奉獻。

(一七一一～一七一六)

○汾陽盛常（郡奉行）正徳元年十一月より享保元年夏四月迄に内山田見次・真孝村への新

田用水ひかる。歳収六千余石、正宮に二百石を奉獻す。

○享保六年辛丑二月、吉貴公一寺ヲ隈州国分郷宮内正八幡宮ノ社傍ニ立ツ。往昔性空上人寺ヲ造り中古ニ至テ廢壞ス。於是再興シテ正八幡宮ノ別當寺トス。七年五月ヨリ八年八月ニ至テ功ヲ終フ。

鷲峰山靈鷲山寺彌勒院ト号ス。

僧憲英伊集院米ヲシテ爰ニ居ラシム。東武東叡山一品公寛親王六憲英ニ令旨ヲ賜テ大僧都ニ任シ東叡山ノ院宝トシ、寺ヲ末寺トス。且石井宰相行康卿憲英ヲ養フテ己ガ子トス。行康卿ハ光久公ノ夫人陽和兄平松黄門時量卿孫也。時量卿ノ次子ノ行豊ト称ス初テ家ヲ其子故ニ憲英夫人ノ神主ヲ寺ニ祀ル、後ニ大鏹ヲ鑄テ寺ニ懸ク。寛保元年八月國史官川上親史平石衛門ト称ス幼ニシテ学ヲヨニ命シテ銘ヲ書セシム曰。

天ノ所覆地之所載於其区域靡有靈神不擁護有神有社司有別當寺習俗自然爰隅州桑原郡西國分郷宮内正八幡宮者往古之神廟延喜式曰鹿兒島神社是也其嚴威赫々乎古今誰人豈不尊敬焉方今闕別當寺以故薩隅日三州大守前正四位下中將源吉貴公興孝子從四位下少將源継豊公俱同志為大檀主続絶興廢享保七年壬寅五月相收於宮内大起土木再興之翌年八月經營既成矣山曰鷲峰寺曰靈鷲山院号彌勒為別當寺使大僧都法印憲英為院主施入若干仏像仏具等加復寄進宮内原懇田二百斛於正八幡宮輝神威而為寺產是追先考從四位上中將源綱貴公之素思且遂兩公之志願爾來雖規模稍備未有洪鐘也於是憲英証法器之缺於宮家則允客之鎔鎔之今復施入之可謂百拳悉足使僕叙其事系銘々曰。

隅州之地	国分之郷	宮内勝域	彌勒道場	華鐘新鑄	殿堂添光	簾幕高揭	鯨音大揚
徹天台麓	響豐嶺霜	驚眠警覚	啓陰迪陽	教令克肅	規範自常	邦家遠久	寺山全昌
神人擁護	仏運綿長	維斯法器	永伝無				

樺山主水ハ大目付家老テ享保十二
年九代目国分地頭トナル

○亨保十三年八月樺山主水久初奈氣木之杜に楠を植林す。

「正宮文書」

312

御願文

正八幡宮

轉讀大般若経全部事

御神樂一折目之事

右意趣者奉為護持篤信大檀那左近衛中將從四位上行源朝臣繼豈尊君明年辛酉御尼難詛怨敵皆悉退散御式運長久御願皆令滿足之故也

仍抽丹誠旨趣如件

元文五庚申天十二月吉祥日 同分宮内
社家相中白

右御文申十二月廿二日ニ御城江參上仕御用人御座自分より差上申候參上仕りし人桑幡佐治右衛門
隈本庄右衛門
間迄參持手高野惣左衛門ニ而在之候後日為見合書置者也

除咒

○元文五年憲英法印白鷺池に弁財天を建立す。

○寛保元年憲法英印 十軒堂を再興す。

(一七四二)

(一七四八)

(一七八六) 天明六年八月桑幡道澄ヲ從五位下

二任ズ

313

「桑幡文書」

桑幡道澄位記

息長連道澄

右可從五位下

中務修基嘏視致敬明神

言念精誠抑可褒獎授宣

榮爵式光祠壇可依前件

主者施行

天明六年八月二十日

二品行中務卿織仁親王宣

正四位下行中務大輔臣藤原朝臣敬長奉

從四位上行中務少輔臣藤原朝臣国成行

正三位行權大納言臣

正三位行權大納言臣

正三位行權大納言兼左近衛大將臣

正三位行權大納言兼右近衛大將臣

正三位行權大納言臣

正三位行權大納言臣

正三位行權大納言臣

正三位行權大納言臣

正三位行權大納言臣

正三位行權大納言臣

愛德

実種 実祖 実起 有榮

家孝 信通

政熙

治孝

熙

正二位行權中納言臣

天明六年八月二十日

制可

月日辰時從四位上行大外記兼掃部貞
中原
月
師資

左
中
弁
昶
定

資矩
輝久
光祖
隆建
忠良
經逸
忠伊
篤長等言

閔白從一位朝臣
大政大臣
從一位行左大臣朝臣
從一位行右大臣朝臣
從一位行內大臣朝臣
式部卿闕

正三位行式部大輔益良

參議從三位行左大弁兼勘解由長官瀬熙

制書如右符到奉行

式部少輔從五位下兼行山城介則敏



大 錄

少 錄

天明六年八月二十日

※□は方四・五瓣の天皇御璽である。

(三顆捺印)

314 桑幡道澄口宣案

上卿日野新中納言

天明六年八月二一日

宣旨

息長道澄

宜叙從五位下

藏人頭右大弁藤原俊親奉

315 「桑幡文書」

同口宣案

(二七八六)
天明六年八月二十一日

從五位下息長道澄

宜任豐後守

藏人頭右大弁藤原俊親奉

316

「桑幡文書」

同 口 宣 案

從五位下息長道澄

正二位行權中納言藤原朝臣資矩

宣奉勅 件人宜令任

豊後守者

天明六年八月二二日大外記兼部希貞月
押原臣帥資奉

桑幡道澄ヲ豊後守ニ任ズ。

和銅元年ハ戊申デアル

「南無；菩薩」ハ応神天皇ノ別名
デアル故ニ隼人塚ハ昔ハ応神塚ト
ヨンデイタ。

(二八三七)

○天保八年十月正宮社司谷口盛卿の写文に、放生会大路五重三基石塔あり、四天王之石像
在、和銅元年辛卯七月十一日、正八幡三所大菩薩頌給也同御名号「南無護國靈驗威力神
通大自在王菩薩」礼拝文、南無皈命頂礼海龍菩薩鑑如意宝珠權現在大土等

317
「正宮文書」

正八幡宮符宮長修理職事

補任 酒井メキモト為初

シンジブツジ

右以人令補任彼職所也早任先例相從神吏佛吏役等可被抽忠勤之狀仍執達如件
二八六三 文政五年八月廿九日

留守紀朝臣 景房^{カナフ}（花押）

318 「正宮文書」

正八幡宮官長修理職事

補任 酒井為春

右以人令補任彼職所也早任先例相從神吏佛吏役等可被抽忠勤之狀仍執達如件
二八六三 文久三年亥九月十一日

留守紀朝臣 景房^{カナフ}（花押）

319 「正宮文書」

補任

正八幡宮官長修理所職事

右以酒井為長令免許彼職處也早任先例黑紐冠相從神吏社役等專敬神前懇禱益可抽丹誠者仍而
神通之狀如件

二八六三 文久三年亥九月十一日

政所惣別當神官神吏奉行

花押

(祿高)

(家職)

(家系大綱)

(現在戸主)

正八幡宮デハ神宮ノ社僧デアリナ

ガラ、各宗旨ニ別レ、本地仏マヂ

異ニシテイルコトハ、他ニ例ガ少

イ。

神職ト僧侶ト同席シテ神ニ奉仕シ

衣冠ノ神職ハ祝詞ヲ奉シ、円頭縪

衣ノ僧ハ経文ヲ誦誦シ、僧坊ガ多

ク附属シタ。

一遍上人繪伝、京都勧喜光寺本ニ

一遍ノ正八幡宮參籠時ノ模様ヲ知

ルコトガデキル。

修理別當
正宮鑰匙別當
御供所別當
修理所

火闌降命ヨリ出ツ、姓息長連
右同
右同
火闌降命ヨリ出ツ、姓阪合(酒井)

隈元 万左衛門
桑幡 清之進
三角 平八郎
桑幡 武兵衛

神田橋 壮吉

大津与市

神田橋新左衛門

田口仲一

若宮新吾

崎田新八

檢非違使所長
鎮西八郎為朝ヨリ出ツ、姓源

正宮鑰匙別當
御供所別當
修理所

隈元 万左衛門
桑幡 清之進
三角 平八郎
桑幡 武兵衛

神田橋 壮吉

大津与市

神田橋新左衛門

田口仲一

若宮新吾

崎田新八

姓紀

正宮鑰匙別當
御供所別當
修理所

隈元 万左衛門
桑幡 清之進
三角 平八郎
桑幡 武兵衛

神田橋 壮吉

大津与市

神田橋新左衛門

田口仲一

若宮新吾

崎田新八

百七十石

執印留守

直治二年石清水善法寺
ヨリ下向姓紀朝臣

留守景意

天皇御宇息長姓ヲ賜フ
火闌降命ヨリ出ツ、欽明

嵯峨天皇ヨリ出ツ、承

和九年下向姓源朝臣

九条右相承師輔ヨリ出ツ、六代
孫道宗寛治年間下向姓藤原朝臣

桑幡公幸

桑幡公幸

和九年下向姓源朝臣

和九年下向姓源朝臣

和九年下向姓源朝臣

和九年下向姓源朝臣

和九年下向姓源朝臣

和九年下向姓源朝臣

和九年下向姓源朝臣

和九年下向姓源朝臣

和九年下向姓源朝臣

正八幡宮

(現在家主)

正八幡宮

○衆徒十五坊

(坊名)

(家系大綱)

(現在戸主)

正八幡三本地所
靈鷲山正興寺、本尊釈迦如來、京
都臨濟宗建仁寺ノ末寺、永仁年中
円応開山。

宝来山成菩提院正高寺、本尊準提
觀世音 真言宗、鹿児島大乘寺ノ
末寺、正平三年、僧一慶開基、梅
靈山無量寿院正國寺、本尊阿彌陀
如來、真言律宗、大和西大寺ノ末
寺、元徳年間、僧円秀開基。正八
幡宮ノ本地ヲ天台宗ハ彌勒菩薩、
真言宗ハ阿彌陀如來、禪宗テハ釈
迦如來トイフ。

林鐘坊	姓源	稅所源二
智定坊	姓惟宗	樺山智定
蓮壽坊	姓惟宗	樺山壽
成顯坊	姓惟宗	樺山成顯
宗圓坊	姓惟宗	樺山成顯
大圓坊	姓惟宗	樺山成顯
大覺坊	姓惟宗	樺山成顯
右殿上方	姓惟宗	樺山成顯
香乘坊	姓惟宗	樺山成顯
講代坊	姓惟宗	樺山成顯
講師坊	姓惟宗	樺山成顯
田中坊	姓惟宗	樺山成顯
宗代坊	姓惟宗	樺山成顯
寺師坊	姓惟宗	樺山成顯
正優坊	姓惟宗	樺山成顯
岩下坊	姓惟宗	樺山成顯
右講師方	姓惟宗	樺山成顯
種子田休溫	姓惟宗	樺山成顯
宮地大実	姓惟宗	樺山成顯
小笛正進	姓惟宗	樺山成顯
○殿守十二家(祿高十石宛)	姓惟宗	樺山成顯
小笛香溫	姓惟宗	樺山成顯
小笛香溫	姓惟宗	樺山成顯
西清政	山田千種	樺山成顯
崎田千守	山田千種	樺山成顯
五兵衛	山田千種	樺山成顯
龍波見宗清	山田千種	樺山成顯
龍波見利春	山田千種	樺山成顯
龍波見七十郎	山田千種	樺山成顯
土屋開晴	山田千種	樺山成顯

春田 次右衛門

内 田 伝次郎

△小倉 孝右衛門

△小倉 清太郎

△小倉 小次郎

安 楽 金四郎

櫛山 十左衛門

堀之内 源助

岩 城 権兵衛

種子田 □ □

「正宮文書」

酒井姓隈本家由緒覚書

一元祖嵯峨天皇八皇子登大納言上古綸旨院官関東御教書寺家御下知代々之手継御座候當時迄之次第書記差出申候

一奉季修理所様始友親實齋院次官掃部頭藤原親能他腹舍兄委細有親父不快而石清水八幡善法寺為縁座ヲ以テ八幡ニ居住ス然ニ大隅正八幡宮執印草部光頼正宮江之參詣ヲ諫ニ候下向之序安藝島明神ヘ詣テ滯在之際新靈夢シ

「蒙唯非一再其靈妙尊事感当家氏神而崇敬者而候大隅洲桑西郷下向後帰洛事雖願執印光頼奢老任聟成二子被設妻女死去後光頼計以酒井奉直聟成季時設奉直一子雖有早世因茲奉直繼子成設所領當家被連続執印光頼被進以始而任修理所職於當郷奉崇敬正宮須曳茂無怠終身迄抽神忠者也」

「奉季時

一齋院次官掃部頭親能正宮地頭職被候大隅國中惣田數寺社庄公領并本家領所地頭弁済使交名帳建久田數注進案被有之候銘々之帳上古格護仕參候處祖父代御用而差上置候處御城御廻録之節燒失仕候段被仰渡候間留書御用差上右留書干今格護仕居申候」

「季宗代修理所職奉季遺領相統伝大友縁者引平治元年溝辺本村譲渡也」

一助宗修理所職伯父季宗無繼子因為猶子隈本地并用丸村知行助宗十二年鎌倉守護狩之奉行職向後東方領地其外溝邊本村并在里名玉利領地者豐後國大友薩隅之内數所領地之由捷書

相見得候也

一為宗修理所加治木宮水村領也或時加治木經平崎守村遠江守殿問狀御教書申賜問本所挙狀
申關東承久、元久二年右大臣殿御下知申賜同本所御下知賜也自

〔鎌倉之本書于今格護仕居申候堀蘭地領也為宗五代為助修理所建武四年二月廿八日賜左馬

〔二三三七〕

頭直義可勵軍忠旨御教書先年御用而差上置候處御城御廻錄之節燒失之旨被仰渡留又文句
覺罷居申候也旨於御文所被仰渡間祖父道秀直文句覚候分申上置也先之留書格護罷居申候
大隅洲桑原郡隈之城代々居住候仍而号隈本於薩摩國市来合戰遂戰死候」

〔一為助三代為貞當代始溝邊玉利城居住

一為貞子為賴代代々相伝也崎守村加治木仲平以謀計爭也因茲守護修理亮久豊公江訟無相違
安堵仕候

〔二四三八〕

一為賴子久宗代永享十年福昌寺御仮殿有御建立守護御一門始薩隅日三洲諸所之領主等米錢
被奉勸進列并奉寄進候寄進人數写書于今格護仕居申候」

〔久宗子宗房修理所明応十年辛酉六月七日曾小川清水楞嚴寺江川窪脇蘭之地田畠為莘提奉
寄附楞嚴寺江本書有之候

一宗勝 宮水修理所別當

〔二五二〇〕

一道直宗勝為繼子永正十六年八月一日補任公文檢校職

〔二五六七〕

一道豐永祿十年十二月補任宮水檢校職

〔道久永祿十年十二月補任宮水檢校職

一道吉駿河守宮水修理所職

一道重治部少輔宮水修理所大隅洲宮内之内高九石五斗余慶長十九年七月宮原諸右衛門伊勢

兵部少輔殿比志嶋紀伊守殿知行目錄于今格護仕居候

〔二六〇七〕

一道繼慶長十二年丁未六月十八日補任宮水修理所職

一道重寛(二六三八)

(二六六五)

永五年十月廿六日補任宮永檢校職寛文五年已大隅洲國府大津川每年

「洪水有田畠破損故限之城山石水除用限之城者先祖代々依為居住地辱大守光久公達遺聞大

山伊与助殿以同七月十八日白銀五枚拝領也

一道秀慶安三年十月廿八日補任宮永檢校職道秀寛文年中

(二六五九)

一宗英延宝二年十月十四日補任宮永檢校光久公正宮江御參詣於留守宅御目見被仰付申名処

仕治右衛門罷成候

一宗鑑享保十三年補任宮永檢校職

一殿様正宮御社參之節一社中□御宮仕

一持高六斗余所持仕候

一諸事神前方并諸御奉公与頭役不相替勤來申候

并齊院次官捷書古文書所持仕間

一系岡御用之節者差出可申候

一元久二年十月

一元久二年五月十一日

一承久三年五月一日

一建仁元年八月

右四通御院宣御神判有

」

322 鹿児島神社を国幣中社とす

鹿児嶋神社大隅國桑原郡
宮内村鎮座

国幣中社ニ昇格明治四年ナリ。
(二八七一)

国幣中社列 自今官祭被仰出候事

辛未六月

太政官

鹿児島神宮に改称官幣中社とす

鹿児島神宮 鹿兒島縣大隅國鹿兒島神社

鹿児島神宮ト改称ス。

右之通改称自今官幣中社二被

列候条此旨相達候事

明治七年三月二十五日

太政大臣 三条実美

324 鹿児島神宮を官幣大社とす

内務省告示第百十八号

官幣中社鹿児島神宮 鹿兒島縣大隅國西曾
於郡西國分村鎮座

祭神天津日高彦穗穗手見尊

右社ヲ官幣大社ニ列セラル旨仰出サル。

明治二八年十一月二八日

内務大臣子爵 野村

靖

(一八九五)

官幣大社ニ昇格。

323

(一八七四)

行後八乙女職

右以人令補任彼職處也

早任先例相從 神夏

仮夏役等可被抽忠節

者也依而狀如件

宝曆二年申三月七日

(一七五三) 政所兼國分寺別當息長宿補道頭(花押)

(垂水、中馬忠所藏)

補任 行後八乙女職之事

右以人令補任彼職處也

早任先例神夏神樂

役等可被抽忠節者也

仍執達如件

宝曆二年申三月七日

(一七五二) 権別當智定坊勢源(花押)

(垂水、中馬忠所藏)

黄衣座検校ハ白衣座検校ヨリ上席
ナリ。

327

正八幡宮符

補任黄衣座徳次郎検校

右以人令補任所彼職也

早任先例相從神吏仮吏

役等可被抽忠勤者也

仍而状如件

天明五年巳十月十五日
(二七八五)

政所兼国分寺別當息長宿禰道恒（花押）

（国分、古江茂所藏）

例言

○文書の宛が鹿児島神社・八幡正宮・大隅国八幡宮・正八幡宮等になつてるので、「正宮文書」に統一した。原本でない場合、写本等については「正宮文書写」とした。

○鹿児島県史料、旧記雑録前編一は延暦廿二年より正平十一年まで、前編二は延文二年より天文廿三年である。引用文書はそれぞれの文書番号が末尾下に記してある。

○正宮文書は四社家・瀬戸口文書（国分市清水）・隈本文書（宮崎県高原町）の寄贈によるものが多く、旧記雑録では沢文書が多く見られるが、正宮文書では桑幡文書（写本を含めて）が多い。最近中馬文書（垂水市）、古江文書（国分市）等も発見されている。

c、隼人町小字一覧

小浜

中津田・沖玉・羽代・越迫・東ノ丸・賀納内・網屋セン・寺田・厂添・岩井堂・山下・中牟田・川原田・畠山・笛田・赤石・陣ヶ平・陣ヶ丸・中尾・大迫・辰口・神平・古道・辰石・大口・脇山・立石・滝ノ下・西村・円木園・西ノ宮・三升田・八反田・六反田・堺馬場・下里・上里・烟添・一町田・岩崎・坂下・湊・二反田・高石・畠延・丸山・浜ノ丸・権現崎・杉山・申石・小開ケ宇都・関ケ宇都・小杉田・杉田・大谷・枇杷石・崩ヶ平・普ヶ谷・森元・久辺・桟山・七麦・堀之内・奉射田・永迫・宮ケ宇都・下宮元・沖ヶ迫・沖之元・仮屋・門田・下星原・白岩・高月・下高山・竹山・上松平・下松平・平原・宮ノ前・屋敷前・馬塚・立迫・長田・山添・番屋岡・一町畑・二重畑・姥山・小牧・立岩・本小牧・平田・水無・下藤田・鍋山・下山・白堀町・彦九郎・永堀町・五戸・落水・千城木原・茶石・大平・堂床・柿ヶ丸・上广谷・下广谷・春田・石尾・上星原・下春田・由井越・中山・鳥越・山之口・ヒガシ田・芦迫・古城・馬場・鳴瀬戸・馬渡・冷水・本城・南城・北城・新城・鉢窪・烏帽子石・狐岡・石塚・野中・田尻・柳ヶ谷・鍋窪・丸岡・磯畑・風呂ノ口・岩河・風呂ノ元・浜平・上浜・下浜・磯石・水ノ手・下城・芋ヶ迫・横枕

野久美田

飯田・川原田・楠元・京田・森田・西ノ蘭・迫田・柳田・春花田・集り・石元・中道・前田・横枕・二反田・永緑・尾園・石田・蟹田・豆田・破戸脇・大迫・磯平・田尻・石塚・有馬迫・坂ノ下・上ノ免・松ヶ平・上山

小田

上笛吹・塚ノ下・塚原・下笛吹・夏越田・木屋原・塚後・下長田・上長田・柳ヶ丸・榎元・岩井堂・倉掛・中山田・瀬戸口・迫田・棚田・井川尻・西迫田・細田・一ノ坂・地蔵原・久木田・八反田・松木園・畑田・西松木園・花立・宮田・造敷・上西郷・下西郷・六反田・辻ノ園・小蘭畑・平山田・池ノ下・田吹・桑原田・土田・小緑・羽代・一町田・塚田・高田町・西瀬戸口・六ノ坪・梅木畑・高尾野・梅ヶ迫・石元・峯田・繁若田・新寺・三寺・辻田・茅切川・綿打・茅切・十ノ谷・川内・大川内・力ヶ平・釜土坂・桑木ヶ丸・米ヶ迫・広畑・中ノ迫・綿田・ツルガサ子・森畑・和田・寺園・供養谷・平原・大丸・栴・国領畑・垂水・石神田・清水・坂ノ口・西良喜・貝ノ元・柏木・通田・堺分・原ノ前・横松

真孝

大園・中馬場・後田・前田・中道・西馬場・国見・小大園・上林田・大宝・下林田・山王上・山王馬場・松山・中島・

浜田・浜田上・高城・夏蔭・池増・西天井・皆淵・西浜田・小島・新前田・新中道・新松山・新西浜田

住吉

小村境・薬師免・大野原・京塚・境烟・東高岸・東原・式小塚・川尻・東川尻・向川原・新川口・西原・中川原・上川

田・座主田・江ノ元・蛭田・平田・門田

見次

落ノ上・出口・竜光・原口・原口前・六反・見次・新開・東雨・ケガ迫・榎田・ヤケミト・土取窪・西雨・ケガ迫・須ノ木・寺ノ前・堺小路・水玉利・中島・シク後・中原・土手合・川尻・菩提・貝坪・菩提寺ノ前・石水道口・真孝免・石水道尻・高免・仏師田・水分・石橋・境上・落ノ下・東竜波見・西竜波見・下川原・ダチク・向竜波見・大津・堂ノ前・久保・小路・辻・万徳・永緑・蛭田・芦原・柳田・池袋

内山田

内野原・唐杉・田方・蛭田・羽作・才良木・下り山・片平・地藏・樋ノ口・長田・井口田・山之口・池田・石原・京田・西寸町・東寸町・落見田・平川・柏木・射矢尻・角下・八ヶノ坪・五ノ坪・弁天・西菊田・東菊田・野崎・田中園・御田・平・川上・町後・山成

朝日

日秀坂・追田・西山・鳥ヶ迫・平段・大平・中迫・園田・野上・茂谷・春寄・石原田・池宇都・餅田・宮春・高塚・夜

内

帰坂元・前坂

宮下・坂下・城下・道場・覚玄口・紺屋園・堀ノ内・窪町・大津・大津川原・下諏訪水流・諏訪水流・下水流・岩下・池開・沢最口・中水流・古川口・下川原・中川原・本川原・宝徳川原・隈元・落口・下木房川原・上川原・石踊・木房・格木原・後村中・野屋敷・中島・前村中・中落上・中原・下中原・水ノ上・神ゴワン・神ゴ原・中落・念佛・迫・水ノ下・坂ノ上・宮坂・平原・隈城・新田山

下向川原・上向川原・西瓜川原・稻成田・落水田・平下・千次丸・羽坂・石踊・子作・金竹・下新原・砂走・上新原・取納田・鏡原・竿境・山野・浮田・栗ヶ迫・大鳥・宇都・七ヶ所・天神・石樋・地藏田・中城口・平岡

東郷

前田・高江・上川原・中須・江尻・溝尻・川原石・瀬戸口・小丸・新溝・京田・油田・八代・山口・石元・勢溜・峯尻

西光寺

前田・六反田・高畠・八反田・松元・大丸・川原石・山下・橋ノ口・水流・荒瀬・新川・辻・神劍・十軒堂・古川・田・二畠町・荒谷・涼田・徳行丸・袴田・山王前・平石・木場・南川内・川内・大道・大道添・小関・狐塚・坂上・仮屋原・別府中・打渡・草木迫・入道・十三塚・中尾・西免・中免・中原・東免・免下・大迫・桑水露・松ノ尾・前原・木ノ峯・立迫・尾黒・東原・小白原・草葉・陣ノ尾・原崎・小川内・内道平・釜ヶ迫・中迫・曲迫・新生

松永

野田・三部丸・三田坪・川原園・片平・脇田・京田・白岩・岩下・津曲・川原田・柿木田・糸原・山田口・野中・山田・平熊・大鹿倉・牧ヶ平・藤熊・道田・赤石川原・豊後田・堀ノ内・餅田・竹山・小山下・古川・塚作・長ヶ田・長松・軒・砂子田・戸ノ口・モガセ・段ヶ平・古川山・麻芋坂・小原平・日尻木場・滝ノ下・竹下・井手ノ上・小鹿野・別府川原・滝木・田・小宮田・御供田・石閑・石閑平・牧ヶ平・牧ヶ宇・花山・片平・川原・宇都・角迫・ヲマセ・森・加治屋村・峯下・上園田・下園田・永谷・武安・水ヶ谷・一条・茶円迫・山神・牛堀・白坂・釜ヶ平・ナン迫・前坂・桃ヶ屋敷・山口川原・西川内・瀬戸山・入道・冷水原・弥次郎原・西ノ原・麻芋迫・後原・桂坂

嘉例川

矢筈・桜谷・佐山・福ヶ迫・星ヶ峯・中谷・宮田・前田・広蔵・前畑・堂ノ前・長迫・下原・前迫・前原・塚崎・中道・篠原・平八重・表原・田原迫・追間・山口・宮迫・二月田・高山・野豆・ケガ迫・黒須田・立平・尾ノ迫・加治木迫・棚迫・津風呂・請口・西原・佐屋久保・和田・中田・上田・中尾・郡山・七夕・坂下・橋・ケガ迫・山神・大塚・蒂田・鳥ヶ池・春田・迫・三月田・東原・大口迫・前坂・藤ヶ迫・四十田・立花山・並石・扇迫・砂迫・垂水・狐走・暮幸・仮屋・中村・豆田・有木迫

・仮屋園・餅田・大棚・堂地・川原田・宮園・下田・内ヶ迫

d、海外引揚者

戦前、海外で活躍され、戦後（昭和20年8月15日以降）本町に引揚げられた方々の氏名・現住所・引揚地区とを表示したものである。氏名右肩の△印は一時帰国中の者、レ印は本人でなく代理の者である。（含む死亡・転出者）

注○現住所の大字毎区分記号

新川S₂ 内山田U₁ 住吉 S₂ 見次 M₁ 真孝 S₁ 内U 野久美田N 小田O 小浜O 東郷T 嘉例川K 松永
M姫城H朝日A 西光寺S₃ 妙見 M₂ 上野U₂ 表木山H

○引揚地区配列順

1 南鮮（大韓民国） 2 北鮮（朝鮮民主主義人民共和国） 3 満洲（現中華人民共和国東北地方） 4 支那（現中華人民共和国） 5 関東洲（現遼東半島） 6 台湾 7 南方諸地域 8 蒙疆（現内モンゴル自治区） 9 権太（現サハリン） 10 カナダ

1 南 鮮

大迫純孝(O)	迎田ケサ(N)	厚地三郎(O)	慶治(N)	種子田光明(O)	山口侃(O)
前田省三(N)	東村栄(N)	有村ツル(O)	野間タマエ(M)	盛熊(O)	東清秀(N)
西村義光(O)	今村盛吉(M)	藤吉(M)	野元義則(M)	吉永礼子(M)	光雄(U)
大山秀子(U)	木藤武次(U)	橋口兼徳(M)	大迫義視(M)	迫田光重(S)	徳重キクエ(M)
新原エイ(M)	米満文吉(M)	迫田貞雄(U)	瀬辺テル子(U)	松脇良則(A)	新園利幸(M)
堀之内栄吉(S)	坂元正二(U)	林善次郎(S)	坂口クサ(S)	坂口登(S)	森アリ(S)
田中清(U)	坂元正二(U)	林善次郎(S)	坂口クサ(S)	森アリ(S)	
久木田周春(M)	小屋敷俊雄(U)	山口幸男(S)	坂口登(S)	登(S)	
原口壹(U)	田畠榮(U)	久保常次郎(S)	森亀吉(S)	亀吉(U)	
ヒノ(H)岩永彌一郎(U)	森豊望(U)	久保常次郎(S)	永重喜年(U)	新原政吉(U)	
泊徳田伊勢吉(S)	池田ナヲ(A)	森亀吉(S)	喜年(U)	吉海江田陽	
正一(S)	藤田吉二(H)	永重喜年(U)	米倉勝次郎(U)	吉(U)	
三宅國雄(S)	坂口実(H)	喜年(U)	勝次郎(U)	陽吉(U)	
正一(S)	幸徳(H)	幸徳(H)	幸徳(H)		
三宅國雄(S)	林チヤ(S)				

2
北
鮮

三島	ツル	(S ₁)	豎山	栄	(S ₁)	徳田	小藏	(M ₁)	芝	朝子	(S ₁)	川崎	日露武	(U ₁)	足立	ソデ	(M ₁)
南中道	照子	(△U ₁)	浜崎	正二	(T)	米村	学	(S ₃)	隈元	満彦	(U)	長友	勘吉	(H)	廣田	佐和	(H)
厚地	倭子	(T)	笠井	治平	(T)	坂元	武彦	(U)	平原	小一	(S ₃)	徳田	幸男	(S)	住吉	才次	(S)
小城	カク	(H)	西小城	数雄	(H)	池田	光夫	(S)	徳田	政彦	(S)	最勝寺	保	(T)	住吉	英二	(S)
山中	侑	(T)	川添	竹馬	(T)	川添	千早	(S ₃)	堀切	三郎	(S)	林	兼藏	(S)	山元	ムメ	(S ₁)
橋口	ノブ	(M ₁)	松田	カシ	(T)	福元	ハツエ	(S ₁)	三宅	久雄	(S ₁)	米元	四郎	(S ₃)	岩城	松男	(U)
森	安雄	(S)	田中	吉彦	(S ₁)	仮屋	顕	(T)	平田	笑子	(S)	永岡	乙彦	(M ₁)	篠原	実	(U ₁)
隈元	吉藏	(S ₁)	△神田橋	ハルエ	(M ₁)	手島	勲	(M ₁)	鯨島	顕	(M ₁)	△大重	馨	(O ₁)	(計一〇七名)		

岩切	太郎(S ₁)	福元	彦一(S)	李田	十助(U ₁)	鶴田	貞二(U ₁)	迫田	光二(T)	後藤	正良(S ₃)
石塚	暎丸(K)	森口	ふね(T)	川路	正己(T)	最勝寺	ミノイ(S ₃)	井上	ハマ(T)	野間	栄(T)
上平田	己則(O ₁)	泊									
山中	盛道(T)	古郷	トメ(H)	前田	礼之輔(S ₁)	古江	一男(M ₁)	吉留	静夫(S ₃)	井戸崎	利八(T)
浜田	良哉(H)	内村	一男(H)	馬場	武安(H)	坂元	初(H)	川畑	三之助(S)	山元	袈裟吉(T)
浜崎	林藏(T)	海老原	正一(S)	新豊	政博(T)	稻留ツ	ヤ(H)	船頭	貞良(K)	内山	登美子(K)
山住	マツエ(H)	坂元	陶吉(H)	海江田	政行(S ₁)	石神親吉(U)	山之内	フヂエ(S ₁)	山口	一男(S ₁)	
吉野	幸雄(S ₁)										
			(計)	一一五名)							
3 満洲											
持留	国春(O)	田代	政則(O)	田辺	フクマツ(O)	坂口	格(N)	田辺	国治(O)	本村	豊(O)
藤浪	和美(N)	横手	幸雄(O)	前平	盛吉(O)	森園	なみえ(O)	西井上	信(O)	田中	八重子(N)
永里	アサ子(N)	島田	ユキ(O)	山下	忠吉(O)	安田	立男(K)	塩満秋	男(O ₁)	馬場	照子(O ₁)
前田	ミヅエ(H ₁)	松下	重徳(K)	松下	スギ(K)	堂下	武夫(K)	大山	健(K)	井手段	実(K)
有川	幸雄(U)	西	榮藏(K)	坂屋	清蔵(O ₁)	坂屋	昭清(O ₁)	塩満	市之助(O ₁)	塩満	キミエ(O ₁)
福留	留康博(K)	馬場	信彦(O ₁)	下平	辰二(M)	石原	俊(M)	中村	マシエ(M)	松元	栄(M)
福元	孚雄(M)	岩崎	則夫(M)	中吉	ミ(M)	中山	勝英(M)	米永	スミ子(M)	高田	仁(M)
岩城	義雄(M)	前田	フヂ(M)	長命	稲穂(M)	大迫	重盛(M)	津曲篤志(M)	川元	克己(M)	
吉田	政吉(M)	満重	道雄(O ₁)	竹田	茂越(O ₁)	迫	恵美子(O ₁)	竹田	テイ(O ₁)	北井上	ミエ(O)
大庭	実(N)	永田	エミ子(O)	野辺	正則(N)	大庭	正美(N)	藤浪	チエ子(N)	本村	藤夫(O)
万膳	下村	律子(O)	津田和	親							
兼友(M)											
勇(M)											
引地											
肇(M)											
安樂											
留宿											
広(M)											
内田											
正田											
秀田											
宮田											
実篤(U)											

4支
那

(計三七八名)

瀬戸口	鮫島政雄(O)	島成宗幸(N)	近常重義(O)	溝口藤藏(O)	狩元俊夫(O)	福本一男(K)
義	横山早苗(K)	六反隼夫(O)	木下トヨ子(M)	野間武二(M)	始田重男(M)	古道伝夫(M)
光(M)	岩下太和子(O)	田中重盛(N)	木藤正登(U)	宮田守恵(U)	安樂秀夫(U)	艶(U)
福丸	東場長猛(T)	原口きくえ(U)	原口満(M)	野元ハル子(U)	下津曲浅吉(M)	永重鉄男(T)
ミ	馬場栄(シ)	柳山正春(U)	田崎トミエ(U)	浜崎政一(S)	浜崎勇吉(S)	鶴本吉(T)
工(T)	豎山綾子(U)	赤塚タマ(S)	萩尾秀臣(S)	武安重雄(M)	有馬実(K)	小城国仁(U)
上村	新中綾子(U)	留守影広(M)	臣慶二(S)	稻元兼良(H)	有川澄男(S)	木佐木隼人(M)
ハツエ(S)	浜崎勇造(S)	田中ルセ(S)	野間虎助(S)	鳥丸才二(S)	龍波見くに(M)	徳田卓司(S)
松元	小倉むさ(U)	中原常次郎(U)	路武雄(U)	喜八(T)	瀬戸口政則(T)	藤田藤吉(H)
重春(S)	上野義広(T)	新徳豊政(A)	田畑一男(H)	川畑勝平(M)	久保常吉(S)	江尻光男(T)
中間	正(T)	奥園重雄(T)	宝徳栄蔵(H)	吉村倍男(S)	有川多美子(T)	有川武男(S)
義光(M)	福丸ミ	ミエ工(T)	ミエ上村	ミエハツエ(S)	ミエ松元重春(S)	ミエ中村早苗(T)

岡山 己吉(H) 木藤 ミツ(U) 米村 武蔵(H) 平田 静雄(S) 徳田 四夫(S₁) 上原 定雄(M)
 年永 チカ(T) (計 七九名)

5 関東洲

福吉 達夫(O) 石塚 正弘(O) 鮫島 政次(M) 横山 辰二(K) 藤崎 盛重(M) 堀之内 良盛(M)
 池田 国治(U₁) 福元 時守(S₃) 塩満 满雄(M₁) 川内 静蔵(M₁) 西原 辰雄(U₁) 堀之内 格(U₁)
 杉山 ハナエ(U) 海老原 すえ(S) 漑戸口 栄治(S₁) 福留政憲(S) 西口ヒロ(U₁) 山口純夫(K)
 立元 フジ(S₃) 立元 武雄(T) 吉村 義秋(H) 武田繁(T) 広瀬俊雄(U) 山口富代(T)
 山元 清一郎(S) 重久重吉(S₁) 渡辺秀則(S₁) 関田鉄男(U) 本重国治(U₁)

(計 二九名)

6 台湾

北岡 キヨ(N) 大迫 純武(O) 藤浪 七二(N) 蔵元 力(N) 富永吉蔵(N) 新門武男(O)
 中井上 善吉(O) 山元 操(N) 松元 万治(N) 野元コト(O₁) 岩下政行(O₁) 福重正文(O₁)
 木野田 篤虎(O₁) 末永甚蔵(K) 上田昭二(K) 竹下ミツ(K) 大嵩重男(K) 大山武二(K)
 岩崎 貞夫(M) 湊辰喜久(O₁) 戸木田涉(O₁) 松元キヨ子(O₁) 倉野俊夫(O₁) 海江田治盛(M)
 末重太吉(O) 下岩元(0₁) 岩城盛輝(M) 隈元千波(M) 小山下重秋(M)
 園田時男(U) 梅木セキ(U₁) 蒲地美代子(U₁) 林村忠義(U₁) 岩城盛輝(M) 隈元千波(M) 小山下重秋(M)
 安岡ツルヨ(U₁) 留守徹志(M₁) 本田勇親(M) 岩城盛輝(M) 隈元千波(M) 小山下重秋(M)
 築島秀雄(U₁) 高佐藏(M) 大道助太郎(S₃) 田川クニエ(O₁) 田川正清(U) 小迫ミチ子(A) 田川国雄(U₁) 本村ケサノ(S₂) 面高行(M) 本村築島(佐) 本村正清(U) 小松銀蔵(U) 本村重政
 (M) 東大(佐) 行(M) 本村雄(U₁) 本村重政

10 カナダ

武男(S₂) 堀中哲志(H) 斜木栄熊(S₁)

9 樺 太

浜田スミエ(U₁) 竹之内郁子(U₁)

(計二名)

8 蒙 張

六 反 千鶴子(O₁) 黒木司市(U) 永園芳子(U) 佐藤親志(S) 森信雄(S)

(計五名)

隈元 平(U) 芝夕マ(S₁) 有馬正美(S₃)

(計二一名)

7 南方諸地域

藤浪栄二(U)	塩入ミチ(U)	坂口キクエ(U)	山口典雄(S ₃)	外山正雄(S)	住吉重吉(S)
中村時義(S)	久保寅吉(S)	吉松一(M ₁)	林繁(S ₁)	中村正二(S ₁)	小迫金暎(U ₁)
山下ツル(A)	北川重彦(S)	宮崎松枝(T)	福丸	清(H)	松重武左衛門(T)
安永政子(U ₁)	森口三男(T)	野間正行(S ₁)	中村光枝(H)	稻満十寸保(H)	吉尾政秀(H)
新原英一(T)	浜崎新之助(S)	川口明(T)	川畑文雄(S ₂)	福丸文雄(H)	川越政吉(H ₁)
竹下メリ子(T)	井上イト(S ₃)	内田ミツ(T)	藤谷榮(U)	松元妙子(T)	追田ハルエ(H)
平隈一(T)	馬場千里(T)	有馬有純(S ₂)	津之地利助(T)	山元アキ(S ₁)	岩城一(S)
植山常男(S ₁)	末永太郎(T)	神田橋清(M ₁)	池田渡一郎(M ₁)	出水等(S ₃)	

(計一〇七名)

e、大字および公民会番号表（I）

(昭和60年3月現在)

大字	見 次	住 吉	浜之市	真 孝	小 田	野 久 美 田	小 浜	大字
番号	07	06	05	04	03	02	01	番号
01	見次1	住吉1	納屋1	真孝1	東 前	野久美田1	長 浜	01
02	見次2	住吉2	納屋2	真孝2	東 後	野久美田2	馬 場	02
03	見次3	住吉3	納屋3	真孝3	溝 上	野久美田3	加納内上	03
04	見次4	住吉4	納屋4	真孝4	中 央 1	野久美田4	加納内下	04
05	見次5	住吉5	納屋5	真孝5	中 央 2	野久美田5	塙 上	05
06	見次6	住吉6	納屋6	真孝6	中 福 良		塙 中	06
07	川 尻	住吉7	本町1	真孝7	小 田 西		塙 下	07
08		住吉8	本町2	真孝8	県営小田団地		里 上	08
09		住吉9	本町3	真孝9	田 方 団 地		里 下	09
10		住吉10	本町4	真孝10			小 牧 上	10
11		住吉11	松山1	高 専 住 宅			小 牧 下	11
12		住吉12	松山2	トヨタ団地			小浜団地	12
13		稲荷団地	松山3	レナウン寮				13
14		錦	松山4	高 専 寮				14
15		住吉15		真孝15				15
16		桜台団地		真孝東団地				16
17		住吉団地		真孝17				17
18		新川1		隼人塚団地				18
19		新川2		真孝西				19
20		新川3		真孝西の1				20
21		新川4		真孝南				21
22		新川5						22
23		新川6						23
24		新川7						24

大字および公民会番号表(II)

(昭和60年3月現在)

大字	嘉例川	松永	西光寺	東郷	姫城	内	内山田	大字
番号	14	13	12	11	10	09	08	番号
01	表木山	下平	鳥越	東林寺	西瓜川原	大津	御前馬場東	01
02	迫間	津曲	车田	しゅじゅどん	中城上	宮下	御前馬場西	02
03	暮幸	平熊	湯田	中須東	中城中	窪町	宮西	03
04	井手上	下小鹿野	西光寺	中須西	中城下	堀之内	宇都山	04
05	下中福良	上小鹿野	糸走	東馬場	中姫城東	沢馬場1	中道1の東	05
06	中中福良	花山	日当山团地	松元	中姫城西	沢馬場2	中道1の西	06
07	立神	宇都	春光園	橋之口	姫城温泉東	上野	中道2	07
08	餅田上	武安		高畑	姫城温泉西	天降川团地	駅前1	08
09	餅田下	霧病		新高畑	姫城温泉南	大津团地	駅前2	09
10	堂地東	看護婦寮		新溝	新七	女子大	駅前3	10
11	堂地西	三田坪		山下	山野東	京セラ寮	駅前4	11
12	郡山			東郷团地	山野中	木之房1	駅前5	12
13	中初場				山野北	木之房2	菩提寺	13
14	坂下				姫城团地	湯之元1	原	14
15	中车田				諏訪	湯之元2	朝日	15
16	鳥ヶ池				大鳥	高江	事業团宿舎	16
17	九電社宅				稲荷田	鼻切	野崎親和会	17
18	安樂					木之房团地	内山田团地	18
19	妙見					川原团地		19
20	内無							20
21								21
22								22
23								23
24								24

郷土史年表

(○印を附したものは月・日不明事項である)

西暦	年号	内容
八二	景行天皇	十二壬午 七月、熊襲叛す。八月、熊襲親征のため筑紫に行幸し給う。
八三		十三癸未 五月、襲國平定。天皇筑紫高屋宮に御坐。
九八		二十七丁酉 八月、熊襲叛す。十月、日本武尊熊襲を征す。十二月、川上梶帥を誅す。
一九九	仲哀天皇	
二〇〇		二十八戊戌 天皇筑紫に行幸、櫛日宮に熊襲征討を議す。
一九九	応神天皇	
五四〇	仁德天皇	
五八五	允恭天皇	
五六六	欽明天皇	
五六二	敏達天皇	
六八五	天武天皇	
六八六	持統天皇	
六八七	朱鳥元	
九六	元	
乙未	丙戌	
六九二	丁亥	
六九五	壬辰	
六八九	己丑	
六八二	正月	
六八五	閏五月	
六八六	隼人大隅阿多隼人等殖庭に誅す。	
六八七	五月、隼人大隅阿多魁帥各衆を率いて天武天皇の殯宮に誅す。	
九六	七月、隼人大隅阿多魁帥等三百三十七人を賞賜す。	
乙未	六月、大隅直等、姓を賜い忌寸となす。	
六九二	一〇乙酉	
六九五	一二丙戌	
六八九	十三丁亥	
六八二	十四壬午	
六八五	十五乙巳	
六八六	十六庚申	
六八七	十七三輪君逆、隼人をして殖庭を守る。	
九六	十八七月	
乙未	十九隼人上京、方物を貢す。大隅隼人と阿多隼人と朝廷にて相撲す。	
六九二	二十正月	
六九五	二十一閏五月、筑紫大宰率河内王等に詔して、沙門を大隅と阿多とに遣して仏教を伝えしむ。	

西暦	年号	内容
七〇〇	文武天皇	六月、薩末比売等の乱。
七〇二	大宝	九月、薩摩隼人征討軍士に勲を授く。
七〇八	元明天皇 和銅	十月、薩摩多爾両国及び國師僧等は減ぜず。
七一〇	元 元 戊申	正月元日拝朝、隼人等列に在り。隼人等に宴を賜う。諸方の樂を奏せしめ、位を授け祿を賜う。日向國采女を貢し、薩摩國舍人を貢す。日向隼人曾君細麻呂荒俗を教喻するによりて外從五位下を授けらる。
七一三	庚子 壬寅	四月、日向國肝坏・贈於・大隅・始懶四郡を割きて初めて大隅國を置く。大隅國疫病多し仍て薬を賜う。七月、隼人征伐の有功者千二百八十人に勲を授けらる。
七一四	六 癸丑	三月、豊前の國民二百戸を移して隼人の民を勧導せしむ。
七一五	靈龜 養老	四月、薩摩大隅二國貢進人已に八歳を経六年を以て相替とせん事を請い許さる。
七一七	二 丙辰	五月、大隅薩摩二國隼人等風俗歌舞を奉す、位を授け物を賜う。
七一〇	元 丁巳	六月、大宰府・隼人坂して大隅國守陽侯史麻呂を殺すを奉す。三月、大伴旅人を征隼人大將軍となす。六月、征隼人軍に勲を賜う。九月、隼人征戰のため宇佐宮に祈請せしむ。
七二一	四 庚申	七月、征隼人副將軍笠御室・巨勢真人凱旋す。
七二三	五 辛酉	四月、隼人征討將軍以下に勲位を授く。大隅薩摩の國司の闕は大宰府官人を選びて權に補せしむ。
七二三	六 王戌	四月、日向・大隅・薩摩三国の士卒に復三年を賜う。五月、大隅薩摩二國隼人六百二十四人朝貢す。仍て饗を賜い位祿を授け給う。六月、隼人帰郷。
七二九	七 癸亥	七月、大隅隼人等調物を貢す。大隅隼人加志君和多利等に位を授けらる。
七三〇	元 己巳	三月、大隅薩摩両国の百姓未だ班田せず、旧にしたがつて悉く墾田を許す。
七三五	二 庚午	七月、大隅薩摩二國の隼人二百九十六人、入朝して調物を奉る。八月、大隅薩摩二國の隼人等方樂を奏して天覧に供す。
七四〇	七 乙亥	大宰少弐藤原広嗣の乱、隼人を其の先鋒とす。
十二 庚辰	聖武天皇 天平	
七四〇		

七四一	十三	辛巳	閏三月、曾乃君多理志佐に外從五位を授く。
七四二	十四	壬午	八月、大隅・薩摩・壱岐・対馬・多祿等の官人様は筑前国司をして旧大宰府の物を以て給し。十一月、大隅国廿三日より廿八日至るまで大いに震動す。仍て神命を請聞せしむ。
七四三	十五	癸未	七月、天皇石原宮に御し、饗を隼人等に賜い、曾乃君・前君・佐順岐君等の位を進めたまう。
七四五	十七	乙酉	十一月、大隅薩摩両国の公解、各四万束と定む。
七四九	天平勝宝元	己丑	諸国国分寺には寺海に千町、尼寺には寺海に四百町の耕田地を許す。八月大隅薩摩両国のみ隼人御調を奉り、土風の歌謡を奉す。次いで曾乃君・前君・曾県主・岐直等に位を加賜せらる。
七五五	七	乙未	五月、大隅国菱刈村の浪浮九百三十人郡家を建てん事を請うて許さる。
七五八	淳仁天皇	天平宝字二	十月、大隅・薩摩・多祿等の講師を停止す。
七六〇	天平宝字二	戊戌	聖武天皇孝謙天皇の時代、八幡五所別宮を被宛。
七六一	庚子	四	是歲大隅正八幡宮建立と伝う。
七六三	淳仁天皇	庚子	八月、大隅・薩摩・壱岐・対島・多祿等の国司に矜愍を加え、大宰府所管の諸国の中子を割き、守に一万束、豫に七千五百束、目に五千束、史生に二千五百束を給す。
七六六	称徳天皇	八	十一月、吉備真備を西海道節度使とし、筑前以下日向・大隅・薩摩等八国の船百二十一隻兵士一万二千五百人等を検定し、三年の田租を免じ、弓馬に赴き五行の陳を調習せしめ、他の兵士には兵器を造らしむ。
七六七	天平神護二	甲辰	十二月、礼部少輔中臣伊加麻呂を大隅守に左遷す。
七六九	神護景雲元	丙午	六月、日向・大隅・薩摩三国大風、桑麻損じ尽す。柵戸の調庸を免す。大隅国神造島、震する民家六十二区、口八十人余人。
七六九	丁未	七	九月、隼人司百十六人、有位無位を論せず爵一級を賜う。
七六九	三	八	九月、和氣清麻呂除名、大隅に配流せらる。十一月、大隅薩摩の隼人俗伎を奏し、薩摩公・加志公・輩隼人・曾公・大住直・大住忌寸等階を加えられ、他は物を賜う。

西暦	年号	内容
七七〇	光仁天皇 宝亀元	九月、和氣清麻呂大隅より徵し京師に詣らしむ。
七七一	二 辛亥	三月、隼人の帶劍を停む。十二月、日向・大隅及び壱岐・多々羅等の博士・医師は八年遷替とす。
七七二	三 壬子	六月、中臣習宜阿曾麻呂を大隅守となす。
七七三	七 内辰	二月、大隅薩摩の隼人俗技を奉し、後大住忌寸・大住直・薩摩公以下八人階を加えらる。
七七四	九 戊午	十二月、神護中大隅海中に噴出せし神造島を大穴持神と名付けて官社に列す。
七七八	七 桓武天皇 延暦	正月、大隅薩摩の隼人を朝堂に饗し、階を進め、物を賜う。
七七八三	九 戊午	十二月、日向百姓課役をさけるため大隅薩摩両国の逃入る者多し。
七七八五	七 乙丑	三月、大隅国贈於郡曾乃峯上に火災上り雷鳴を伴う。峯下五六里、沙石積ること二尺、其色黒し。
七七八六	四 戊辰	五月、豊後・日向・大隅等飢饉、之を賑給す。
七九一	十 辛未	二月、大隅国曾於郡大領曾乃公牛養、隼人を率いて入朝し、外從五位下を授けらる。
七九三	十二 癸酉	十二月、大隅薩摩両国百姓の耕田を收めて口分田を授く。
八〇〇	十九 庚辰	六月、大宰府に命じ、隼人を進むる事を停む、隼人交替上京の制ここに断絶す。
八〇一	二十 辛巳	三月、大隅蒲生駅と薩摩田尻駅との間、薩摩郡櫻野村に一駅を置く。
八〇四	二三 甲申	正月、永く大隅隼人の風俗歌謡を停めらる。
八〇五	三四 乙酉	十一月、大宰府管内連年水旱疫病につき、大隅・薩摩・日向は田租一箇年を免す。正月、隼人司を衛門府に併す。八月、衛門府を廢するにより、再び隼人司を置き、兵部省に隸し佑一員と使部二人とを廢す。十二月、定額隼人の闕員は京畿住位の隼人より補い、衣服・糧を簡単にし衛士に准す。
八〇六	平城天皇 大同元	六月、大隅薩摩二国蝗害により未納稻を免す。十月、薩摩大隅等五國大風、租調を免除す。
八一三	嵯峨天皇 弘仁元	二月、大隅國曾於郡神造島幣帛の例に預る。
八一四	十五 丙戌	五月、大隅・薩摩・日向・多々羅等の国島は遠国の故に、九月の風水を十月後に言上するも差支なしと定めらる。
八一九	十六 丁亥	九月、多々羅島を停めて大隅国に隸し、能満を馴謀に、益救を熊毛に合せ、四郡を二郡とす
淳和天皇 天長元 甲辰	十七 戊午	

八三七	仁明天皇	承和	四	丁巳	八月、日向国諸郡霧島岑神官社に預る。
八四〇			七	庚申	四月、遣唐知乘船事菅原梶成の駕する小船一隻大隅国海畔に着し、南海賊地にて戦い、得る所の兵器をもたらす。
八四四			十一	甲子	四月、大隅・薩摩・壱岐に講師を置く。
八四五			十二	乙丑	六月、大隅・薩摩・日向・壱岐・対馬等の博士・医師等、六考を以つて期となす。
八四六			十三	丙寅	四月、大隅国桑原郡に主政一員を置く。
八五二	文徳天皇	仁寿	二	壬申	六月、薩摩国書生・雜色の官糧絶乏す。仍て日向・大隅の列に准じ、剩田を佃り、獲稻を以て其の料物に充つ。
八六〇	清和天皇	貞觀	二	庚辰	三月、薩摩國從五位上開聞社を從四位下に、從五位下志奈毛神・白羽火雷神・智賀尾神・賀紫久利神・鹿兒島神を從五位上に、正六位上伊爾色神を從五位下に昇し給う。十月、大隅國吉多・野神二牧を廢す。(朝日の野神?)
八六三		十五	癸巳		是歲天長元年より五十年間大隅國正稅返却帳を徵するに勘出穀類二百五十一万余束に達す。
八七三	陽成天皇	元慶	元	丁酉	十二月、隼人司に佑一員を置く。
八七七	光孝天皇	延喜	八	甲辰	九月、大隅守時統當世解を修して申請す。貞觀十六年より此歲まで公文未勘とあり。
八八四	醍醐天皇	天慶	十	庚午	二月、隼人大衣を補す。
九一〇	九四〇	朱雀天皇	三	庚子	是歲性空上人霧島六所社を再興すと伝う。
九四六	九四五		乙巳		是歲性空上人霧島山にて苦行す。
九四七	九四七	村上天皇	三	丙午	台明寺鐘改鋲。
一〇〇六	一条天皇	天曆	元	丁未	大藏氏加治木郡司任(異説あり)。
一〇〇七	後一条天皇	寛弘	四	丁未	年間宇多帝第八王子一品式部卿敦実八幡宮司となる。
一一〇二一	治安	万寿	元	辛酉	六月、大隅守菅野重忠大宰府に於いて大藏滿高に射殺さる。
一一〇二四			元	甲子	三月、税所篤如正八幡宮ならびに霧島宮司職に補任さる。
一一〇二八			二	己巳	七月、大隅雨水。
一〇三四四	長元		七		八月、大隅人良孝色革等を右大臣寒資に贈る。

西暦	年号	事件
一一〇二九	後朱雀天皇	長久二辛巳
一一〇三〇	後冷泉天皇	長久二四癸未
一一〇四五	後冷泉天皇	二乙酉
一一〇五四	後冷泉天皇	甲午
一一〇五六	堀河天皇	天喜二三乙未
一一〇五八	堀河天皇	丙申
一一〇六〇	後三条天皇	庚子
一一〇八九	延久元己酉	庚子
一一〇八八	寛治元丁卯	庚子
一一〇八七	二戊辰	己酉
一一〇八八	五辛未	己酉
一一〇九一	王申	己酉
一一〇九二	七癸酉	己酉
一一〇九三	嘉保元	己酉
一一〇九四	天永元	庚寅
一一〇九五	壬辰	庚寅
一一〇九六	三壬辰	庚寅
一一〇九七	保安二辛丑	庚寅
一一〇九八	天承元辛亥	庚寅
一一〇九九	長承元壬子	庚寅
一一〇一〇	壬戌	庚寅
一一〇一〇	崇徳天皇	壬寅
一一〇一二	近衛天皇	壬寅
一一〇一二	平治元	壬寅
一一〇一二	乙卯	壬寅
一一〇一二	康治元	壬寅
一一〇一二	一五一九	壬寅
一一〇二九	十二条天皇	壬寅
一一〇三〇	西暦	十一月、大隅大介高橋某台明寺山内遊獵を制止す。
一一〇四五	西暦	八月、大隅国府重て台明寺榜示内山野の狩獵を制止す。
一一〇五四	西暦	八月、大隅大介惟宗某台明寺内山野狩獵を制止す。
一一〇五六	西暦	二月、大隅主神司恒範其の当国分を伝う。
一一〇五八	西暦	七月、大隅大介高橋某台明寺山四至内の狩獵を制止す。
一一〇六〇	西暦	六月、橘成友台明寺山狩獵禁止の起請文を出す。
一一〇八九	西暦	二月、大隅大介内藏某台明寺山内遊獵を制止す。
一一〇八八	西暦	二月、大隅大介藤原某台明寺山四至内狩獵を制止す。
一一〇八七	西暦	是歲正八幡宮執印僧行賢、父惟宗某の大隅任国下向に従う。
一一〇八八	西暦	十一月、大隅正八幡宮の神宝損失せるにより、大宰府をして修造せしむ。
一一〇九一	西暦	十二月、大隅正八幡宮炎上す。
一一〇九二	西暦	二月、諸郷正八幡宮炎上の事を議し、大隅国をして造営せしむ。
一一〇九三	西暦	十月、正八幡宮造営日時勘定。
一一〇九四	西暦	十一月、正八幡宮炎上。
一一〇九五	西暦	正月、正八幡宮執印僧行賢執印吉田院を買得して、之を源為に譲る。
一一〇九六	西暦	四月、大隅權大掾建部頼親歿す。是歲霧島神火。
一一〇九七	西暦	六月、正宮政所、建部頼清に禰寝南侯を領せしむ。
一一〇九八	西暦	九月、正宮執印僧行賢、台明寺に田畠を寄進す。
一一〇九九	西暦	四月、正宮宝殿丑寅宮坂麓二基の石に八幡の御名出現す（石体宮）。
一一〇一〇〇	西暦	五月、大隅国司代中原某、沽券狀に任せて台明寺に田地を領知せしむ。
一一〇一〇〇	西暦	九月、正宮執印僧行賢土地を台明寺に寄進す。
一一〇一〇〇	西暦	七月、大隅国留守所、台明寺に令して藏人所召物使解に任せ青葉竹を貢せしむべきに、私用として不能ならしめしを責む。

一一六一	高倉天皇	長寛元	辛巳	八月、大隅国司代勾當源某、国牒を台明寺に下し、青葉竹について糾明す。
一一六二	嘉応元	癸未	応保元	十月、大隅大介中原某留守所に命じて、台明寺灯油料田に検田使入部を免除す。
一一六三	承安二	壬午	二	四月、仮子真舜嫡子紀助房、台明寺に桑東郷竹原田を譲与する。五月、台明寺住僧、桧前
一一六四	後鳥羽天皇	癸巳	二	篤房の非違を太宰府に訴う。
一一六五	安徳天皇	癸巳	二	二月、台明寺僧、召物使当寺參向の時の非法を懲訴す。
一一六六	文治元	甲午	二	十月、大隅大介中原某留守所に命じて、台明寺灯油料田に検田使入部を免除す。
一一六七	養和元	乙巳	二	十一月、台明寺二季彼岸田灯明料田の検田使入勘停止を請うて許さる。
一一六八	辛丑	丙午	二	八月、大隅權掾藤原篤持等、台明寺四至内狩獵せざる旨起請す。
一一六九	安元二	丁未	二	十一月、藤原太子補任状。（正宮文書）
一一七〇	兩甲	戊未	二	六月、菱刈重信・蘿寢南侯地職となる。是歲菱刈重弘、重信等建部清房を訴う。
一一七一	建久八	己未	二	三月、菱刈重能、頼朝の下文を受く。
一一七二	丁巳	庚未	二	六月、薩・隅・日三州の岡田帳成る。十二月、島津忠久を薩摩大隅両国家人の奉行人に補
一一七三	建仁三	辛酉	二	す。（大隅国岡田帳は酒井系隈本家本を桑幡氏が転写す）
一一七四	癸亥	壬戌	二	八月、正八幡貫主酒井道吉。（正宮文書）
一一七五	甲子	癸亥	二	十月、幕府、大隅正八幡宮寺領帖佐郷・荒田庄・萬得名三莊の地頭を停む。
一一七六	甲寅	甲子	二	十月、寺家公文所下文（三通）。（正宮文書）
一一七七	丁卯	乙卯	二	五月、正八幡宮・蘿寢院南侯住民に對して建部清重の領知に從わしむ。
一一七八	甲戌	丙辰	二	六月、正八幡宮政所解八月、
一一七九	丁丑	丁未	二	八月、問注所にて双方対決、清忠幕府下文。
一一八〇	戊寅	戊寅	二	五月、龍敗のため台明寺竹殆ど全滅す。
一一八一	庚辰	己未	二	十一月、蘿寢院南侯近江に於いて殺害さる。
一一八二	辛巳	庚辰	二	五月寺家公文所下文。（正宮文書）
一一八三	承久三	己未	二	七月、彌勒寺庄租未進に教書。八月、幕府より正八幡覺祐宛教書。
一一八四	承久二	戊午	二	九月、正八幡への狼籍停止の下文。是歲桑幡吉清鑰島別当、吉田院司。
一一八五	順徳天皇	丁卯	二	
一一八六	元久元	丙寅	二	
一一八七	元久三	乙卯	二	
一一八八	承元元	甲寅	二	
一一八九	建保二	癸亥	二	
一一九〇	五	壬戌	二	
一一九一	仲恭天皇	癸亥	二	

西歴	年	号	内容
一二三二	後堀河天皇	貞応元	九月、大隅守護所、台明寺山内の守護使入部を停止す。
一二三四	元仁元	壬午	是歳、台明寺公驗文書を目録にす。正八幡敵國降伏祈願下文。
一二三五	嘉祿元	甲申	十月、北条義時、建部清綱を小禰寢院地頭職に補す。
一二三九	寛喜元	乙酉	四月、北条義時、建部清綱勝訴、守護所代官之を施行す。
一二三三	貞永二	己丑	九月、正八幡宮公文所副状。十月、曾木重能、禰寢院南保地頭職を競望す。
一二三五	仁治二	辛丑	八月、建部清綱守護所、台明寺山内の守護使入部を停止す。
一二四一	寛元元	癸卯	十一月、大隅守護、建部清綱の禰寢院南保地頭職を安堵す。十二月、台明寺講文案。
一二四三	宝治二	戊申	九月、大隅守護代定重、台明寺に土地を寄進し、御家人役を免除す。
一二四八	建長五	癸丑	十一月、小朝熊社神鏡沙汰文（帥記）。
一二五四	正嘉元	甲寅	三月、正宮火。五月、八幡宮火ため石清水八幡に奉幣。
一二五七	文永元	乙卯	十二月、幕府、佐多親高遺領を宗親・親綱等に配分す。
一二五四	庚午	丙辰	二月、台明寺衆中、坊地を里人に辞譲するを禁す。
一二五七	正嘉元	丁巳	正月、大隅守護名越時章佐多親五女の所領を安堵す。
一二五七	文永元	戊午	十一月、台明寺鐘改鑄。
一二五八	甲子	己未	十月、大隅守護名越時章裁許下知状（佐多宗親と同親綱の争論和解）
一二六四	庚午	庚午	是歳、台明寺公驗文書を目録にす。正八幡敵國降伏祈願下文。
一二七〇	辛未	辛未	幕府下知状、正八幡の神宮寺淨土院建立。
一二七一	壬申	壬申	九月、大隅守護名越時章、台明寺に守護使入部を制止す。
一二七二	癸酉	癸酉	十一月、大隅守護名越時章、北条氏に叛して誅せらる。
一二七三	一一〇	一一〇	七月、大隅守護代唯道、台明寺に博多石築地役を免除す。
一二七六	建治二	建治二	八月、調所氏、大隅国石築地役支配状を注進す。石軒藤太郎の名見ゆ。
一二七七	丙子	丙子	八月、藤原義祐、正八幡宮政所職、餅田村預所職となる。是歳一遍上人正八幡宮に参籠す。
一二八〇	丁丑	丁丑	八月、藤原信祐、子息觀音丸に正八幡宮政所職を譲る。
弘安三	庚巳	庚巳	

二二八一	四	辛巳	七月、敵国降伏祈願文、大法師弁祐、覚弁。是歳大隅守護千葉宗胤、佐多定親に警固番役 覆勘状を与す。九月、南山城大住・薪両庄の紛争再燃。
二二八三	二二八六	伏見天皇	二月、幕府、正八幡に祈願し、豊前國上毛郡勤原村地頭職を寄進。（勤原は勘原か）
二二八七	二二九一	伏見天皇	閏十二月、鎮西談議所、禰寢清親の訴訟を裁決し、之を関東に執達す。
二二九三	二二九八	後伏見天皇	七月、大隅守護代僧唯道、台明寺領に石築地を免除す。
二二九四	一二九七	正応四	二月、幕府、国分寺・一宮等に異国降伏の祈願を命ず。四月、国宣を以て台明寺に非分の 課役を宛行うを禁す。幕府寄進状筑後国水間庄（正八幡宮）（三瀬庄なり）
二二九五	一二九八	九	二月、幕府、鎮西諸国守護に命じ、管内一宮に宝剣と神馬を奉納せしむ。
二二九六	一二九九	甲申	六月、幕府、正八幡宮に御詔勅を下す。
二二九七	一二九九	丙戌	正月、幕府、正八幡宮に御詔勅を下す。
二二九八	一二九九	丁亥	正月、幕府、正八幡宮に御詔勅を下す。
二二九九	一二九九	辛卯	正月、幕府、正八幡宮に御詔勅を下す。
二二九〇	一二九九	正安元	正月、台明寺衆徒、国衙に在庁篤秀の狼藉を訴う。
二二九一	一二九九	己亥	是歳幕府、島津忠宗に命じて國中の社寺に異国降伏を祈願せしむ。
二二九二	一二九九	庚子	八月、慧星出現、二十三日、鎮西引付衆越後九郎祈願狀 二十五日、引付衆より正八幡宮 に祈願のため卷数執進。十二月二十四日、幕府より日向國白杵郡田実山村を寄進す。
二二九三	一二九九	辛丑	十二月、大隅守護北条時直、伊佐敷親弘と禰寢清治との争論を裁決す。
二二九四	一二九九	嘉元三	検田。
二二九五	一二九九	乙巳	二月、異国調伏を正八幡宮に祈願
二二九六	一二九九	己酉	六月二日、
二二九七	一二九九	庚戌	十月、幕府、正八幡宮の修理をなさしむ。
二二九八	一二九九	辛亥	十二月七日、国分金剛寺鐘銘。
二二九九	一二九九	壬辰	台明寺に私民の乱入狼藉を停止す。
二二九〇	一二九九	癸未	四月、島津貞久大隅守護職に補せらる。六月、禰寢清成・同清有所領を安堵さる。九月、 台明寺に私民の乱入狼藉を停止す。
二二九一	一二九九	甲戌	十月、島津貞久に中宮職領大隅国寄郡内下大隅郡以下の預所職を賜す。
二二九二	一二九九	乙亥	後醍醐天皇
二二九三	一二九九	正和五	正月、幕府、正八幡宮の修理をなさしむ。
二二九四	一二九九	嘉歷三	十月、幕府、正八幡宮の修理をなさしむ。
二二九五	一二九九	己巳	十二月七日、国分金剛寺鐘銘。
二二九六	一二九九	元弘三	台明寺に私民の乱入狼藉を停止す。
二二九七	一二九九	癸酉	四月、島津貞久大隅守護職に補せらる。六月、禰寢清成・同清有所領を安堵さる。九月、 台明寺に私民の乱入狼藉を停止す。
二二九八	一二九九	建武元	十月、島津貞久に中宮職領大隅国寄郡内下大隅郡以下の預所職を賜す。
二二九九	一二九九	甲戌	後醍醐天皇

西暦	年号	内容
一三三六	延元元 丙子	三月、畠山直顕、日向大隅方面に至り、島津氏と共に肝付氏を討つ。
一三三八	三 戊寅	三月、吉岡孫次郎入道日当山城を奪う。皇山直顕、土持宣栄に檄す。
一三四〇	後村上天皇 興国	十一月、幕府島津頼久（守護貞久の庶長子）に桑西郷・桑東郷を賜う。是歳正國寺修當愁訴す。正八幡宮放生会。
一三四三	三 癸未	庚永年中、本所口入にて正八幡宮と帖佐新正八幡宮の争論和解す。
一三四五	正平三 己丑	石清水神與動座について正八幡宮に院宣。
一三五二	七 壬辰	二月十八日、正八幡宮火災。六月、島津貞久、重久篤兼等の兵を大隅守護所に集結す。
一三五三	八 癸巳	八月、肝付兼重、石井中務丞を大隅に攻む。石井援兵を島津氏に請う。
一三五六	十一 丙申	七月、畠山直顕、調所・姫木諸氏を招き、其子宗泰をして氏久を攻めしむ。
一三五七	一二 丁酉	十月、氏久、大隅の敵味方の交名を録進して教書を請う。
一三五八	一三 戊戌	八月、義詮、貞久に薩摩・大隅守護、其の他国内外の旧領・新恩地を安堵す。十月、氏久
一三六一	一六 辛丑	三条泰季に降り、共に加治木岩屋城を攻略す。
一三六二	一七 壬寅	三月、三条泰季・畠山勢と加治木浜に戦う。九月、氏久、正八幡宮に岩河村を寄進す。
一三七六	天授二 丙辰	正月、正宮政所下文。十月二十日、氏久、姫木弥四郎に安堵状を発し、帰順を勧む。
一三七七	元中五 庚午	四月、正八幡御教書。六月、正八幡宮社司能性と帖佐新正八幡宮との争論。
一三六一	丁巳	六月、園城寺・中納言法眼を正八幡宮執印職に補す。
一四〇七	戊辰	九月、畠山直顕、正八幡宮に立願、元久と改名す。
一四一〇	一月、大隅三千町歩より追徴段銭九千六百両徵収す。	正八幡總大宮司北村河内守入道了覺の社務記。
一四四一	後龟山天皇 元享十二 辛酉	九月、島津孝久、正八幡宮に立願、元久と改名す。 是歳正八幡宮造営、是年間菊池左馬守正勝大隅に逃れ、彌勒院にかくる。 八月、酒井正俊陳狀。（正宮文書） 三月、三州守護島津忠国、樺山孝久等をして大覺寺義昭を櫛間院永徳寺に自刃せしむ。志布志大慈寺は安國寺と兼任となる。

西暦	年号	内容
一五二七	七丁亥	五月、帖佐地頭島津昌久、加治木地頭伊地知重貞と共に叛す。六月、忠良、加治木・帖佐を陥れ、昌久等を誅す。八月、勝久、再び樺山信久を攻む。十一月、本田董親・新納忠勝等、勝久に叛して正八幡神官を攻む。為めに正宮炎上す。
一五二九		正月、祁答院重武、伊知地重辰を倒し、山田城を陥れ、肝付兼演、加治木を略す。
一五三〇	享禄二己丑	十一月、本田親尚、北郷忠相と大隅春山原に戰て敗退す。
一五四一	天文十辛丑	二月、島津忠広・北郷忠相等十三氏連合して樺山幸久を攻め、貴久、伊集院忠朗をして樺山氏を救わしむ。
一五四二	三庚寅	是歳、本田兼親、北郷久利を攻めて都城に走らす。
一五四三	十一壬寅	是春北原祐兼・本田氏を攻めて勝つ。三月、忠良・貴久・北原祐兼と結ぶ。
一五四六	十二癸卯	六月、勅使四辻參議中将季遠、国分寺に経文を納む。
一五四八	十三丙午	是歳、兵火にて正八幡宮炎上す。
一五四九	十四戊申	八月十五日、世戸口美作守秀辰、伊勢に詣ず、京都にて近衛種家と会う。
一五五〇	十五己酉	三月、本田親和・姫木城に拠り、上井筑前守・清水城を襲わんとす。八月、伊集院忠朗・貴久の命にて日当山を抜き(日当山城主白坂助左工門墓、城下東方にある)、遂に姫木城を攻圍、本田董親・北原兼守を降す。十月、本田董親叛す。忠良之を攻めて、董親・親兼父子を莊内に敗走せしむ。
一五五五	二〇辛亥	二月、隅州万善御大良八幡諸社職座敷之次第書。三月、肝付兼演、入来院・東郷・祁答院・蒲生等と共に叛し、吉田城を襲わんとす。貴久・新納忠元等に之を守らしむ。五月、伊集院忠朗・加治木の肝付兼演を攻む。十一月、忠朗・兼演を降す。
弘治元	二十三甲寅	是歳、島津貴久・正八幡宮再建を心労す。九月、島津忠良・正八幡宮建立の縁旨を立す。正月、貴久軍・北村城を攻めて苦戦す。三月、貴久方、祁答院良重を破り、岩野原に陣し、

		西暦	内容
		慶長元丙申	
一五六		一五九六	
一五九九		一六〇〇	
一六〇〇	四己亥	一六〇二	
一六〇二	五庚子	一六〇四	
一六〇四	七壬寅	一六〇六	
一六〇六	九甲辰	一六〇七	
一六〇七	十一丙午	一六〇八	
一六〇八	十二丁未	一六〇九	
一六〇九	十三戊寅	一六一〇	
一六一〇	十四己卯	一六一〇	
一六一〇	十五庚辰	一六一〇	
一六一〇	十六辛巳	一六一〇	
一六一〇	十七壬午	一六一〇	
一六一〇	十八癸未	一六一〇	
一六一〇	十九元和元	一六一〇	
一六一〇	二十乙卯	一六一〇	
一六一〇	二丙辰	一六一〇	
一六一〇	三丁巳	一六一〇	
一六一〇	四戊午	一六一〇	
一六一〇	五己未	一六一〇	
一六一二		一六一〇	
一六一九		一六一〇	
一六二一		一六一〇	
一六二二		一六一〇	
七		一六一〇	
辛酉		一六一〇	
正月、		一六一〇	
龜寿、		一六一〇	
金剛寺に鰐口寄進。		一六一〇	
四月、		一六一〇	
韓國大明神棟札。		一六一〇	
七月二十一日、		一六一〇	
島津義弘卒す。		一六一〇	
二月、		一六一〇	
國分衆中起証文。		一六一〇	
閏六月、		一六一〇	
幕府一国一城の制を布く。		一六一〇	
三月、		一六一〇	
貫明公石塔。十月、幕府煙草の栽培及び売買を禁ず。是歲藩債銀千貫に達す。		一六一〇	
九月、家久、松平氏の称号を授けられ、薩摩守に任じ、次いで帰国す。		一六一〇	
是歲田祿稅を武士に課し一石に付一両三分を四分に、百石以上一万石までは祿高の四分の一減に改訂、社寺領は三分の一をとどめて他は勘落。		一六一〇	
二月、		一六一〇	
國分衆中起証文。		一六一〇	
四月、		一六一〇	
韓國大明神棟札。		一六一〇	
七月二十一日、		一六一〇	
島津義弘卒す。		一六一〇	

一六二四	一六二八	一六二九	一六三二	一六三四	一六三五	一六三六	一六五〇	一六三六	一六三五	一六二八	一六二九	一六三二	一六三四	一六二四
寛永元 甲子	戊辰	己巳	壬申	壬申	明正天皇	後光明天皇	慶安三	十二	乙亥	六	己巳	明正天皇	後光明天皇	寛永元 甲子
十一 十 戌寅	東山天皇 元禄三 乙亥	貞享元 四 丁卯	天和三 二 甲子	發亥 丙午	靈元天皇 明暦三 四 己亥	後西天皇 丁酉	寛文二 戊戌	万治二 壬寅	甲辰 八月八日、宇都芦江社華表柱碑。	十三 丙子	十四 辛卯	十五 丁酉	十六 戊戌	十一 甲戌
正月二十日、島津家久正八幡宮へ初參詣。 正月二十六日、熊野權現造立す。八月、石闕文書卷數請書。十月二十一日、真応正人修行記。	二月、初めて牛馬改を行つて牛馬札を交附し、牛馬出銀を課す。 六月、加治木銭の鋳造を止む。 正八幡宮符息長宿禰宛。（正宮文書）	三月二十八日、正八幡宮、家久祈誓す。○早鈴神社、欽奉造立講衆廿一人碑。 十一月、検地文書、国老より桑幡左馬頭宛、是頃、新川河道改修。龍伯公姫熊野權現造立。 一月十六日、徳田太兵衛死去。八月、家光將軍襲職につき、家久領知高判物を受く。薩隅日の高六十万五千石余、初めて別に琉球高十二万三千七百石を許さる。藩債銀八千貫に及び諸士上知の議あり。	八月十日、島津家久正八幡宮へ初參詣。（正宮文書）											

西暦	年号	内容
一六九九	十二月己卯	若宮八幡棟札。
一七〇五	宝永二年乙酉	十二月二十五日、霧島噴火。
一七〇六	三丙戌	清水郡田川に堰堤を築き、清水・国分・西国分に灌漑す。鳴子大明神棟札。
一七〇八	五戊子	二月六日、国分祠官の後昆、浜崎杉兵衛歿（大平次の祖）。
一七一〇	七庚寅	島津久連公奉納鉢箱（三光院）。
一七一一	中御門天皇	十二月、郡奉行汾陽盛常、新田用水差立（国分宮内原新田工事）。
一七一二	正徳元年辛卯	十一月、愛宕神社創建。
一七一六	二壬辰	正月、霧島山噴火、錫杖院及び民家焼失し、田畠埋没す。是歳、空順和尚弘化。
一七一七	三癸巳	二月、霧島山噴火を始む。四月、国分宮内原用水工事成り、翌月新田竣工す。
一七二二	四甲辰	五月十八日、日吉山王社、東林寺人數建立す。五月空順石室境内の碑。洪水となる。島津吉貴、憲英法印に命じ弥勒院再興す。
一七二三	五庚子	正月、家老義岡久守等、島津吉貴の隠居方の役を命ぜらる。八月、空順石室境内碑。
一七二四	六辛丑	三月、内検丈量を竣する。十月二十四日、福山牧之原馬追、宮浦大明神に神馬奉獻す。
一七二六	七壬寅	四月、前年来飢饉、諸外城築結実し、之を以て助命す。八月、樺山主計、奈氣木杜に楠を
一七二八	八癸卯	補植す。
一七三一	九甲辰	十二月十九日、中山神社石灯籠。
一七三二	十丙午	是歳西国筋一帯飢饉薩藩甘諾あるを以て飢民なし。五月廿八日空順石室境内の碑。
一七三四	十一戊申	是歳木村探元上京し、禁裏及び院御所の屏風を画いて大式法橋に叙す。
一七三七	十二庚戌	八月、空順石室境内碑。
一七四〇	十三辛亥	六月二十二日、遠寿寺日蓮像造立す。是歳、憲英法印、白鷺池弁財天建立。
元文二年	十五壬子	桜町天皇
五庚申	十六辛亥	
元文二年	十七壬子	
五丁巳	十九甲寅	

西歴	年号	内容
一八〇四	文化元年	九月、中山神社石灯籠。
一八〇五	二	三月、安槻熊野大権現碑。
一八〇八	戊辰	二月二十日、於千万様、安槻熊野権現、唐金華瓶一対寄進す。島津斉宣、安槻に湯治す。
一八〇九	己巳	二月廿八日、松永用木竣工水神碑。
一八一〇	庚午	五月、幕府の天文方伊能忠敬封内測量に着手す。
一八一二	壬午	八月、正八幡宮符酒井為初宛。（正宮文書）七年七月、熊野神社献燈。
一八二六	丙戌	日当山東郷山王社再興す。
一八二七	丁亥	十月、桐野太兵衛大隅に製糖を免許さる。
一八三二	壬辰	六月、大旱、雨乞の百姓踊盛行す。十二月、調所広郷財政整理の功を貢せられて大目付格
一八三七	丁酉	から家老格側詰勤に任せ。中福良日枝神社石祠。（四年五月）
一八四三	己亥	幕府の領知高判物を受く。合高六十万五千六百七石余。
一八四四	丁酉	十月、神宮社司谷口盛郷の旧記写文、隼人塚・放生会の記録あり。
一八四五	己亥	是冬筑後松崎より技師を聘し、生蠅石紋りを試む。
一八五三	嘉永四	十二月、三国名勝図会六十巻なる。
一八五四	甲辰	是歲山元莊兵衛、楠の人工実生法を発明す。
一八五五	乙巳	六月、国分小村新田工事に着手す。
一八五五	辛亥	三月、国分小村新田略々竣工す。
一八五六	癸丑	十二月二十四日、島津齊彬、山王社參詣す（齊彬封内東目巡見の途次）。
一八五五	甲寅	是歲領内警備隊の編成、帖佐、加治木製塙を実施。
一八五五	戊午	七月、齊彬の建議に係る日の丸船章を制定す。八月、帖佐鉄山に石見鋼吹工を聘用す。
一八六二	壬戌	三月、幕府練習艦日本丸、鹿児島に到る。鹿児島鶴丸城より国分舞鶴城への移転、計画案あり。四月九日、無謀なる大和魂についての諭書あり。
一八六三	癸亥	九月、早鈴神社雨乞木札。
文久二三	壬戌	十月、重出来臨時附加税。
一八六二	癸亥	三月二日、中山神社絵馬。

							一八六三	三 癸丑	九月、正八幡宮符酒井為春宛。（正宮文書）
							一八六八	明治元 戊辰	三月、神祇事務局、神仏分離を達す。水天淵水神碑閏四月、神仏分離を藩内に布告し、次いで寺院を廃合す。十一月、新錢を発行す。
							一八六九	二 巳巳	四月、大久保利道、贋貨鑄造の停止を藩庁に勧告す。六月、曇・與頭・横目を廃し、小隊長以下を置き、諸郷常備隊を編成す。島津家並に藩内士民祖先の祭式を神式に改む。
							一八七〇	三 癸午	八月、寺領没収す。
							一八七一	四 辛未	○弥勒院内に明道館を創立、二年後閉鎖す（宮内小学校前身）。
							一八七二	五 壬甲	○神社奉行を廃し、神事を執政の所任とす。○士族自裁の風を止め、公裁を受けしむ。八月抱地を自作地と改称し、其反別を四町以下に制限し、また地郷自作地を禁ず。
							一八七三	六 癸酉	○郷士持高兼併の弊を戒む。
							一八七四	七 甲戌	六月、鹿児島神社を国幣中社に列せらる。七月十四日、廢藩置県。
							一八七五	八 乙亥	十一月、薩隅日三国の七県を廃し、鹿児島・都城・美々津の三県を置く。
									○浜之市局創設。○襲山郷校を設立す。
									二月、是頃郡制を布き、郡長・副長・里正・副正・戸長等を置く。
									五月、都城県所管大隅国始羅・菱刈両郡と桑原郡の内栗野・横川両郷を鹿児島県に併す。
									六月二十三日、天皇鹿児島行幸中、三山陵御遙拝。十一月九日大陰暦を廃し、太陽暦を採用、よつて十二月三日を以て明治六年一月一日とす。
									○永野是助、文学教授所を開設（松永小学校前身）。
									一月、都城・美々津両県を廃し、大隅国を鹿児島県に併せ、日向国一円を以て宮崎県を新設す。○浜之市小学校設立。○西襲山小学校設立。○保食神碑（野久美田）。
									一月、各大区に区長を置く。三月廿五日国幣中社鹿児島神社官幣中社に昇格、神宮号を賜る。十二月十六日浜之市郵便取扱所設置。
									六月、変則小学校規則を定む。七月諸郷々校の初級一級生に正則教育を施す。十二月正則による小学校教育の施行を達す。○小浜小牧星原池用水池となる。

西暦	年号	内容
一八七六	丙子	四月、正則小学校則を定む。 ○松永文学教授所閉鎖。
一八七七	丁丑	二月十七日、西郷隆盛率兵上京の途につく。六月加治木出張所の開設を達す。 十月、加治木坂県庁の營繕なる。○加治木出張所を廃す。
一八七八	戊寅	三月、変則宮内小学校・小田小学校・野久美田小学校・真孝小学校・同住吉分校開校。 ○永野是助松永文学所を再開。
一八七九	己卯	二月十二日、正則の宮内小学校創立（四学級・四八名） ○姫城小学校開校。
一八八〇	庚辰	四月、松永小学校開校（男女六〇名）。西襲山小学校、朝日・糸走に分教場を開校。 ○浜之市新田工事着工。○小浜分教場、国分郷役場より教師派遣。
一八八二	壬午	○真孝小学校・住吉小学校と統合し、真浜小学校となる。
一八八三	癸未	二月、地券交付。八月二十五日、暴風雨のため松永小学校舎倒壊。
一八八四	甲申	九月二三日、留守景次邸棟札。○小田小学校・野久美田小学校と統合し、小野小学校と改称す。
一八八五	乙酉	五月四日、鶴丸八兵衛、新川渕の温泉を発見。六月、霧島川大洪水・水田決壊。
一八八六	丙戌	四月、小浜小学校創立。真浜小学校を富隈小学校と改称。姫城簡易科小学校と改称。 十月、宮内尋常小学校と改称。十一月十三日、水神碑（日当山戸長、野村綱紀）。
一八八七	丁亥	十二月、内村湯之元・木房大津川原堤防水神碑。
一八八八	戊子	四月、大隅伊佐・曽唸郡を二分す。（西讃郡西国分村、桑原郡西襲山村） ○西襲山尋常小学校と改称。○濱ノ市納屋町、県道変更願両年度。
一八八九	己丑	四月二三日、第一回村議会議員選挙。五月、水天測取入口巻堰改修碑。
一八九〇	庚寅	十一月、熊野神社献燈。十二月、中福良尋常小学校創立。

一八九一	二十四 辛卯	二月、御真影奉戴。七月、鹿児島本線、門司・熊本間開通。 十月、教育勅語下賜。
一八九二	二十五 壬辰	三月十日、松永田の神。四月、学制改正、尋常小学校に改称。 十一月、熊野権現社石灯奉納、森喜左衛門他。
一八九三	二十六 癸巳	○西轍轍郡西国分村と改称。○小浜・川尻間一級国道開設。 七月、旱鈴神社雨乞の覚書。
一八九四	二十七 甲午	○西轍轍山尋常小学校に高等小学校を附設す。
一八九五	二十八 乙未	七月八日、清国に対する宣戦の詔勅。
一八九六	二十九 丙申	○始良郡西国分村に改称。
一八九七	三十 丁酉	十一月、官幣中社鹿児島神宮を官幣大社に列す。
一八九八	三十一 己亥	○村農会法施行。○富隈尋常小学校に高等小学校を附設す。
一八九九	三十二 庚子	三月二十日、始良・曾於・桑原郡を始良郡とし、西轍轍山郷を西轍轍山村と改称す。
一九〇〇	三十三 辛丑	三月三十日、宇都溝水利組合、耕地改良工事完成。
一九〇一	三十四 壬寅	○浜之市・霧島間国道開通。
一九〇二	三十五 癸卯	○浜之市・川尻両新田完成。松永宇都報効農事小組合設立(明治31年)。
一九〇三	三十六 癸卯	○日当山青年団結成。○嘉例川山ノ湯温泉場建築(39年竣工)
		○川尻新田、高潮で堤防一部決壊。
		六月十日、鹿児島・国分間、国鉄開通、隼人驛営業開始、駅名は国分駅。
		十一月二十五日、日当山共同温泉落成。○浜之市・加久藤間、二級国道開設。
		十月、隼人駅巡査駐在所設置。
		十一月十六日、西轍轍山郵便受取所設置。
		十二月二十六日、隼人駅公衆電報取扱開始。
		一月十五日、嘉例川駅営業開始。
		四月一日、隼人駅弁当舖壳開始。四月、尋常・高等の併置により小学校名改称。
		九月一日、水天測用水取入口改築記念碑。

西暦	年号	内容
一九〇四	三十七 甲辰	○始良郡立屠畜場設置。 ○嘉例川巡查駐在所設置。 二月十日、露国に対する宣戰の大詔。
一九〇五	三十八 乙巳	八月一日、隼人駅菓子・果物触壳開始。 ○水天渕発電所・小鹿野発電所運転開始。
一九〇六	三十九 丙午	○人力車利用さる。 ○東郷消防組結成。
一九〇七	四十 丁未	四月一日、西襲山郵便取扱所を日当山郵便局に改称。
一九〇八	四十一 戊申	九月五日、日露講話條約調印。
一九〇九	四十二 乙酉	十月二十六日、愛國婦人会西襲山委員区結成。 ○錦織寺浜之市別院開山。 ○西襲山村農会設立。
一九一〇	四十三 庚戌	○日当山村東郷巡查駐在所設置。
一九一一	四十四 辛亥	五月、西国分村日露戰役從軍碑。 六月、日露戰役忠魂碑。
一九一二	一九一三 大正天皇	十月、女子実業補習学校を小浜・松永両尋常小学校に併設す。
一九一四	壬子	十月二十八日、有馬純文侍従、皇太子殿下の御代拝のため高屋山上陵参拝。
一九一五 大正元年	癸丑	四月、学制改正令に従い、義務教育年限六カ年とし、高等科修業年限を二箇年とする。
一九一六		九月、小浜小学校現在地に移転。
一九一七		六月一日、隼人駅構内人力車營業認可。
一九一八		十一月、八代・鹿児島間鉄道全線開通。(現在の肥薩線経由)
一九一九		十月十四日、後藤鉄道院総裁隼人駅巡視。
一九二〇		十一月、加治木電氣株式会社創立。 ○西襲山村役場移転。
一九二一		九月二十一日、暴風雨のため隼人駅、貨物上屋倒壊。
一九二二		八月十一日、日当山共同温泉決壊。
一九二三		九月八日、同仁貯金合資会社設立。
一九二四		十一月三日、錦織寺浜之市別院門竣工。

一九一四

三
甲寅

○宮内警察官派出所設置。

一月十二日、桜島大爆発、午後六時三〇分猛烈なる大地震、納屋に避難民上陸。

一月十三日、鳴動愈激甚、降灰數寸、天日晦く、日中灯を点じて執務、避難民前日に倍せるにより、臨時列車（隼人駅→吉松駅）を運転す。

三月五日、日当山共同温泉復旧なる（電気モーターで揚水）。早鈴社献燈。

六月、輪島神社記念碑。六月四日、暴風雨のため列車運転支障。

八月二十五日、鹿児島市外鴨池飛行場で坂本式飛行大会。

十月十一日、鹿児島・重富間怒濤で線路決壊、通信一時杜絶。

○浜之市新田堤防高潮のため決壊。

一月廿四日、古川長吉死去。七月十四日、午前九時十四分・同五十五分地震。

八月十八日、山之湯温泉建築記念碑。九月廿日、武安園田開田地主懇会。

十月、日当山報徳会結成。

十二月四日、西襲山青年時習倉と改称。

三月、水天測巻堰修築記念碑。

四月一日、弁当触壳營業を隼人駅より鹿児島に移す。

九月一日、表木山信号所開設。

十一月、浜之市納屋桜島爆発堤防修築記念碑。

東郷堤防用水神碑。二十四日、屠場保食神碑。

○嘉例川を起点とする高屋山陵道を県道として開通。

二月二十八日、山の湯温泉記念碑。

三月四日、国分浜之市で東京大相撲興行。

七月二十五日、西襲山村教育組合組織なる。

十二月十日、西襲山・宮内実業補習学校開設。

○富隈尋常小学校学林地として稻荷山を寄附。

三月、姫城泉帶橋附近耕地整地記念碑。

一九一八

一九一七

一九一六

一九一五

四
乙卯

五
丙辰

六
丁巳

七
戊午

西暦	年号	内容
一九一九	八 己未	十月二十六日、表木山転轍舎弄火で火災。 隼人塚天然記念物として指定。
一九二〇	九 庚申	○隼人産業組合設立。 ○浜之市新田一部高潮で決壊。 二月二十五日、日当山醸造株式会社設立。
一九二一	十 辛酉	三月三十日、皇太子殿下隼人駅下車、人力車にて高屋山上陵参拝。
一九二二	十一 壬戌	九月十五日、国分浜之市東京大相撲興行。
一九二三	十二 癸亥	十月、浜之市納屋町氏子中、えびす弁財天を奉祀。 ○浜之市、加久藤線、国道、県道に指定される。
一九二四	十三 甲子	三月三日、隼人塚及び大隅国分寺址史蹟に指定される。 八月、妙見発電所第一号機発電開始（中津川）。十月、松永河川改修記念碑。 ○薩摩興業株式会社、浜之市新田の耕地整理竣工。
一九二五	十四 乙丑	三月十五日、松永・中福良尋常小学校に高等科を設置。二十六日、浜之市郵便局舎新築。 四月、尋常高等小学校に改称。小浜尋常高等小学校旗制定。 ○鑰島神社記念碑。 五月五日、高松宮宣仁親王殿下、鹿児島神宮御参拝。 七月十一日、浜之市郵便局舎移転新築。 四月、妙見発電所第二号機発電開始（金山川）。
		二月、出水郡阿久根町中献灯、空順石室境内。 三月、熊野神社御成婚記念、石垣百七〇間完工記念碑。
		五月五日、高松宮宣仁親王殿下、鹿児島神宮御参拝。 ○中村鮮魚店貨物自動車で輸送開始。 ○住吉浜飛行場にて石神中尉試験飛行。 ○竹下勇、海軍大将となる。 ○西之海（本名松山伊勢助）横綱となる。 二月二十五日、秩父宮雍仁親王殿下、自動車にて高屋山上陵御参拝。

一九二六	今上天皇	昭和元	丙寅	二月、山ノ湯温泉・県道間架橋竣工。	三月七日、伽藍神社々号標。三月八日、錦織寺浜之市別院石塀竣工。	三月十八日、高松宮宣仁親王殿下、霧島神宮御参拝。
一九二七				四月、宮内実業補習学校 男子部は西国分公民学校に統合し、女子部のみ存続。五月二十日、隼人駅構内自動車営業開始。七月、青年訓練所を宮内小学校他に附設す。		
一九二八		二 丁卯		○隼人青年学校独立す。姶良郡で噶矢とす。	一月十五日、木ノ峯坂改修工事着工。	
一九二九	三 戊辰			三月二十一日、山ノ湯温泉新築落成。四月、西国分村役場真孝九九八番地に移転。		
一九三〇	四 己巳			○東襲山中等公民学校、松永分教場附設。五月十日、中山神社殿改築。大津川原水神碑。八月十一日、天降川洪水のため日当山共同温泉埋没。	九月二十八日、日当山小学校後援会設立。	
一九三一	五 庚午			十月、米之津・八代間連絡なり、旧鹿児島本線を肥薩線と改称す。	十月、中津川原水神碑。十八日、宮内小学校旗・校歌制定、(東郷平八郎揮毫)、二十四日、宮内小学校講堂落成、小学校の独立講堂としては噶矢。	
				四月一日、隼人町制実施。十日、木ノ峯坂貫通す。六月一日、宮内青年訓練所、西国分公民館を充当。	○宮内警察官駐在所として鹿児島神宮坂拝殿を解体移築す。	
				一月十三日、高松宮宣仁親王殿下高屋山上陵御参拝。中福良日枝神社昇格記念碑。		
				二月、国分町で全国農民組合鹿児島県連合第一回大会開催。三月八日、朝日坂道路工事起工。三月十六日、宮内小学校国旗掲揚台設置。四月十七日、掌典次長本多正復、勅使として高屋山上陵御差遣。九月一日、隼人駅を西国分駅と改称。青木神社記念碑。		
				一月一日、西襲山村を日当山村に改称。一日、蛭兒神社改築記念碑。		
				二月五日、小野小学校旗制定(東郷平八郎揮毫)。		
				三月、小村新田干拓工事竣工。		
				四月一日、国分警察署浜之市警察官派出所開設。十七日、道路改修記念碑(旧松永小)		
				五月二十二日、侍従岡本愛祐御代拝として高屋山上陵に御差遣。		
				六月、妙見発電所第三号機発電開始(金山川)。		
				九月十五日、西國分駅を隼人駅に改称。		

西暦	年号	内容
一九三一	辛未	十一月、小浜尋常高等小学校奉安殿落成。 ○淨土真宗錦織寺派遍照寺現在地に移転新築す。 ○早鈴神社雨乞石移築再建す。
一九三二	壬申	四月十三日、青木神社拡張記念碑。 五月二十四日、中村自動車開設。早鈴社献燈。四月十八日、松永耕地整理組合設立認可。 ○菅原社号標。
一九三三	六月	三月、中村自動車開設。早鈴社献燈。四月十八日、松永耕地整理組合設立認可。 ○菅原社号標。
一九三四	七月	七月二十四日、西襲山剣友会結成。 八月二十八日、日当山婦人会結成。
一九三五	八月	十月十八日、嘉例川駅前より上ノ堀切道路工事着工。
一九三六	九月	十二月六日、国分・都城間鉄道全通。八代・隼人間を肥薩線、小倉・鹿児島間を日豊線とする。 十九日、日当山・清水村県道全通。 ○小浜産業組合設立。
一九三七	十月	一月十日、耕地整理記念碑、東郷高畠地区起工(時局匡救土木事業)。
一九三八	十一月	一月十八日、日当山校区女子青年団結成。 五月二十九日、中福良小学校後援会結成。
一九三九	十二月	七月、熊野権現社献灯二基。 十月八日、霧島川改修工事起工、松永耕地整理組合。
一九四〇	一月	十月十日、耕地整理完工(東郷高畠)。三月十日、早鈴神社鳥居奉獻。
一九四一	二月	四月三日、隼人町葉煙草収納所記念碑。
一九四二	三月	五月一日、隼人駅前郵便局開設(無集配局)。 ○日当山・重久間道路開通。
一九四三	四月	四月二十六日、松永橋架設記念碑。 八月六日、隼人郵便局、電報受付、窓口通話事務開始。 二十三日、浜之市郵便局舎新築。
一九四四	五月	十月四日、省當自動車国分線(隼人・古江間)、 營業開始。 十月八日、松永河川改修耕地整理竣工式及び記念碑。
一九四五	六月	○富隈尋常高等小学校講堂落成。
一九四六	七月	十一月十日、天皇陛下陸軍特別大演習、隼人野外統監部臨御、鹿児島神宮御神押。
一九四七	八月	五月一日、鹿児島無尽株式会社設立。
一九四八	九月	五月十六日、山階宮大妃、久邇宮大妃両殿下、霧島神宮・鹿児島神宮御神押。
一九四九	十月	七月二十三日、風水害のため隼人・北俣間、隼人・表木山間、隼人・国分間鉄道不通。
一九五〇	十一月	十一月一日、隼人駅前郵便局を隼人郵便局に改称。 十六日、隼人郵便局集配事務、保険

十二月十一日	日豐本線、門司・鹿兒島間に普通急行一往復新設。
十五日	省営自動車浜之市支線（隼人・敷根間）営業開始。
○隼人通運株式会社	営業開始。
十一月十日	汾陽盛常翁頌徳碑。
十二月二十九日	泉帶橋竣工式。
五月二十九日	上山鹿野橋竣工式。
○日当山橋竣工	
六月、紀元二千六百年鹿児島県奉祝会設立、記念事業として三山陵、鹿児島神宮等聖蹟顕彰施設助成決定。富隈稻荷神社献燈、改築記念碑。	
二十日、朝香宮鳩彦王殿下、鹿児島神宮等御参拝。	
八月十五日、隼人郵便局電報配達開始。	十月十六日、台風来襲、県下の死者九人。
二月、小浜尋常高等小学校梅林造成。	
五月十四日、東久邇宮稔彦王殿下、鹿児島神宮等御参拝。	
六月、可愛山陵・高屋山上陵参拝道路改修起工式。	
七月十五日、鹿児島放送局隼人ラジオ放送所開設。	九月十一日、台風来襲、死者二〇人。
十月十六日、照宮成子内親王殿下、鹿児島神宮御参拝。	
十一月二十日、賀陽宮恒憲王殿下、同妃殿下、鹿児島神宮御参拝。	
○春山道路貫通。	
三月、可愛山陵、高屋山上陵参拝道路改修竣工式举行。	四月十三日、風水害。
○小学校を国民学校に改称。	
六月二十六日、高松宮宣仁親王殿下、鹿児島神宮御参拝。	
七月二十四日、久邇宮家彦王殿下、鹿児島神宮御参拝。	
十月、台風来襲、死者三人。	
十二月八日、米英両国に宣戦の大詔渙発。	二十一日、宣戦奉告祭勅使を鹿児島神宮に御差

西暦	年号	内容
一九四二	壬午	遣。十日、鹿児島銀行国分支店所屬隼人出張所開設。 ○豊國製粉株式会社操業
一九四三	癸未	二月七日、鹿児島無尽株式会社、本社を鹿児島市に開設、同時に隼人支店となる。 四月一日、九州電力株式会社隼人営業所設置。
一九四四	甲申	八月二十七日、台風米襲、死者五一人。 九月二日、三笠宮崇仁親王殿下、高屋山上陵・鹿児島神宮御参拝。 十月十一日、鉄道で午前・午後制を廃し、二十四時間制実施。 十四日、鐵道開通七十周年記念日及び関門隧道開通祝賀会。
一九四五	乙酉	十一月一日、隼人通運株式会社設立。 四月、隼人海軍病院起工。六月二十五日、久邇宮多嘉王妃殿下、国分地方御視察。 七月、十三塚原海軍飛行場起工。八月二十日、台風米襲、死者六人。 ○学徒報国隊、北九州地区に動員。九月二十日、台風米襲、死者三二人。 十一月一日、運輸・通信省に整備改称す。二十九日、賀陽宮美智子女王殿下鹿児島神宮等御参拝。 十二月、隼人海軍病院を霧島海軍病院に改称。 一月十四日、女子学徒報国隊第一陣北九州工場へ動員。 二月十六日、霧島海軍病院開設。三月三日、愛宕神社改築。 七月一日、隼人・国分間省當自動車輸送中止。八月十五日、国分海軍航空隊発足。 十月五日、隼人駅公衆電報取扱中止。 四月一日、国立霧島療養所設置。 四月十七日、米軍機、国分大野原、溝辺十三塚原飛行場初空襲。 八月一日、隼人通運株式会社を日本通運株式会社隼人支店と改称。 八月十五日、天皇終戦の詔勅を放送。
一九四六	壬午	九月十七日、枕崎台風により中福良小学校講堂倒壊。十二月一日、国立霧島病院と改称。

一九四六

二十一 丙戌

四月一日、国鉄司法警察職員配置駅として隼人駅指定。
十日、第二十二回総選挙施行。

八月一日、隼人地区警察署日当山巡回派出所設置。
十一月三日、日本国憲法公布。

一九四七

二十二 丁亥

四月一日、国立療養所霧島病院に改称。

○国民学校を小学校と改称。高等科を廃止し、新制中学校に転入。
四月五日、知事市区町村長選挙投票日。二十日、参議院議員選挙投票日。

二十五日、衆議院議員選挙投票日。

○霧島第一中学校松永分教場開校。○隼人保健所開設。

五月一日、新制日当山村立日当山中学校開校。二日、新制隼人町立隼人中学校開校。
九月三日、元海軍燃料廠倉庫跡で授業中の県立加治木中学校、加治木に移転・隼人中学校
そのあとに移転。

十月十日、隼人駅前広場綠化植樹工事。二十三日、隼人駅構内踏切警手設置。

十二月六日、国分干拓第一工区着工。十二月十五日、隼人町農協共済組合発足。

三月三十一日、旧隼人青年学校跡に町立隼人高等学校新設。

四月一日、県下新制高等学校発足。七月二十日、国民の祝日に関する法律公布。

八月、農業協同組合設立。十月一日、日当山村森林組合設立。

二月、中福良小学校講堂落成。三月三十一日、隼人高等学校日当山教場を隼人本校に吸
収。

四月一日、日当山村へ編入され、日当山村立松永小学校に改称、日当山中学校松永分教場
を併設。

六月二十日、デラ台風米襲、死者六四人。二十四日、有限会社中村自動車商会に改組。
七月十七日、フェイ台風米襲、死者六人。八月十五日、ジュディス台風米襲、死者四三
人。

十一月二十五日、隼人駅、弘済会待合室売店営業開始。
十二月一日、隼人駅、弘済会待合室売店営業開始。

西暦	年号	内容
一九五〇	二十五 庚寅	三月十五日、鹿児島信用金庫国分支店隼人出張所営業開始。 三月十六日、隼人駅貨車十八両破損事故。○国分干拓第一区竣工。
一九五一	二十六 辛卯	四月一日、隼人高校吉松教場・栗野教場を分校に昇格。 一日、松永教場を閉鎖し、日当山村外二ヶ町村立日当山中学校に統合。 一日、富隈婦人会立富隈幼稚園開設。 二十三日、鹿教組始良伊佐支部教育会館落成式。
一九五二	二十七 壬辰	八月二十八日、鹿児島銀行隼人出張所隼人支店に昇格。 九月十三日、キジア台風、九州縦断、死者三人。 ○隼人漁業協同組合設立。 四月一日、隼人高等学校県立移管。五月一日、ヤマ工商事株式会社隼人営業所営業開始。 四日、南九州地方豪雨。二十五日、宮内原用水路改修記念碑。 六月十日、隼人駅営業開始五十周年記念祝賀会。 七月一日、ケート台風来襲、死者七人。一日、宮内幼稚園開園。 一日、国分市外四ヶ町一部事務組合として霧島伝染病棟組合開設。 二十一日、町上水道設備を隼人町議会可決。 八月十八日、マージ台風来襲、死者三人。 九月三十日、重成知事、日当山中学校を视察。
一九五二		十月一日、高千穂自動車株式会社設立。隼人町森林組合・日当山森林組合を合併隼人町森林組合と改称。十四日、ルース台風来襲、永浜地区高潮被害。
		二十日、株式会社旭相互銀行社名変更。十一月三日、頌徳碑（旧松永小学校跡）
		一月八日、宮内原新田普通水利組合を宮内原新田土地改良区に組織変更。
		二月一日、日当山中学校講堂上棟式。三月十日、日当山保育園開園（追田辰二殉職碑「追間」）。
		四月一日、隼人駅構内立壳、鉄道弘済会で運営。一日、町立隼人保育所発足。
		五月三十一日、社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団養護老人ホーム日当山春光園開園。

一九五六	三十一 丙申	六月、隼人保育所園舎落成式。七月一日、住民登録法実施。 九月一日、隼人駅、急行小口貨物の取扱開始。○婦人会立富隈幼稚園再設立。 十二月五日、日当山中学校電話設置。
一九五五	三十一 乙未	三月七日、町上水道工事起工式。 三月十八日、糸糸威鎧兜大袖付一領他重要文化財指定（鹿児島神宮所蔵）。 四月一日、隼人町教育長福元実徳選任。 五月三日、日当山村、町政施行。 九月十日、隼人町農業共済組合家畜診療所実質運営開始。 十月、熊野権現社殿改築竣工。 十一月七日、町生活改善運動申し合せにより七草合同祝。 二月一日、鹿児島信用金庫隼人支店昇格。 四月一日、隼人町、日当山町、清水村、姫城地区合併により隼人日当山町となる。 五月十日、野邊辰雄町長就任。 六月四日、隼人日当山町合併祝賀会。 六月九日、福元実徳教育長就任。 二十八日、町立隼人保育所設立。山口慶二助役選任。新地兼徳収入役選任。 七月九日、県北部豪雨。八月十七日、台風五号。 九月一日、町上水道給水開始。九月十四日、台風十二号。 十月一日、日本通運隼人支店新築落成。九日、熊野権現社殿改築記念碑。 二十七日、台風十五号。 四月一日、富隈幼稚園、公立幼稚園の認可。 十月二十一日、陸上自衛隊、鹿屋駐屯部隊、国分市に移駐。 十一月三十日、隼人町新庁舎落成。 二月二十日、豊國製粉株式会社隼人工場閉鎖。
一九五三	二十九 甲午	三月、日当山町外二ヶ町村学校組合立日当山中学校に改称。
一九五四	二十九 癸巳	七月十六日、県下に豪雨、死者五人。

西暦	年号	内容
一九五七		三月三十一日、鉄道隼人製材場廃止。国鉄国分線着工。 五月一日、鹿児島・都城間、吉都線経由デイーゼルカー運転開始。 六月二十六日、南九州地方に豪雨。
一九五八	丁酉	七月八日、参議院議員選挙。十五日、町上水道竣工式。 八月五日、中越バルブ工業株式会社隼人工場誘致契約締結。 九月七日、台風十二号米襲。十一月十日、日豐本線急行、鹿児島・都城間延長復活。 十二月八日、鹿児島銀行隼人支店新築落成。
一九五九	壬戌	○農村公衆電話、嘉例川、松永地区設置。 一月、小林工業株式会社設立。二月十三日、国鉄国分新線鍵入式。 四月一日、国鉄旅客、荷物、貨物運賃（一三%）値上。隼人日当山町を隼人町に改称。 五月二日、日当山中学校創立十周年記念式典。六月、町立隼人保育所、幼稚園舎落成。 七月二十六日、県下豪雨。八月二十一日、台風七号米襲。 九月五日、台風十号米襲。九日、新町建設審議会発足。二十六日、台風十六号米襲。 十月、隼人中学校創立十周年記念式典。 十二月、輪島神社社殿修築。
一九六〇	癸亥	○農村公衆電話糸走・中福良地区設置。 ○重久環状線開通。
一九六一	甲子	二月一日、中福良駅営業開始。三月、日当山小学校鉄筋校舎落成。 五月十日、学校給食開始。六月二十七日、山口慶二助役退任。新地兼徳収入役退任。 九月十五日、自転車税廃止による自転車の一斉登録開始。
一九六二	乙卯	○隼人中学校体育館竣工。○町内無煙火地区解消。 十月一日、日当山駅設置、営業開始。十五日、入湯税一部改正。 十一月二十二日、町中央公民館落成。十二月五日、隼人町視聴覚教育研究会発足。 一月一日、メートル法完全実施。飼犬取締条例施行。

三月一日、森山重義助役選任。二十日、町議会議員選挙。

二十一日、野辺辰雄町長第二回拓植農協移住調査員として渡米。

三十一日、宮内小学校ブール落成。

四月一日、医療法人敬和会隼人病院開設。

五月一日、隼人中学校、特殊学級設置。六月一日、小浜満収入役選任。

七月二日、医療法人仁心会松下病院開設。

十三日、隼人経済同友協同組合設立。八月八日、台風六号来襲。

九月二日、南国バス糸走路線開通。二十一日、隼人郵便局新局舎に移る。

二十二日、日豊線周り、博多準急ディーゼル「ひかり」運転開始。

十月一日、浜之市局、日当山局電話事務隼人郵便局に統合。

八日、新川川口揚水所記念碑。十七日、台風十八号来襲。

十二月、学校完全給食実施。

四月一日、町役場事務改善のため窓口一本化推進。小野小学校鉄筋校舎完成。

二十二日、妙見大橋竣工。○糸走水道工事完工。

六月十五日、永浜・小野地区漁協統合により隼人町漁業協同組合設立。

二十五日、隼人町商工会設立認可。

十月十二日、隼人町商工会館落成。

十二月一日、ディーゼル準急「太陽号」（志布志・鹿児島間）運転開始。

同 「えびの号」（吉松・鹿児島間）運転開始。

二十八日、上野簡易水道完工。

二月二十五日、隼人・日当山・兩森林組合合併契約調印。三月、宇都橋竣工。

四月一日、国鉄旅客（一四・五%）、貨物（一五%）値上。隼人町国民年金組合発足。

四月二十三日、松永宇都橋竣工碑。六月二十二日、上水道完工記念碑（配水池）。

○日当山小学校鼓笛隊結成。

七月十九日、隼人中学校ブール落成。

一九六一

三十六
庚子

辛丑

一九六〇

三十五
庚子

庚子

西曆年号	内容
一九六二 三十 王寅	<p>七月二十八日、八月三日までに台風十号、十一号、十二号相づいで来襲。</p> <p>九月十五日、台風十八号来襲。日当山中学校調理実習室火災。</p> <p>二十六日、中越バルブ工業株式会社隼人工場建設中止の申入れ。</p> <p>十月十日、第一回隼人町民体育大会。</p> <p>○農業改善事業実施。</p> <p>十一月一日、嘉例川簡易郵便局開局。</p>
一九六三 三十八癸卯	<p>四月一日、隼人高等学校を隼人工業高等学校に改称。</p> <p>農業構造改善事業開始。国営国分海岸保全事業着工。県下豚価下落。</p> <p>青少年保護育成条例施行。</p> <p>二十五日、町長選挙、初瀬哲夫当選。</p> <p>五月、森山重義助役退任。二十七日、豪雨。</p> <p>六月一日、教育長池田四郎選任。</p> <p>十月、初瀬哲夫町長就任。</p> <p>七月十四日、日当山中ブール落成。○小林工業株式会社、住吉新工場に移転営業開始。</p> <p>八月二十二日、台風十三号来襲。○隼人町社会福祉協議会、心配ごと相談所開設。</p> <p>十一月一日、旧浜之市局区、清水局区、郵便局区割統合。</p> <p>十二月一日、鹿児島放送局隼人ラジオ放送所、自動化運用開始。</p> <p>一月二十四日、豪雨農作物被害。二月十八日、小浜小学校・小野小学校完全給食実施。</p> <p>三月五日、郡畜産農業協同組合連合会、食肉センター操業。</p> <p>十二日、隼人町農業改善事業協議会設置。環境衛生都市宣言。隼人町名管町民条例制定。</p> <p>二十五日、隼人警察官駐在所、商工会館横に移転。○内山田橋竣工。</p> <p>四月一日、種子田深助役退任。二十日、国立鹿児島工業高等専門学校開校。</p> <p>三十日、町議会議員選挙。</p> <p>五月三十一日、小浜満收入役退任。</p> <p>七月一日、徳田茂収入役退任。隼人郵便局、普通局に昇格。</p>

八月一日、老人福祉法施行。三日、始良伊佐開発期成同盟。十三塚原に大型空港建設促進を決議。十八日、育すうセントラル着工。

二十九日、三十日、集中豪雨一四〇ミリ、小浜・浜之市間国道十号線上に土砂くずれ。

九月十五日、赤石灘粉工場操業。十月、日当山レストハウス落成。

十一月十四日、隼人町自衛隊父兄会結成。十九日、日当山家畜管理所竣工。

十二月一日、農林省国分海岸保全隼人工区事務所開設。隼人自動車専門学校開校。

二十五日、社会福祉都市宣言。○農村三作運動推進。

二月十日、富隈小学校創立九十周年式典。

三月十一日、林田産業交通株式会社、日当山営業所、レストハウス横に移転。

三十一日、町役場増築完成。

四月一日、国立鹿児島工業高等専門学校、県立隼人工業高等学校仮校舎より新校舎に移転。

国立療養所霧島病院、温泉治療棟竣工。

八月二十三日、台風十四号来襲。二十八日、自衛鑑「つげ」小島沖入港。

九月一日、隼人・富隈・日当山農協合併により、隼人町農業協同組合に改称。

十五日、日当山駅舎落成祝賀会。二十四日、台風二〇号で住宅全壊一〇戸。

十月一日、隼人町農村建設班結成。日応紡績株式会社操業。

十一月十二日、隼人町合併十周年記念祝典。二十七日、寺園知事を迎えて住民懇話会。

十一月二十八日、日当山小学校創立九十周年記念式典。

十二月十六日、日当山旅館街二十四棟火災。二十五日、富隈小学校ブール落成。

一月一日、「心に火をたく献本運動」開始。

二月一日、中間農業センサス実施。二十二日、宮内原用水路三面張改修事業承認。

三月五日、国鉄旅客（三一・七%）、貨物（一九%）運賃値上。六日、鹿児島信用金庫隼人支店移転。九日、宮内保育園開設。十八日、「家庭の日」設定。

四月一日、特急富士号、西鹿児島・東京間運転・隼人駅停車。

五月十六日、桜島一周・霧島コースに隼人町観光を生かす。町観光協会の重点目標。

二十日、町「心に火をたく献本運動」推進協議会発足。二十七日、国立療養所霧島

西暦	年号	内容
一九六六	丙午	病院温泉治療棟完成祝賀会。 六月八日、姶良信用組合隼人支店開設。二十六日、日当山侏儒どん橋竣工。 七月二日、六月から断続的な豪雨。
一九六七	丁未	八月一日、日当山侏儒どん記念碑橋横に移築。 六日、台風十五号米襲。表木山駅、下り信号機・待合室倒壊。 九月二十一日、松永郵便局開局。
四十二		十月一日、国勢調査の概数判明、町人口二五、〇〇一人、県下町村で第一位。 十一月十八日、学校給食センター開設。
四十三		十二月十五日、隼人町民憲章可決、制定。
四十四		○隼人駅附近区画整理審議会発足。○国分干拓入植者決定。 三月二十九日、隼人町農業自営青年クラブ結成。○鹿児島神宮社号標建立。
四十五		○隼人町宮内原土地改良区開設。
四十六		四月五日、隼人中央青果株式会社開設。二十四日、町長選挙、初瀬哲夫無投票当選。 五月十一日、隼人工業高等学校ブール落成。
四十七		七月十九日、日当山中学校創立二十周年記念式典。
四十八		六月五日、隼人し尿処理場操業。
四十九		八月五日、県国民健康保険健康管理施設「山の湯荘」開設。
五十		十月一日、社会福祉法人・吉富福祉会松永保育園開設。
五十一		一月一日、隼人町宮内原土地改良区合併。二十二日、県味噌醤油工業組合共同生揚工場火入れ式。三月十九日、池田四郎教育長死亡。三十日、日当山中学校特殊学級設置。
五十二		三十一日、中福良中学校を廃校し、日当山中学校に統合。○安楽橋竣工。
五十三		四月一日、砂川恵路教育長選任。十九日、町給食センター開設。
五十四		五月、九州紙工株式会社隼人工場操業。
五十五		十月、小浜警察官派出所を浜之市警察官派出所に吸収。

一九六八

四十三 戊申

十一月、国道十号線（鹿児島・隼人間）に花木の密生群を建設。
十二月五日、町教育委員会主催、青年大学開講。二十六日、隼人町農業共済組合事務所落成。

二月七日、隼人工業高等学校、木工機械実習室等火災。宮内田ノ神像、県指定。
二十五日、隼人郵便局、隼人駅前都市計画に伴つて引移転し、増改築。

四月一日、姶良郡医師会館落成。あさひ幼稚園開設。

三日、財團法人隼人町開発公社設立登記。

七月十二日、妙見橋竣工。八月、鹿児島三祐株式会社設立。

九月二日、九州紙工株式会社、新工場落成式。十月三十日、隼人町農業協同組合新築落成。

十一月五日、初瀬哲夫町長、農業調査研究団で東南アジア視察。

十二日、浜之市警察官派出所新築落成。十七日、宮内小学校創立九十周年式典。

三十日、松永土地改良区、圃場整理記念碑。

十二月二十五日、隼人町章選考委員会で決定。

一月二十日、大和ハウス工業株式会社隼人工場起工式。

三十一日、日本電信電話公社、鹿児島電気通信部監督事務所工事完了につき閉鎖。

三月二十六日、県営温泉ブル落成式。

三月十四日、東郷湯の元火災（被災十六世帯）

三月十九日、蘭田新太郎名誉町民受賞祝賀会。

四月四日、三校統合の日当山小学校開校。

四月十五日、湯田橋完工。

四月二十三日、參宮橋開通（災害復旧工事）

四月二十八日、初瀬哲夫町長三選（無投票）

四月二十九日、町商工会長龍波見正選任（前会長最勝寺辰郎）

八月五日、奥新川里山再開発第二期工事着工（二百五十ha）。

八月九日、野口橋架橋工事着工（災害復旧工事）。

一九六〇

一九六九

四十四 己酉

四十五 庚戌

十一月五日、初瀬哲夫町長、農業調査研究団で東南アジア視察。

十二日、浜之市警察官派出所新築落成。十七日、宮内小学校創立九十周年式典。

三十日、松永土地改良区、圃場整理記念碑。

十二月二十五日、隼人町章選考委員会で決定。

一月二十日、大和ハウス工業株式会社隼人工場起工式。

三十一日、日本電信電話公社、鹿児島電気通信部監督事務所工事完了につき閉鎖。

三月二十六日、県営温泉ブル落成式。

三月十四日、東郷湯の元火災（被災十六世帯）

三月十九日、蘭田新太郎名誉町民受賞祝賀会。

四月四日、三校統合の日当山小学校開校。

四月十五日、湯田橋完工。

四月二十三日、參宮橋開通（災害復旧工事）

四月二十八日、初瀬哲夫町長三選（無投票）

四月二十九日、町商工会長龍波見正選任（前会長最勝寺辰郎）

八月五日、奥新川里山再開発第二期工事着工（二百五十ha）。

八月九日、野口橋架橋工事着工（災害復旧工事）。

西暦	年号	内容
一九七一	辛亥	八月十八日、隼人町他一市二町広域森林組合合併研究会発足。 八月三〇日、鹿児島神宮社殿銅板葺き竣工。
一九七二	壬子	九月二十六日、町立体育館竣工（二、三五〇m ² 、総工費九千万円）。
一九七三	癸丑	十二月、レナウン、エンゼル電子工業跡を買収操業。
一九七四	甲子	一月二十日、新空港ビル完成。 一月二十二日、日当山中講堂を体育館に改装。
一九七五	乙卯	二月五日、隼人第一青果市場起工式。
一九七六	丙午	三月九日、日当山小屋内運動場完成。
一九七七	丁未	三月三〇日、隼人駅前土地区画整理工事完工。
一九七八	戊申	隼人駅前児童公園完成。
一九七九	己酉	四月二十七日、車工ヒ養殖場完工（MBC開発事業団）
一九八〇	庚戌	六月四日、収入役星原雅志選任。
一九八一	辛亥	六月五日、野口橋竣工。
一九八二	壬子	九月二〇日、最勝寺辰郎助役選任。
一九八三	癸丑	一月二十二日、隼人駅改築工事落成式。
一九八四	甲寅	六月三日、新空港線（糸走線）起工式。
一九八五	乙卯	七月一日、町国民保養センターひなたやま荘落成式。
一九八六	丙午	八月二十三日、町地域集團電話開通。
一九八七	丁未	九月十三日、皇太子・タキ殿下、第二十七回国民体育大会に臨席のため来町。日当山小、
一九八八	戊申	ブルーブラック竣工。
一九八九	己酉	三月十日、宮内小、体育館竣工。
一九九〇	庚戌	六月十日、日当山小、補助ブルーブラック竣工。
一九九一	辛亥	十月十七日、宮内原用水路支線三面張り完成。
一九九二	壬子	十一月二十四日、富隈小創立百周年記念祝典。

			一九七四
		四十九	甲寅
		五月一日、隼人町合併二十周年記念式典。	
		四月二十一日、町長・町議補欠選手、上平田貢町長当選。	
		五月九日、初瀬哲夫町長退任。	
		五月十二日、宮内小、鉄筋校舎第一期工事竣工。	
		五月十三日、国分敷根清掃工場稼動。	
		五月二十日、隼人中、校舎防音第一期工事着工。	
		七月十日、小松清吾教育長就任。	
		七月十一日、町献血推進対策委員会に厚生大臣より感謝状。	
		七月十二日、町営運動場夜間照明施設完成。	
		八月一日、日当山春光園、隼人町運営に移管。	
		九月五日、隼人中、校舎防音第二期工事着工。	
		三月三十一日、隼人中、校舎防音第二期工事竣工。	
		五月八日、新田山自然公園・天降川公園・隼人塚駐車場公園完成。	
		六月十七日、森山重義助役選任。	
		七月十日、隼人中、学林地壳却。	
		八月十九日、隼人中、校舎防音第三期工事着工。	
		二月八日、宮内小、校舎建築第三期工事竣工。	
		三月十日、隼人中、防音校舎竣工。	
		十一月二十二日、鹿児島空港線（糸走線）開通。	
		十二月二十七日、能勢勝己教育長就任。	
		一月二十日、隼人中、防音第四期工事竣工。	
		二月一日、国分市城山公園遺跡調査。	
		三月五日、宮内小、創立百周年記念祝典。	
一九七七	一九七六	一九七五	
五一 丁巳	五十一 丙辰	五十 乙卯	
五十二 丁巳	五十三 丙辰	五十四 乙卯	

西暦	年号	内容
一九七八	一九七八	四月一日、上平田貢町長急逝。 五月十五日、新地武則町長初当選。
一九七九	一九七九	七月二十九日、新地武則町長急逝。
一九八〇	一九八〇	九月四日、隼人町長・町議補欠選挙、浜崎直哉町長初当選。 富隈小、校舎増改築・日当山中体育館防音工事竣工。 二月二十八日、富隈小。新校舎（十八教室）完成。 三月七日、隼人中、屋内運動場完成。 五月二日、日当山中、創立三十周年記念祝典。
五十三	戊午	五月八日、小城良暉、町助役就任。
五十四	己未	七月二十五日、小野小、アルミ棒ブール改造。 九月二十六日、姫城地区土地区画整理事業認可。
五十五	庚申	二月二十六日、富隈小、管理棟竣工。 三月二十五日、町立隣保館開設（同和対策事業）。 三月三十日、公営住宅東郷団地開設。 第二春山原農道完成。
五十六		四月一日、町立養護老人ホーム日当山春光園移管。 四月十日、小浜小、創立百周年記念式典、新校舎へ移転。 八月十日、中福良小、ブルーリング竣工。 十一月十二日、町立保健センター起工式。 十二月八日、宮内小、新校舎増築。 十二月十三日、山口勇、町収入役に選任。 一月四日、山口勇収入役就任。 二月十日、宮内小、校舎増築工事。 住吉新田圃場整備事業。

三月三十日、公営住宅東郷団地入居開始。早鈴社小浜同窓会記念碑。

四月一日、町立保健センターオープン。

木房・上野線工事着工。町立隼人保育所園舎新築。松永地区生活改善センター才

ーブン。天降川運動公園運用開始。町営武道場完成。

天降川共同利用施設オープン。長浜漁港整備事業完工。住吉運動公園完成。

宮内地区都市計画事業完工。山城・妙見線舗装工事完工。

六月二十二日、衆議院議員選挙。

七月十三日、女王卑弥呼像除幕式。

八月十九日、小浜小、ステンレス棒ブール竣工。

八月廿八日、小野小、鉄筋三階建校舎竣工。

八月三十日、富隈小、中庭造園完成。

十一月二十九日、日当山小、防音対策工事竣工。

二月八日、県議補欠選挙、姶良郡区藤田嘉則当選。

四月二十日、小鹿野別府橋渡り初め（四一・八m）

四月二十二日、隼人塚団地内小田遺跡B地点発掘調査。

小田西線林道開設事業。小浜海水浴場施設整備。

十月九日、隼人町歴史民俗資料館オープン。

十一月二十八日、小田・小浜地区TV中継局開局。

十一月三十日、日当山小、運輸省防音対策第四期工事竣工。

二月八日、神宮内ニツテンガツテン墓地移転。

二月十六日、町嘉例川出張所移転。

二月二十日、日秀神社持仮堂修復。

三月六日、宮内小、ブール給水施設完工。

三月十二日、隼人中、本館・南校舎落成。

四月二十八日、小野小、創立百周年記念式典・体育館落成。

五月二十一日、県総合防災訓練（天降川）。

一九八一

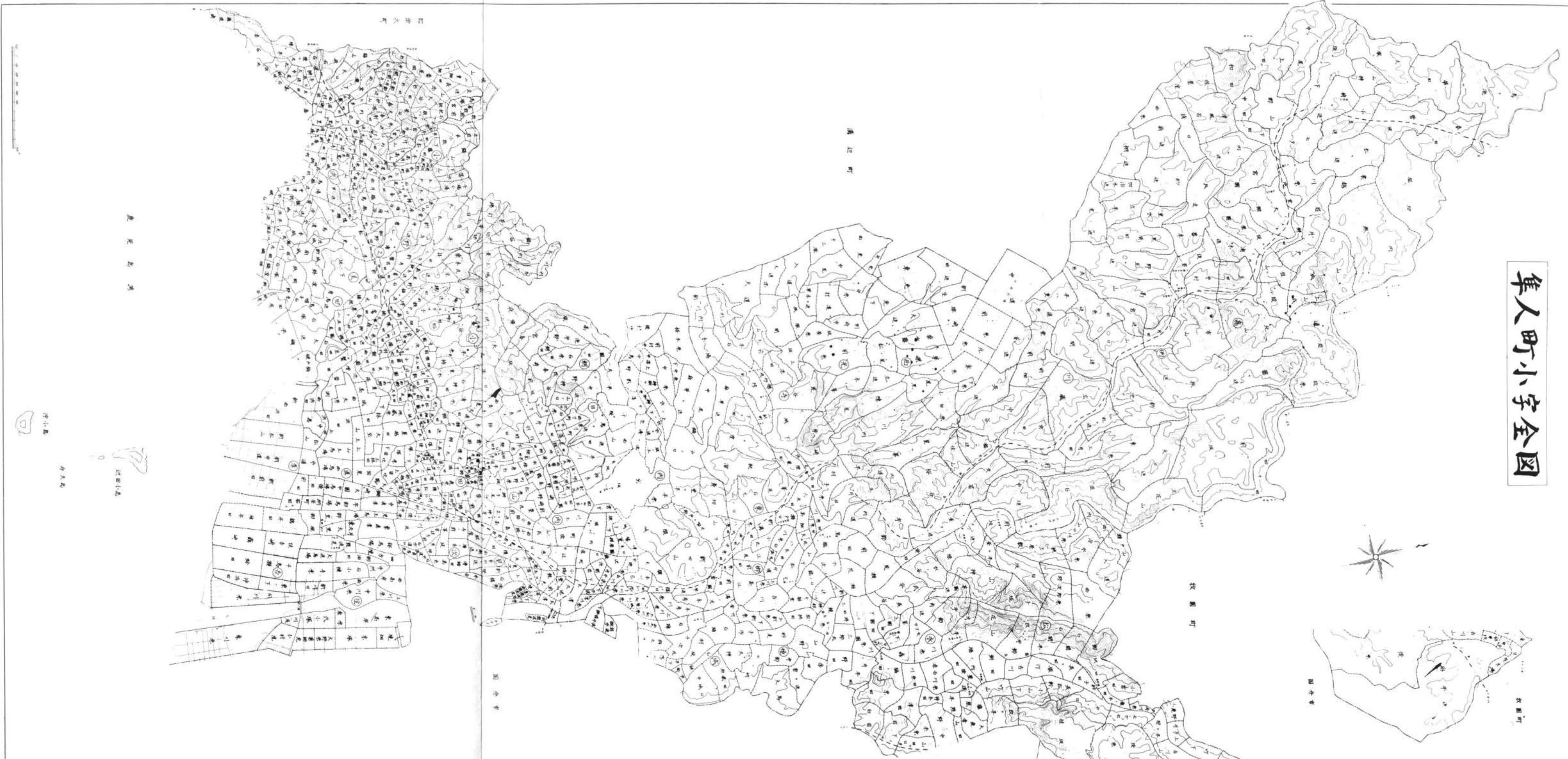
五十五 辛酉

一九八二

五十七 壬戌

西暦	年号	内容
一九八三	五十八 癸亥	東郷中須西公民会サンライフ運動県モデル地区指定。 十月一日、岩城義雄助役に就任。 水田転作割当面積一四一ha。
一九八四	五十九 甲子	十二月七日、宮内小、講堂防音工事完工。 一月十八日、テクノボリスシンポジウムを開く。 二月十八日、隼人中創立三十五周年記念式典。 三月九日、住吉団地入居開始。 三月三十一日、宮内町後（まちうしろ）公園オープン。 四月一日、隼人町農村勤労福祉センター開設。 四月十八日、小野小校長住宅新築。 四月二十四日、町議選挙。水田転作割当面積一三〇ha。 六月五日、天降川河畔コスモス苗植栽。 二月二十八日、国鉄大隅志布志線存続利用促進大会。 三月十四日、隼人中、体育館落成。 三月二十九日、隼人駅前に太陽電池時計設置。
	六十	四月一日、隼人駅前無料自転車駐車場オーブン。小浜地区公園完成。 九州学院大学・第一工業大学に校名変更。 四月二十八日、小野小、創立百年記念体育館・記念碑竣工。 五月二十一日、植樹祭御出席中の天皇陛下鹿児島神宮に御親拝。 五月二十六日、国立霧島病院リハビリ施設等完成。 六月九日、ホテル山月荘四棟全半焼。 六月二十三日、内のアパート二棟全焼。 八月十日、大迫鮮収入役就任。八月二十二日、隼人町農協松永地区泉熱ハウス建設。
	六十一	十一月三日、隼人町合併三十周年記念祝典。

隼人町小字全図



合併三十周年記念事業
隼人郷土誌全一巻

昭和六〇年三月三〇日
印 刷
昭和六〇年四月一日 発行

編集者 三ツ友三郎

発行者 代表者 濱崎哉哉

隼人町 鹿児島県隼人町内山田直哉

発行所 鹿児島県隼人町内山田直哉

印刷所

斯文堂株式会社 教育委員会

鹿児島市南栄三丁目一番地

(落丁・乱丁本はお取り替えいたします)

